

価格政策をめぐる農政の課題と

展開方向に関する経済的研究

宇山 満

# 目 次

序 章	課題と方法	1
第1章	戦後農政論の展望	7
第1節	はじめに	7
第2節	戦後第1期－農業部門内部問題対応期－	8
	1. 生産・貿易政策をめぐる農政論	
	2. 価格政策をめぐる農政論	
	3. 農地制度・政策をめぐる農政論	
	4. 産業調整政策（労働問題）をめぐる農政論	
第3節	戦後第2期－農工間問題対応期－	13
	1. 生産・貿易政策をめぐる農政論	
	2. 価格政策をめぐる農政論	
	3. 農地制度・政策をめぐる農政論	
	4. 産業調整政策（労働問題）をめぐる農政論	
第4節	戦後第3期－国際間問題対応期－	18
	1. 生産・貿易政策をめぐる農政論	
	2. 価格政策をめぐる農政論	
	3. 農地制度・政策をめぐる農政論	
	4. 産業調整政策（労働問題）をめぐる農政論	

第2章	日本経済の動向と農業の地位および役割の変化	25
第1節	はじめに	25
第2節	戦後における日本経済の展開と今後の方向	26
1.	産業構造の高度化	
2.	産業構造転換の将来展望	
第3節	農業の社会経済的役割とその変化	41
第4節	国土構造の展望と農業の役割	44
1.	「全総」の展開	
2.	都市近郊・混住地域型農業開発の課題	
第5節	おわりに	51
第3章	農業政策の現状と政策体系の特質	53
第1節	はじめに	53
第2節	法制度面からみた現状と特質	54
第3節	予算面からみた現状と特質	57
第4節	手段別農業政策の現状と特質	62
1.	構造政策	
2.	生産政策	
3.	価格政策	
4.	国境保護措置	
5.	食品産業政策	
第5節	現行農業政策の基本理念とその体系	80
1.	農業政策の目的体系とその変化	
2.	目的－手段の相互関係と特質	
第6節	おわりに	89

第4章	価格政策の今日的課題と展開方向	
	一品目別価格政策と政策の相互依存性について	93
第1節	はじめに	93
第2節	価格政策の位置づけと役割	94
第3節	主要品目別価格政策の課題と展開方向	98
	1. 米価格政策－市場統制型価格政策－	
	2. 食肉価格政策－市場価格誘導型価格政策－	
	3. 加工原料乳価格政策－市場価格補正型価格政策(Ⅰ)－	
	4. 野菜価格政策－市場価格補正型価格政策(Ⅱ)－	
第4節	価格政策全般の今後の展開方向	121
	1. 価格政策の総合化	
	2. 価格政策と構造政策との関係	
第5節	おわりに	128
第5章	価格政策と生産調整政策	
	調整奨励補助金の経済効果に関する理論的考察	136
第1節	はじめに	136
第2節	モデルの基本的枠組	138
第3節	限界粗収益曲線とこれに基づく農企業の主体均衡	140
第4節	供給曲線に及ぼす影響	143
第5節	食糧の自給自足を基準とした社会的純損失	148
第6節	財政負担に関して最適な奨励金レベルの決定	152
第7節	反収にスライドする奨励金と農産物供給曲線	155
	1. $\alpha$ 型奨励金の場合	
	2. $\beta$ 型奨励金の場合	

3. 固定奨励金と反収スライド奨励金との比較	
第8節 おわりに	180
第6章 価格変化と経営の複合化	
—二毛作の意志決定に対する主体均衡論的接近—	185
第1節 はじめに	185
第2節 基本モデルに関する諸仮定	186
第3節 主体均衡とその図形表示	189
第4節 「完全競争的日雇い労働市場に直面する農家」の場合	197
第5節 主体均衡の《生産物価格》変動効果	201
第6節 おわりに	209
終章 要約と結論	214
文献目録	224

## 序章 課題と方法

日本農業の泣きどころは、日本経済における農業の役割・位置づけが不明確なまま、農政の方向が揺れ動いていることにある。

本論文は、わが国農業さらに農業政策の果たすべきあるいは果たさねばならない役割を明らかにし、今後の農政、なかでも特に揺れに揺れ見直しが見せまられている価格政策をめぐる問題に対して、経済学の立場から本格的な分析・検討を行なうことを目的としている。

近年、わが国農業に対して国の内外からわきおこる厳しい批判の声とともに、現行農業政策のあり方についても各界からさまざまな問題提起がなされてきた。わが国農業・農政をとりまく内外の社会経済環境およびその他諸条件の大きな変化にともなって、いま農業そして農業政策はそのあり方が問われ政策体系の見直しが求められている。そして、その議論の中心に必ずといっていいほど位置しているのが価格政策である。

価格政策は、基本法農政以降、生産政策、構造政策などと並んで主要な農政の3本柱として位置づけられ、わが国の戦後農政において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、いま、価格政策は多くの観点からそのあり方が問われ、価格政策の見直しが農政の重要な課題の1つとなっている。

では、なぜ、いま価格政策なのであろうか。4つの要因が関係していると思われる。まず第1は、財政負担の問題である。価格政策の予算を農林予算全体の中にどう位置づけていくのかに関連している。第2は、近年とくに円高によって増幅されている農産物価格の割高感、内外価格差の問題である。第3は、高価格支持政策がもたらす生産過剰の発生である。そして最後に第4としては、価格政策偏重が農業の構造調整を妨げてきたのではないかという問題である。以上のような諸点から価格政策の見直しが必要とされてきたのである。

さて、価格政策をあつかった研究業績は、第1章の「戦後農政論の展望」で詳しく見る通り、膨大なものがある。しかしながら、そのほとんどが、個々の価格政策を対象として、その詳細な計量分析を行なったもので、大きな枠組の

中で価格政策を論じたものは近年きわめて稀である。日本経済の産業構造の変化を中心とする大きな流れ、さらに政策体系の中に価格政策を位置づけ、政策間の相互依存性にまで考察を進めることが、いまほど求められている時はないとあってよい。

日本経済はいま、技術革新と経済の成熟化とをベースとした長期的な構造転換の方向とともに、近年の急速な円高の進行が生んだ経済の各側面における格差の拡大が、構造調整の必要性を加速化している局面にある。

このダイナミックに動く経済の大きな枠組みのなかで、わが国農業をどう位置づけていくのか、また新しい産業構造のなかで各種の社会経済的役割をどう果たしていくのか、またそれは可能なのか、ということを探り考えていくことがまず必要である。つまり、今後の望まれる経済構造の転換方向を見据えながら、そのなかで農業という産業部門が存在しうる道を考える手がかりを探りださねばならないのである。これが第1の課題である。

そしてさらに、そのために政策は何をなしうるのか。どういう役割を果たさねばならないのか。ここが次に問題となってくる。そのためには、わが国における農業政策の政策体系としての特徴を把握し明確にしておくことが重要な課題となる。農業政策の政策体系は、本来目標と手段の複合的体系といわれているように、目標と手段とが螺旋的累積・重層構造をもち、高次の目標—手段関係の手段が下位の目標となりこれがまた新たな目標—手段の関係を形成しているものである。現行の農業政策がこういうシステムの関係で見てどういう問題点を抱え矛盾を持っているのかを明らかにすることがつづく課題とあってよい。

さて、基本的に、政策的介入・干渉を市場メカニズムの補完的役割を果たすものと、著者は位置づけている。そして、機能面からみて市場メカニズムに代替可能なものとは位置づけない立場に立っている。市場メカニズムのもつ弱点・限界を補正する意味で実施される政策的介入は、当然のごとく、市場メカニズムを通じて、その政策効果の面で相互に大きく影響し合っている。つまり、個々の農業政策は、自己完結的ではなく、市場の力を通じて、さまざまな波及効果を持ち影響し合っているという意味において相互依存関係にあるのである。

「価格は市場のシグナルである」といわれる以上、この相互関係の中心に位置しているのが価格政策であるのも当然のことであろう。価格政策相互間しかり、価格政策と他の政策手段との間についてみても同様である。ある場合には補完関係となり政策効果を増幅し、また別の場合には競合関係となり政策効果を打ち消し合うといった具合である。

価格政策そのものの課題と今後の方向を提示することはもちろん必須のことではあるが、それとともに価格政策を中心とする政策相互間の関係をときほぐすことが、つぎに明らかとしなければならない中心的課題となる。

以上のような大きな課題群に対して、本論文は、近代経済学的思考方法に基づいて考察を進める。まず論点の整理とその批判的検討を行ない、その過程で抽出される重要な問題を、さらに部分均衡アプローチを用いて理論分析を詳細に行ない問題の本質を明らかにするという方法をとる。

本論文は以下のような構成になっている。

戦後わが国においては、国民経済の成長・発展および農業・農村の変化に対応して、農業問題は変貌した農政の展開がみられたわけであるが、農業経済学者・農政研究者は、この政策の揺れ動く様、構造変化を経済学的にどう認識・評価し、政策提案・政策手段の設計をおこなってきたのかを、第1章で考察する。いわば、農政研究のレビューを通じて政策分析の到達点を明らかにすることを目的としている。その際、第2次大戦後を、その中心的政策課題に基づいて、農業部門内部問題対応期、農工間問題対応期、国際間問題対応期という3期にわけ、対象とする政策分野別に、各期に焦点となった農政論の流れを明らかにするという方法をとる。

農業の役割と農政の役割とは、密接に絡み合い分離不可能な問題である。農政の役割を明らかにするには政策の目標と手段との構図が明らかにされねばならないが、農政の目標の設定は、国民経済に対して国内農業が果たす役割に対する正確な認識があつてはじめて可能となるものである。そこで第2章では、戦後における日本経済・産業構造の展開と今後の方向を明らかにし、その経済のダイナミックな流れの中に農業さらに農政をどう位置づけてゆくのかあるい

は位置づけていく必要があるのかを考察する。つまり、今後の経済構造の転換方向を見据えながら、その中で農業という産業部門が存在しうる道を考えようとするわけである。いわば、ここでは政策の目標設定の基礎となる農業の役割論の検討を日本経済の大きな枠組の中で行なうわけである。

一方、農政の問題を考える場合、農業の役割論の検討から導かれる農政の方向性ととも、政策目標と手段との関係という政策体系の特質を理解しておくことが欠くべからざるもう1つの大きな問題である。

では一体、現在行なわれている農業政策はどのような内容でまたどのような方向を向いているのか、つまり政策としての現状はどうか。また、目的-手段の複合的体系といわれる政策体系は、どのような特質をわが国の場合もっているのかまた変化してきているのかを問題にし把握しておくことが必要である。これを行なうのが第3章である。具体的には、法制度面・予算面からの特質の抽出、そして手段別政策ごとの現状と特質の把握をまず行なう。それについて、目的と手段の間で組み立てられる政策体系の特質の明確化にポイントがおかれる。農業政策の政策体系は、本来目標と手段の複合的体系といわれているように、目標と手段とが螺旋的累積・重層構造をもっている。そして、個々の農業政策は自己完結的ではなく、さまざまな波及効果を持ち影響し合っているという意味において、相互依存関係にある。本論文の中心課題となる価格政策をめぐる問題について経済分析を行なうに際して、この政策相互間の関係を理解しておくことは必要不可欠なステップといつてよいだろう。

これらのことを前提として、農政の基本的課題の中から、第4章では価格政策をその対象に選び、現行政策の批判的検討と対案の提示をおこなう。つまり、主要品目別価格政策という側面と、政策相互間の関係という2つの側面から検討を行ない、これをもとに農産物価格政策の課題とそれに答えるために採択される政策の将来の展開方向を提案する。その際、第1の側面としては、米・食肉・加工原料乳・野菜という農産物としての性格も価格政策のシステムとしても異なる4つの品目をとりあげ個々に検討を行なう。第2の側面については、総合的価格政策という価格政策相互間及び生産政策との関係に留意した観点と

いま大きな論点の1つとなっている構造政策との関係という観点という2つの視点から経済学的に分析・検討を行なう。

この第4章における検討・分析を前提として、価格政策と他の農業政策との相互依存関係について、問題を限定して、部分均衡アプローチで理論的に経済学の光をあてたのが、以下につづく第5章と第6章とである。

第5章では、価格政策のマイナスの副産物といってよい生産過剰に対処する生産調整政策（生産政策の一種）を分析対象として、これを経済理論的観点から再評価を与える。具体的には、生産調整政策の政策手段の中から、その対象として調整奨励補助金に焦点をあて、生産者の現実的・短期的反応をもとに構築した基本的モデルを用いて理論的にその経済効果を分析する。すなわち、短期的な供給反応に焦点をあてるために、土地の優劣をモデルの基本概念にすえ、ミクロレベルの生産反応をもとに奨励補助金のもたらす供給曲線への影響を考察し、これを基礎として社会的（国民経済的）な観点からみた損得および政策実施の大きな目的の1つである財政負担に及ぼす影響を厚生経済学的視点から分析を行なう。さらに、奨励金制度の運用に関して、3つの場合を考え、生産調整の政策効果の安定性や財政負担に現われる政策コストの大きさという2つの観点からそれぞれ比較・評価を行なう。

そして第6章では、第4章の総合的価格政策の1つの側面である経営複合的価格政策の問題に関連して、経営の複合化と価格政策との関係について経済理論的な考察を行なう。具体的には、農家の意志決定に経済理論の洗礼を与えた「農家主体均衡論」に、農業生産の季節性の問題を取り入れるというかたちで、時間概念を導入し、経営の複合化に対応可能な方向に主体均衡論を拡張することを第1の課題とする。そして、ここで明らかとなった複合経営農家の行動メカニズムをもとに、価格変化に対する反応を考察し、価格政策との関係について検討することを第2の課題とする。その際、本質を示すためにモデルを単純化し、一般に農繁期である夏季半年と農閑期である冬季半年とに同一耕地で二毛作を行なっている農家を考え、労働市場の存在しない基本モデルの農家と、完全競争的日雇い労働市場に直面する農家というの2つ場合について、その主

体均衡条件と経済的な意味づけを明らかにする。そして比較静学的手法によりその《生産物価格》変動効果をみることによって、政策価格水準の変化と経営の複合化との関係を経済理論的に明らかにするという方法をとる。

そして最後に、終章で本論文を要約するとともに、本論文で分析しきれず残された重要な課題を提起して論文をしめくくることにする。

## 第 1 章 戦後農政論の展望

### 第 1 節 はじめに

戦後の農業経済学・農政学は、経済学・経済政策学一般の例にもれず、急速な分化と専門化の進展で特徴づけられる。それゆえか、過去の展望論文・レビュー等を読み通した後で、戦後の発展・展開の「流れ」ともいうべきものが、細部の詳細な文献指摘のために、薄れているという感をどうしてもぬぐいきれない。そこで、ここでは、戦後のわが国における農政学（なかでも近代経済学的手法・考え方にもとづくものを中心に）の「流れ」を、問題提起と現実農業政策との関連を念頭におきながら、かなり荒っぽさは残るが概説することにする。

戦後の農政をその中心的政策課題あるいはその制約条件によって、段階区分すれば、昭和30年代前半までの「農業部門内部問題対応期」、それ以降の高度成長過程の「農工間問題対応期」、そして低経済成長局面への転換以降現在にいたる「国際間問題対応期」という区分ができよう。この段階区分にもとづいて、これと対応させるかたちで「戦後第1期（1945～60年）」「戦後第2期（1960～75年）」「戦後第3期（1975年以降）」と3期にわけて考えることにする。

また本章は、わが国の戦後期における農政論の展開、つまりその論調の流れを把握し、これを概説することを目的とするが、人別ではなく対象政策分野別に農政論の流れを明らかにしていくことにしたい。ここでは、一応便宜上、政策分野を、食糧政策的フィールドとしては何をどれくらい作るのかという農政の基本的枠組みに関係する「生産・貿易政策」と米を中心とした政策シグナルとしての「価格政策」、構造政策的フィールドとしては農地改革や〈農地法〉の問題を扱う「農地政策」と労働力の産業間移動等を主として考える「産業間調整問題（労働問題）」という4分野にわけて整理することにした。

このような戦後農政の段階区分を横系とし、対象政策分野区分を縦系として、

政策体系の構造変化とこれに対する考え方の変化，言葉を換えていえば，各時期ごとの政策目標とビジョン論の論調の変化および農政に対する「学問的分析方法の進化」ならびに「学問的分析体系の変化」とを，以下では明らかにしとらえようとするものである。その際，農政の政策目標・政策手段およびその関係，さらにはその政策主体と政策の実行可能性には十分注意が払われねばならないのは当然のことである。

ところで，農政論とはいったいどういったものをさすのであろうか。農業政策に関する論争（農政論争）をさすのであろうか，それとも農業政策の理論的基礎である農政理論なのであろうか，あるいは，こうした考えもできる。つまり，農政論は大きくわけて性質の異なる2種のものから成り立っている，というものである。1つは，将来に向かっての政策提言・提案といったビジョン論およびそのための政策手段の設計といった将来指向的なものやその基礎となる予測・推計のたぐいを含むもの，これは「計画的（事前的）農政論」といってよいであろう。もう1つは，過去・現在の農業政策の評価つまり政策の及ぼす経済効果の分析を行なうもの，これは「評価的（事後的）農政論」と呼ぶべきものである。もちろん，この2つは密接に結びついており，過去・現在の政策評価のなかから将来への展望・提言が生まれるわけであるが，そのどちらに大きなウェイトがあるかによって2分類ができると考えられる。

そこで，本章では，政策目標的意識を持ったビジョン論，目標－手段の斉合性・経済効果の分析，政策的問題意識の強い現状分析・シミュレーション分析，以上3分野に主として限定したい。単なる政策批判・見解の違いの表明といったたぐいは本対象からはいっさい除外することにする。

## 第2節 戦後第1期－農業部門内部問題対応期－

1945年（昭和20）の敗戦，そしてその後の混乱のなかから日本経済が再建されるわけだが，農業部門に目を転ずれば，この時期は膨張した人口を弱体化し

た農業生産でいかにして食わせていくかに苦心していた時代である。

これは、いわばシュルツ (Schultz, Theodore W. 米) のいう「食糧問題」を解決する時期に対応する。農業政策の面而言えば食糧増産一本槍の時代、またそのために地主・小作関係といった農業部門内部の問題を解決して、農業生産力をできるかぎりアップさせようとした時代であった。そして、そのための手段として各種の政策がとられた時代といつてよい。

### 1. 生産・貿易政策をめぐる農政論

まず最初に、どんな作物をどれくらい国内でつくるのか、という日本農業の大きな枠組みを示す生産政策にかかわる論議の展開から始めてみることにしよう。ここでは、戦後直後の食糧不足期の食糧確保政策段階の生産や需要に関する研究・論調をとらえるとともに、農業保護論、つまり国境調整政策にかかわる問題も含めて考慮することにする。また、日本農業の大きな枠組みに関するビジョン論も主としてここで取り扱われる。

終戦後から昭和30年代はじめまで（ここでいう戦後第1期）は、一言でいってしまえば食糧不足・飢餓と食糧難からの脱出、食糧増産の時代であった。

飢えた国民にいかにして食糧を確保・供給するのかの必要から、甘藷作を基礎とする輪作式有畜農業を基本政策として提言する大槻正男著『日本農業の進路』（朝日新聞社、1947年）が、まずビジョン論としてあげられるだろう。

また、大川一司の『食糧経済の理論と計測』（日本評論社、1945年）は、近代経済学による戦後日本農業・農政分析の基礎となったという意味で押さえておく必要がある。

さて対外面では、以後のわが国の貿易政策に大きくかかわってくるものとして、アメリカの占領下でMSA協定の受け入れの問題、つまりMSA小麦と呼ばれる援助物資（アメリカにとっては処理の必要に迫られた過剰農産物）の導入問題に関して起こった激しい論争・論戦が展開したことを落とすわけにはいかないだろう。結局、MSA協定は1954年（昭和29）に結ばれ、以後小麦や大

豆等の自給率が大きくなることはないわけであるが、その前夜の論争が現在の日本農業の大きな枠組みを作ったといっても過言ではないだろう。農政面からのM S A 協定批判論文としては、近藤康男の「M S A 小麦と日本の独立」（『中央公論』第790号、1954年7月）があり、余剰農産物の押しつけの側面をその本質として指摘している。また、東畑四郎の「アメリカ農業が日本に持つ意味」（『中央公論』第820号、1957年1月）は、協定締結に直接タッチした人の言葉として注目に値するだろう。しかし、いま振り返ってみた場合、実際には当時の政策目標から見て、選択可能な政策の幅がきわめて小さかったことは一言付け加えておかねばならないだろう。

## 2. 価格政策をめぐる農政論

つづいて、米の問題を中心にすえ、食糧制度や米価算定・米価水準等のとくに価格に関係する政策論の展開に目を移してみよう。本来、1. の問題と区別して論ずることは困難である（とくにこの時期は不可能である）が、ここでは、わが国戦後農政のなかで重要な位置を占めてきた食糧の問題をとりだしてみよう。

この戦後第1期は、米の生産・出荷・配給が厳しい政府の統制下におかれ、一方その裏面では闇米が横行した時代であった。〈食糧管理法〉のもとでいかなる算定方式にもとづいて米価が決定されるべきか、さらに食糧制度（食糧統制）そのものの存在に重要な関心が向けられた時期であった。したがって、こうした問題を取り上げた論文・著書が多くみられる。

そうしたものの1つとして、闇米の需給分析は当時の非常に重要な政策課題であったが、これを計量的にその実態を明らかにしたのもとして土屋圭造の「米流通機構の計量的分析」（『農業経済研究』第31巻4号、1960年3月）がある。

また米価決定方式については、社会経済の変化につれ、1946年（昭和21）から採用された価格パリティ方式はしだいに実情にそわなくなり、所得パリティ

一、生産費及び所得補償方式を中心に種々の米価算定方式・米価をめぐる論議がしだいに活発化した。そうしたとき、小農生産の特質に照らして、米価を生産費によって決定しようとすることは、増産という政策目的達成の手段としては意味がないと主張した井上竜夫の「米価と生産費—小農経済における農産物価格の形成—」（『農業経済研究』第29巻1号、1957年6月）が注目される。さらに、米価問題に関しては、パリティー価格を上回る生産者価格を設定すべしとの意見が出ていることに反対し、労働生産性の低位性の改革こそが必要であると主張した大川一司の「価格体系における米価」（『食糧管理月報』第1巻8号、1946年8月）も落とすわけにはいかない文献であろう。

なお、当時の米価決定方式の論議を知るには、それぞれ後に論文を整理発表した大槻正男著『米価・生産費・地代』（有斐閣、1959年）、碓正夫著『米価問題』（弘文堂、1968年）、加用信文著『農畜産物生産費論』（楽游書房、1976年）等が基本的文献といつてよい。

またこの時期は、食糧統制撤廃問題が社会の各階層をまきこんだ論争をおこなっていたが、次期以後の食管論議とは立場を逆にして、この1952年（昭和27）段階の食管制度撤廃論は、農民サイドからの食管制度批判を基礎・よりどころとするものであった。1950年（昭和25）に政府は湯河原会談として有名となった会談で食管制度の再検討をおこない、財政当局を中心に統制撤廃の方向で意見確認された。しかしながら、インフレーションを恐れた占領当局の拒否に会い、麦だけが間接統制への移行が決まり、米は統制がつづけられることとなったわけである。いわば食糧が不足を極める「食糧問題」段階の食糧統制問題の典型といつてよいだろう。

最後に、経済発展にともなう農業政策、とくに食糧政策の変化について農業保護関税の問題から米価政策の問題まで幅広く分析しているものに、持田恵三稿「食糧政策の成立過程」（『農業総合研究』第8巻2号、1954年4月）があることをつけ加えておこう。

少し視点の異なった財政面からの接近としては、高木文雄の『農業と財政』（財務出版、1956年）が、主として食管・米価に対する分析として興味深い。

### 3. 農地制度・政策をめぐる農政論

農地改革はその後のわが国の農地制度を強く規定し、自作農中心主義という耕作権の強い1952年（昭和27）の〈農地法〉に引き継がれていった。だから、農地制度・政策をめぐる農政論は農地改革の評価からまず出発しなければならない。

その評価をめぐって、とくにマルクス経済学分野を中心に、戦前の日本資本主義論争の再燃というかたちで論争が繰り広げられた。その両者の代表的なものとしては、山田盛太郎稿「農地改革の歴史的意義」（『戦後日本経済の諸問題』有斐閣、1949年）と大内力著『日本資本主義の農業問題』（日本評論社、1948年）とをあげることができる。

この農地改革の評価は、1953年（昭和28）の日本農業経済学会大会においても共通論題「農地改革をめぐって」というかたちで議論されている。こうした各種の諸論説を見るのに、農政調査会『農地改革に関する諸論説』（農政調査会、1959年）は非常に有用な文献である。

これら以外に、農地改革に関する論考として見落とすことのできないものとしては、栗原百寿著『現代日本農業論』（中央公論社、1946年）、加藤一郎著『農地改革』（『法律学体系』第2部、日本評論新社、1953年）、井上晴丸著『農業問題入門』（青木書店、1952年）、石渡貞雄著『農地改革の基本構造』（東京大学出版会、1954年）、阪本楠彦著『日本農業の経済法則』（東京大学出版会、1956年）、山崎春成著『農地改革と日本農業』（大月書店、1957年）、大島清著『農地改革と農業問題』（日本評論新社、1958年）等があげられる。

### 4. 産業調整政策（労働問題）をめぐる農政論

食糧問題に対処しているこの時期、産業調整政策はまだほとんどなかったといつてよい。しかしながら、農村に滞留していた過剰な労働力を対象にした研

究が多数見られた。

まず、国民経済のなかにわが国農業の姿を描き、農業の経済的發展とそれともなう問題を近代経済学的な手法を用いて分析しているものに大川一司著『農業の経済分析』（大明堂、1955年）がある。ここで、農村の過剰人口を限界生産力の相対的低位性として把握し、その存在は平均生産力の均衡に求めるいわゆる「過剰就業と偽装均衡」の概念・理論が打ち出され、次期にこれが過剰就業論として發展してゆくわけである。

また、後の過剰就業論につながるという意味でも忘れてはならないものに、東畑精一編『農業における潜在失業』（日本評論社、1956年）がある。農業が経済の高度成長にまきこまれる前段階における労働力利用の場としての農業という昭和20年代の問題意識を強く反映した古典的文献であり、当時の農村人口問題や農業就業問題の論議のさまが生き生きと描かれている。

経済發展過程における経済と農業との関連を数量的に分析したものとしては、東畑・大川編『日本の経済と農業—成長分析』（岩波書店、1956年）および東畑・大川編『日本の経済と農業—構造分析』（岩波書店、1956年）という共同研究の成果がある。明治初期以来の経済の發展過程における農業の長期動態を、農業・非農業という2部門分析によって、全経済のなかでの構造的把握をおこなったはじめてのものとして特筆できるものである。日本農業の経済他部門との相互関連のもとでの把握を目的となされた昭和30年代初期までのこの分野の集大成といつてよいであろう。以後の研究の芽が随所にみられる。

### 第3節 戦後第2期—農工間問題対応期—

ようやく緩和した米を中心とする主食の需給事情を背景に〈農業基本法〉は1961年（昭和36）に制定されたわけだが、これは明らかに食糧増産一本槍の農政からの転換を目指したものであった。これ以後、農工間の所得格差是正、成長農産物への選択的拡大、構造改善を通じての生産性の向上等を政策目標とし

て、わが国の農政は展開してゆくわけである。

この時期は、農業部門と工業で代表される他の産業部門との間の資源配分調整問題と言う意味でのシュルツのいう「農業問題」（速水佑次郎では「農業調整問題」）が政策課題となってきた時期であり、これを意識して制定されたのが〈農業基本法〉であったと言える。

## 1. 生産・貿易政策をめぐる農政論

1960年（昭和35）前後から以降、ここで言う戦後第2期は、それ以前とは大きく流れの変わった時代だといってよい。第1期では、米の増産、さらに米中心の食生活パターンの維持・回復が農政の基本とされてきたが、この期のはじめには国民の食糧消費は主食一本から、野菜・果物・畜産物等への多様化の萌芽をみせはじめていた。

この期のまず最初の農政上の出来事は、農林省が昭和30年代はじめの米の連続豊作を背景とした食糧消費の多様化に着目して食糧需要分析に乗り出したことであろう。

こうしたおり、食糧需要のパターン変化を的確に予想したのが中山誠記の「食糧消費水準長期変化について」（『農業総合研究』第12巻4号、1958年10月）であった。さらにこれを啓蒙書としてだし話題を呼んだのが中山著『食生活はどうなるか』（岩波書店、1960年）である。

その後のこの需要分析の分野では、佐々木康三や三枝義清および永木正和や川口雅正さらに唯是康彦等により研究が蓄積されている。

また、この時期は種々のビジョン論が乱立した時期でもあった。農林漁業基本問題調査会の『農業の基本問題と基本対策』（1960年）や経済同友会の『農業近代化への提言』（1964年）、さらに日本経済調査協議会の『日本農業のビジョン』（1966年）や国際化に対応した農業問題懇談会の『日本農業の基本構想』（1974年）等があげられる。

一方、投資の経済効果分析については、生産関数を用いた土地改良の経済分

析として清水良平によって始められたことが特筆される。

対外的な貿易政策面では、松岡亮の「貿易の自由化と農業」（『農林統計調査』第10巻5号、1960年5月）が、当時の貿易の自由化問題の所在に有用というだけでなく、日本農業の先を見通した指摘にいま改めて注目される。この期の終わりごろになって、財界を中心とする農産物自由化促進の主張と農業界の保護存続の主張とが真っ向から対立しはじめるが、その中心はむしろ次期にあるとあってよいだろう。

## 2. 価格政策をめぐる農政論

昭和40年代に入ると、米生産の著しい増加と米消費の持続的な減少傾向とがつづき、膨大な過剰在庫の顕在化とその処理および処理コストにも困るようになった。こうした価格支持のマイナスの副産物である過剰の時代を迎えて、食管制度や米価等の問題を扱った論文・著作が数多くあらわれたのも当然のことであった。

そうしたもののなかでも、まず米価凍結論として論議を呼び起こした中嶋千尋の「米価を凍結せよ」（『中央公論』第957号、1967年6月）が注目される。結局およそ2年後に米価は実質据置きとなるわけであるが、これを起爆剤とする論争が種々の雑誌上で繰り広げられた。

ちょうどこの時期は、食管制度改革の論議が高まったときでもあった。

政府の直接管理をやめ市場メカニズムを十分にいかした間接統制を最終の到達点として、そこにいたる経過的段階についての種々の提案と、これに対する既得権益にしがみつく農業団体・販売業者団体の食管制度擁護論のぶつかりあいである。

ちょうどこの時期に間接統制移行を精密に検討している力作として馬場啓之助の「食糧管理制度の改善と改革」（『農業構造問題研究』第31号、1968年10月）がある。馬場はこのなかで、間接統制に移行するためにはどのような前提条件が必要かを明らかにしている。

さらに、小倉武一を中心とする食糧管理制度研究会は、その報告のなかでこうした複雑な数多くの論議を整理・分類している（『農業構造問題研究』第66号、1972年3月 参照）。

また、食糧赤字の増大を反映してか、財政面からの分析も目についたのもこの時期である。膨大な赤字財政の構造と財政負担の内容とその機能に関する分析が、大内力や佐伯尚美や今村奈良臣等によってなされている。

その他の注目すべき研究としては、大森真一郎著『米価政策史』（三一書房、1960年）、村上保男著『穀物価格政策の構造』（弘分堂、1961年）、持田恵三著『米穀市場の展開過程』（東京大学出版会、1970年）さらに桑原正信編『食糧管理制度と米の流通』（『講座現代農産物流通論』第2巻、家の光協会、1969年）、近藤康男編『食糧制度』（日本農業年報第17集、お茶の水書房、1967年）、小倉武一編『食糧制度を考える』（家の光協会、1973年）等がある。

一方、農産物価格政策一般については、井上竜夫の『農産物価格の理論と政策』（大明堂、1967年）が基本的文献としてあげられる。

### 3. 農地制度・政策をめぐる農政論

この期の農地にかかわる問題は、高度経済成長にともなう農地価格の土地価格化と農地の資産価値の増大、さらに資産的土地保有農家の増加という言葉で代表される。この傾向を1962年（昭和37）というきわめて早い時期に指摘していたのが小倉武一の「農業構造改善事業についての提言」（『農業協同組合』第8巻3号、1962年3月）である。

また、農地政策としては、自作農主義から借地農主義への原則の方向転換の手はじめとして借地否定主義から借地容認主義への転換が、〈農地法〉の1970年（昭和45）大改正で確認され、政策の転換がなされたのもこの時期であった。こうした政策転換を先取りしていたのが梶井功であった。梶井著『基本法農政下の農業問題』（東京大学出版会、1970年）や「農地価格の土地価格化」で有名な梶井著『小企業農の存立条件』（東京大学出版会、1973年）は、〈農

業基本法）以後における農地政策との関連の中で農業構造の変化について見ているものとして注目される。

一方、経済成長による地価の高騰との関係で農地の転用に関連して、昭和40年代半ばに地価の理論について新沢嘉芽統と岩田規久男との間で論戦があったことは時代を象徴している。これをそれぞれ整理したものとして、新沢嘉芽統・華山謙著『地価と土地政策』（岩波書店、1969年）と岩田規久男著『土地と住宅の経済学』（日本経済新聞社、1977年）とがある。

#### 4. 産業調整政策（労働問題）をめぐる農政論

この時期になると、節のタイトル（農工間問題対応期）から類推されるように、経済の高度成長過程で農業部門から他産業部門へ労働力の流出というかたちでの農業人口の急激な減少がみられ、農業労働力をテーマとするいくつかの力作が発表されている。

まず、「過剰就業と偽装均衡」の理論に代表される過剰就業論については、大川一司を中心とする農業問題の近代経済分析グループ（TEA研究会）のメンバーによる膨大な研究の発展と蓄積がある。その代表的なものとして、大川編『過剰就業と日本農業』（春秋社、1960年）と大川編『日本農業の成長分析』（大明堂、1963年）とをあげることができる。

次に、経済の発展プロセスでの労働力の移動に関しては、並木正吉と梅村又次の貢献が目立っている。

当時、流行語の1つともなった並木正吉の『農村は変わる』（岩波書店、1960年）は、農村の構造変化の底流を労働力面からいち早く指摘し、将来の日本農業の姿を予告したという点で重要な位置づけがなされてしかるべきものであろう。さらに並木は『農業総合研究』誌上を中心に農業労働力の流出による農業の構造変化の問題に対して統計分析を行なっている。

また、戦前における農業人口の固定性とこれと対照的な戦後の農業人口の減退について詳細な統計分析を展開している梅村又次の『賃金・雇用・農業』

(大明堂, 1961年)も注目すべき文献である。このなかで梅村は、労働力の産業移動については主として就業機会説でプル要因を、賃金格差説でプッシュ要因を説明している。

これ以外にも、農家労働力の流失メカニズムについての研究は膨大なものとなるが、代表的なものとしては、逸見謙三、増井幸夫、井上竜夫、舘斉一郎等による理論的・実証的研究があげられる。

一方、農家数や労働力の将来予測については、マルコフ過程論的分析によって農家戸数や農業労働力が終局的に収束する値を推計した神谷慶治の一連の研究、さらにこれを発展させた清水良平の多数の研究蓄積がある。マルコフ分析は、推移確率と2時点の周辺分布から一定の変動仮定をもつ定差方程式体系で接近し、終局値や平均余命を指標に吟味するものであり、経済理論面でのチェックがある限りきわめてすぐれたものであるといえる。代表的なものとして、神谷慶治の『日本農業の可能性』(勁草書房, 1966年)と清水良平の「わが国における人口移動と産業の地域構造」(『農業経済研究』第36巻1号, 1964年6月)とをあげておこう。

さらに、まだ農政上の直接の大きな問題とはなっていないが、次期に大きな政策対象となる兼業農家に関する論議のはしりとしては、並木正吉による「兼業農家問題の新局面」(『農業総合研究』第25巻2号, 1971年5月)がある。

#### 第4節 戦後第3期－国際間問題対応期－

1975年(昭和50)ごろを境として、日本も含めた世界経済全体が低経済成長局面に入ってゆくと考えられるわけであるが、低経済成長局面への移行により経済全体のパイそのものの伸びが小さくなるため、当然のように国内での農業・農政に対する風当たりも強くなって来る。しかし、これとともに海外との関係が日本自身が先進国になったということ以外でも重要となって来る。つまり、高度経済成長期には需要の増加、食生活の高度化によって輸入が増大し、農産

物輸出国の要望を満たしやすかったが、低成長期になると輸入の増大も思うにまかせず日本農業・農政への海外からの風当たりも強くなるのである。いわゆる国際的視野から日本農業・農政のあり方を論じ、国際間の問題に対応することが不可欠となったときとってよい。

## 1. 生産・貿易政策をめぐる農政論

政策構想フォーラム『牛肉輸入自由化案－国際協調と国内農業発展の両立を目指して』（1978年）、全国農業協同組合中央会『1980年代日本農業の課題と農協の対応』（1979年）、農政審議会『80年代の農政の基本方向』（1980年）、農政審議会『21世紀へ向けての農政の基本方向』（1986年）、少しピックアップしただけでこれだけの日本農業に関するビジョン論が出され論議を呼んだ。そうした時期がこの戦後第3期である。自由化要求という外圧と財政面からの内圧が農政を揺り動かそうとしている時期である。

貿易政策面では、主として牛肉やオレンジの自由化問題をめぐって論争が幾度となく繰り返された。

まず、1987年（昭和53）に出された速水佑次郎の「農産物貿易自由化の設計」（『季刊 現代経済』第31号）を軸に第1回目の論争があった。これ自身はアメリカの牛肉の自由化要求に対して不足払いと組み合わせたかたちの政策提案であるが、その前提としてとっている牛肉の価格弾力性の大きさとその安定性の問題に論議は集中した感がある。

第2回目の論争は、唯是康彦の「牛肉・オレンジは自由化できる」（『エコノミスト』第60巻49号、1982年11月16日）と藤谷築次・武部隆の「オレンジ自由化の衝撃は大きい」（『エコノミスト』第61巻3号、1983年1月25日）というシミュレーション分析に基づく論争に始まり、「シンポジウム 牛肉・オレンジの輸入自由化問題」（『季刊 現代経済』第53号、1983年4月）でそのピークをむかえたといえるものであった。

このシンポジウムにおいては結局のところ、根本的な認識の違いは、保護水

準を下げれば農業の産業規模の絶対的縮小のテンポが早まるという見方と、保護をはずしていかないとかえって縮小テンポが早まるという見解の違いにあるようである。産業調整のタイムスパンをどのように考えているか、つまり構造改善の進展の基礎となる「土地革命」が長期的にみておこりうるのかどうかのポイントがあつたといえる。

この貿易と関連した分野では、農業保護費用の計測が、速水佑次郎を中心に本間正義や川越俊彦等によって精力的になされた。その代表的なものとしては、速水・本間の『国際比較からみた日本農業の保護水準』（政策構想フォーラム、1983年）や本間の『日本の農業財政の特質』（政策構想フォーラム、1985年）をあげることができる。また、農業保護・貿易の問題を本格的に論じた文献としては、神谷貢・是永東彦編『農業保護と農産物貿易問題』（農林統計協会、1985年）が非常に参考になる。

次に、農業補助金の機能およびその構造については、今村奈良臣が包括的な分析を多数発表している。さらに農業補助金の経済効果の計測面については、わが国農業構造をめぐる因果関係からマクロ計量経済モデルをつくったうえ、シミュレーション分析を通じて補助金等の経済効果を計量的に把握しようとしたものに黒柳俊雄を中心とした一連の研究蓄積がある。

土地改良投資や農業水利投資等の経済効果についても、主として費用・便益分析によって慶野征翁や堀内久太郎の研究があげられる。

なお、この種の経済効果の計測の最近のものとしては、高嶋正彦・黒柳俊雄編『農政の経済分析』（明文書房、1981年）がある。

一方、研究開発・技術普及・農業投資の評価といった研究がすすんだのもこの時期であつた。農業技術の研究開発投資がもたらす社会的効果を評価する研究は主として費用・便益分析を用いてすすめられた。こうしたものの代表としては、秋野正勝による米の品種改良、増井幸夫による家畜人工受精に関する分析があげられる。また、秋野はこれとともに技術普及の生産関数のシフト要因としての機能も計量している。技術普及の研究については、これ以外にロジスティック曲線等の手法を用いてその要因分析が、稲本志良、崎浦誠治、大塚啓

二郎らによってもすすめられた。

需要分析の分野では、沢田裕によるロツテルダム・モデルの適用や内山敏典の回帰主成分分析を用いたものが注目される。

## 2. 価格政策をめぐる農政論

1970年（昭和45）に米の過剰対策（生産調整）は始まったわけであるが、この時期はほとんどすべての農産物に過剰が及んだ時期であり、農産物の過剰問題とそのため需給調整対策に関するものが多数日の目を見たときであった。

そうしたなかでも、梶井功・藤谷築次稿「農産物過剰の現代的性格」（梶井編『農産物過剰』明文書房、1981年）は、過剰と需給調整の概念がきわめてよく整理されているものである。その他著作としては、先の論文を含む梶井編『農産物過剰』や土屋圭造編『農産物の過剰と需給調整』（農林統計協会、1984年）、武藤和夫監修『野菜の需給動向と需給対策』（筑波書房、1985年）等が基本的文献としてあげられよう。

一方、食管制度については、石渡貞雄編『食管—八〇年代における存在意義—』（日本農業年報第28集、お茶の水書房、1980年）や今村奈良臣編『転機に立つ食管制度』（家の光協会、1979年）等があるが、むしろ計量面から制度に光をあてようというものがいくつか目についた。

食管制度に対して計量のメスを入れようとした最初のものは、唯是康彦の「米麦の需給モデル—食管制度のシュミレーション—」（『農業総合研究』第32巻1号、1960年1月）であろう。とくにこの論文は、政策過程を制度方程式としてモデルに組み入れて計測を実施したことに大きな意義を持っていると思われる。

ほかに食管制度の分析としては、鴫田忠彦稿「食糧管理制度の政治・経済分析」（『季刊 現代経済』第44号、1981年9月）があるが、これは制度の簡単な厚生分析とともに制度の政治的決定過程を研究の対象にしている点に特徴がある。また同様の厚生分析については、生産調整も含めた米価支持政策の社会

的費用の計測が大塚啓二郎によってなされている。

米価支持政策の所得分配面に関する研究としては、沢田学や増井幸夫によって機能的分配の視点から所得補償機能を詳細に分析したものがある。こうした米に対する研究の最新の成果をまとめたものとしては、崎浦誠治編『米の経済分析』（農林統計協会、1984年）や山田弘・桜井倬治編『コメの経済学』（富民協会、1984年）がある。

農産物価格政策一般では、白川清や常盤政治や北出俊昭の研究業績が目だっており、価格安定政策に関しては永木正和や上路利雄さらに武部隆による計量分析、吉田十一による理論的分析等の一連の研究蓄積がなされている。

### 3. 農地制度・政策をめぐる農政論

土地利用型農業の生産性を上げるため、規模拡大に向けて、1975年（昭和50）に〈農業振興地域の整備に関する法律〉（農振法）が改正され農用地利用増進事業が始められたが、さらに1980年（昭和55）制定の〈農用地利用増進法〉によって借地容認主義から借地促進主義へ借地農主義が強化された。

こうした時代のさまが実によく示された基本的文献として、梶井功の『農地法的土地所有の崩壊』（農林統計協会、1977年）があげられ、それ以外には、小倉武一、今村奈良臣、関谷俊作等による研究業績に注意が必要であろう。また近年では、武部隆や宮崎猛の土地の利用権・賃借権に関する研究も注目される。

日本農業、とくに土地利用型農業の再編に関して、将来像をどこに求めるのか、またどういった調整過程がとられねばならないのかが、この時期最も論議的となったといつてよい。

それ以前から議論はされてきたが、その起爆剤となったのは、その論理の荒さゆえか、やはり「NIRA報告書」（総合研究開発機構『農業自立戦略の研究』1981年）およびその普及に努めた竹中一雄、叶芳和の各論説であろう。

将来像の違いについては、最近、速水佑次郎著『農業経済論』（岩波書店、

1986年)、磯部俊彦・常盤政治・保志恂編『日本農業論』(有斐閣、1986年)、梶井功著『現代農政論』(柏書房、1986年)という3冊の本でそれぞれの立場から整理されたかたちで出版されている。参考となろう。

また調整過程については、米価水準を上げたほうが農地の流動化がすすむのか、それとも下げたほうがよいのかで論議が進展したが、まだ説得力のある結論は出されていないように見える。経済理論的につめたかたちで、波及効果も含めた影響を整理・考察するような研究が期待される。今後の重要な課題となろう。

さて、少し視点の異なったものとしては、樋口貞三による経営耕地規模別農家数分布の構造変化パターンの統計分析がユニークなものとして非常に興味深いものである。その理論的な説明には問題が残っているが、この今後の進展には注意が必要であろう。

また、農家階層構造変動の統計分析については、『農業総合研究』誌上を中心になされた須永芳顕のセンサスを基にした研究が注目される。

#### 4. 産業調整政策(労働問題)をめぐる農政論

国民経済の大枠のなかで農業を位置づけてみていこうというものに、産業連関表による分析がある。この分野では、鈴木忠和、館育一郎、小野寺義幸、清水良平等によって、国民経済の高度化の過程のなかで経済全体から受ける影響の変化を解明しようとした研究蓄積がある。さらに地域分析にもしばしば応用されるようになったが、そうしたものの代表としては、清水稿「農業およびその関連産業の分析—地域産業連関表による—」(『農業総合研究』第29巻4号～第30巻2号、1975年4月～1976年2月)をあげることができよう。

さらに少し視点の異なったものとして、農産物価格政策が農業の雇用調整・産業調整に対してどういったインパクトを与えたかを労働移動性関数の計測によって数量的に分析しているものとして黒田諠の「農産物価格政策と労働の産業間移動」(逸見謙三・加藤讓編『基本法農政の経済分析』(明文書房、1986

年)があげられる。

低経済成長局面に移行しておこった兼業農家の「滞留構造」が多くの論者によって指摘されている。兼業農家をめぐる論議については、田代洋一稿「兼業農家論をめぐる諸問題」(『農林金融』第33巻5号, 1980年5月)が参考になる。さらに井上和衛や御園喜博や酒井醇一の研究蓄積も落とすことができない。なお、兼業農家の農政上の位置づけといった兼業農家論については、1981年(共通討論「80年代日本農政の選択」)と1982年(共通討論「兼業農家問題と日本農業」)の両年にわたって日本農経学会大会で繰り広げられた論戦が、その立場の違いがはっきりしていて興味深い。

## 第2章 日本経済の動向と 農業の地位および役割の変化

### 第1節 はじめに

21世紀まであとわずか10年余、いまや21世紀へ向けての長期ビジョン、花盛りの感がある。1986年（昭和61）11月には、農林水産省が『21世紀へ向けての農政の基本方向－農業の生産性の向上と合理的な農産物価格形成を目指して－』と題する農政審議会報告を發表し、一方翌1987年（昭和62）6月には、経済企画庁が『21世紀への基本戦略－経済構造調整と日本経済の展望－』という総合的な長期展望を世に問うている。

わが国をとりまく国際的環境が大きく変化し、社会経済に多くの不確定要素が渦巻く現在ほど、構造転換の方向とそこへいたる道筋を示し得るような長期的展望が求められている時はないとあってよい。

一方で技術革新と経済の成熟化とをベースとした長期的な構造転換の方向が求められ、他方で近年の急速な円高の進行が経済の各側面で格差の加速化現象を生み、構造調整の必要性を加速化しているという現実がある。

結局、国際協調のもとで対外不均衡を是正しつつ、しかも経済の活力を失わないかたちで、経済成長の成果を国民生活の質の向上に振り向けるような経済構造の転換をはかることが求められているわけであるが、こうした経済の大きな枠組みのなかで、わが国農業をどう位置づけていくのか、また新しい産業構造のなかで各種の社会経済的役割をどう果たしていくのか、またそれは可能なのか、ということを探り考えていくことが本章の主たる課題である。つまり、今後の望まれる経済構造の転換方向を見据えながら、そのなかで農業という産業部門が存在しうる道を考える手がかりを探りだそうとするわけである。

まず第2節では、わが国の戦後経済を産業構造の質的变化の過程と産業立地の移動の両面から概観し、産業構造の変化のプロセスを明らかにする。そして

こうした過去の傾向をもとに、産業構造変化の基本的要因を踏まえた産業構造の将来展望をおこない、ここにいたる産業構造調整の過程での農業・農政の対応についても考えることにする。

第3節では、農業が国民経済において果たしてきた役割を歴史的に振り返りつつ、新しい産業構造のなかで今後果たすべき、あるいは果たしうる社会経済的役割とは何かという点について検討をおこなう。

第4節では、農業のもつ地域性、地域基盤産業という特性ゆえに、国土空間構造の利用再編成の必要性を指摘するとともに、農業の役割のなかで「緑の空間と国土・自然環境の保全」という役割が、将来ますます重要になることを明らかにし、そのためにはいま何をしなければならないかを考え、そして第5節で本章をしめくくる。

## 第2節 戦後における日本経済の展開と今後の方向

### 1. 産業構造の高度化<sup>(1)</sup>

産業発展には世界各国に共通してみられるパターンが存在している。国民経済の発展に対応して、どの国でも、産業構造は一定の法則的な変化を示してきたといわれている。そして、その変化が発展の段階を示す1つのメルクマールとされてきたのである。

そうした法則的な変化を代表するものに、国民1人当たり所得水準が高まるにつれて、就業人口（および生産所得）が、相対的に第1次産業から第2次産業へ、さらに第3次産業へと比重を移してきたという現象がある。これは、最初にこの一般法則を発見したペティ（Petty, William 1623～87, 英）の名にちなんで「ペティの法則」と名づけられている。もともとこのペティの法則は、労働力構成の変化について立てられたものであるが、所得構成についても検出できる。クラーク（Clark, Colin 英）やクズネッツ（Kuznets, Simon 米）

表2-1 産業発展パターンの要約（3部門構成）

	① 労働力構成比		② 所得構成比		②/① 相対所得 (比較生産性)	
	時系列分析	横断面分析	時系列分析	横断面分析	時系列分析	横断面分析
第1次産業	低下	低落	低下	低落	(1以下) 低下	ほぼ不変
第2次産業	不明確	上昇	上昇	上昇	(1以上) 上昇	低落
第3次産業	上昇	上昇	不明確	わずかに上昇 (安定的)	(1以上) 低下	低落

注；1)「不明確」とは傾向を一般化できないケースをいい、全体としては横ばい、ないしは微増である。

2)宮沢健一著『産業の経済学』東洋経済新報社、1975年より転載。

によって検討された労働力と所得の産業構成変動の分析結果は、表2-1のように要約されている。

このような経験法則が成立する要因としては、以下の3つのことが考えられている。まず第一は、第1次産業のほとんどの生産物の所得弾力性が小さく、所得が増えたほどには需要の伸びが見られないことである。つまり、消費者の有効需要が、所得水準の上昇につれて、第1次産業の生産する必需財から第2次・第3次産業の贅沢財的性格のより強い財・サービスに移っていくという需要面の要因が考えられる。第2としては、第1次産業は収穫逡減法則に従うのに対して、第2次産業では逆にほぼ収穫逡増法則に従い、第3次産業の若干の部門でもこれがみられることである。そのために第2次・第3次産業になるほど、資本装備率を高め、多面的な規模経済をともなう技術革新を採択しやすく、それによって動態的に資本利潤率も賃金率もともに増加させやすいという供給面の要因があげられる。第3の要因としては、第1次・第2次産業の生産物は運搬可能で国際貿易の対象となり得るのに反して、第3次産業の生産物は金融その他の若干のサービスを除いて、それが不可能なことがあげられる。こうした3つの要因が相互に作用しあってベティの法則が成立しているのである。

ところで、こうした産業構成の変化という数量的な経験法則成立の前提として、わが国の場合については、明治期にそうであったように、工業化に先行して「農業余剰」の形成・蓄積が不可欠であるという質的経験法則が先行している点を認識しておく必要がある。

さて、産業構造の変動は、産業全般の構成比の変動だけではなく、第2次産業内部における構成変化にも認められる。この点について、ホフマン (Hoffmann, Walther Gustav 独) は、第2次産業の近代化過程では、消費財産業よりも投資財産業の比率が大きくなるということを「工業化指数」によって発見した。これは「ホフマンの法則」といわれている。しかし、近年の産業連関分析の成果によると、実は発見したのは「重化学工業化」という経験法則であって、消費財・投資財産業という最終用途別の2部門分割による構成比の傾向法則ではなかったということがわかっている。

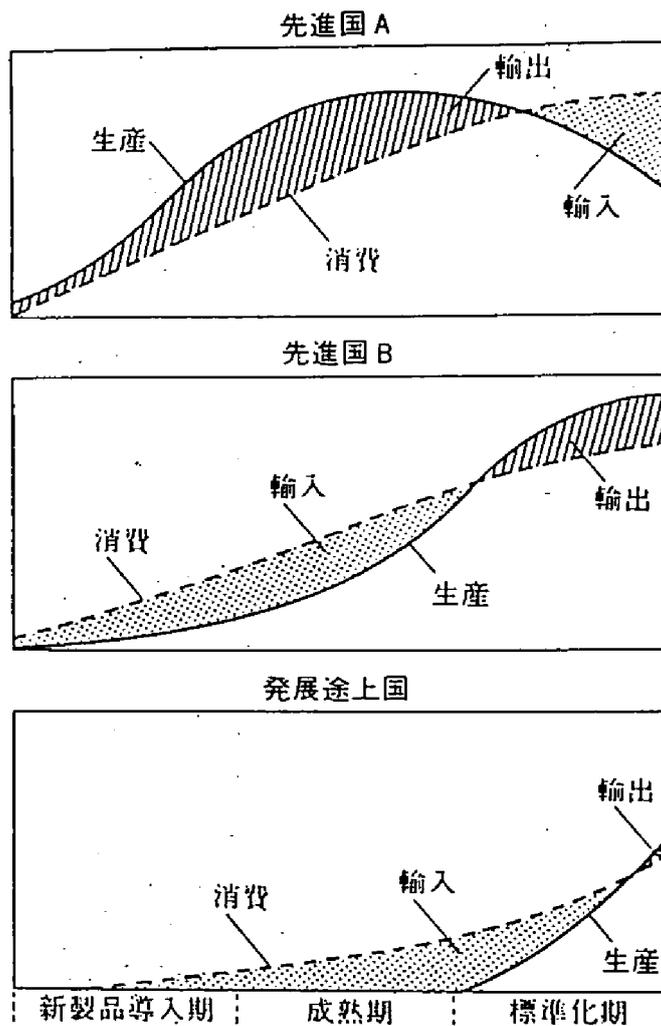
部門構成の変化という局面に重点をおけば、経済の発展はサービス産業の比重をも拡大させ、サービス産業と物財産業との活動関係そのものにも変化を生んでいる。フュックス (Fuchs, Victor Robert 米) は、就業人口における非物財部門に従事する就業者比率が、物財の生産に従事する就業者比率を超えた事実、サービス経済化の指標を求めている。

ところで、経済発展段階差に応じて産業構造がとる個性を類型化するには、「国内生産」「国内消費」「輸出」「輸入」という4つの断面をとらえ、この動きを比較することが必要である。こうした考えにもとづいて、発展途上国(後発工業国)についてそのパターンを一般化したものが、「輸入→国内生産→輸出」という流れを考える赤松要の「雁行発展形態」である。そして先進工業国についてその発展パターンを「国内生産→輸出→輸入」というかたちでみたものが、ヴァーノン (Vernon, Raymond 米) による「プロダクト・サイクル論」である。このあたりのプロセスを模式的に示したのが図2-1である。この考え方にそって戦後の日本経済の変化をみていこう。

プロダクト・サイクル論によれば、産業発展のパターンの第1段階は新産業の導入期である。戦後のわが国では、1950年代の前半からの新技術を導入し国内市場開発のすすんだ時期がこれにあたる。とくに1950年(昭和25)の朝鮮戦争をきっかけとして軍需品の下請工場が特需景気にわき、石炭、鉄鋼、紡績などの工業が発展した。しかも、この特需景気以降も国内市場の急速な拡大に対応して、石油化学、鉄鋼、合繊、建設などの重化学工業化路線をひた走りに走るようになった。

第2段階は、海外市場へ向けて輸出が急激に増大する時期である。これは1960年代前半から後半にかけてであり、重化学工業の国際競争力が強まり、輸出が大幅に伸びた時期である。乗用車の輸出比率は、1960年(昭和35)にはわずかに4.2%にすぎなかったが、1970年(昭和45)には22.8%、1980年(昭和55)には55.4%と生産の半分を輸出するようになった。鉄鋼(普通鋼鋼材)の輸出比率も1960年の13.2%から1970年には24.4%、1980年には27.6%へと急増した。家電製品についても同様な動きがみられる。また国内需要の増大に対しても、

図2-1 新産業とプロダクト・サイクルの過程



注：1) 生産と消費は実線および点線の曲線で、輸出と輸入は生産・消費の2曲線の差の面積部分で、それぞれ示される。  
 2) 出典は表 2-1に同じ。

スーパー、住宅産業、コンピューターなど新しい業種が成長し、カラーテレビ、クーラー、カーという3Cブームがおこった。

第3段階は、輸出先の発展途上国が低賃金を武器として国際競争力を強化してくるので、繊維、造船、鉄鋼、非鉄金属など重厚長大型の産業は、これらのNICs（新興工業国）諸国との競争に敗れて、むしろそれらの国から製品を輸入するか、または、主として工場設備を現地に移転する段階である。同時に、先進工業国に対する輸出においても国際経済摩擦が激化して、現地企業を創設し、現地工場製品が輸出製品にとってかわる段階である。

この産業構造再編の第3段階になると、石油化学、化学肥料、アルミ精練などの素材産業は、2度の石油危機によるエネルギーコストの上昇、需要の減退、過当競争、国際競争力の喪失によって、急速に衰退の道を行き落ちていった。それと対照的に、エレクトロニクスを中心とした加工産業が主役につき、いわゆるマイクロ・エレクトロニクス革命の担い手となった。また機械部門では、自動制御工作機や産業用ロボット、コンピューターによる設計・製造などのファクトリー・オートメーションが進展し、加工精度を高め、省エネルギー・省力化を進め、生産工程の合理化を可能にした。

事務部門では、オフィス・オートメーション化がすすみ、省力化と事務合理化に威力を発揮している。また、マイクロ・エレクトロニクス技術は、時計、カメラ、家電製品、医療器具、自動車などあらゆる製品に新しい機能を加え、品質の向上をもたらしている。このような軽薄短小型の製品に対する需要を創造し、欧米を中心として、急激に輸出を伸ばしていった。

トフラー（Toffler, Alvin 米）が『第三の波』（The Third Wave, 1980年）で論じているように、エネルギー消費が少なく、情報を基本的な資源とする新しい第三の波ともいべき文明のもとでは、かつての産業革命（第二の波）以来、繁栄をきわめてきた素材型産業は、大量のエネルギーを消費し、巨大な産業廃棄物を吐き出し、しかも長時間労働、非熟練労働、反復作業、企画化された製品に象徴されるような古典的産業として、衰退の道をたどることになったのである。

それらに代わって21世紀を支配するのは、エネルギーにエレクトロニクスとコンピューター、宇宙産業、海洋開発、生命工学を活用した生物学産業であり、マハループ (Machlup, Fritz 米) のいう情報化時代 (または知識産業社会) およびベル (Bell, Daniel 米) のいう脱工業化社会の到来が予想されるのである。

このように工業では、情報化、サービス化が進展したが、国民の消費支出においてもモノ離れが進み、レジャー、文化、教養費への支出が高まっている。家計消費支出のなかで、1965年 (昭和40) には、モノに対する支出が67.5%、サービスに対するそれが32.5%であったのが、1982年 (昭和57) には、モノ支出が56.6%に減少し、サービス支出が43.4%に上昇している。つまり、1980年代に入ると耐久消費財はゆきわたり、人々の要求はモノよりも人間らしい生活をおくることに重点が移り、さらに週休2日制の普及など余暇が増えるのにつれて、スポーツや旅行、外食などのサービスに対する支出が増加していった。そのうえ人々の価値観が個性化、多様化して、それが趣味や教養などの消費生活に反映されるようになったのである。

このように、所得水準の向上と余暇の増大、都市化の進展、高学歴化などの社会環境の変化は、新しいサービス需要を増大させて、それがサービス産業の発展を誘発させ、情報関連産業の発展を促した。また、モノに関する消費生活面でも、生活の社会化がすすむにつれて、外食、惣菜サービス、宅配サービスなどに対する需要が増大し、1980年代には本格的なサービス経済化時代を迎えたのである。

したがって、就業人口および国内純生産の産業別構成の変化によって産業構造の変化をみると、ペティの法則 (およびコーリン・クラークの法則) が当てはまり、第1次産業は一貫して相対的に衰退をつづけている。第2次産業は、1970年代前半を転機として、それまでは、相対的に拡大してきたが、その後は徐々に比重を低めている。これと対照的に、第3次産業は、相対的に伸びつづけ、とくに1970年代後半以降、わが国経済のサービス化・ソフト化に対応している (表2-2参照)。なかでも、金融・不動産、電気・ガス、卸・小売業を除

表2-2 純生産・就業人口の産業別構成比

年度 (昭和)	国内純生産の構成比			就業人口の構成比		
	第2次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
30年	23.1(%)	28.6(%)	48.3(%)	41.1(%)	23.4(%)	35.5(%)
35年	14.9	36.6	48.8	30.2	28.0	41.8
40年	11.2	35.8	53.0	23.5	31.9	44.6
45年	6.1	41.8	52.1	17.4	35.2	47.3
50年	5.5	37.3	57.2	12.7	35.2	51.9
55年	3.6	37.6	58.8	10.4	34.8	54.6
60年	3.1	37.5	59.4	8.8	34.3	56.9

注：国内純生産は経済企画庁「国民経済計算年報」、  
就業人口は総理府「国勢調査」により作成。

いたサービス関連産業において、就業者の伸びが著しい。

以上述べてきたように、産業の主座が素材型産業からエレクトロニクス産業へと移っていくにつれて、産業の立地構造にも変化がおこってきている。

素材型産業の発展がめざましかった高度経済成長期においては、工業の立地は3大工業地帯を含めた太平洋ベルト地域に集中し、これらの地域の過密問題と東北・九州・中国地方などの中山間部における過疎問題とが相呼応しておこった。1960年代前半には、いわゆる拠点開発方式によって、この産業立地の歪みを修正する政策が実施され、水島、鹿島、大分のように新産業都市としてめざましい発展を遂げた都市もみられる。

しかし1973年（昭和48）、1978年（昭和53）と2度にわたる石油危機によって、重厚長大型・素材型のコンビナートは崩壊の危機に追いこまれ、これらの資源多消費型かつ公害多発型の臨海工業都市は衰退に向かった。石油危機以降、急成長した軽簿短小型のエレクトロニクス、メカトロニクス、ファインケミカル、セラミックなどの新素材の生産を担う新しい先端技術産業は、きれいな空気と水、および誠実でしかも安い賃金に耐えうる労働の豊富な後進県で、しかも飛行機輸送を利用できる内陸臨空工業地帯に立地するようになったのである。

さらに、これらの先端技術産業の地方都市への立地移動を後追いするかたちで、1984年（昭和59）からは、地方に高度技術集約都市、いわゆるテクノポリスを建設し、地方経済の活性化をはかろうとする産業立地政策が実施に移され、すでに14地域がテクノポリスの指定を受けている。

## 2. 産業構造転換の将来展望

現在、わが国の産業構造には、2つの変化の流れがみられる。

第1は、技術革新と経済の成熟化による「長期的な変化」である。つまり、1つには、エレクトロニクスを中心とする知識集約化・技術集約化をすすめる技術革新の流れに対応して、素材・エネルギー関連産業が相対的に縮小し、加工組立て産業と知識・情報を活かしたサービス産業が拡大するという構造変化

の方向という供給サイドから生まれる変化である。そして、もう1つは消費需要の高度化・多様化やいまだ充足度の低いサービス需要の拡大を目指す需要サイドから生まれる変化である。

第2は、現在の「円高」という国際競争条件の急速な変化のもとで、産業構造の変化の必要性がいつそう高まり、雇用や設備の面で調整を迫られているということである。

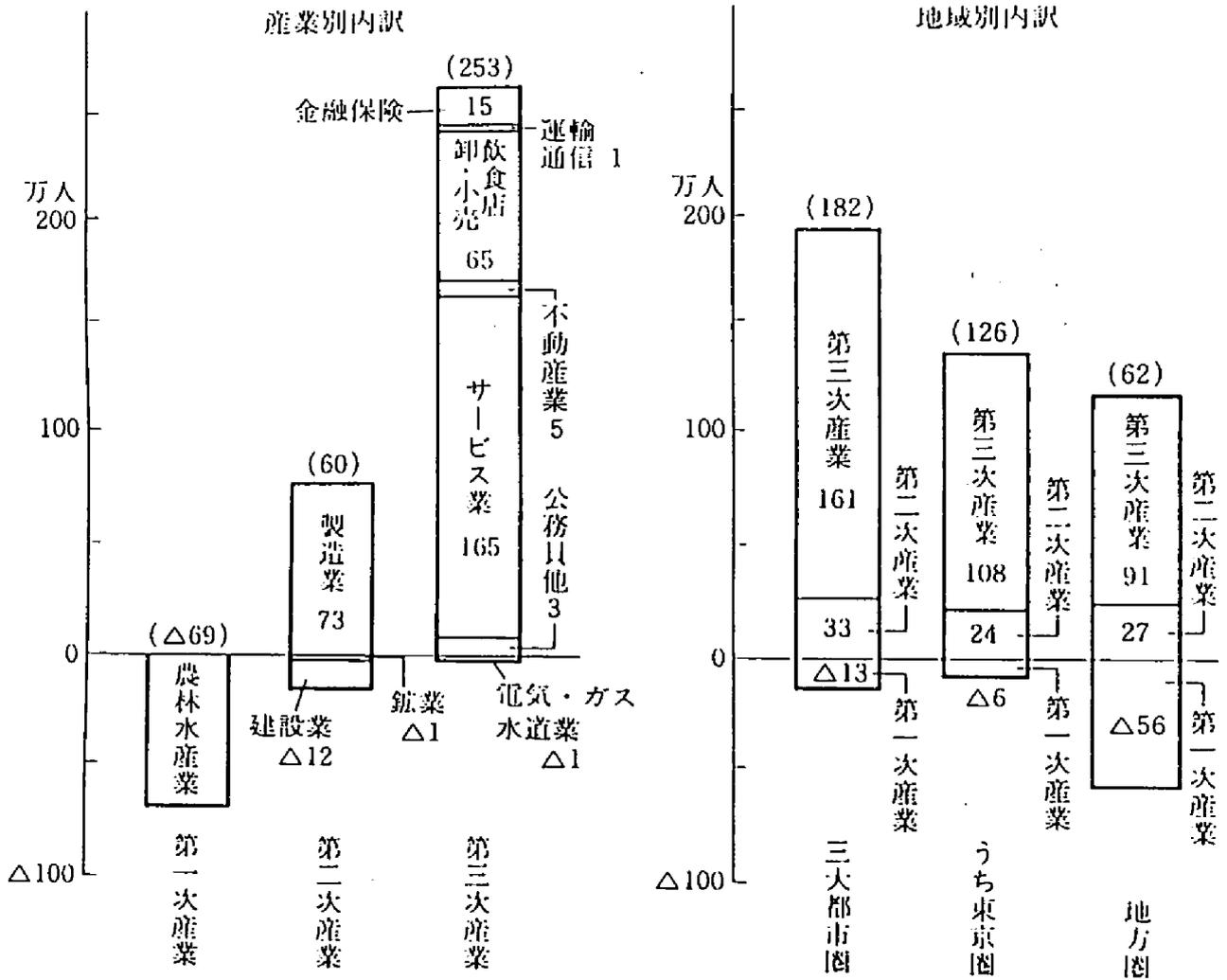
日本経済の構造調整を促したのは直接的には円高圧力であったが、それを外的要因とするならば、内的要因の1つは徐々に進行していった消費構造、消費パターンの変化であった。この消費パターンの変化を促した要因としては、2つのことが考えられる。第1は、生活慣習の変化、つまりライフスタイルが個人生活重視となったこと、もう1つは、労働時間が短縮したことであろう。そして、この消費構造の変化に対応するかたちで、供給サイドのいわゆる技術革新が生まれてきたと理解できるであろう。

これら産業構造の転換方向は、第1の長期的傾向からこれまでも雇用を縮小させてきたが、第2の円高の進行という流れのもとで調整が急速に進行し、これらの産業（主として製造業）への依存の大きい、いわゆる製造基地・企業城下町といわれる地域・地方では、雇用を中心に経済基盤が急速に悪化し、地方経済の空洞化現象がおこっている。

昭和62年度『経済白書』は、急激な産業構造の転換・変化によって、業種間（職種間）、地域間及び年齢間で労働需給にミスマッチ（不適合）が発生・拡大していると指摘し、早急な対応の必要を強調している（図2-2参照）。

こうした雇用を中心とする地域の問題に対応するためには、単なるマクロの総需要拡大策のみでは対応が困難であり、実情に即したきめ細かな総合的雇用対策を講ずることが必要となってくる。つまり、産業構造変化の要因を踏まえた将来展望をおこない、産業構造調整の過程で雇用を吸収できる産業を提示するとともに、その地域間の適正な配置を促進しうる政策を示すことが必要である。こうした大きな枠組のなかで、いったい農業をどう位置づけていくのか、またいけるのか、という長期を見通した広い視野からの検討が重要となってくる。

図2-2 1980～85年における就業者数増加の内訳



注：1) 三大都市圏は、東京圏＝埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、名古屋圏＝愛知県・三重県、大阪圏＝京都府・大阪府・兵庫県・奈良県からなる。

2) ( ) は就業者数の純増。

3) 『経済白書』(昭和62年版)より転載。原資料は総務庁統計局「国勢調査報告」。

るのである。

さて、21世紀を展望する場合、今後の産業構造は4つの潮流（基本的要因）によって変わっていくものと予想される。

第1の潮流は、マイクロ・エレクトロニクス（ME）、光通信、新素材、バイオテクノロジーなどを軸とした「技術革新」である。たとえば、ME化は生産性の向上と多品目少量生産への同時達成を可能にする。そして、直接部門の就業者が減少し間接部門の就業者が増加すると考えられ、企業の間接部門の高度化・効率化が重要となり、企業部門へのサービスの中間投入（対事業所サービス等）が増大すると予想される。

第2の潮流は、ソフト化の波である。つまり、生活水準の向上を背景として、モノに対する需要よりも知識や情報、サービスなどの“ソフト商品”に対する需要が増大するという「需要動向」である。「楽しみ」や「遊び」の要素、「迅速性」や「時間の自由度」、「安全」や「快適性」などを満たす方向が、今後の消費の拡大方向であろう。また、建設需要も住宅・社会資本の整備の進展やオフィス需要の増加等から拡大すると予想される。

ところで、この需要面の変化の傾向は、各種統計で目にする「その他」項目の増大というかたちでしばしばあらわれる。たとえば、食料品の消費構造を主食、それに肉・魚・野菜といった副食という分類で見ると、統計的に最も多くかつ増えているのは「その他」の食品である。「その他」とは、従来の枠組みに入れることができない、あるいは出てきて日が浅いために統計上の分類ではまだ「その他」のままとなっているものである。また同様に、戦後の家計消費の変化をみてみても、消費のなかで最も増えたのは、雑費といわれる「その他」の支出である。このことは産業分類についても当てはまり、「その他」の商売がぞくぞく登場しているのが現実であり、既存の産業に関しても同様のことがいえる。農業にしても、成長している部門は厳密には第1次産業という枠を超えているといってもよい。各種の統計において「その他」の占めるウェイトが高くなっているため、「その他」を考慮に入れない政策は有効性を失いつつあるといえる。産業そのものの「その他」化という多様化こそ、需要面の要因そ

のものといえる。いまや「その他」部門から目を離すことができない。<sup>(2)</sup>

第3の潮流は、「高齢化」の波である。日本は、どの国も経験したことがないような速さで高齢化社会への道をすすんでいる。65歳以上の老人が総人口に占める割合は、1970年（昭和45）には7%強にすぎなかったが、1980年（昭和55）には9%を超え、2000年には15.6%、2025年には21.8%になるものと推計されている。このことから、健康への関心が高まり、健康維持のために薬品や医療サービスに対する需要が大幅に伸びてくると考えられる。

最後に第4の潮流として、いわゆる「国際分業関係の変化」をあげることができる。わが国は、先進国にキャッチアップし輸出に主導されて発展してきたこれまでの段階から、技術・経営資源等の蓄積を基に国際的展開をすすめる段階に移行し、新しい国際分業関係を形成していくものと思われる。言葉を換えれば、加工貿易型からより水平分業度の高いかたちへ、また経済の国際化に対応して国内制度の国際化の必要性が増大してくるものと考えられる。

そうなると、これから発展する産業は、新技術の波、ソフト化の波、高齢化の波、さらに新たな国際分業の波に沿った産業であり、これら4つの潮流が相互に関連しあって、産業構造を変えていくものと予想される。

ところで、こうした新しい産業構造への転換は、いったいどういう影響を経済の各局面に与えるのであろうか。そして、とくにマイナスと考えられる影響・摩擦に対しては、どういう対応が必要なのであろうか。

まず地域経済に対して与える影響としては、製造業の雇用吸収力が弱まり、しかも今後拡大し、大きな雇用吸収力をもつと期待されるサービス産業（とくにマネージメント・サービスなど）も国際機能・中枢機能・都市機能を前提とした都市型の産業が多く、就業機会の大都市圏への集中が加速されるおそれがある。地方の雇用の確保とともに大都市への集中化傾向を緩和するためにも、製造業の場合の社会資本とはまた異なった都市環境整備（情報・通信インフラや人的資本など）を地方中核都市において進める必要がある。

またとくに、近年の急速な円高の進行はわが国経済の各側面で、種々の不平等（経済格差）の発生・加速化現象を生んでいるとの指摘がある。第1は、輸

出産業（特に製造業）と非輸出産業（非製造業に代表される）との間に発生・拡大した格差であり、第2は、これと密接に関係することだか、地域間の産業構造の違いを反映して、東京対地方の経済格差が拡大する傾向にある。第3は、東京圏においてとりわけ特徴的にあらわれている、土地所有者と非土地所有者との資産格差の発生であり、最後に第4として、財テク派と非財テク派との資産格差の発生があげられる。

こうした雇用面のミスマッチ、所得資産面の不平等といった矛盾が、急速な構造転換のプロセスで生まれてきているわけであるが、これは単なる調整過程の摩擦現象なのであろうか、それとも容易に解消しがたい構造的問題なのであろうか。もし後者の問題だとすれば、的確な政策対応なくしてはゆきずまりが目に見えている。

結局、新たな産業構造への転換の中で、重層的産業構造を維持しつつ、国内で重層的に絡みあう企業および産業の間を財・サービスが還流し、雇用量の増大と付加価値の向上をもたらす方向で、国民経済の安定化をはかり、労働者および自営業者・農業者への国民所得の分配率を高めるという経済運営のあり方が、農家にとってはもちろんのこと、国民全体の福祉水準を高めることにもつながるのではないだろうか。

したがって、農業政策の長期路線としては、産業政策的効率視点と国際協調的視点から農政の基本的な転換をはかろうとする姿勢に加えて、社会政策的視点および国土政策的視点にももつと目を向けるべきであろう。つまり、国内生産の振興を通じて、食料の安全保障を確保し、同時に農村的地域の経済の活性化と快適な居住環境の保全、および治山治水効果を実現するために、農産物輸入の自由化は、それらと矛盾しないテンポで慎重にすすめる必要がある。

わが国の恵まれぬ国土条件下では、農家が企業感覚をもち生産性の向上に努め生産費を切り下げるならば、国内供給価格が国際相場の4～5倍水準にし下がらなくても、少なくとも穀類の自給率については現行水準から落とさないように、国境保護措置を使って国内農業を保護することは、わが国農業の長期的かつ多元的機能の重要性からみて必要であろう。それを国民に納得させう

るかたちで理解してもらわなければならない。

もちろん、そのためには、農家は、保護農政に甘えることなく、自主的に経営構造の再編と生産・経営技術の革新によって生産性の飛躍的向上をはかることに専念しなければならない。価格政策と保護貿易政策が、単なる生産者の所得補償のためではなくて、生産費の節減を誘発し、それがひるがえって価格政策に必要な財政コストの節減につながり、保護水準を徐々に下げうるような政策効果をもたらすように努めなければならない。

しかし現在、農業構造の再編は遅々としてすすんでいない。借地型自立経営農家の育成と集落営農システムの強化が並行的にすすめられているが、長期的には、これらの中核的農家が集落営農のオペレーター機能を担う段階から、数人でもって機械化営農組合を組織して、集落を超えた広域規模の高収益営農集団へと変質をとげていく。そしてさらにこれが解体して、個人的な大規模借地・作業受託農家へと展開していくといういくつかの段階が並存する状況がたえず再生することが期待されている。

しかし、このような方向での農業構造の変革の可能性も、次の3つの条件にかかっている。第1は、国際分業による専門化の利益と、有機的・重層的産業構造による多角化の利益との合計を最大にするように、バランスのとれた産業調整を成功させることができるかどうか。第2は、「第4次全国総合開発計画」人口と産業の多極分散化を誘導し、農村および地方都市において安定高賃金の就業機会を創出し、それが農業構造再編によって折出される中高年・婦人労働を吸収してくれるかどうか。第3は、財政難ではあるが、財政資金の効率化をはかり、それを可能なかぎり農地基盤整備や農村生活環境の整備などにまわし、それによって土地利用型農業において規模の経済を発揮しうるような基盤的条件と有能な後継者や新規参入者が魅力を感じずるような生活環境を形成することができるかどうか、である。

### 第3節 農業の社会経済的役割とその変化

農業政策は、農業の国民経済における役割をどう評価するか、またそれほどの程度果たされているか、にもとづいて推進されるものである。農業政策の今後の展開を考えるに際して、日本の経済・社会において果たすべき農業の役割とは何かの検討をぬきにすることはできない。

国民経済に対する農業の社会経済的役割は広汎にわたっているが、一般的には、以下のような役割があげられてきた。

まず第1は、国民に対して食料を安定的かつ安価に供給すること、つまり健全な「産業」として果たす役割そのものである。農業のもつ役割のうちでこの部分が最も重要なことはあらためていうまでもないが、そのもつ意味内容は時代ともに変わってきている。

しかしその本質は、農産物・食料に対する国民の需要の量、さまざま意味の質、時期、場所、支払い可能価格にちょうど適合するように供給を調整し、しかもそれらの供給を安定的にかつ適正な供給費（生産費＋広義の流通費）で達成することである。ここで「適正な供給費」の判別規準が問題になる。同一品質の農産物を輸入する場合のC I F（港受け）価格が、国内生産費の高低を計る尺度になるのか。あるいは、農業構造の改善をはかり、そのうえに革新的な生産・経営・組織技術を上乗せした場合に実現しうる生産費が規準になるのか。その際、そのような努力の結果達成された社会的供給が、社会的需要とみあって決まる需給均衡価格が規準になるのか。要するに、C I F 価格か、または国内自給のために構造面・技術面で最大限の努力を払った後の需給均衡価格か、どちらを「適正度」の判別規準とするのかは政治的判断の課題である。農産物の種類によってその社会的重要度も異なるから、判別規準は個別的に異なるが、全体としては、バランスのとれたものでなくてはならない。

第2に指摘しうるのは、環境保全という大きな機能を農業は持っているという点である。農村空間は、今後、国民の定住・リゾート空間として活用され、ますます混住化がすすむものと予想される。さらに、自然と農村社会が提供す

るさまざまな学習・保養・娯楽サービスは、都市住民にとって貴重な活力源となる。生き生きとした緑、新鮮な空気、清冽な水、美しい景観、農村の伝統的な文化、暖かい人情、これらのサービスを享受できるような農業と農村を保全することは、国民全体にとってきわめて重要である。

第3には、農業者は、農業経営を営み、さらに林業経営を兼営することを通じて、無報酬で国土を保全し、治山治水効果を国民にもたらしているという役割である。国土保全という公共財・サービスを供給する産業としての役割といってもよい。

第4に考えられるのは、地方経済の基礎・基盤としての農業の役割の重要性である。農村的地域に向かうほど、農業が地域経済の産業連関のなかでの重要な核を形成している。農業の振興が、食品産業および農業資材産業に直接的波及効果を及ぼしている。さらに、農家の生活の活性化は、農村の消費財流通・加工産業に波及していく。このように農業は地域基盤産業であるが、国民経済あるいは特定の地域経済が不況に突入した時には、農家が潜在失業部分を受容し、緩衝効果をも発揮することになる。この地方経済において果たすべき役割は以前にも増して重要になるであろう。

第5にあげられるものとして、生命の貴さと和を重視するバランスのとれた農村の倫理と文化は、保守的な側面をもつてはいるが、都市文化の逸脱を緩和する効果を発揮しているとの考えもある。

要するに、戦後の復興期においては、農業の役割は、食料の安定的供給と潜在的失業労働をできるだけ吸収・温存することにあつたが、高度経済成長期に入ると、労働と土地の非農業への流出がすすみ、これらの生産資源の低賃金・低地価供給が非農業の発展を支えた。同時に、農産物のなかでも麦、大豆、飼料用穀物を主として輸入量が世界一の水準まで拡大し、さらに食料需要構造も伝統的食生活が洋風化・高度化・社会化するにつれて、米の過剰から始まって柑橘、養蚕、卵、牛乳その他ほとんどの農産物に波及し、麦、大豆、飼料用穀物、牛肉を除いては、長期構造的供給過剰状態におかれている。

しかも、先進農業国における農産物供給過剰は深刻であり、農産物の国際価

格水準は生産費を下回り、価格支持政策の助けを借りてなんとか破産状態をまぬがれている段階にある。このことは、わが国農産物の国際競争力が極度に低下し、農産物輸入の自由化に関する内外の圧力の激化をまねき、それが財政難とともに、工業部門における貿易収支の黒字の圧力によって、残存輸入制限品目ばかりか、国家貿易品目の米さえも聖域でなくなってきたわけである。

同時に木材輸入の自由化および世界的な木材市場の冷えこみの影響を受けて、国産木材の市場供給も生産費の半値にすぎない状態がすでに10年以上つづき、今後とも回復の見込みは予見しがたい。

このように、農業も林業も、安定経済成長段階に入ってから相対的衰退をつづけ、さらに近年は絶対的衰退段階へと転落しようとする転機に立たされている。

近年の国民個人消費支出は約150兆円、そのうち30%の50兆円が飲食費にあてられている。しかし、50兆円のなかで農業の売上げになるのは25%の12兆円にすぎない。残る75%は、輸入先へ7%、食品加工産業へ25%、流通産業へ27%、外食産業へ16%支払われている。このように農産物関連産業へ38兆円の売上げをもたらすばかりではない。国内農業粗生産額12兆円のなかで農業純生産として残るのは5兆円であり、残る7兆円（58%）は農機具産業などの農業資材関連産業に分配されてしまうのである。

このように農業関連産業に45兆円（38兆円＋7兆円）もの付加価値をもたらし、それに対応した多くの就業人口を安定雇用させている点に、農業の重要な役割がみられる。とくにこの役割は地域経済を単位にとればきわめて大きなものになると考えられ、地域経済における雇用面、そして所得の付与という機能は無視できないものがある。<sup>(3)</sup>

また、わが国の農業は、国民純生産のわずか2.2%しか生んでいないが、8%の就業人口比率、17%の農家人口比率を示し、他産業では有効に価値化しえない高齢者、中年婦人労働をも有効活用するという機能、さらに農村在住を通じて無料で農村の自然・文化環境を保全するという機能を果している。

さらに今後は、農林業の公共サービス提供機能、換言すれば、国民の生活空

間の保全、きれいな緑・水・空気供給と治山治水・国土保全機能がますます重要視される段階にいたるであろう。

このように、農業は食料の安定的供給機能とともに、地域・産業基盤を守り、さらに生活基盤も保全し、さらに公共財・サービスを提供するという地域基盤産業としての機能面において、ますます重要な役割を果たすようになるものと考えられる。

もちろん、農山村の自然・伝統的文化環境のなかでレクリエーション・学習活動をおこなうことは、健康面に加えて情操面においても活力をもたらし、心身ともにバランスのとれた人間を育成するという側面も無視しがたい。

#### 第4節 国土構造の展望と農業の役割

##### 1. 「全総」の展開

農業調整問題を産業調整という大きな枠組みのなかで解決しようとする、農業のもつ地域性、地域基盤産業という特性ゆえに、産業の空間的立地配置の再編成、換言すれば、国土空間構造の利用再編成という方向で考えていかなければならない。

わが国における全国規模の国土計画は、全国総合開発計画（以下「全総」と略）である。最近、第4次の全総が策定されたばかりである。

全総の基本的路線は一貫して人口の全国的な分散と定住化をはかることであった。まず、1962年（昭和37）に決定された「全国総合開発計画」では、地域間の均衡ある発展をめざして、拠点開発方式が採用された。次いで1969年（昭和44）に決定された「新全国総合開発計画」では、商工業面でも農業面でもあらゆる開発可能性を全国土にわたって求め、大規模プロジェクト方式が適用された。しかし、1973年（昭和48）の第1次石油危機にいたる高度経済成長過程では、農村から流出した青壮年労働者は太平洋ベルト地帯の大都市圏に集中し、

いわゆる「過密と過疎」という大都市と農村との間の所得水準および生活環境の不均衡を深化させた。

やがて1975年（昭和50）から安定経済成長過程に入り、人口・産業の地方中小都市あるいは農村への分散の兆しがみられ、国民の生活目標にも、かつての物的生活水準の向上のみを追求する段階から、それとともに心のゆとりと緑豊かな田園都市的生活空間を求める段階へと移ってきた。この社会経済の動向および国民意識の変換に対応するかのようにより、1977年（昭和52）には、「第3次全国総合開発計画」が決定され、居住環境の総合的な整備をねらい、都市と農村との交流のなかで都市の再開発と農村の集落を中心とした総合的整備とを並行的にすすめるために、いわゆる定住圏構想が実施に移された。

この基本的路線をさらに強化しようとするのが、1987年（昭和62）に策定された多極分散型国土空間を形成しようとする「第4次全国総合開発計画」である。

問題は、企業・産業の立地配置を市場メカニズムだけにゆだねるならば、これまでどおり、太平洋ベルト地帯の大都市、とくに首都圏・東京圏への企業集中と人口の過密化がすすむだけと予想されることにある。これは、産業構造が輸出需要依存型であるという点のみならず、むしろ情報化・国際化等が進展するなかで、中枢管理機能、金融機能、国際機能等、諸機能の東京圏への一極集中化傾向がいつそう進行することにより、東京圏への人口集中が加速される可能性がある。軽薄短小型で情報集積型のいわゆるハイテク産業への産業構造の転換が激化するほど、この一極集中型の企業・人口配置はすすむものと予想される。

したがって、四全総では強力な国土政策的干渉を実施しないかぎり、多極分散型国土空間の形成は、これまでどおり、砂上の楼閣に終わるであろう。

まずは、雇用安定優先型、内需拡大型産業構造への転換をはかるために、強力な財政・金融政策に裏打ちされた多極分散型国土計画の実施を推進すべきである。それと並行して、過密化のすすんだ大都市では、旧市街地の再開発と高層化をすすめ、現存する市街化区域内の農地は宅地化を抑制し、生産緑地や市

民農園として保存し、企業や行政・医療・教育機関の地方中小都市への分散化に対応して、宅地需要を地方都市に向かわせるように誘導すべきである。

他方、地方都市および農村では新しい居住区域を開発することになるが、その際、地価が相対的に安いだけに、地方都市の新規居住区域の周辺には歩いてほぼ15分以内の地域に市民農園や農業公園を設けて、高齢になるほど大都市移住に比べて快適性・健康性を実感することができるような生活空間を形成すべきである。その際、農村集落の再整備も農地基盤整備も同時にすすめ、新規居住地区と協同で利用しうるような住民センターや下水施設を整備し、都市文化と農村文化との融合と活性化をはかるべきである。

このように、四全総では、地方都市への内需志向型企業の配置と生活・文化施設の充実をはかり、周辺農村部に安定・高賃金就業機会を提供するとともに、気軽に都市生活文化を享受する機会を与えるように、農村中核都市として再生をはかることを優先させなければならない。

さて、このように多極分散型に配置された農村中核都市と農村との関係をみると、第1に、両域の間で交通通信網が整備され、上記の教育、医療、文化、スポーツ、娯楽などの社会施設が、大・中・小都市および農村集落中心部に、それぞれ適正規模をもって配置され、どのような草深い山間部に住んでいても生活の快適性を実現できる体制が整っていないなければならない。

このような社会経済的なインフラストラクチャーの地域格差を是正することが大前提にあつて、そのうえで混住的農村地域では美しい田園空間と観光・保養農園が配置され、中核都市住民が日帰りで訪れるようになり、他方、農業者側は、観光・保養サービスだけでなく、無公害農産物またはその加工品を直売して市場出荷よりも有利な売上げをあげることができるようになろう。

中核都市の近郊地域になれば、地方自治体が主導して農業公園を開設し、そこには農家または農家組織の経営する観光農園とともに都市住民のための市民農園、学校農園が配置され、さらに生活協同組合や市民団体などが出資して、また地方公共団体も支援して、実費主義でやっつけていけるようなスポーツ・レジャー施設を配置するようになるであろう。もちろん、自然林や公園は美しく保全

され、公共財として市民散策の場を提供することが必要になる。

以上、四全総にいたる全総の基本路線に関するビジョンのなかで都市近郊・混住地域型農業開発の果たすべき役割を位置づけてきたが、国土利用の公共経済的機能を実現するためには、私経済的市場メカニズムだけに任せていては、全総のビジョンに逆行する現実しか期待できないであろう。

## 2. 都市近郊・混住地域型農業開発の課題

前述したように、「円高不況」が深刻化し、国際競争力の弱い林業・鉱業、加工度の低い繊維・雑貨、重厚長大型の造船・鉄鋼・非鉄金属・食品加工・窯業などの地域中小都市と農村地域に立地する産業・企業は軒並みに廃業・縮小あるいは海外転出という方向に追い込まれている。急速な産業構造転換に伴う摩擦は、四全総において期待される多極分散型の国土空間の形成<sup>(4)</sup>とは逆行する方向に展開しつつあるともいえる。

昭和58年度「農業白書」をふり返ってみよう。そこでは、「50年代前半には、郡部の人口が増加し、大都市と地方との就業機会や生活水準の格差が縮小したこと、国民の価値観が多様化し、ゆとりと生きがいを求める意識が強まったこと」が強調され、活力ある農村地域社会の形成のためには、「むらと新住民との交流」だけでなく、「農村と都市との交流」が必要であることが主張されていた。つまり、国土・自然環境の保全と緑資源の維持培養という公益的機能の実現を基盤として、農村のレクリエーション的利用、学童農園や観光農園における農作業の体験や自然とのふれあい、農村文化とのふれあいの場を都市住民に提供し、他方では、農業者による関連サービスや農産物・加工品の販路の拡大を通じて所得水準をあげ、また精神的活性化を誘発するという効果が期待されていた。

昭和59年度「農業白書」でも同様に、「都市住民に自然とのふれ合いや、やすらぎの場を提供し、都市住民の農業・農村への理解を深め、都市住民の参加を求めつつ、活力ある農村地域社会を形成することが重要になっている」と強

調し、都市と農村の交流の効果として、「新鮮な農産物の消費と販路の拡大」「心のふれあい、人間関係の再確認」などを実態調査にもとづいてあげていた。

しかし、昭和60年度「農業白書」になると、農村と都市の交流による農村の活性化は、なんら新味を加えるものがないためか影をひそめ、混住化した農村住民自体のなかで少数派の農家と多数派の非農家が相互に理解を深めつつ農業生産活動と地域社会運営の円滑化をはかり、自立的に農村地域社会の活性化をはかる方向が力説されている。具体的には、「ふれ合い農園」の設置による住民の農業の体験、農薬散布や溝さらえなどの共同作業についての新しいルールづくり、祭りの復活、朝市の開催などの活動である。

昭和61年度「農業白書」になると、再び「開かれた農村づくり」をめざして、都市住民の価値観やライフスタイルの多様化が強調され、農業・農村に対する国民のニーズが、「生産性の高い農業の育成を通じて、食料を安定的・効率的に供給するという機能に加えて、心のやすらぎや憩いの場、青少年の教育の場、ゆとりのある居住の場、伝統的な文化・芸能の保存と継承の場としての機能などにも重点を置かれるようになってきている」としている。

農村開発企画委員会の調査「農業・農村と教育に関する懇談会調査」（1977年3月刊）によると、首都圏では、3割弱の市区町村が農山漁村との体験交流に取り組んでおり、みずから農作物の栽培に親しもうとする都市住民のニーズの高まりを繁栄して、市民農園などの整備がすすんでいることを報じている。

国土庁「農村における地域活動分析調査」（1976年3月）をみると、調査対象2,653市町村のほとんどにおいて「むらおこし」に関するイベントなどが展開され、その中で「農村景観の保全・形成、青少年の教育、市民農園の設置、大規模農業公園の整備などによって都市との交流や地域間交流が今後ますます発展してゆくこと」が期待されている。

また、上記農村開発企画委員会の市区町村に対するアンケートによると、3,146市区町村のうちで、市民・区民農園を設置しているものは485市区町村、総面積約836haであり、とくに東京都・大阪府では5～6割に達していると報じている。

さて、以上のように、わが国経済の安定化と成熟化がすすみ、さらに高齢化と価値観の転換が上乘せられて、それらが「都市と農村との交流」「緑資源と農村文化の中で健康と心の憩いを求めたい」という国民的ニーズとして結晶してきた段階に入ったのである。それにこたえて上記のような農村側の対応がみられているのであるが、このような国民的ニーズは今後とも安定的に持続し、増大するものであろうか。あるいは異なる方向へとそれていくものであろうか。

現在、円高不況は深刻化しつつある。1987年度（昭和62）末には、完全失業人口が200万人、欧米式の定義によると、完全失業率は、わが国がこの30年来経験したことがないような5～6%水準に達するものと予想されている。

今後、円高不況に対応する産業構造の転換過程において、勤労者大衆の就業状態は不安定になり、かつての中流意識のなかに安住していたような気持ちにゆとりのある段階から、気忙しく収入の増加を追い求める段階に逆戻りする可能性がある。福祉関係予算も削られ、勤労者は、迫りくる高齢化・低福祉時代に備えて、これまで以上に超勤に励むようになるのではないだろうか。

しかし他方では、自然に親しむスポーツ、レジャー、土いじりによって、心身両方の健康を維持したいという願望はますます強まっている。結局は金と時間をかけずにこれらの願望を満たす志向は、居住地、つまり都市市域内あるいは都市近郊地域内で、日帰り以内の短時間を費やし、支出も節減しながら、緑と土と水に親しむという「堅実型」ニーズになっていくのではないだろうか。

要するに、『農業白書』にあらわれた都市住民の農村の保養・娯楽サービスに対する有効需要は、今後の不透明な経済動向を背景として「堅実型」に変わり、これに応える農村サービスのなかで最も需要が高いのは、都市近郊混住地域において林道の整備された林野の提供であり、さらに美しい農地と林野に囲まれしかも伝統的・歴史的文化を象徴する寺社・家屋が残っている集落、森林公園、農村公園、さらに農業公園、観光・レジャー農園、スポーツランドのサービスである。とくに歩いて通える範囲にあり、しかも美観を保てる市民農園などが要求されるであろう。したがって、混住地域に立地する林野を開発してこのような「自然・農業サービス直接消費型」の農村・農業公園を造成するこ

とは、都市住民、とりわけ勤労者大衆の「堅実型」需要を最も効果的に充足する対象であると高く評価できる。

以上、農村の「緑の空間と国土、自然環境の保全」という役割が将来ますます重要になることを明らかにしたが、これに関連して国土庁「日本21世紀への展望」は次のようなビジョンを描いている。「21世紀に向けて、産業構造の変化や情報受発信機能の充実などを背景として、地方中核都市がその中心を担い、全面的な都市化社会が到来する。しかも市街地の人口低密度化が続き、都市周辺農村に都市住民が進出する。このようにして、これまでの過密の害を克服するために分散型社会化がすすみ、共生・ネットワーク型国土を作り出すことが、四全絵の課題になる」と。

問題は混住化の進展が優良農地のスプロールの潰瘍につながらないようにするためには、産業別あるいは都市・農村・区域別の縦割行政から、連係行政へと飛躍することが不可欠である。連係行政の目標は、都市と農村との間の交通・情報網の整備や都市の教育・医療・文化・社会サービス用の公共的施設のネットワークの整備を通じて、一方では農村住民の生活要求を都市住民と同程度に充足し、他方では都市住民との交流を通じて農村地域の自然、伝統文化、精神的豊かさの価値を再評価し、就業機会の増大、農村文化の振興、高齢者の活動の場の確保、森林資源の管理への都市住民の参加の受け入れなどを通じて、農山村社会の活力を高めていくことである。

他方、都市住民に対しては、農山村の自然環境や伝統文化にふれ、新鮮な農産物を消費し、児童生徒の体験学習、農山村住民との心のふれあいを通じて、心身の健康を増進し、心のやすらぎと活力とを取り戻すことをねらっている。要するに、農村と都市との対立の時代から補完・共生の時代へと転換することが期待されているのである。

農村社会は、今後、非農家の安住空間として重要性を増すとともに、一方では生きがい営農を求める高齢農家や無専従安定兼業農家が多数存在し、他方では本格的に農業生産に生活を賭けた自立経営農家や、青壮年専従農家が残留して、所得経済面では多様性をきわめるが、地域ぐるみの集団営農や農用地の集

团的利用調整などの共同システムの形成と管理を通じて、農林業の振興をはかっていくべきである。

また、生活経済面では、共益財かつ半公共財としての生活用共同利用施設の整備や農村文化の再生などの面において、農家も非農家も共通の関心をもち、また青年、婦人、高齢者もそれぞれの特性を生かして幅広いむらづくり運動に結集することが期待されている。とくに農村人口の高齢化は20年先行しているが、これら的高齢者は、手づくり的農業生産、地場加工品づくり、伝統的な文化や技能の保存など、農村の特色を生かした多様な文化において、生きがいをもって活動することが期待されている。

## 第5節 おわりに

技術革新と経済の成熟化とをベースとした長期的な構造転換の方向、急速な円高の進行がもたらす早急な構造調整の必要性の高まり、こうしたなかで、経済成長の成果を国民生活の質の向上に振り向けることができるような新たな産業構造の姿と、そこへ至るスムーズな道筋を示すことが求められている。

農業政策は、農業の国民経済における役割をどう評価するか、またそれはどの程度果たされているか、にもとづいて推進されるべきものであるが、本章では政策の今後の展開を考えるに際して、望まれる新しい産業構造のなかでの農業の位置づけ・経済社会的役割の検討に主たる課題を置いてきた。

農業・農村の社会経済的役割は、一言でいってしまえば、①食料の安定的・効率的供給、②活力ある地域経済・社会形成の基盤、③緑の空間の提供と国土・自然環境の保全、であると整理できるが、新しい農業政策は、これら3つの役割をバランスよく総合的に実現することを課題としている。そのためには、これまで不十分であった第2、第3の役割の達成を補強することにも力点をおき、都市政策と有機的に関連づけ、調整をとりながら推進しなくてはならないのである。

## 【注】

注1)本項は、日本経済新聞社編『ゼミナール 日本経済入門』（日本経済新聞社、1985年）を中心に他の文献で補いつつ整理・要約したものである。

注2)この考えは産業分類にも当てはまる。従来の第1次産業、第2次産業といった分野そのものが陳腐化し、そういった枠組みに入らない、「その他」産業が発達し、大きな役割を果たすだろうと考えられるのである。こういう考え方は、政府の中にもあらわれている。経企庁の『21世紀への基本戦略』のなかでは、1次、2次、3次の産業分類にかえて、1次、2次を統合した「物財生産部門」、3次を2つに分割した「ネットワーク部門」「知識・サービス生産部門」の3部門分類によって産業構造の変化をとらえようとしている。

注3)ただここで注意すべき点は、農業の重要な役割ではあるが、必ずしもすべてが国内農業の役割とはいえない点である。たとえば、食品加工は輸入農産物によっても可能であるし原料コストを下げることもできる。この点は大なり小なり他の関連産業についてもいえることである。多くの就業人口を安定雇用させているといっても、またそれはかなりの地域農業の貢献ではあっても、日本農業の固有の役割とはいえない点である。むしろ重要なのは、ある特定地域にとっての安定雇用の場の提供という側面に注目すべきであろう。

注4)この点に関して、京大農学部の前田修の次のような提唱が参考になる。自立した「川下から川上にいたる流域経済圏の再生」および「沿岸中小都市の活性化」、そして両者を結合した「楡上多核分散型国土空間の形成」という西ドイツ型国土計画に匹敵する独自の日本型国土計画を前田は提唱している（前田修稿「日本経済の展開と農業・農村の新しい役割」『農林業問題研究』第85号、1986年12月）。

### 第3章 農業政策の現状と 政策体系の特質

#### 第1節 はじめに

近年、わが国農業に対してますます厳しい批判が内外から出され、現行農業政策のあり方についても各界からさまざまな問題提起がなされてきた。こうしたなかで、高価格支持に典型的に見られるわが国農業保護のあり方はこのままでよいのか、そして、日本農業が産業として自立しうるにはいかなる新たな農政の方向づけが求められるのかなどが問われている。

そこで本章では、高度経済成長期における〈農業基本法〉以降の農業政策を対象として、農業政策の現状と特質および目的—手段の重層的構造をもつ政策体系の変化とその特質を明らかにすることを課題とする。あわせて、今後の農業政策のあり方を展望する際の基本的視点についても明らかにしたい。

本章の構成は以下のとおりである。

第2節では、まず農業法制の側面から主として歴史的に農業政策の変化を行い、法体系の特質を明らかにする。

つづいて第3節では、農業予算の側面から検討を行ない、財政特に補助金財政について特質を明らかにする。

さらに第4節においては、各種手段別政策の側面に分けて、それぞれの個別手段体系の現状とその特質について明らかにする。

つづく第5節では、現行農業政策に見られる政策の基本理念、農業政策目的と手段との関係およびその整合性について明らかにする。

最後に第6節では、1986年（昭和61年）11月に公表された農政審議会報告「21世紀へ向けての農政の基本方向」にふれ、わが国農政の将来方向について若干のコメントをおこなってむすびとする。

## 第2節 法制度面からみた現状と特質<sup>1)</sup>

農業に関する法律は、実際の農業政策や農林行政のもとになるものである。これらの農業関係法律は、実際の社会経済情勢の変化に対応すべく、しばしば修正が加えられ、今日に至っている。その体系は複雑多岐にわたっているが、戦後の日本の農業政策は、〈食糧管理法〉（1942年）と〈農地法〉（1952年）を基軸として展開されたといわれる。その他の農業法も、この2大農業法を柱として公布・施行されてきたといえよう。そこで本節ではまず、今日にいたる日本農業の性格を形成してきたさまざまな農業法令が、いかなる展開をみせてきたのか、いいかえれば、現行農業政策が根拠としている法制度は何なのかを追究することにしたい。

以下では、今日の農業政策の基礎をなしている〈農業基本法〉の制定（1961年）以降の農業法令の流れをみとめることにしよう。

第1期（1960年～66年）は保護農政から合理主義的農政への転換がはかられた時期といえる。農業の近代化・合理化をめざす〈農業基本法〉の理念を具体化しようとする点に、この時期の農業法令の特徴がみられる。

主要な法令としては、〈果樹農業振興特別措置法〉（1961年）、〈農業基本法〉（1961年）、〈農業近代化資金助成法〉（1961年）、〈畜産物の価格安定等に関する法律〉（畜産物価格安定法、1961年）、〈農地法〉改正（1962年）、〈野菜生産出荷安定法〉（1966年）などがある。いずれも、〈農業基本法〉の柱となった農業構造改善、農業の選択的拡大が中心であったことがわかる。

次に、第2期（1967～72年）は、いわゆる総合農政の展開がみられた時期である。この期の農政の特徴は、依然として構造改善がすすまないとの認識のもとに、価格政策の市場介入型から不足払い制度への一部転換、離農促進、米の減反政策の開始、農産物の輸入自由化促進政策等の総合的な観点から農政が展開されたことである。

主要な農業法令としては、〈農業振興地域の整備に関する法律〉（農振法、1969年）、〈過疎地域対策緊急措置法〉（1970年）、〈農業者年金基金法〉（1970年）、〈農地法〉改正（1970年）、〈卸売市場法〉（1971年）、〈農業災害補償法〉（1971年）などがあげられよう。

第3期（1973～76年）に入ると、わが国経済の国際化時代に対応すべき農政の展開が要請されるにいたる。つまり、世界的なスタグフレーションの広範な浸透にともなう物価高騰、雇用調整、穀物を中心とする世界的な農産物需給逼迫基調の持続等、内外の厳しい環境条件のもとで、農政は新たな対応を余儀なくされるにいたったのである。

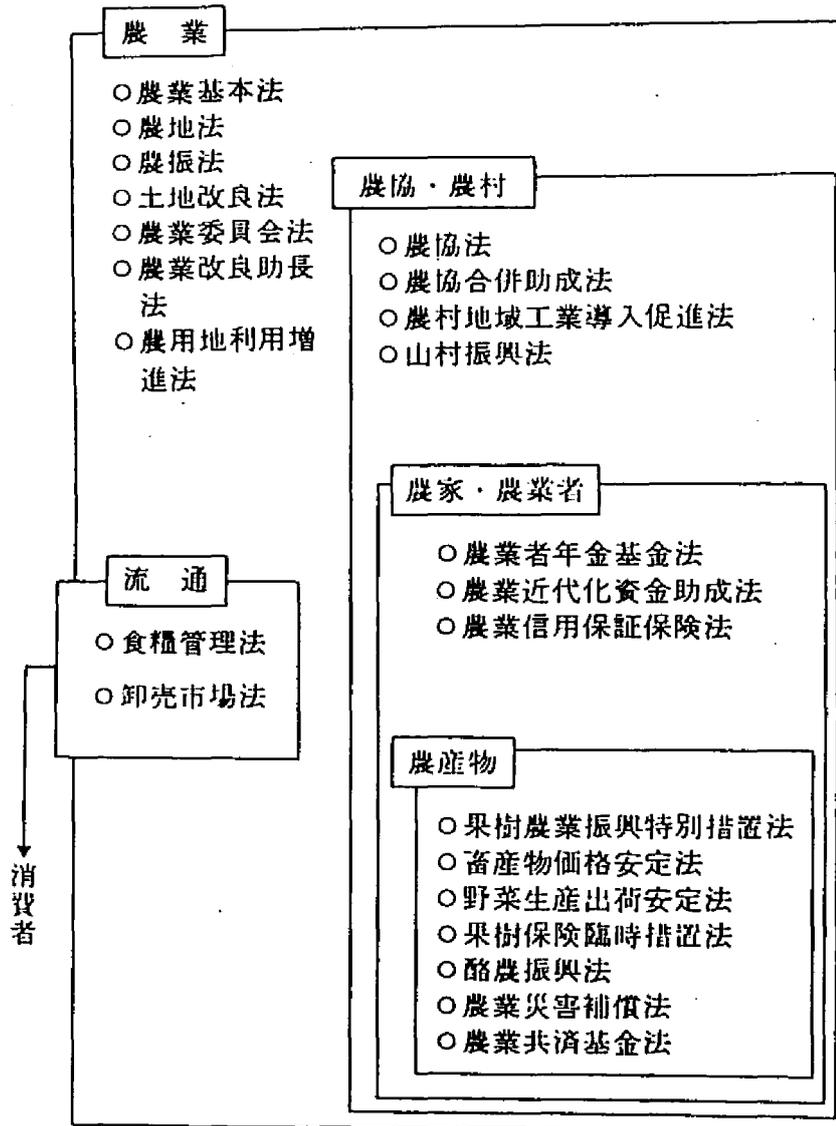
この時期の主要な農業法令としては、〈農業近代化資金助成法〉改正（1973年）、〈農用地開発公団法〉（1974年）、〈国土利用計画法〉（1974年）、〈農振法〉改正（1975年）などがある。いわゆる農地関連3法の成立による農地流動化の推進、そして米をはじめとする農産物過剰への対応が主たる柱として展開されている。

第4期（1977～84年）においては、低成長経済のもとで価格政策偏重から構造政策重視へと政策の重点が移行されるとともに、地域農政の展開がみられる。

この期の主な農業法令としては、〈農用地利用増進法〉（1980年）、〈農地法〉改正（1980年）、〈農業委員会法〉改正（1980年）、〈食糧管理法〉改正（1981年）、〈農業改良助長法〉改正（1983年）、〈酪農及び肉用牛の振興に関する法律〉（酪農振興法）改正（1983年）などがあげられよう。

以上、経済社会条件の変化区分に応じてその期に成立した主要な農業法令を列挙したが、1960年（昭和35）より現在にいたるまでに成立した農業法令の数は261にも達している<sup>2)</sup>。そのなかでも、農地をとりまく権利関係を規定する農地制度は、わが国農業政策の重要な柱となってきた点をここでは確認しておこう。また、図3-1は現行の主要農業法令を政策対象分野別に分類し、それらの相互関連性を図示したものである。

図3-1 現行主要農業法令の位置づけ



### 第3節 予算面からみた現状と特質

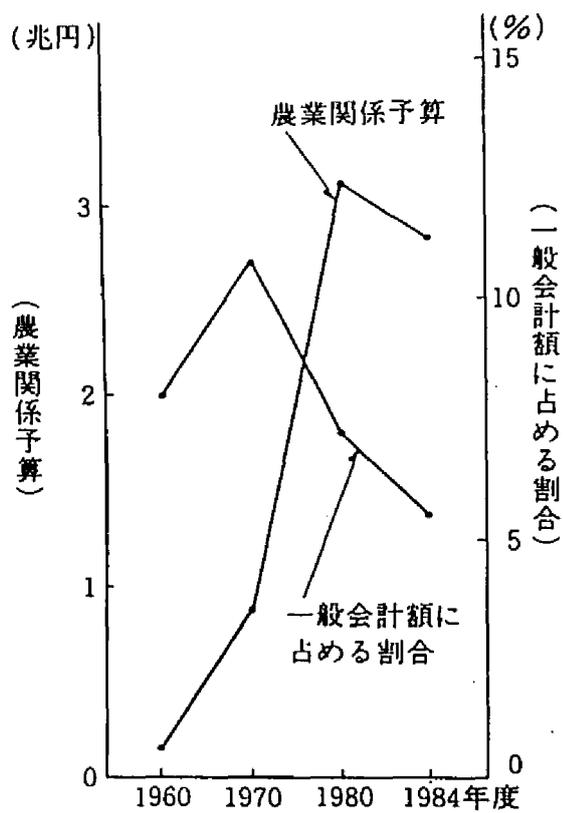
次に、わが国農業政策の特徴を政府の基本的な経済行為である財政支出の実態を通じて探ることにしよう。農業財政の分析に際しては、まず一般会計予算における農林水産予算、とりわけ農業関係予算の位置づけを明らかにする必要がある。ここでは農業予算の時間的な推移とその内容の変化に重点をおいて考察をすすめたい。

農林水産予算の中で農林関係予算の総額の推移を、1960年度（昭和35）、1970年度（昭和45）、1980年度（昭和55）、1984年度（昭和59）の異時点間の比較でみれば、名目額でそれぞれ順に1669億円、9921億円、3兆7765億円、3兆4597億円となっている。さらに、そのうち農業関係予算についてみると、それぞれ1386億円、8851億円、3兆1084億円、2兆7922億円と、1960年度から1980年度までは着実に増加してきたが、その後停滞し、1984年度予算（当初予算）ではその絶対額を低下させている。1970年代後半から1980年代の前半の推移を年次別に詳しくみれば、正確には1979年度まで比較的高い伸び率で増加するが、1980年度から伸び率は低下しはじめ、1981年度を境に、1984年度まで低下の一途をたどっている（図3-2参照）。このことは、一般物価の上昇に起因する予算額のスライド的な引き上げと、農政のニーズによる追加的増加との2つの理由によって、1981年度まで増えつづけたが、行政改革元年とよばれる1981年度以降、財政再建という予算総枠のしめつけのために減少せざるをえなかったということを示している。

次に、農業予算の一般会計予算に占める割合をみてみよう。この場合、1965年度から1975年度までのほぼ10年間、平均して10%の水準を超過していたが、その後は低下傾向を示し、1984年度は約6.8%にまで落ちている。絶対額と割合の低下傾向のはじまりには、5～6年のギャップがあるが、これは一般会計予算の伸び率が、農業予算の伸び率を上回ることによる（図3-2参照）。

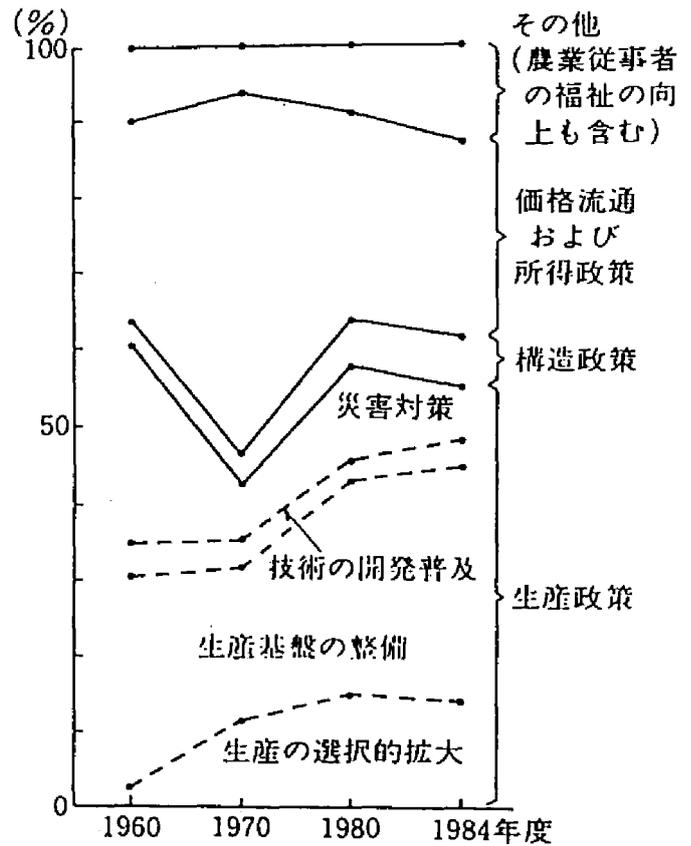
しかしながら、1981年度以降、絶対額も割合も低下していることは、農業予算の比重がさらに輪をかけて縮小化していることを物語っている。予算の大小

図3-2 農業関係予算の年次別推移



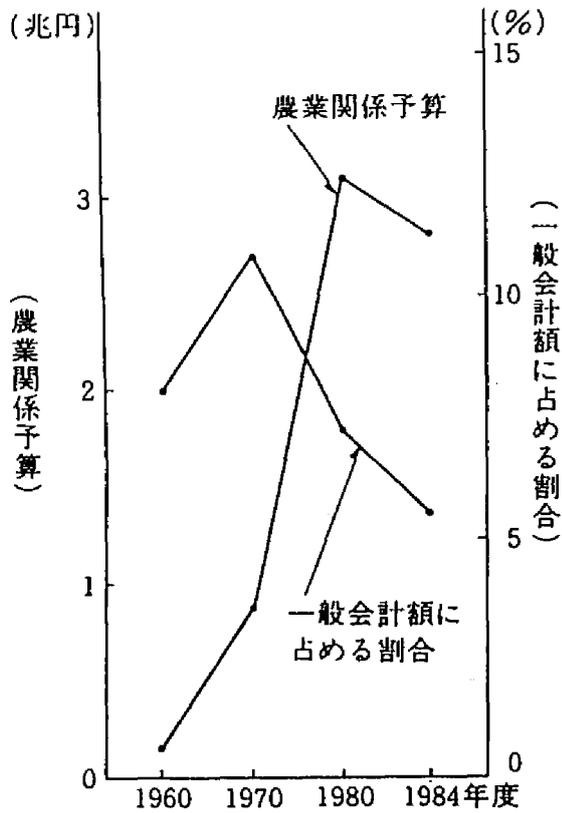
注：1) 1960, 1970, 1980年度は補正後の、1984年度は当初の予算にもとづく。  
 2) 日本農業年鑑刊行会編「日本農業年鑑」各年次版、家の光協会より作成。

図3-3 農業関係予算の政策別推移



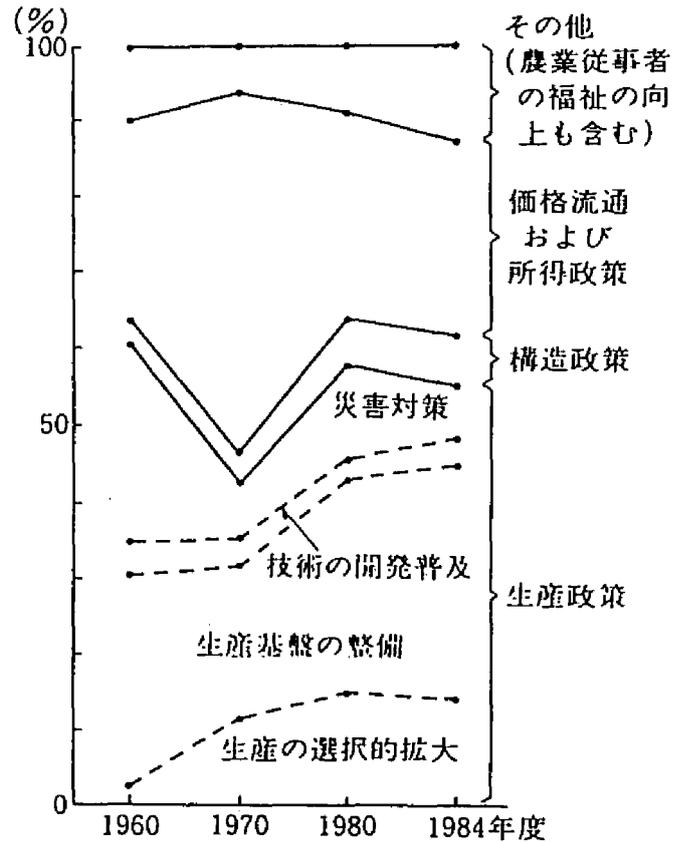
注：1) 1960, 1970, 1980年度は補正後の、1984年度は当初の予算にもとづく。  
 2) 各施策の農業関係予算の占める割合を累積的に縦軸に示したものである。  
 3) 出典は図3-2 に同じ。

図3-2 農業関係予算の年次別推移



注：1) 1960, 1970, 1980年度は補正後の、1984年度は当初の子算にもとづく。  
 2) 日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑』各年次版、家の光協会より作成。

図3-3 農業関係予算の政策別推移



注：1) 1960, 1970, 1980年度は補正後の、1984年度は当初の子算にもとづく。  
 2) 各施策の農業関係予算の占める割合を累積的に縦軸に示したものである。  
 3) 出典は図3-2 に同じ。

イコール重要度の大小と決めつけることは一概に断定できないが、それでも農業予算は次第に軽視されてきているといえることは事実である。

さらに、農業予算が、施策別にどのように配分されているかを図3-3によってみてみよう。この図で注目すべきことは、価格政策の配分割合の変化である。1961年度から1970年度まで価格政策のための予算は逆に増え続け、割合でみて44.4%（1970年度）にも達している。この時をピークとしてその後は減りつづけている。その減少分は、生産・構造両政策による農業構造の改善あるいは農業従事者の福祉の向上の増加によって補われた格好になっている。

この背景には米の過剰問題があり、減反政策が深く関連しているが、最近の動きについては、それだけが原因ではないと考えられる。それは、価格政策から構造政策へという農業政策の推進方向の転換がなされ、その方向転換による価格政策の予算割合の低下となったとみたほうがよいであろう。

つづいて、国民経済における農業の役割という観点から、農業予算の支出構造をみることにする。表3-1によれば、経常支出、資本支出、移転支出への配分比率は、時間とともに大きく変化していることがわかる。すなわち、1960～1970年度の間は、資本形成よりも、移転支出、とくに食糧管理費が大きかった。ところが、しだいに移転支出は低下してきて、1980年代に入ると資本形成への支出が、相当に増大されている。

これらは、各時期ごとの農業や国家財政の諸事情に大きく影響されている。たとえば、生産調整のためには移転支出による手段が用いられ、構造改善のために資本形成の手段が採用されるてきたことは明確である。そして、今日では、構造改善に資するべく資本形成への支出をとくに重視しているのである。

しかし、いずれの場合においても、総農業予算に占める補助金の割合は大きい。その補助金のあり方をみると、表3-2に示すように、経常補助金より資本補助金が多いことがわかる。今日の農業総固定資本形成における資本補助金の比率は、45.3%と高く、経常補助金の農業総生産に占める割合9.0%と比べれば、農家・農村においてその役割・位置づけは非常に大きいと考えねばならない。

表3-1 農業予算の経済性質別分類

(単位：億円)

	1960年度	1965	1970	1975	1980	1983
経常支出	203 (14.8)	355 (10.3)	710 (8.0)	1,762 (8.9)	2,813 (9.1)	2,826 (9.5)
資本形成	635 (46.3)	1,276 (37.1)	2,839 (27.1)	5,642 (28.4)	11,748 (37.9)	11,529 (38.7)
移転支出	533 (38.9)	1,813 (52.7)	5,735 (64.9)	12,498 (62.8)	16,382 (53.0)	15,455 (51.8)
うち食糧 管理費	290 (21.1)	1,205 (35.0)	4,556 (51.6)	9,159 (46.0)	9,517 (30.8)	9,132 (30.6)

注；1) ( )の中の数値は農業予算に占める割合 (%)。

2)食糧管理費には、食管会計繰り入れ等のほかに生産調整費(水田利用再編対策費や稲作転換対策費など)のなかの移転的経費も含む。

3)大蔵省「農林水産省所管歳出決算報告書」から作成。

表3-2 農業における経常補助金と資本補助金

(国費および地方費)

(単位：十億円)

年 度	1970	1975	1980	1983
経常補助金 ①	156	185	556	585
農業総生産 ②	3,254	5,970	6,099	6,470
①/②	4.8	3.1	9.1	9.0
資本補助金 ③	301	702	1,494	1,538
農業総固定資本形成④	1,012	1,012	2,234	3,425
③/④	29.7	31.4	43.6	45.3

注；1)経常補助金とは、財貨・サービスの反対給付をともなわないで政府から農業事業体に一方的に交付された資本形成以外の経費にあてられる補助金をさす。

2)資本補助金は、農業総固定資本形成に関して政府より一方的に交付された補助金をさす。

3)農林水産大臣官房調査課『農業および農家の社会勘定』より作成。

## 第4節 手段別農業政策の現状と特質

### 1. 構造政策

あらためていうまでもなく、構造政策とは既存の農業構造を改善するために実施される諸施策からなる政策手段を総称したものである。それぞれの施策のもつ目的は単一ではないが、いずれも農業構造を与件とみるのではなく、その改善を通して生産性向上をはかるという目的を達成する政策をもつ一連の施策であることは共通している。そのねらいは、中長期的に、農業を国民経済の一産業部門として確立することと表現できるであろう。

構造政策の手段は、〈農業基本法〉との関連でいえば、(1)農地政策、(2)農業生産基盤整備、(3)農村整備、という3つの柱からなる。そして、これらの3本の柱を核とし、この総合的な推進が実現されてはじめて構造政策としての効果が十分に発揮できるものとされている。表3-3は、わが国現行の構造政策の手段体系を示したものである。

#### (1)農地政策

これは、①優良農地の確保及びその有効利用、②農地の流動化と中核農家の規模拡大を目的とする政策であり、以下に示すさまざまな政策手段がとられている。

##### ①優良農地の確保およびその有効利用

優良農地確保のための第1の柱は、「農地転用許可制度」である。これは、現況主義を基本とした一筆統制の〈農地法〉を根拠として、その第4条「権利の設定、移転をともしない転用の事実行為に関する規制」、第5条「権利の設定、移転を伴う転用の法律行為に関する規制」、および第73条「国の助成事業による農地の権利の設定・移転をともしない転用の法律行為に関する規制において農地転用に関する規制」をおこなっている。

また、農地転用の許可は、別途に定める「農地転用許可基準<sup>3)</sup>」に沿ってその他の判断事項をも勘案しながら、適正な国土利用の実現をはかることになっ

表3-3 構造政策の手段体系

手 段	制 度 等	
農地政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用許可制度</li> <li>・農振制度</li> <li>・「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針」</li> <li>・「市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林業との調整の運用方針について」</li> </ul>	<p>農地法第4, 5, 73条, 許可基準 農用地利用計画</p> <p>} 都市的土地利用との調整（建設省との協議の際の方針である）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地利用増進事業およびその助成措置</li> <li>・農地保有合理化促進事業</li> <li>・農業者年金制度</li> <li>・農地等取得資金制度</li> <li>・農業構造改善事業</li> </ul>	<p>農用地利用増進法, 農用地利用促進事業, 地域農政推進対策</p> <p>農地保有合理化法人（県公社）</p> <p>農業者年金事業, 離農給付金の支給</p> <p>農林漁業金融公庫法</p> <p>新農業構造改善事業後期対策</p>
農業生産基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業</li> </ul>	<p>第3次土地改良長期計画</p>
農村整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村基盤総合整備パイロット事業</li> <li>・農村総合整備モデル事業</li> <li>・農村基盤総合整備事業</li> <li>・農業集落排水事業</li> <li>・農村地域定住促進対策事業</li> <li>・工業導入関連農業基盤整備事業</li> <li>・高度技術工業集積地域開発促進法</li> </ul>	<p>圃場整備＋生活環境施設整備（土地改良法）</p> <p>農村環境施設の総合的整備</p> <p>中山間地帯の基礎集落圏の整備</p> <p>農業用排水の汚濁防止</p> <p>} 農村地域工業導入促進法</p> <p>先端技術産業の地方分散による農村地域での就労の場の確保</p>

ている。

第2の柱は「農振制度」である。これは、用途主義を基調とする線引き（ゾーニング）規制によって、用途区分に即した土地利用の促進をねらいとする〈農振法〉を根拠とする。市町村が主体となって作成する「農用地利用計画」をマスタープランとして法的に位置づけ、農業施策の集中的実施によって農業振興地域の整備を促進しようとするものである。先の農用地転用許可制度とは、相互に補完的な位置づけにある。そして、両制度の併存は優良農地の確保とその有効利用にとって不可欠とされている。

なお、農振制度との関連では、「都市的土地利用との調整」が重要な問題となっていることも忘れてはならない。〈都市計画法〉は、都市的土地利用と農業的土地利用の競合や混乱を合理的に解決すべく、農林業との調和をはかることが1つの基本理念とされている。そこで、優良農地を可能なかぎり集団的に保全・確保するために、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針」などが設けられ、その後ともいわれる線引きの見直しが数度にわたっておこなわれている<sup>4)</sup>。

## ②農地の流動化と中核農家の規模拡大

### 《農用地利用増進事業およびその助成措置》

1979年（昭和54）にスタートした「農用地利用増進事業」は、農地流動化と中核農家の規模拡大をはかる最も重要な施策として位置づけられている。これは、〈農用地利用増進法〉を根拠とし、市町村主体の農用地利用増進をはかることをねらいとしたものである。その実施対象は、農振地域、農振地域内の農用地と一体的に利用することが必要な農振地域外の農用地である。その事業内容は、次の3つに分類されている。

第1は、「利用権設定等促進事業」である。この事業の目的は、農用地の利用権の設定・移転、または所有権の移転を促進させることである。つまり、農業者の個別または集団的な土地の利用調整によって生じた農用地の賃借または売買の合意を市町村がとりまとめ、農業委員会の決定等を経て「農用地利用増進計画」とすることにより、農用地に関する権利の移動が確定するものである。

この場合、〈農地法〉第3条にもとづく農業委員会の許可を要しないこと、同法第6条の賃借権の法定更新の適用が除外されており、貸付期間満了時の農地の返還に際し、離作料なしで無条件返還が担保されること等に最大の特徴がみられる。

第2に、「農用地利用改善事業」がある。この事業は、農用地の利用調整等の活動を助長させるものである。これによって、農用地利用規定を定め、これを市町村に認定された農業集団は農用地利用改善団体となり、市町村に対して農用地利用増進計画の作成申し出ができるほか、その構成員が全経営耕地を貸し付けても農業協同組合の正組合員の資格を失わず、法人化にあたり農事組合法人制度が活用できる。

そして第3に、「農作業受委託促進事業」がある。この事業では、農作業の受委託の斡旋活動を中心とし、農協に設立されている農業機械銀行等の活用により、作業の委託者と受託者の仲介斡旋等を通じて、機械、施設や労働力の効率的稼働の実現、機械等への過剰投資の防止がはかられる。

そのほか、農用地利用増進事業を直接、間接に支援する各種の助成措置が講じられている。そのなかでも、「農用地利用促進事業」は、農地流動化促進員の設置と農地流動化奨励金交付事業とからなり、この施策の原動力たる役割をもっている。一方、地域農政総合推進事業（1977～84年度）や、地域農業集団育成事業（1983～84年度）、さらには地域農業整備促進事業（1985年度）などの地域農政推進対策が、農地流動化の進展に資するようにはかられている。

#### 《農地保有合理化推進事業》

本事業は、1970年（昭和45）の〈農地法〉改正により創設されたもので、公的な機関が農地などの権利移動に直接介在し、農業構造の改善がはかられるよう方向づけるための事業である。その事業主体は営利を目的としない法人（市町村、農協、社団または財団法人）であり、現在本事業をおこなっているのはほとんど県全域を事業実施区域とする農地保有合理化法人（県公社<sup>5)</sup>）である。実施事業の内容としては、一定の要件を備える中核的担い手農家、農業生産法人、市町村、農協等を相手方に、(7)農地等の買入れ・売渡し、(4)農地等の借

入れ・貸付、(り)借地料の一括前払い、をおこなっている。

国は、このような農地保有合理化促進事業の円滑な推進のために、県公社に対して保有農地の管理経費、資金利子の補給等助成措置を施している。特別事業として社団法人全国農地保有合理化協会による利子助成、資金供給もある。

#### 《農業者年金制度》

農業者年金制度は、農業者の協同負担による相互扶助と、これに対する国の助成援助により、農業者に経営移譲および老後に必要な年金を給付する年金制度である。また、農業者年金基金は、農業者年金事業とあわせて、離農を促進するための離農給付金の支給、農地の買入れ・売渡し、農地の買入資金の貸付をもおこなっている。この制度は、農業経営者の若返り、農業経営規模拡大、相続における農地細分化防止などのねらいをあわせもっている。

#### 《農地等取得資金制度》

農地等取得資金は、1963年（昭和38）に〈農林漁業金融公庫法〉の改正により創設されたもので、経営規模の拡大を志向する農業者に農地等の取得に必要な資金を特別に有利な条件（年利3.5%、据置期間3年以内を含んで25年以内の償還等）で貸し付けることによって、農業経営改善に役立てるものである。

#### 《農業構造改善事業》

農業生産基盤の整備および開発、農業経営の近代化のための機械、施設の導入、環境の整備等を実施して、資本と土地の零細性を特徴とするわが国農業構造の改善をはかろうとするもので、これに必要な条件の整備を総合的におこなう事業である。法的には〈農業基本法〉をその根拠としている。従来から、第1次農業構造改善事業、第2次農業構造改善事業、新農業構造改善事業前期対策と中断されることなく実施され、現在では新農業構造改善事業後期対策がすすめられている。

本対策は、基本的な農業生産基盤の整備が相当程度すすんだ地域（自然条件等から農業生産基盤整備が遅れている中山間地帯については基礎的な農業生産基盤の整備を並行して実施）を対象として実施することになっている。その特徴は、作付・栽培協定を基礎として、担い手の育成確保、農地の利用管理の適

正化、地域農業の組織化、環境条件の整備等、広範な農家層を包摂しつつ、農地の効率的利用によって地区全体の土地生産力向上に向けられるという点である。このため、集落の連帯感醸成を目的とするソフト事業および生活環境整備事業が新しく取り入れられている。

### (2) 農業生産基盤の整備

農業生産基盤整備事業の主目的は、圃場の区画整理や一筆面積の拡大によって、機械の作業効率を高め、労働生産性を向上させることにある。また近年では、水田転作の定着化を推進させるために水田の汎用化、つまり水稻のみならず必要に応じて飼料作物や野菜などの畑作物の作付けを可能とするような汎用耕地としての機能を高めることにも重点がおかれている。

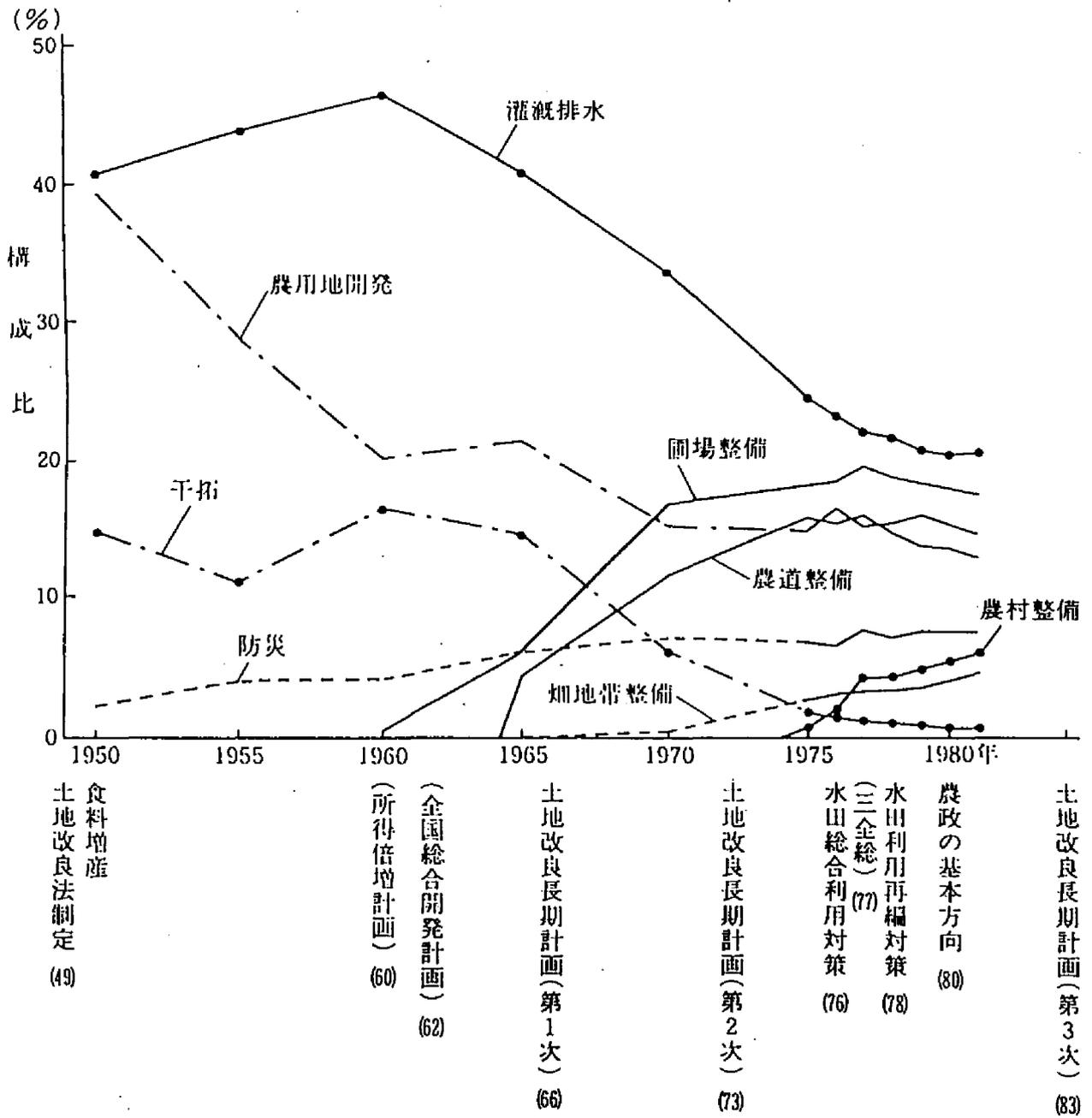
本事業は、その内容によって、次の事業種別に区分できる。すなわち、①灌漑排水事業、②農用地開発事業、③圃場整備事業、④畑地帯総合整備事業、⑤農道整備事業、⑥農村整備総合事業、などがある。農業生産基盤におけるこれらの整備事業は、それぞれ時代の要請に対応して、制度・事業内容およびそのウェイトを替えながら実施されてきている（図3-4参照）。

一方、その整備事業の目標水準は、〈農業基本法〉をうけて、1964年（昭和39）に改正された〈土地改良法〉の規定にもとづく土地改良長期計画（10年を1期とする）で定められている。1983年度（昭和58）より始まった第3次土地改良長期計画によれば、①550万haの農地面積の確保、②農地整備率70%、を目標としており、このために約32兆8000億円を投資して、田整備100万ha、畑整備60万haおよび農用地造成47万haを行うこととなっている。

### (3) 農村整備

農村は、国民の大切な食糧生産の場としての機能と農家の生活の場としての機能のほかに、緑豊かな居住空間の提供、自然環境の保全、さらに国土資源の維持培養や、豊かな伝統文化の温床としてなど、多面的機能を果たしてきたことが再確認されつつある。農村整備は、このような農村の多様な機能に着目して、これらの機能が農業生産と調和しながら最大限に発揮できるような条件を整備することが目的とされている。

図3-4 戦後の農業基盤整備事業の事業別割合の推移



そのため、都市整備とは異なる手法ですすめられている。具体的には、①農村基盤総合整備パイロット事業（総バ事業）、②農村総合整備モデル事業（モデル事業）、③農村基盤総合事業（ミニ総バ事業）、④農業集落排水事業、などが生活環境整備として展開されている。

また一方では、農村地域への工業の導入などにより、就業機会の確保をはかるとともに、農村地域定住促進対策事業、工業導入関連農業基盤整備事業が実施されてきている。さらに、農村での就業機会の創出をはかるものとして、〈高度技術工業集積地域開発促進法〉（テクノポリス法）にもとづく工業開発がある。

## 2. 生産政策

生産政策の基本目標は、国内で生産可能な農産物について可能なかぎり国内生産でまかなうとともに、需要の動向に対応して生産の再編成を方向づけることにおかれている。いわば、国内の生産関数あるいは短・中期的供給曲線の変革つまりシフトを直接の目的とする政策と呼んでよいだろう。その主要な法制度、政策手段の体系は表3-4に示すとおりである。

その政策目標は、主に供給曲線の左方（or右方）シフトを促す(1)農業生産の再編成、そして生産関数（潜在的生産関数も含めた）の変革を通じて供給曲線を下方にシフトさせる(2)生産性の向上、におかれており、具体的には以下の諸施策が講じられている。

### (1) 農業生産の再編成

#### 《水田利用再編対策》

水田利用再編対策は、需要量に対する米生産を計画的に誘導・調整するとともに、稲から自給力向上の必要性が強い飼料作物、大豆、麦等に重点をおいた他作物への転作等を推進することを目的としている。

この対策は、1978年度（昭和53）以降おおむね10年間の事業とし、これを数期（第1期1978～80年度、第2期1981～83年度、第3期1984～86年度）に分け

表3-4 生産政策の手段体系

手 段		制 度 等	
農業生産の再編成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田利用再編対策</li> <li>・他用途利用米の導入</li> <li>・改正食管制度</li> <li>・新地域農業生産総合振興対策</li> <li>・畜産総合対策</li> </ul>	転作等目標面積60万 ha 加工原材料用需要への国内生産 需要サイドへの弾力的適応 統合・メニュー事業 酪農振興法
生産性の向上	農業生産基盤整備, 経営規模の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村整備を除く構造政策の諸手段・制度と同一であり, 総合・一体化されて実施されている。</li> </ul>	
	高生産性技術の開発・普及等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高生産性技術の開発</li> <li>・技術の実用化促進</li> <li>・技術の普及</li> <li>・農林水産情報システムの開発・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産ジーンバンクの整備, バイオマス変換計画, グリーンエネルギー計画</li> <li>・畜産高度生産技術実用化促進事業, 省エネルギー技術実用化促進事業等</li> <li>・協同農業普及事業, 畜産経営技術改善活動推進事業, 畜産経営技術指導情報システム整備事業等</li> </ul>

て実施されてきた。具体的には、米の生産調整目標数量、転作等目標面積、事前売渡申込限度数量について、上記の各期初ごとに目標値を定め、その期間中は、原則としてその総数およびその都道府県別配分数量を固定する方式がとられてきた。一方、政府は、この対策の期間中、稲から他作物への転作等を促進するため各期ごとに転作奨励補助金を交付してきた。そして、いわゆるポスト3期と呼ばれる1987年度（昭和62）からは名称も「水田農業確立対策」と変え、約77万haの転作目標面積が割り当てられ、その奨励補助金総額も大幅に切り下げられることとなった。

#### 《地域農業生産総合振興対策》

地域農業生産総合振興対策は、各作物ごとの生産対策関連事業を総合化し、生産性向上をはかりつつ地域農業を展開させようとするものである。その内容は、生産の安定と生産コストの低減、地力の増強、転作の定着化、農産物の品質向上、流通の改善・合理化および地域農業の複合化などが柱となっている。

作物別にみると、次の点に重点がおかれている。

- (a) 水稲・・・先導的モデル地区の育成、高能率生産組織の育成、大規模乾燥調整貯蔵施設等の整備、ばら出荷施設の整備。
- (b) 麦・・・集団麦作の促進、乾燥調整施設の導入、排水対策の実施、生産規模別のばら調整保管出荷施設の整備、地域麦作のモデル地区の育成。
- (c) 大豆・・・集団栽培・機械化の促進、乾燥調整施設の導入、病虫害防除、大豆作の定着化の促進、先導的モデル地区の育成、大豆の高度省力化生産技術等の開発・実証・普及。
- (d) 甘味資源作物・・・簡易な土地基盤の整備、集団営農用機械施設の導入、土壌改良・防除等の徹底、新開発の高能率収穫機のモデル的導入（さとうきび）。
- (e) 特産農産物・・・いも類、そば、茶、葉たばこ等特産農産物の集団育成の促進、土地基盤の整備、省力機械施設の導入、流通施設の整備、需給の安定。
- (f) 果樹・・・温州みかんから他作物への転換の促進、転換果樹を含むかんきつ

産地の生産条件の整備、広域的なかんきつ産地の育成強化、落葉果樹産地および特産果樹産地の育成整備、流通・加工施設の整備、先導的モデル地区の育成、果樹の経営合理化等に必要な資金について農業改良資金<sup>6)</sup>の一貫としての貸付けなど。

(g)花き・・・土地基盤整備、生産・出荷施設の導入、省力・省エネルギーモデル施設の実証展示、情報提供および栽培技術の指導・普及をおこなう総合施設の設置。

(h)野菜・・・野菜指定産地を中心とした集団的な野菜産地の整備育成、土壌改良等による作柄安定、施設野菜の省エネルギー化の推進、加工用トマト等の生産流通の合理化、端境期における野菜の平準出荷および野菜の経営合理化に必要な資金について農業改良資金の一環としての貸付け等。

#### 《畜産対策の総合的推進》

〈酪農振興法〉にもとづく酪農・肉用牛生産近代化基本方針に即し、酪農の発展と整合性をとりつつ肉用牛生産の振興をはかることとし、畜産総合対策として以下のような各種施策がはかられている。

(a)肉用牛対策・・・畜舎、サイロその他の畜産関係機械・施設を整備するのに要する資金を無利子で供給する畜産振興資金制度における融資枠の拡大、公共育成牧場等の草資源を活用した低コスト肉用牛一貫生産集団の育成等を推進するとともに、乳用雌牛と肉用雄牛のF1雌牛を活用した低コスト肉用牛生産のパイロット的实施。

(b)自給飼料対策・・・水田裏作等の未利用地における飼料作物の高位生産の推進、異常気象等に対応した飼料作物収量安定化栽培技術の実証展示など。

(c)酪農対策・・・牛乳の乳質改善をはかるための検査機器の整備、畜産経営の円滑化をはかるための後継者を主体とした巡回技術者の育成確保と技能の向上等の推進など。

(d)畜産環境対策・・・良質かつ規格化された堆きゅう肥の生産供給を促進するためのモデル施設の整備。

なお、これ以外にも、家畜改良増進事業および家畜衛生対策事業、畜産高度

生産技術実用化促進事業（地域の良質粗飼料、未利用飼料資源等を高度利用した新たな飼料の調整利用技術および木材の飼料化にかかわる新技術の実用化）などがおこなわれている。

## （2）生産性の向上

生産性の向上のための基本的施策としては、①経営規模の拡大、②農業生産基盤の整備、③高生産性技術の開発・普及等が必要不可欠である。このうち①と②は主に構造政策の一環として実施されてきた。また、生産対策においては、新地域農業生産総合振興対策の中で生産性の向上をはかりつつ行われているということもあって、ここでは重複を避けるために③のみについて説明を加えておく。

すなわち、高生産性技術の開発・普及は産・官・学の連携強化による総合的なバイオテクノロジー先端技術の開発を促進するとされている。また、その発展基盤となる遺伝子資源の総合的な確保を図るため、農林水産ジーンバンク<sup>7)</sup>を整備する。そのほか、再生産可能な未利用の生物資源を多面的に利用するためのバイオマス変換計画<sup>8)</sup>、自然エネルギーを効率的に利用するためのグリーンエネルギー計画<sup>9)</sup>等の技術開発がなされる一方、それらの技術の実用化促進事業や、省エネルギー技術実用化促進事業等が実施されている。また、技術の普及面では、協同農業普及事業、畜産経営技術改善活動推進事業などがある。

## 3. 価格政策

価格政策は、従来、所得維持機能がその中心的目的とされてきたが、農産物過剰の顕在化と国家財政の制約をうけて、今後は、むしろ価格のもつ需給調整機能を重視する方向へと転換されつつあるといえよう。

現行農産物価格政策がどのように行われているのかを農林水産省の分類にもとづいて類型化すれば、表3-5のごとくである。

### 《管理価格制度》（米、タバコ）

政府が市場流通量の全量について流通を規制し、政府が買入れるものについ

表3-5 現行農産物価格政策一覧

類 型	該当農産物	根 拠 法 規 等
管 理 価 格 制 度	米	食糧管理法
	葉たばこ	たばこ事業法
安 定 帯 価 格 制 度	指定食肉(豚肉, 牛肉)	畜産物価格安定法
	繭, 生糸	繭糸価格安定法
安 定 指 標 価 格 制 度	指定乳製品	畜産物価格安定法, 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
最 低 価 格 保 証 制 度	かんしょ, ばれいしょ	農産物価格安定法
	てん菜, さとうきび (砂糖)	砂糖価格安定法
	麦類	食糧管理法
交 付 金 制 度	加工原料乳	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
	大豆, なたね	大豆なたね交付金暫定措置法
安 定 基 金 制 度	野菜	野菜生産出荷安定法
	肉用子牛	肉用子牛価格安定事業実施要領
	鶏卵	鶏卵価格安定対策事業実施要領等ほか
	加工原料用果実	果実生産出荷安定基金等設置事業実施要領

注：農林水産大臣官房企画室「農産物価格政策の概要」昭和60年度より作成。

てはその買入れ価格および売渡価格を政府が定め、輸入についても政府が管理する。なお米については、その建前は実質的に崩れ、今日の流通米穀およびその価格は、自主流通米、政府米、余剰米の3つの範疇からなっている。

《安定帯価格制度》（指定食肉等）

自由市場を前提とし、政府関係機関の売買操作等によって、一定の価格の幅のなかに市場価格を安定化させようとする価格政策である。

《安定指標価格制度》（指定乳製品）

自由市場を前提とし、政府関係機関の売買操作によって、市場価格を一定の水準に安定させようとする価格政策である。

《最低価格保証制度》（甘薯、馬鈴薯、てん菜、さとうきび、麦類）

自由市場を前提として、市場価格が一定の最低価格水準を下回る場合、政府の買入れ等によって当該農産物の最低価格を保証しようとする制度。

《交付金制度》（加工原料乳、大豆、なたね）

市場価格の形成は需給実勢にゆだねられているが、市場価格が政府の定める基準価格よりも下落した際に、基準価格と生産者販売価格との差額を交付金として支払う仕組み（大豆、なたね）と、乳業メーカーの支払い可能価格と生産者の再生産可能価格の差額を交付金として支払う仕組み（加工原料乳）とがある。

《安定基金制度》（野菜、肉用小牛、鶏卵、加工原料用果実）

生産者団体の組織的な生産出荷調整を通じて価格の安定をはかるとともに、生産出荷調整の対象となっている農産物の価格が一定水準を下回ったときに、その差額の一部を生産者等が積み立てた基金で補填する制度である。その補填交付金の財源や基本財産などの造成に対して国が助成しているもので、対象品目としては最も数の多い価格政策である。

しかし、以上はあくまで1つの整理にすぎないのであって、現行農産物価格政策の特質は、むしろ品目別にそれぞれ独自の価格政策がとられており、したがってその農産物の行政価格の算定方式もそれぞれ異なっている点にある。

（なお、詳細と問題点の指摘は章をあらため第4章で行なう。）

#### 4. 国境保護措置

これまでのわが国の農業政策においては、国境保護措置という概念および国境保護の政策体系に関する明確な政策理念はやや希薄であったように思われる。つまり、アメリカなど諸外国からの要請や圧力に応じるかたちで、輸入数量制限を維持して国内生産をすすめるか、農産物輸入によってわが国の市場を開放するかを選択が中心とされてきたようである。

農業に対しては、さまざまな理由から手厚い保護が実施されてはいるが、そのなかで、海外の競争から国内農業をまもる直接的（＝第1次的）な手段が、「国境保護措置」である。その最も通常の手段が「関税」であり、その他すべての方法は「非関税障壁」と呼ばれている。現実には、この両者が組み合わされて併用され、そのどちらかの手段が実際には有効に作用していると考えられる。

関税は主として輸入品に課税することによって内外価格差を縮小して、国内の競合産業を保護しようとするものであるが、現実にわが国において実施されているものは、単なる一般関税（これも課税の違いにより「従価税」と「従量税」とわけられる）以外に次のような4つのパターンに分類可能である。

まず第1は、「差額関税」である。これは、一定の輸入阻止価格（堰止価格）と輸入品価格との差額を関税とするもので、わが国では、生体の豚および豚肉、同くず肉等の4品目でこの手段がとられている。

第2は、「スライド関税」である。これは、輸入品を高価格に維持することを主目的として、輸入品が低価格となるにしたがってスライドさせるかたちで高税率が適用されるものである。ハム・ベーコン、塩蔵等の豚肉、さらにタマネギ等の3品目に適用されている。

第3のものとしては、「季節関税」がある。国内競争（代替）作物の収穫期には、それ以外の季節よりも税率を高くして輸入量を抑制しようとするもので、バナナ、オレンジ、グレープフルーツ、ぶどう等の果実を中心に7品目でこれ

表3-6 残存輸入制限品目（1985年4月現在）

	品 目
穀 物	米粉，小麦粉および大・裸麦粉 米・麦類のひき割り，ミールおよびその加工品
果実・野菜類	オレンジおよびタンジェリン(生鮮) " (一時的貯蔵のもの) フルーツピューレおよびフルーツペースト パイナップル缶詰およびフルーツパルプ 果汁およびトマトジュース トマトケチャップおよびトマトソース
糖類・でん粉類	でん粉およびイヌリン ぶどう糖，乳糖，砂糖水など
地域農産物	あずき，そらまめ，えんどうなど 落花生(搾油用を除く) こんにゃくいも 調製食品(もち，米飯，米菓生地，その他)
畜 産 物	牛肉 ミルクおよびクリーム(生鮮) " (加工) チーズおよびカード(ナチュラルチーズを除く) 牛肉・豚肉缶詰
水 産 物	近海魚およびたら子・数の子(生鮮) " (加工) 帆立貝，貝柱およびいか(生鮮，加工)
非農水産物	石炭 牛革および馬革 一次加工した羊革 " 山羊革 革製はき物

注：馬場啓之助編「日本農業統計本」（第7版），東洋経済新報社

が適用されている。

最後にあげられるのが「関税割当」である。これは、ある一定量までは低税率を適用して、その量を超えたものについてはきわめて高い税率を課するものであるが、数量枠の割当については実績に基づいて配分されている。適用されているものとしては、牛、チーズ、とうもろこし、麦芽等の11品目があげられる。

しかしながら、関税は、G A T T（ガット；関税と貿易に関する一般協定）の関税引き下げ交渉（ケネディラウンドや東京ラウンド）によって税率はかなり引き下げられ、高いものでもブドウ酒の55%や、季節関税ではあるがバナナ（10～3月）の50%、オレンジ（12～5月）の40%、グレープフルーツ（12～5月）の40%など数品目を数えるにすぎず、大部分は今や20%以下となっている。さらに、為替の変動の影響を考慮に入れると、なおさら関税の果たす役割は小さくなってきているといえる。わが国の輸入規制に果たす役割という点からみれば、関税よりも数量制限に代表される非関税障壁の方がはるかに大きな影響をもたらしてきたといえるであろう。

非関税障壁には、規格・基準、防疫・検疫、関税手続き、政府調達、生産補助金等が含まれるが、その代表は、やはり輸入数量制限（輸入割当制）であろう。とくに、わが国農産物貿易における非関税障壁の特徴は、アメリカのウェーバー品目とは異なり、残存輸入制限を中心に組み立てられている点である。きわめて多くの農産物についてG A T T上非合法とみなされる残存輸入制限が存在し、これが数量規制の中心となるとともに、米などのごく少数の重要農産物については国家貿易方式がとられるという構造である。

現時点での残存輸入制限品目は、合計27品目、うち22品目が「農産物」で、水産物3品目を除く本来の農産物は19品目である（表3-6参照）。このほか米、小麦、大・裸麦、バター、粉乳・練乳等の5品目が輸入割当のおこなわれている国家貿易品目であり、したがって現在非自由化農産物は23品目となっている（ただし、粉乳・練乳は両方にまたがっている）。

## 5. 食品産業政策

食品産業政策の目的は、市場原理にもとづき、食品産業の生産性の向上と体質の強化をはかることにおかれ、その手段は、(1)技術対策、(2)原料対策、(3)流通対策、(4)外食産業対策などに分類される。

食品産業はさまざまな食料を安定的に供給するという機能において農業とならんで車の両輪にもたえられる地位にあるとして、上に述べた諸施策からなる総合的な手段で目的達成をめざしている。

### 《技術対策》

食品産業の生産構造は、中小企業、地場産業が多く、過当競争的体質がみられ、他の製造業に比べ技術水準がかなり低位にある。このため食品産業全体の技術水準の底上げを推進するべく、①大学および国公立試験研究機関等との緊密な連携のもとに民間企業による協同研究の推進、②他産業分野の先端技術の食品産業への導入、③中小食品製造業の技術者等を対象とした研修、専門家によるコンサルティング、巡回点検指導等の事業への助成、④オンラインシステム助成、などがおこなわれている。

### 《原料対策》

わが国の食品産業は、一方で食糧自給力強化の見地に立つて国産農産物の市場拡大・定着をはかるべきであるとの要請があり、他方、食品工業界からは、海外原料をより自由に、より低廉なコストで調達できるようにしてほしいとの声が高まっている。これらの2つの相反する要求に対するその同時解決は実際問題として不可能であり、政策としては、現実にはそれらのかね合いをはかりつつ対処しなければならない。つまり、国内農政と国際協調との両方の視点をふまえた食糧資源の長期安定確保に努める必要があり、とくに国内農産物については、その生産サイドと食品産業サイドが一体となって地域農産物の高度利用をはかり、国産原料の利用増進に努めることが必要といえるであろう。

### 《流通対策》

農産物・食品流通の効率化をはかるために、①卸売市場の施設整備、②食品

流通の情報システム化、③小売業の近代化、などの対策が講じられている。しかし、わが国の農産物流通対策の特色は、これまでほとんどが卸売市場の施設整備に重点が置かれてきた点であろう。

#### 《外食産業政策》

近年わが国食生活のなかでとくに比重を伸ばしてきた外食産業については、中小飲食店の食財調達の合理化をはかるためのシステム開発、外食産業のもつ産業構造や経営上の改善策などが取り組まれようとしているが、その具体的な政策対応についてはまだ端緒についたばかりと言えるであろう。

### 第5節 現行農業政策の基本理念とその体系

#### 1. 農業政策の目的体系とその変化

##### 1) 現行農業政策の基本的目標

本節では、以上の現行農政の概要をふまえ、わが国農業政策の目的およびその背後にある基本理念は何かという点について考察する。ところで、農業政策の目的を論じるに際しては、次の2つのレベルを峻別しておく必要がある。つまり、「わが国農業に課せられた本源的な制約条件ゆえに農政に要請される政策目標」と、「現実に法的あるいは財政的な裏付けのもとに具体的な施策として実施される政策目標」という2つである。どちらかといえば、前者は後者に対する上位目標として位置づけられているといえよう。そして、この2つのレベルの目的は、互いに相反するのではなく、密接不可分な関係にある。すなわち、後者の「具体的施策上の目的」は、前者の「本源的制約条件から要請される目的」から逸脱することはできない。一方、「具体的施策上の目的」は、その時々社会的・経済的・政治的諸条件の変化に対応したものでなければならない。すなわち、後者の場合には、しばしば各時期ごとの経済社会条件等に左右されうるということである。

こうした考え方を前提として、ここではまず、わが国農業に課せられた本源的な制約条件とは何か、そしてこのために求められる農政の目的とは何であるのかについてまず明らかにしておきたい。

本源的な制約条件とは、次の3つに集約されると考えられる。

- ①人口密度が高いことに加えて、農用地に適した国土面積が狭く、かつ農地の他用途との競合度が強くみられること。
- ②農業のもつ主体的・技術的・商品的特質とともに、上記①の制約のもとで農業における生産性の向上や規模の経済性の発揮という点でわが国は一定の制約を受けること。
- ③世界の食料需給情勢はたえず不透明であり、しばしば楽観視できないことに加えて、わが国が四方を海に囲まれた島国であることに起因する食料安全保障上の制約を大きく受けること。

このうち②や③の制約条件は、何もわが国だけに特別な制約条件ではないにしても、産業構造が高度化したわが国では、資源配分の面でとくに農業と他産業との間に競合（トレード・オフ）関係を顕在化させる要因となっている。

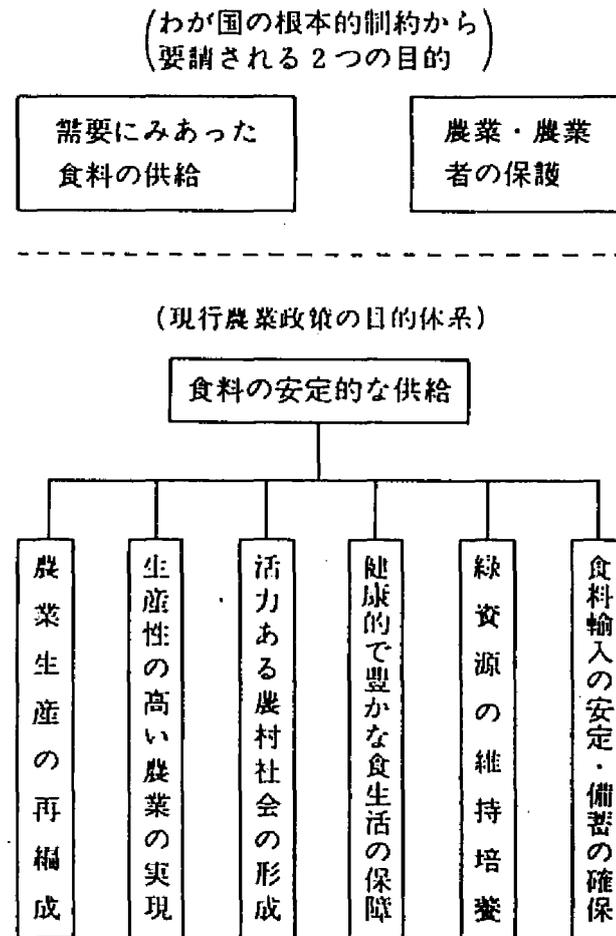
したがって、これら3つの制約条件のもとで、わが国の農政においては、次の諸点がいわば必然的に要請されることになる。第1は、需要に見合う食料をできるかぎり国内で、過不足なく安定的かつ安価に供給することである。第2に、国民食料を安定的に供給するには、一定程度の農業者の所得と農地面積を維持確保する必要があり、そのためにも農業はある程度まで政策の手によって保護されなければならないことである。

たしかに、以上の2つの目的は、基本理念としては少なくとも戦後期において一貫して変化することはなかった。換言すれば、世界の食料需給関係が大幅に緩和され、食料の安定供給が必ず保障されるか、農業が農地の制約から開放されていわば完全な先端産業へと脱皮するか、国土（農地面積）が大幅に拡大されるか、あるいは人口が減少するかなど、よほど（現実性に欠ける）大きな与件変動を仮定しないかぎり、これらの2つの基本的目的は今後ともわが国農政において堅持され続けなければならないであろう。

そこで、こうした農政に課せられた2つの本質的目標の大枠のもとで、現行農業政策の目標が何におかれているのかについて、具体的な施策の動向を手がかりとしつつ考察してみたい。農業政策の基本目標とは、一言でいえば、「国内食料を安定的に供給するために、必要な農地資源と農業労働力を確保しつつ、生産性の高い農業を育成し、あわせて農業従事者に妥当な所得を保証させること」におかれてきたといえる。とりわけ、食料自給力の確保、すなわち国民の基幹的食料をいかに安定的に国内で供給するかに重点がみられる。これを1つの究極的な上位政策目標とすれば、その下位目標として以下の目的群が位置づけられていると判断される(図3-5参照のこと)。

- ① 農業生産の再編成……わが国の経済発展にともなう国民の食料需要の量的・質的变化に合わせて、農業生産のあり方、つまりそのための資源配分のあり方を変えることである。とくに近年では、稲作から主に大家畜(肉用牛・乳用牛)生産へと比重を移行させることが重要課題となっている。
- ② 生産性の高い農業の実現……農産物の供給は低コストかつ安価でなされることが望ましい。そこで、農業の生産要素(労働力、土地、資本)ごとに生産性向上をはかり、生産コストを低減させることが求められている。
- ③ 活力ある農村社会の形成……農村での都市化、混住化が進展し、農業生産活動にかかわる機能そのものが低下しつつあるなかで、農村を総合的かつ計画的に整備することを通じて農村の活力を維持・向上させることが必要である。
- ④ 健康的で豊かな食生活の保障……食料の需給関係ならびに価格の安定化を通じて食生活の高度化をはかろうとするものである。このなかには、近年とくに注目を集めてきた日本型食生活の定着化、食品産業の体質強化等が含まれる。安くて質の高い食料の供給が目標とされる。
- ⑤ 緑資源の維持培養……農業生産活動の活性化とともに、再認識されつつある国土・自然環境の保全をはかろうという目標である。
- ⑥ 食料輸入の安定化および備蓄の確保……わが国農業の持つ現実の供給力をはるかに上回る食料需要を満たすために、安定的な輸入および在庫・備

図3-5 わが国の農業政策の目的体系



蓄の確保によって食料供給をまかなおうという目標である。

以上の6つの大きな目標のもとに、これらに資すると思われる具体的施策が選択的に採用されて、現行農業政策は体系づけられてきたといえる。

しかしながら、これまでの戦後農業の推移をながめてみると、たとえば食料自給率の急速な低下や生産農業所得水準の低迷状況に端的に示されるように、わが国の農業政策は、農業を1つの産業として確立させるという目標に対しては必ずしも十分な調整・誘導機能を発揮しえなかったのではないかと判断される。

そこで次に、これらの目的体系が高度経済成長期から現在までにどのように変化して、今日にいたってきたのかについて考察することにした。

## 2) 農業政策における目的体系の変化

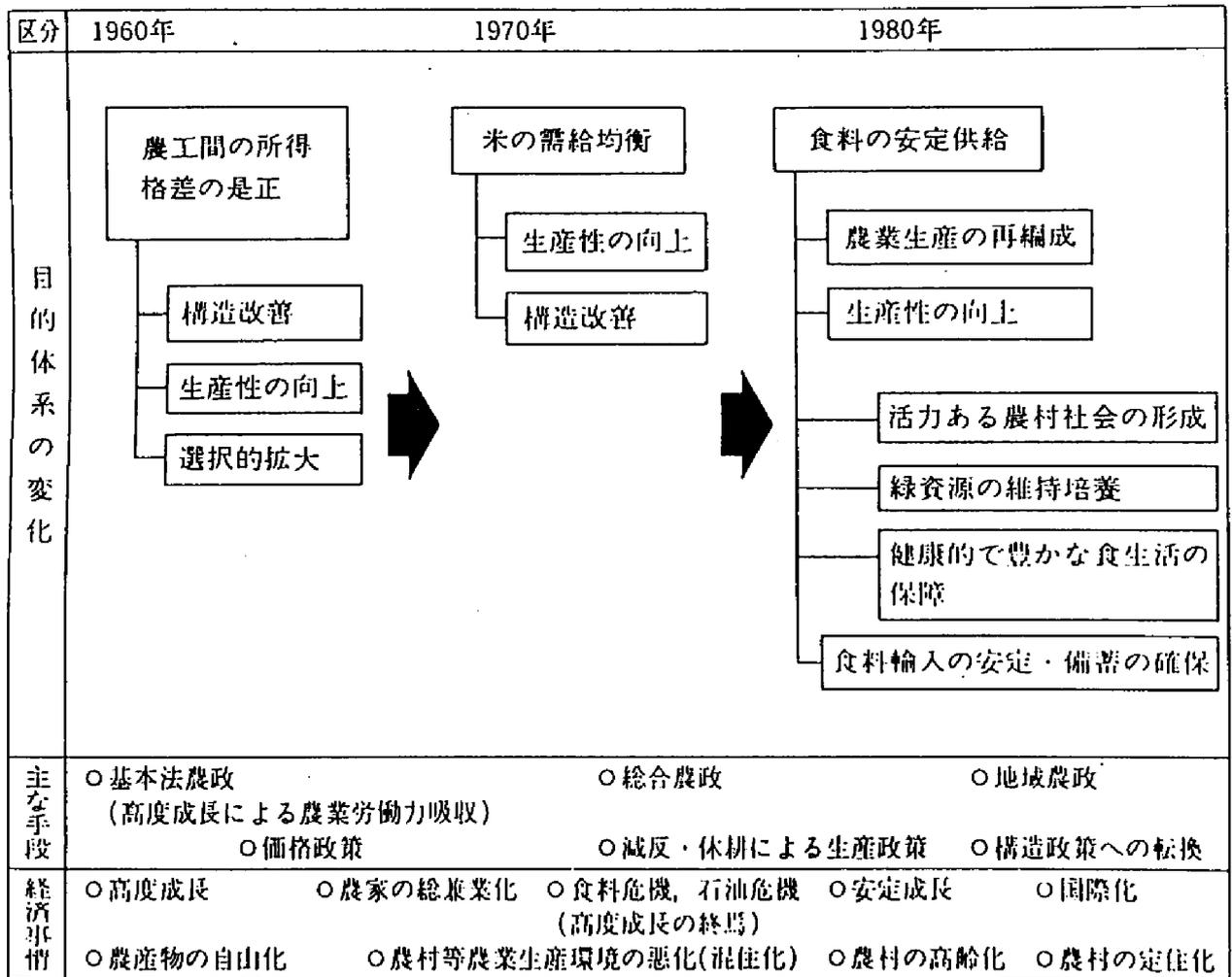
わが国の農政は、農業をとりまく社会的・経済的諸条件の展開過程のなかで、その政策目標と手段とを変化・変質させつつ対応してきた。そこで以下、やや概念的ではあるが、その目的体系の変化を具体的に追ってみることにしたい(図3-6参照)。

高度経済成長下において、農業問題の基底として「農家の零細経営および零細土地所有」があり、高度経済成長によってその構造はやがて打破されるものであろうと想定されていた。この時期には、農工間の所得格差の是正こそが農政の最大の課題とされた。

しかし、そうした政策目標は、高度成長期以降、農家の給兼業化が顕著となり、水稻の単作化傾向が強まるとともに、また食料需給構造が変化するにつれて、変更を余儀なくされる。つまり、高度成長期の後半における農政は、新たに米の生産調整に加えて、食料生産の再編成という対応を迫られることになった。需給不均衡の是正が、新たな農政の大きな課題となったのである。構造改善への積極的な取り組みは二の次として位置づけられることになる。

一方、国際分業論に支えられて、結果的には自給率を大幅に下げた食料輸入政策の路線も、1970年代前半に噴出した世界的な食糧危機と石油危機、パッ

図3-6 農業政策の目的体系の変化



クス・アメリカーナの崩壊などによって、一時期、その変更を余儀なくされるにいたる。つまり、わが国の農業のもつ食料自給力のあり方について再認識が迫られることになった。そのために、米の生産調整は生産の再編へと方向性を軌道修正し、あわせて内外価格差の是正という目標も加わることにより、農業構造の改善こそが本格的に展開されなければならないにいたる。

さらに、それまで無視されがちであった農村の活性化および緑資源の維持培養という新たな農業の役割が見直され、安定成長下における地方定住化傾向と相まって、少くとも理念上はこれらの役割が徐々に重視されはじめることになる。

## 2. 目的—手段の相互関係と特質

### 1) 目的と手段の相互関係

現行農業政策は、その目的体系と手段体系とを一体化させたとき、その間にみられる相互関係の全貌を把握しうる。一般に、経済政策とは“目的—手段”の間に強い結びつきがあり、それらが齊合的に機能してはじめて施策としての実効力が期待される。その意味からは、わが国の農業政策はその理念の一貫性の欠如に加えて、目的と手段との結び付きが相対的に弱く、非完結的性格をもっているといえそうである。

目的と手段の齊合関係について整理したのが、図3-7である。ここにみられる特徴を列挙すると次のとおりである。

- ① 食料輸入の安定化および備蓄の確保に対する具体的手段がわが国農政にはみられないということ。とくに、食料の安全保障を確保するための備蓄政策（過剰在庫ではなく食料安全保障上の備蓄計画にもとづく在庫政策）が基本的に希薄であるという点は強調しておかなければならない。
- ② 地域農政が構造政策および生産政策を基軸として展開されているが、地域独自の具体的かつ実効性のある施策が行われておらず、またそのため予算的裏付けに乏しい傾向がみられることである。

図3-7 現行農業政策—目的体系と手段体系の相互関係

手段		構造政策				生産政策		価格政策	食品政策
		農地政策		農業生産基盤の整備	農村整備	農業生産の再編成	生産性の向上	価格を重視した運用 価格のもつ需給調整機能	生産性向上・体質強化
		優良農地の確保	農地の流動化						
目的									
食料の安定的な供給	農業生産の再編成	○		○		○		○	
	生産性の高い農業の実現	○	○	○			○		
	活力ある農村社会の形成				○ 地域農政				
	健康的で豊かな食生活の保障							○	○
	緑資源の維持培養	○				○			
	食料輸入の安定・備蓄の確保								

注：政策の諸手段の間に強い補完性が認められる場合（たとえば、農業生産基盤整備事業を契機として農地の流動化が促進される）があるが、これをも参照すればやたら複雑になるので、省くこととし、直接的に結びつけられる目的のみに○をつけた。

- ③ 強力な農業の担い手という人材の確保政策も十分にとられているとはいえない。とくに、「農業の担い手＝農家のあとつぎ」というかたち形で、非農業・非農家の分野からの人材形成の途が実質的に閉ざされてきたことは、とくに問題といえるであろう。
- ④ 異なる政策手段の間に、トレード・オフ（競合）あるいは矛盾が全くないとはいえないことである。その典型的な一例は、高水準での価格支持政策と農地流動化を通じて規模拡大を目指す農業構造政策との間の矛盾である。すなわち、長期的にみた場合、高価格支持（とくに、高度経済成長期の高米価）は、中小規模農家を温存させることを通じて、中核的農家層への農地流動化を妨げる結果をもたらしてきたと判断される。いかにいえば、構造再編を促進させるためには、抑制的な支持価格政策こそが必要であったといえるのではないかと考えられる。

## 2) 農業政策手段の特質

次に、現行農業政策のもつ諸手段の特質について明らかにしたい。

### (1) 価格政策から構造政策へ

今日の農業政策の基本方向は、わが国経済の世界との相互依存度をますます強めるなかで、食料の安定的な供給に努めるべく農業の体質強化をはかることとされている。そこで登場したのが、価格政策から構造政策へという政策の重点の移行であった。しかしながら、構造政策は価格政策に比して速効性を期待するのは困難であること、さらには、わが国の農地条件やその他の社会経済条件などを考慮すれば、欧米諸国との比較では、経営（面積）規模拡大にはかなりの限界があることも事実である。農業構造問題を長期的かつ国民的課題として取り扱うような配慮が、ぜひとも必要であろう。

### (2) 地域の重視

個々の対象についての効果を期待する制度に加えて、施策の対象を集落、農村あるいは地域全体とするような施策が重視されている。これは、わが国農家の行動がしばしば集落あるいは農村のなかに内在する人間的・社会的諸関係に

大きく影響を受けるという実態をより重視してきたからである。

今日の農政において「地域農政」という政策理念は、地域の実情や地域農民の合意を重視し、利害調整の場として集落のもつさまざまな機能を見直そうとする点にその特徴がある。

### (3)借地農主義

これは、零細な第2種兼業農家を中心とする片手間農家の広範な存在、農地の資産的保有傾向といった制約のもとで、現実的な対応として生まれたものである。1980年（昭和55）には〈農用地利用増進法〉としてこれが法的に整備された。

### (4)国土環境の整備

今日の農村は混住化が相当に進展して、大きく変容した。農地の虫食いの転用やかい廃、農業用水の汚濁などによる生産環境の悪化、住民の連帯感の希薄化など、農業生産基盤の体質は徐々に弱められる結果となっている。また一方では、過疎化、高齢化による農地や森林の管理の粗放化や手抜きがすすみ、国土資源の荒廃化が危惧されている。

こうした現状に照らして、農村等の空間環境を整備することが急がれている。またこれを契機として農村が再び活性化され、国内自給力の一端を担うようになることも期待されている。

## 第6節 おわりに

以上、本章では、わが国農業政策の現状とその特質、さらに政策の基本理念及び政策体系を構成する目的・手段の関係の特質について述べてきた。最後に本章のむすびとして、今後の農政の基本方向について検討してみたい。

近年の内外情勢の大きな変化を受けて、農政当局の対応には大きな変化が出てきている。1986年（昭61）11月には農政路線の基本的な転換をねらって「21世紀へ向けての農政の基本方向」が農政審議会から報告され、その路線転換に

沿ったかたちで、「水田利用再編対策」にかわる米の生産調整（いわゆるポスト3期）＝「水田農業確立対策」が1987年度（昭62）からスタートした。わが国の農政は戦後いくつかの大きな節目に遭遇してきたが、今回もその1つの節目となることだけは間違いなさそうである。

かつて農政審議会は、1980年（昭55）10月に「80年代の農政の基本方向」を答申し、これを補完するものとして1982年（昭57）8月に「“80年代の農政の基本方向”の推進について」と題する報告を示した。ある意味では、現行農政はこれらの方向線に沿ったかたちですすめられてきたといってもよい。

そこで以下では、1986年の農政審報告をかつての報告（1980年答申および1982年報告）と比較することによってその特徴を明らかにし、今後の農政の基本的方向の輪郭を示すことにしたい。

1986年の「報告」には次のような特徴点を確認できる。

その第1は、「食料自給力の確保」という政策目標が「食料供給力の確保」というかたちに質的变化をおこした点であろう。自給率から自給力へ、さらには自給力から供給力へというかたちに、農政理念の中心的概念に変化がみられる点である。意図的であるかどうかは不明であるが、「食料安全保障」という概念は今回大幅に後退させられている。言葉を換えれば、輸入の国内生産に対する位置づけが、国内生産の「補完」的性格から「代替」的性格をもつものへと転換したという点であろう。だが、はたしてわが国において食料の安全保障はもはや不必要と位置づけてよいのかどうか。長期的視野からこれを再検討する必要がありそうである。

その第2は、農政の課題接近に際して「産業政策的視点」「社会政策的視点」「国土政策的視点」「消費者政策的視点」「国際協調的視点」という5つの政策視点を陽表的に明記し、そのなかでも「産業政策的視点」を基本的視点に据えた点であろう。産業として自立しうる農業の育成に力をそそぐという点に大きな重点がある。ここでも、「自立しうる」という意味がかなりあいまいである。欧米水準の価格・生産費水準の実現には程遠いわが国土地利用型農業のあり方については、地域の諸条件と実情をふまえて論じる必要がある。

その第3は、「国際協調的視点」にも大きな重点がおかれ、とくに「内外価格差の縮小」や「農産物市場アクセスの一層の改善」にも大きな注意が向けられた点である。その一方では、5つの視点のなかでは「社会政策的視点」からの政策展開の方向性が実質的には欠落している点に注意すべきであろう。

第4は、価格政策に関連して、「価格政策を通じて構造政策を」という方向へとその理念と目標が大きく変化している点であろう。構造政策の助長ならびに生産性向上を促進させるための価格政策という位置づけがなされている点であろう。

以上、一般的にみて、国民各界からの農業・農政批判にどう答えるかという点に1986年の農政審報告の重点があること、そして、「産業として自立しうる農業の確立」をめざして、路線の本格的見直しの方向を示したものと受けとめることができる。その具体的施策と関連農業の取り組みについては、これからさらに詰められなければならないが、日本農業・農政の課題が山積しており、容易かつ短期的に解決しえないことだけは確かなようである。

#### 【注】

注1)本節に関しては、一般的に、竹中久二雄・西山久徳著『農業政策と農業法制－戦後農政の展開と農業関係法－』（学陽書房、1985年）に依拠した。

注2)ちなみに、1960年以降1985年6月25日までに成立した年次別の法律の数は以下のように推移してきている（日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑』家の光協会、1960～85年）。

年(昭和)	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
法律数	7	19	14	12	10	16	19	6	9	6	11	11	8	9
年(昭和)	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計	
法律数	8	9	8	11	8	6	13	9	9	6	8	9	261	

注3)農地転用許可基準（一般許可基準）は、農地転用規制の運用を適正かつ円滑に実施するために、1959年（昭和34）に定められたものであり、一般許可基準の特則として「調整区域許可基準」も定められている。

注4)市街化区域と市街化調整区域との線引きの変更（線引き見直し）の方針に対応したものである。しかしながら、従来からの集団的優良農地は保全・確保するという基本的方針は固持することを明らかにしている。

注5)東京、滋賀、大阪、和歌山、長崎の5都府県を除く42道府県に設立されている。

注6)この制度は、1985年の改正により、能率的な技術の導入のみでなく、作物の転換、品質の向上、低コスト化等をめざした合理的な生産方針を導入するための貸し付け（生産方式改善資金）をおこなっている。

注7)ジーンバンクとは、いわゆる遺伝子銀行のことで、遺伝子資源を保存し、必要に応じて研究者に提供するような機関である。

注8)バイオマス変換計画とは、生物群をエネルギーとして利用することで、わが国で利用可能なバイオマス資源は国内エネルギー総需要量の1割といわれている。

注9)グリーンエネルギー計画とは、自然エネルギーの利用により、できるだけ石油を使わない農業をめざす研究計画である。

## 第4章 価格政策の今日的課題と 展開方向 — 品目別価格政策と 政策の相互依存性について —

### 第1節 はじめに

〈農業基本法〉が1961年（昭36）に制定・公布されてすでに4半世紀の時が流れている。価格・所得政策は、基本法農政において、生産政策、構造政策などと並んで主要な農政の3本柱として位置づけられ、わが国の戦後農政において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、わが国農業・農政を取り巻く内外の社会経済環境およびその他諸条件の大きな変化にともなって、いま、価格政策は多くの観点からそのあり方が問われ、その見直しが農政の重要な課題の1つとなっている。

1986年（昭和61年）11月に発表された農政審議会報告『21世紀へ向けての農政の基本方向』には、政策理念の転換という面から見ていくつかの特徴が見られるが、その1つに価格政策面での変化がある。「構造政策の助長及び生産性向上の促進」と「需給均衡の確保」、つまり価格政策を通じて構造政策を推進しようという方向と需給調整機能重視の方向とである。

農産物価格政策の概念、すなわち農業政策体系における位置づけについては、後にそのはたす機能および農業政策間の関係等の観点から簡単な検討・整理をおこなうが、基本的には、資源配分政策と所得分配政策という2つの顔をもつ政策であると表現することができる。

本章では、価格政策がいままさに直面している問題点と課題を明らかにし、価格政策・所得政策の新たな方向性の示唆をめざして、品目別価格政策と政策相互間の関係という2つの側面から検討をおこなうことを主要な課題としている。

第2節では、価格政策がいまなぜ問題になるのかの吟味を通して、価格政策の現在果たすべき役割およびその機能的位置づけを明確にする。そして、現行政策の問題点と展開方向を明らかにするうえでの最低限の基礎的概念の整理・検討を行なうこととする。

これを前提として、つづく第3節では、主要な価格政策として、それぞれ特徴的な米・食肉・加工原料乳・野菜という4つの品目をとりあげ、おのおののシステムの特徴と政策目標と政策手段およびその品目の特性との関係に注目しつつ、課題と今後の展開方向を明らかにしていくことにする。

第4節では、近年注目度の高まりつつある、各品目別の価格政策相互間の問題、つまり価格政策の総合化や価格政策と他の農業政策の関係に配慮しつつ、今後の価格政策全般の新たな方向を模索することとしたい。

## 第2節 価格政策の位置づけと役割

いまなぜ価格政策なのであろうか。価格政策の今後の展開を考えるうえで、この問題の検討が大きな糸口となりそうである。現在、価格政策が問題とされているのは大きく分けて、3～4つの要因にわけて考えることができる。

まず第1は、財政負担の問題である。低経済成長に入り財政事情がきわめて悪化しているなかで、価格政策の予算枠を農林予算全体の中にどう位置づけ、そのウエイトをどう考えて行くのかという点である。具体的には、予算を価格政策に使いすぎるのではないか、前向きの施策に使ったほうがよいのではないかという問題になる。

第2は、最近とくに円高によって増幅されている農産物価格の割高論、大きくなった内外価格差の問題である。これは、最大の価格政策ともいえる国境保護措置のあり方とも強く関連しており、政策価格水準の高さの問題である。

第3にあげられるのは、高価格支持が需給バランスを大きく崩し、生産過剰をひきおこしている点である。需給均衡の確保のために価格政策を考え直し、

生産政策との関係を重視する必要があるという点である。

最後に第4としては、価格政策偏重が農業の構造変化を妨げてきたのではないかと、望ましい構造政策に対して価格政策が阻害的であったのではないかという点である。これは、高価格支持による小農温存という側面と、要素所得配分面から生まれる地代等要素価格のつり上げ傾向という2つの側面を持っている。構造政策との整合性に注意する必要があるという点である。

以上のような点から価格政策の見直しがせまられているわけであるが、これらはどれも基本的には価格政策の現在の機能的位置づけと強く結びついた問題である。

まず、価格の果たす機能について考えることから始めよう。

一般に「価格」は、大別して2つの機能を持っているといわれている。1つは農業者の所得を形成し、所得の人的配分の構成要素という意味での「所得形成・所得分配機能」。もう1つは需要および供給を誘導し、資源配分をつかさどる「資源配分・需給誘導機能」、つまり資源配分のシグナルとしての機能である。この両面をにらみながら価格政策はそのあり方を考えて行かねばならないわけであるが、そのおかれた経済情勢等によってそのウェイトの置かれ方も変化するものであり、政策の役割や位置づけも微妙に変化して行くものと考えられる。

これまで一般に価格政策の役割として確認されてきたことは、「農業に固有の価格形成条件の不利を補正すること」である。具体的には、価格水準の適正化といわれる価格支持と価格変動の抑制といわれる価格安定とである。しかし、価格水準の適正化がなぜ高価格支持と直接つらなるのか疑問が残るところではある。評価基準としての所得補償的な意味では適正化と呼ばれても、需給誘導・資源配分の面からいえば政策的な過剰をひきおこす以上、この面から適正とは言えないのではなかろうか。

さて、〈農業基本法〉のベースとなった農林漁業基本問題調査会の答申『農業の基本問題と基本対策』によれば、基本法の政策理念は、農工間の所得均衡をめざす所得政策、生産の選択的拡大と生産性の向上をめざす生産政策、農業

構造の改善を通して生産性の向上をめざす構造政策という3本を目標的政策としている点にあるといわれている。つまり、政策目標は、所得の均衡と生産性の向上においているが、これらの手段的政策として価格政策を考えているようである。本来の理念では、生産政策・構造政策の推進によって生産性の向上をはかり、これにより所得の均衡をはかることを考え、価格政策による所得均衡は短期的・つなぎ的なものと考えられていた。しかし、現実には価格・所得政策というかたちで呼ばれ、1つのものとして議論されがちであった。

価格政策の位置づけをはっきりさせるために、この農産物価格政策と所得政策との関係を明らかにすることが必要である。

ここで用いる所得政策<sup>1)</sup>という言葉は、経済学の概念で示せば「所得分配政策」に含まれる。公共経済学では、ある政策を所得分配政策としてみる場合の評価基準として、いくつかのものが考えられている。第1は、所得分配政策が所期の目標をどの程度達成しているかを評価する基準指標としての“ターゲット効率性”がある。そしてこれは、ある政策が必要なグループだけを援助したか否かを示す指標としての“垂直的効率性”と、ある政策が目標とするグループのすべてを援助したか否かを示す指標としての“水平的効率性”とに分けられる。第2は、経済学の世界で伝統的に用いられている基準として“資源配分上の中立性”がある。これは、資源配分をどの程度攪乱しているかを示すものである。これら以外にも、心理的抵抗度、不正受給の防止の容易さ、効果の明瞭性、政治的効果、行政費用の大きさ、等といった基準でもって判断されている。<sup>2)</sup>

こうした基準に照らして、価格政策は所得分配政策として評価する場合、次のような欠点とまた評価すべき点とを持っているといわれている。欠点としては、資源配分が攪乱される点や、ターゲット効率性の面でも多くの欠陥が指摘されている。<sup>3)</sup>つまり、価格政策はあらゆる生産者に一律に適用されるため、対象とすべきでない階層にも利益が及び、農村社会内部での所得配分をより不平等化する要素を含んでいるといった点である。しかし、現実採用されてきたのは、心理的抵抗度の少なさや不正受給の防止効果・政治的効果の大きさ、

行政（監視）費用の少なさといった側面から見て評価されてきたと考えられる。

本来、先の価格あるいは価格政策の諸機能のどれに重点を置いて逐行すべきかは、一般経済情勢とそれに基づく農産物需給の動向あるいは農業生産の見通し等によって判断されるべきである。

所得分配の面について考える場合、いまや他産業部門との所得均衡よりもむしろ各部門内部での分配に注目すべき時であるといつてよいであろう。そして、価格政策のこの垂直的非効率の側面にもっと注目する必要があるように思われる。社会政策的な補助金のように形をかえて、所得分配政策としては分配の必要なグループに政策を集中し、価格政策はむしろ生産の方向づけや需給調整という価格のもう1つの重要な機能に焦点を合わせる時にあるのではないか。そして、抑制的な価格政策の運用の裏返しとして、所得分配政策として別の道が考えられてもいいのではないかと思われる。

このように現代の価格政策は、生産の方向づけや需給調整といった意味で生産政策との関連の強い機能に重点が移される以上、農産物の相対価格や価格の決定時期といった生産の意志決定と強く結びついた点への注意が必要となってくる。これはまた、当然のこととして、生産政策や構造政策と強い関連をもちながら政策逐行がなされねばならないことを意味している。今や所得政策とのみ強く結びついてきた価格政策のイメージを一新して、他の分野との関連性を総合的に議論すべき時にきているように思われる。

しかし、こうした点への検討は先に回し、まず、個別品目別の価格政策の直面している問題について考えることにしたい。その際、ただやみくもに品目を選ぶのではなく問題の深刻度とともに、その政策システムの違いに注目することが重要である。

価格政策の類型化<sup>4)</sup>は、農林水産省の分類の他多くの側面から各種なされてきているが、市場メカニズムへの介入の程度の強さに基づいた次の3つのタイプに分けて考えることが、本節の以下での検討を容易にすると考えられる。市場への介入の強いものから順に、「市場統制型」「市場価格誘導型」「市場価格補正型」である。米に代表される管理価格制度と呼ばれる「市場統制型」、

それに数量を操作変数として動かし市場価格をある目標に誘導しようとする「市場価格誘導型」、この代表例が緩衝在庫を基に市場価格をある上下の範囲内に収めようとする安定価格帯制度である。また数量を操作変数とするという意味で供給調整もこのタイプの変形といえるだろう。そして、最後に最も市場への干渉が小さい、いわゆる“不足払い制度”と呼ばれる、金銭を操作変数にして、事後的に金銭をやりとりすることによって農家の受取価格を補正する「市場価格補正型」がある。それぞれの一般的な特質（長所・欠点）、条件等については、以下の具体的な品目別価格政策の該当するところで触れることとしたい。

次の第3節では、こうした価格政策についての分類にもとづいて、その代表的な品目別価格政策として、米・食肉・加工原料乳・野菜という4つの品目を取りあげ、それぞれについて課題と今後の展開方向を明らかにしていくことにする。

### 第3節 主要品目別価格政策の課題と展開方向

#### 1. 米価政策－市場統制型価格政策－

1987年（昭和62）産米の生産者米価は前年度と比べて5.95%引き下げられること（60kg当たり18,668円の現行基本米価を17,557円とする）が、同年7月3日の米価審議会で答申され、翌4日に31年ぶりの生産者米価引き下げが正式に決定した。米価引き下げの時機の早い遅いは別にして、今、米価政策に代表される農産物価格政策が一大転機にあることを示す象徴的事実といえるだろう。

農産物価格政策の歴史は、まさに米価政策の歴史であったといつてなんら過言ではない。まず、市場統制型価格政策の例として米価政策、そしてその制度的枠組となっている食糧管理制度のかかえる問題から考えていくことにする。

いまや食糧制度の再編・あり方に関する論議が世情では花盛りの感があるが、

いったい現在の食管制度をどのように把握しているのだろうか。あいまいなままの議論が案外多いように思われる。しかし、現在の食管制度の本質はいったい何か、その実態はどのように従来と変わってきているのかという現状に対する客観的な詰めなくしては問題点の指摘も将来に対する方向性を示すことも意味をもたない。

食管制度の根幹は、1つには流通面の政府による全量管理という原則、もう1つは価格政策面の高価格支持機能にあるとあってよい。

食管制度と生産調整政策（現行“水田農業確立対策”）とは一応制度上はまったく別のものとなっているが、米問題を考えるには、実は一体のものであるとして理解しなければならない。たとえば財政負担を考える場合、食糧管理会計の赤字と水田農業確立対策費とをあわせて考えねば意味がない。なぜなら、一方の減少のために他方を支出しているという関係にあるからである。

食管制度の価格政策としての側面を一言で言えば、その本質は、生産者価格を高水準（需給均衡価格と比べて）に維持しつつ、転作奨励金の交付によって過剰分を未然に抑制するという方向である。つまり、供給管理政策と価格政策とをセットで動かしているのが現在の米価政策の真の姿であるといえる。生産調整という名の数量制限と併用しなければ価格政策が動かないという典型である。

こうした性格を持つ現行食管制度が直面している問題は、いろいろな局面で形を代えて噴き出しているが、価格政策という側面に限っていえば、一応次のような諸点に整理できるのではないかと思われる。

まず第1は、問題の出発点でもあるところの高価格水準に支持された米価によって生みだされた構造的な米過剰の存在である。第2は、生産調整のコストも含めて年間7,000億円を超える莫大な財政負担を生んでいる問題である。第3のものとしては、これと関係するが、過剰を生む高価格支持米価とその過剰を打ち消そうとする転作奨励金という財政的に見ても自己矛盾的な政策手段体系の構造がある。第4としては、生産調整がある意味で統制原理に基づいた一律面積割当という形で、画一的かつ半強制的に行なわれるため、農家の独自の

意志決定の幅が狭く、創造的農家の創出に障害となっているという点があげられる。つまり零細農家の温存という点とともに、稲作の構造改革の足かせとなっているということである。さらに第5としては、そこまでの犠牲を払いながら、転作の定着率が非常に低く、捨て作りや荒らし作りといったものが多く、実質的に奨励金なしでもやっていけるのは2割程度にしかならないという点が指摘される。最後に第6のものは、近年の良質米志向等の多様化した消費サイドの需要の動向に制度としての対応が非常に困難であるという点である。市場で価格が決定されるわけではないため、量そのものよりもそれ以外の情報（品質等）のウェイトが大きくなる現代では、当然大きな限界があるのである。

こうした多くの問題に直面している現在の米価政策はどういう方向に改変して行かねばならないのであろうか。いくつかの次元の異なる論点が考えられる。これは、まず大きく3つに分けられる。

第1は、対外的な問題、国境保護・国境調整をどうするのかという問題である。この点に関しては、長期的には自由化の道も可能と考える立場と、長期的にも国際競争力を持ちえず国境保護の必要性を主張する立場が存在する。しかし、冷静に現実を見た場合、前者の可能性はほとんどないといってよいであろう。

第2は、国内市場をどうするのかという問題である。この論点は、さらに次の2つの異なる立場に分けられる。①食管制度を所与あるいはマイナーな修正、運用上の留意によって問題の解決をはかろうとする立場、②食管制度の抜本的変革・改正を前提としなければ問題の解決は容易ではないとする立場である。

まず①の立場から考えていこう。この場合でも、政策的に可能な道は、米価水準については少なくとも抑制的に運営されねばならないことだけは確かなようである。しかし、政治的に、とくに地域経済政策上、一定の制約を受けざるをえないとすれば、生産調整<sup>5)</sup>のあり方がより厳しく問われることとなる。

そこで問題となるのは、次の2点である。まず、どの程度の価格引き下げが可能であるのかである。この点については、米価引き下げが農家階層別・類型別にいかなる影響をもたらすのかについて、地域経済の視点から慎重に検討す

ることが必要であろう。次は、生産調整のあり方についてである。つまり、転作に関する現行程度の傾斜配分方式をこのまま継続するのか、あるいは生産性が高い地域や高品質生産の可能な地域を優遇するという、いわば比較優位を持つ地域・農家群に米生産を優先させ、不適作地や都市近郊農地に対しては現行以上の生産調整を割り当てるという方法が考えられる。前者がどちらかといえれば伝統的な公平原理に基づき、コストは高くとも全国的に平等主義を維持するという立場であり、後者はより経済効率性を高めることによって国全体としてのコストパフォーマンスを高めようとする立場である。

もう1つの②の立場は、輸入なしという前提のもとで国内の自由化に向けて漸次移行させるという方向性をもつものである。その場合、当然、生産と流通の両面に関して国内「自由化」が考えられねばならず、食糧制度の大幅かつ抜本的改正は不可避となろう。生産の国内自由化に限った場合においても、短・中期的に均衡価格水準がどの程度の下落幅で収束するのか、また、短期的に発生すると予想される米生産・流通上の混乱と一部農家の生産意欲の減退等によってわが国稲作全体の生産力構造がどうなるかに関して慎重な配慮が必要となろう。

しかし、長期的な基本方向としては、やはり、この「国境保護・国内自由化」という、市場原理を主として、これを統制原理で補完していくような価格システムに改変して行く道がもっとも望ましいのではないか。そして生産調整についても需給調整を市場原理によっておこなわれるようなシステムに徐々に変えていくべきであろうと考えられる。その移行プロセスとして、先の生産調整のあり方論議は位置づけられるべきであろう。

米価引き下げが望ましいというのは、基本的には過剰水田の調整を市場メカニズムを通じておこなわざるをえないからであり、なんらかの人為的規制によって農家をしばるのは、長期にわたってしかも全国的規模では不可能であるからである。結局、市場の需給をにらみながら、個々の農家に主体的に選択させることがもっとも適切な方向なのである。このことは、少しでも経済的センスのある人なら容易に理解できよう。

しかしながら、この場合、実は問題はここから先なのである。

もう一つの次元の異なる第3の論点とは、この将来方向への移行のプロセス、手順、それにそのスピードをどうするのか、つまり調整過程の問題である。そのためには、米価引き下げの短期の効果と長期の効果、米価引き下げの速度の影響といった点を考慮に入れることとともに、米価を最終的に需給均衡価格まで引き下げた時に生じうる結果を整理し、何が重要な問題であるかを明らかにすることがまず重要となってくる。この際生じる問題点は、①当然のことながら過剰米が消滅するという事、②そのため水稻が作付けされなくなるおよそ100万haの水田の利用をどうするかということ、③結局失業することになる稲作労働力をどうするのか、またどこに吸収されるのかということである。こうした点への考慮なしには、どのような段階を経てどのくらいの時間をかけるかといったことはでてこないといえる。いわゆる構造調整・産業調整の過程そのものへの注意、つまりどういうパスをどういうスピードで通ってターゲットに到達するかを問題にする場合、まずこのことから出発しなければならないのである。

さて最後に、現在も残っているあるいは新たに要請されている米政策の今日的課題について考えることでここをしめくくるところとしよう。今日的課題は、大きく分けて以下の2つに整理して考えられるのではないと思われる。まず第1は、一時的に多少のコメ不足が起きても国民に必要とする量を確保できるようにしておくことがあげられる。いわゆる安定供給であり、それを保証する米価の安定である。国内自由化を実施する場合でも、価格安定帯あるいは最低保証価格といった安定措置が必要となろう。第2は、消費者が納得し得る程度の米価水準にまで下げられるようにすすめられる構造政策を促進するようなものであることであろう。つまり、米価政策を生産性の高い米づくりを育てるといふ構造政策の促進剤として利用する方向である。とくに最近の食糧制度に欠けているものの1つに、この米政策の果たすべき今日的役割をまっとうするために必要なコストは何か、という詰めた議論がある。社会的なコストへの注目が必要である。

ともかく、当面の米政策運営上の課題は、価格は抑制的に設定しつつ、一方で国内における市場メカニズムをいかに活用しうるかである。そして、この試行錯誤の過程で生じるであろうマイナスのインパクトとのトレード・オフ関係をいかに調和させるかが重要なポイントといえるであろう。

## 2. 食肉価格政策－市場価格誘導型価格政策－

つづいては、市場価格誘導型の代表例として、輸入自由化の問題で揺れている食肉の価格政策について考えていく。

具体的に食肉の価格政策の吟味・検討に入る前に、数量を操作変数として動かし市場価格をある目標に誘導しようとする「市場価格誘導型」政策一般の特徴について整理しておこう。このタイプは緩衝在庫をベースに市場価格をある上下の範囲内に収めようとする安定価格帯制度と、その変形とも考えられる最低保証価格を定め市場価格がそれ以下に落ち込むときには無制限に買い入れ、価格水準を維持しようとする最低価格保証制度、そして生産量そのものを削減したり市場隔離や調整保管によって市場価格を高くしようとする供給調整（管理）とに分けられる。

ここで示す指定食肉に関してとられている安定価格帯制度が最も代表的である。供給が豊富なときに在庫を形成し、供給が乏しいときに在庫を放出することによって、過剰時には価格を引き上げ、不足時には価格を引き下げるという操作をおこない、価格変動をある一定の枠内に抑えようというものである。この制度は在庫保管の必要から、なんらかのかたちで貯蔵性のある農産物か、あるいは国際市場において容易に調達・処分できる農産物についてのみとることが可能であり、かつ規格が統一されているという点でも対象が限定されるが、原則として自由な価格形成システムを前提とするというメリットをもっている。

しかし、次のような運営上の欠点を内包している。まず、安定価格帯の基準となる長期価格趨勢を正しく判断するのが非常に困難である点である。またこれに関連して、緩衝在庫の売買価格が、長期価格趨勢の過小評価に基づいてい

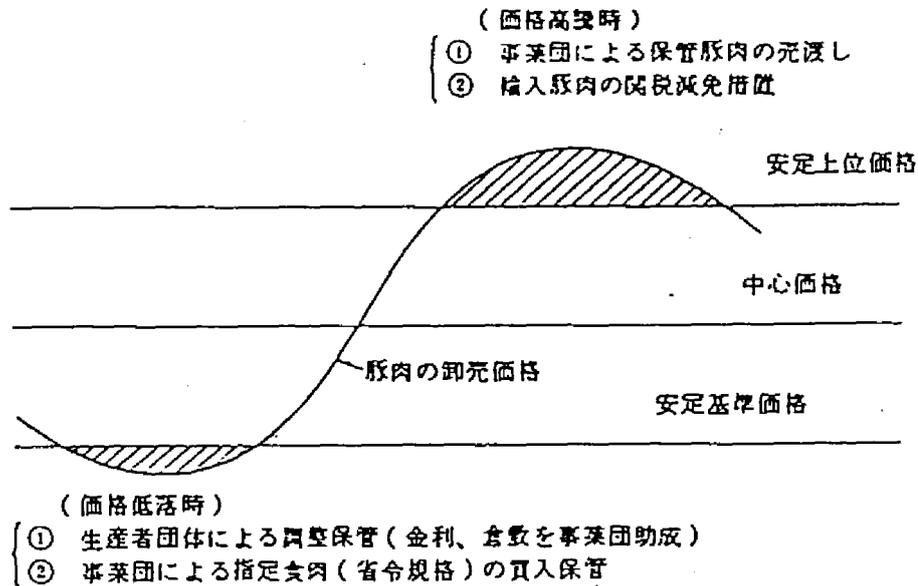
る場合は、緩衝在庫は常に売りにまわり、結局は底をついてしまうという事態がおこる。また売買価格が長期価格趨勢の過大評価にもとづいていれば、緩衝在庫は常に買いにまわり、在庫が手に負えないほど大きくなってしまい、ついには分解してしまうという最悪の事態もおこりかねない。ここまでいたらなくても、買い入れ・放出のタイミングがむずかしく、市場を攪乱することが多く、十分な市場情報の前提なしに売買操作をおこなうと、安定よりも価格変動を助長・促進することになりやすい点がこのシステムの一般的な欠点である。

さて、食肉に関する価格政策は、1961年（昭和36）に制定・施行された〈畜産物の価格安定等に関する法律〉（畜産物価格安定法）に始まる。当初は、指定食肉の対象としては豚肉のみであったが、1975年（昭和50）に牛肉が追加され現在にいたっている。この指定食肉の範囲は規格面で限定を受けている。たとえば牛肉の場合、去勢された肉用牛の規格「中」のものが定められ、それ以外の規格、それ以外の食肉および卸売市場段階以外の市場での価格については、間接的に価格が安定することを期待するというかたちをとっている。また、牛肉が1975年にこの制度下に入る際、不足払い制度についても考慮されたが、牛肉の生産費や価格に格差が大きすぎて技術的に困難であり、複雑な流通構造から交付対象の特定化も困難とされ、結局豚肉と同様に安定価格帯制度を採用したという経緯があることは有名である。

自由化されている豚肉と非自由化品目で数量割当によって毎年一定量が輸入されている牛肉とでは、需給調整における輸入肉の取り扱いにおいて若干異なるものの基本的には同一の方法によって価格安定をはかろうとしている。価格の算定は需給実勢方式により、基準期間の農家販売価格（生体）に生産費指数、需給調整係数を乗じ、これを枝肉価格に換算し、通常の変動の上限価格（安定上位価格）と下限価格（安定基準価格）とすることを基本としている。その際、牛肉の場合には、需給調整係数を用いないという違いが存在している。

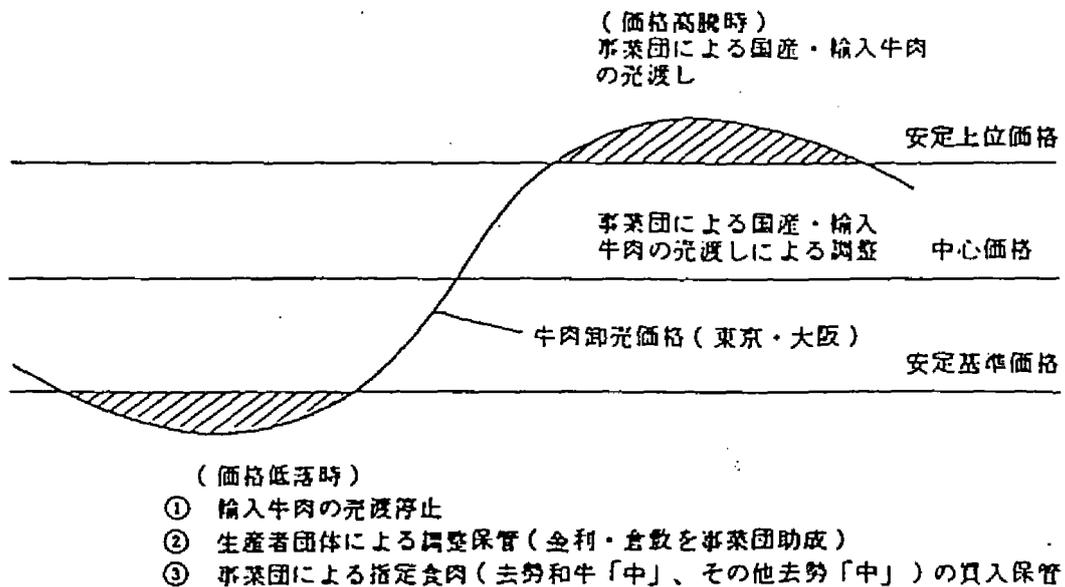
この価格安定帯制度のシステム運用のポイントは、市場介入にある。図4-1と図4-2とは、それぞれ豚肉と牛肉との価格安定帯制度のシステムを模式的に示したものである。

図4-1 豚肉の価格安定の仕組み



注：農林水産大臣官房企画室「農産物価格政策の概要」(昭和62年度)より作成。

図4-2 牛肉の価格安定の仕組み



注：出典は図4-1に同じ。

まず牛肉の場合、輸入割当制のもとで、畜産振興事業団は輸入牛肉の大部分を取り扱い、保管輸入牛肉を適切な時期に適切な数量を売り渡すことにより、国内の需給と価格安定をはかる輸入調整措置を基本としている。安定帯のなかに市場価格が収まっている場合は、需給実勢にゆだねるわけであるが、その際「指示売り渡し」と呼ばれる、事業団による国産および輸入牛肉の売り渡しがおこなわれ、調整がなされている。これが豚肉の場合とは異なる点である。安定上位価格を上回った場合には、「義務売り渡し」と呼ばれる、事業団による保管国産（あるいは輸入）牛肉の売り渡しがおこなわれ、市場価格を下げようとする。この場合、輸入牛肉は緊急輸入割当というかたちで輸入をすることができる。一方、価格が低迷し安定基準価格を下回った場合には、国産牛肉の事業団による買い入れ・保管とともに、輸入牛肉の事業団からの売り渡しが停止される。それでも効果があがらない場合には、生産者団体による調整販売・調整保管といった自主調整措置がとられ、価格の回復に努めることとなっている。

これに対して、豚肉の場合、システムとしては牛肉の場合とほとんど同じであり、輸入自由化品目であるための違いが存在しているのみである。市場価格が安定帯のなかにある場合は、純粹に需給実勢にゆだねるのみで、貿易面では差額関税制度がとられている。また、価格が高騰したときには、関税減免措置というかたちで輸入の増加を促し価格の低下をはかるという措置の存在が、牛肉の場合と異なっている点である。

つまり、現行の食肉価格政策は、指定食肉制度にともなう安定帯による価格安定操作と国境保護措置（牛肉の場合は輸入割当制、豚肉の場合は差額関税）にもとづく需給調整とを併用して、政策主体たる畜産振興事業団が価格支持と価格安定とをその目標として実施している政策であるということができる。

さて、こうした食肉の価格政策・制度はいつたい現在どういう問題に直面しているのだろうか。以下では、この点について簡単に問題のエッセンスを整理しておくことにする。

問題として考えられるのは、本制度の安定中心価格への復元力の弱さという特性である。わずかな需給関係の変化で価格がただちに安定帯の上下を突破し、

その状態が長期間つづきがちであるという点である。このことは可能性として考えれば、次の4つの問題に分けておくことが必要である。まず第1は、安定価格帯の算定上の問題である。たとえば、価格安定帯そのものが低すぎる（あるいは高すぎる）水準に算定されているのではないかという問題である。つづいて第2は、価格安定操作の発動基準上の問題である。これは発動基準があいまいで常に遅れがちである点である。第3としては、価格安定操作の対象範囲の問題である。これは先述したように価格安定操作の直接的対象となる食肉の占めるシェアが著しく低く、安定化効果が小さくなってしまおうという点である。そして最後に第4としては、輸入手続きにおける迅速性の問題があげられる。これは、輸入手続きがきわめて複雑で制度上時間を要するので、価格が高騰したときなどその対応が常に遅れがちとなってしまうということの意味している。こうした4つの視点から本制度の改善方向は検討されねばならないが、本格的には生産政策や貿易政策といった面からの枠組の決定に基本的な展開方向は規定されるといえる。

### 3. 加工原料乳価格政策－市場価格補正型価格政策(Ⅰ)－

最後の価格政策のタイプは、いわゆる不足払い制度と呼ばれる市場価格補正型の価格政策である。このタイプは大別して価格支持機能をもつものともたないものに分けられる。保証価格が市場均衡価格より高く定められているか否かによって分けられるのであるが、ここではまず、価格支持機能をもつものの代表として、加工原料乳の価格政策についてみていくことにする。

具体的に、加工原料乳の価格政策について述べる前に、市場価格補正型価格政策一般の特徴をまず明らかにしておこう。このシステムの特徴は、消費者（需要者）が支払う価格は自由に市場で決定され市場からの利益を得る一方、生産者に対しては一定の価格水準の保証により生産の安定・増大と所得確保の機能を持つことである。これは、保証価格と現実の市場価格の差を金銭の交付によって処理しているためであるが、この交付金の“財源”が、このシステム

のもっとも重要な問題である。

また、この制度を他と比較してみると、政府等の機関が農産物の買入れ・保管・売渡しをおこなうことにともなう、価格変動・保管経費の増加・品質の低下といった危険負担を避けうる事が大きな長所と云つてよい。

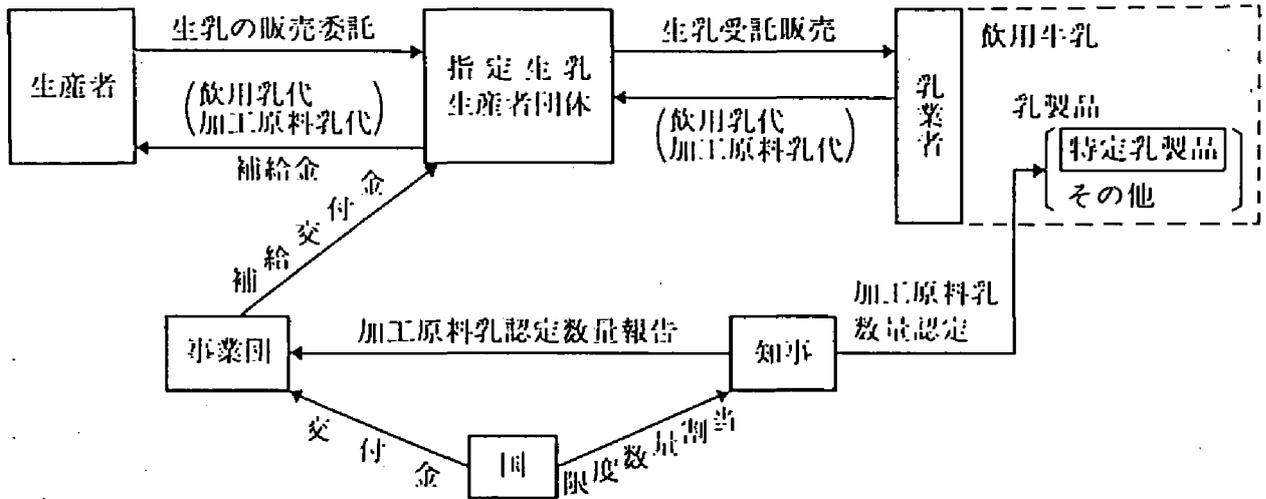
また、買入れをおこなわないため貯蔵性は必要でなく、貯蔵性のないものに対しても利用可能である。ただ、交付対象生産者が、量的に把握容易という条件が必要であり、そのために逆に運用上の問題が生じがちである。

さて、わが国の酪農政策は、酪農3法と呼ばれる〈酪農振興法〉（1954年）、〈畜産物価格安定法〉（1961年）、そして1966年に施行された〈加工原料乳生産者補給金等暫定措置法〉（不足払い法）、という法的枠組のもとで展開されてきた。当初は乳製品が〈畜産物価格安定法〉により価格安定帯制度の対象とされ、原料乳については間接的な効果のみが期待されたが、〈不足払い法〉の施行にともない原料乳・乳製品ともこの法律の対象となっている。

現在の加工原料乳不足払い制度は、政策手段として以下の4つの柱から構成されている。第1は加工向け原料乳に対する不足払い、第2は指定生乳生産者団体による生乳の生産者からの一元集荷と乳業者への多元販売、第3は畜産振興事業団による指定乳製品の一元輸入、第4は同事業団による指定乳製品の国内市場における売買操作、の4つである。本制度は、不足払いという納税者負担と乳製品の輸入管理からの間接的国境保護措置による消費者負担とが併用されているという点できわめて特徴的である。本来、不足払いは財政負担だけで生産者保護を行なうものであるから、一種の変形であるといえる。財政負担に歯止めをかけるという点からは一つの工夫と言える。

現行の不足払い制度の仕組みと基準となる価格の相互関係を示したのが、図4-3と図4-4である。本制度下では、加工原料乳の場合、乳製品の安定指標価格（乳製品の在庫操作により保持される市場価格に相当）から標準的な加工・販売経費を差し引いて逆算されるメーカーの基準取引価格（＝メーカーの支払可能乳価）と、生乳の生産費を考慮して政策的に定められる保証価格との差額を補給金として国が交付し、保証価格が指定団体に支払われる仕組みになっている。

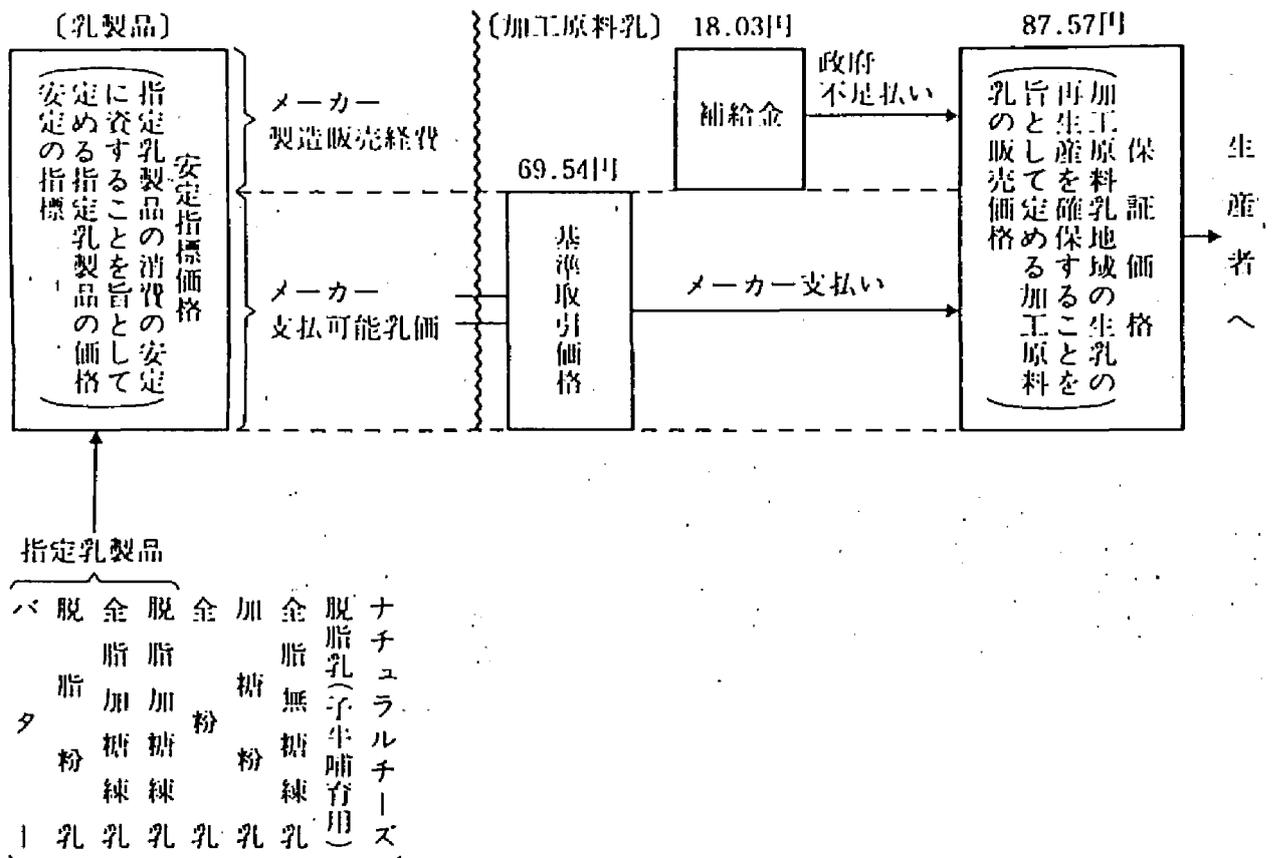
図4-3 加工原料乳における不足払いの仕組み



注：出典は図4-1に同じ。

図4-4 加工原料乳および指定乳製品の価格関係

(1986年, 生乳1kg当たり)



特定乳製品 (これらの原料乳である加工原料乳が不足払いの対象)

注: 出典は図4-1に同じ。

る。その際、保証価格の算定については、主要加工原料乳地域における生乳の生産費を基に物価修正を行なったもの（飼育管理家族労働費については、同地域の製造業労賃で評価替え）に集送乳経費等を加算して算定するといういわゆる”生産費・所得補償方式”がとられ高く定められているのである。

また、補給金の財源としては、国からの交付金とともに事業団の差益金（乳製品の輸入売買による利益）に大きく依存しているが、近年、輸入制限品目（I Q品目）の輸入が減少し、かわって自由化品目（A A品目）の輸入が増大して、事業団の差益金収入が減少し制度の運用がきわめて困難となってきた。

一方、飲用向け原料乳の場合は、メーカーと指定団体との協議によって決定されているが、指定団体はこの2つの乳価（加工原料乳価と飲用乳価）を平均してプール乳価として、生産者に支払うという仕組みになっている。

こうした制度下で、わが国の酪農は発展してきたわけだが、同時に市場構造の変化にともなって、慢性的な生乳過剰生産問題等多くの構造的な問題が生まれてきているのも事実である。これに対する対応が急がれているのである。

何が問題なのか、ではどうすればよいのか、という点を明らかにするために、制度のエッセンスを経済学的に表示したものが以下の図である。

図4-5の(a)と(b)は、本制度下の原料乳市場と乳製品市場の需給均衡の原理をあらわしたものである。原料乳市場は不足払い制度を、乳製品市場は輸入割当制度をとった場合の均衡図である。本来、乳製品市場は、輸入割当制とともに在庫の売買操作による一種の価格安定帯制（安定指標価格制）をとっているが、ここではその点はまず捨象し、のちに一定価格を保持するための売買操作のみをモデルに組みこむことにする。

注意が必要なのは、上の(a)図と下の(b)図が、同時決定状態を示している点である。順に説明して行こう。まず、(b)図は乳製品市場の均衡をあらわしたものである。D<sub>b</sub>は乳製品の需要曲線、S<sub>b</sub>は国内供給曲線（国内メーカーのもつ限界費用曲線に対応）を示しており、S<sub>b</sub>に一定の輸入割当量を横に足した折れた曲線S<sub>b</sub><sup>m</sup>が輸入を含めた総供給曲線である。そしてD<sub>b</sub>とS<sub>b</sub><sup>m</sup>との交点

図4-5 加工原料乳価格政策下の需給均衡

—モデル (I) —

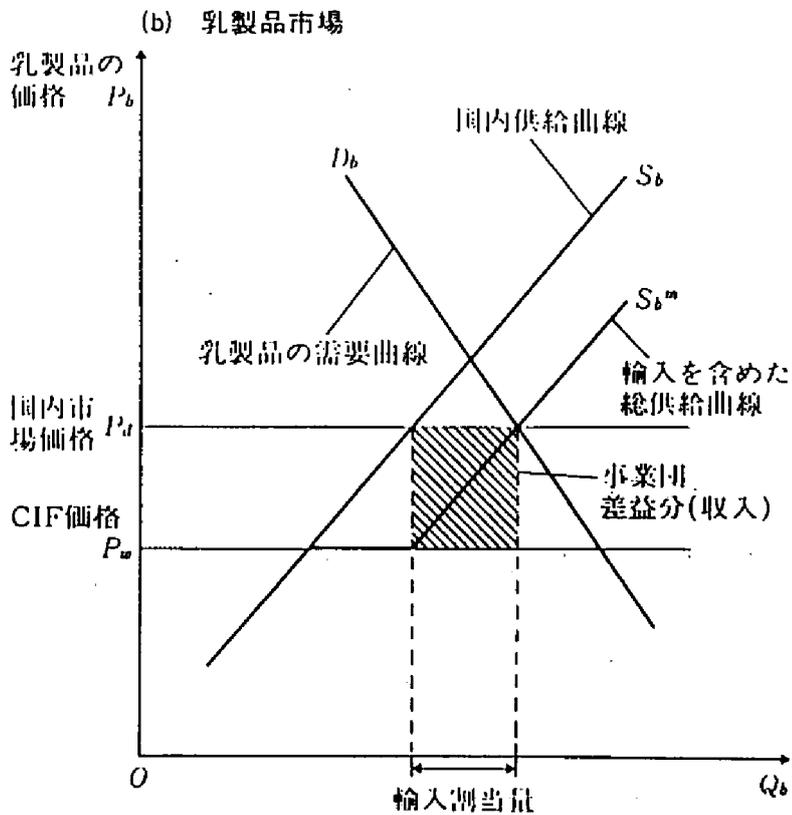
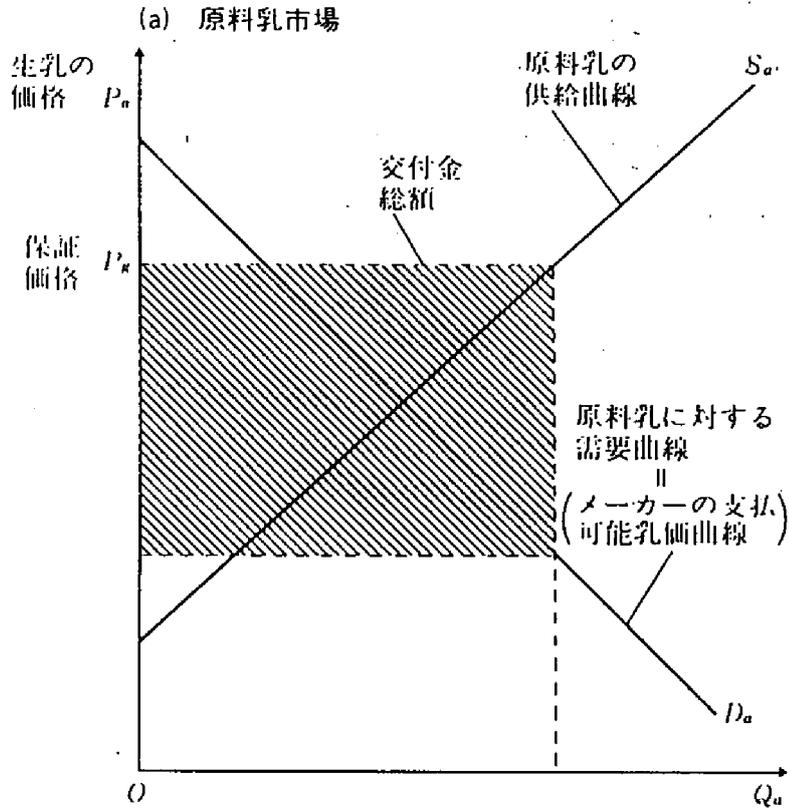
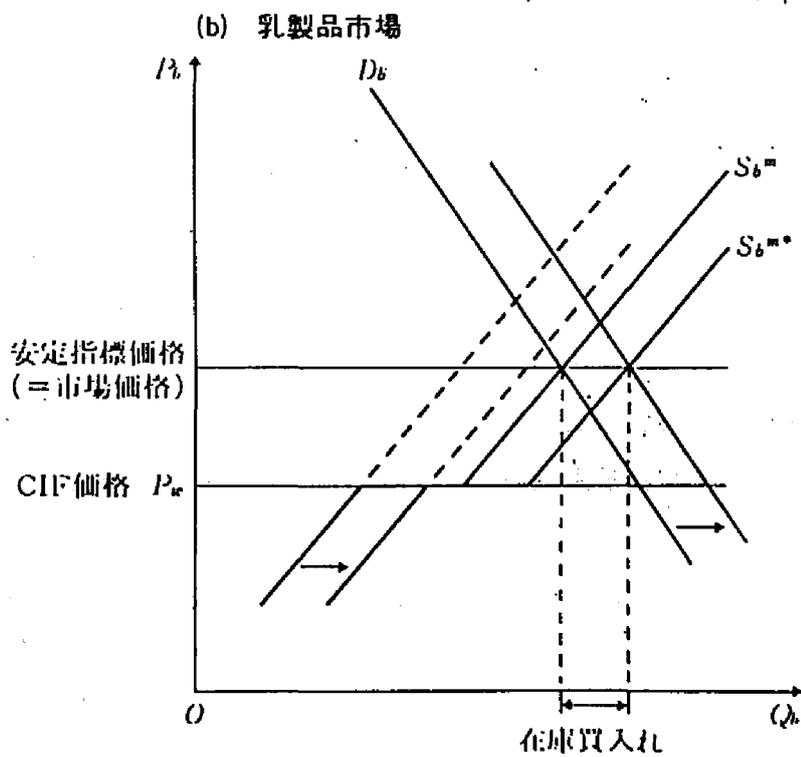
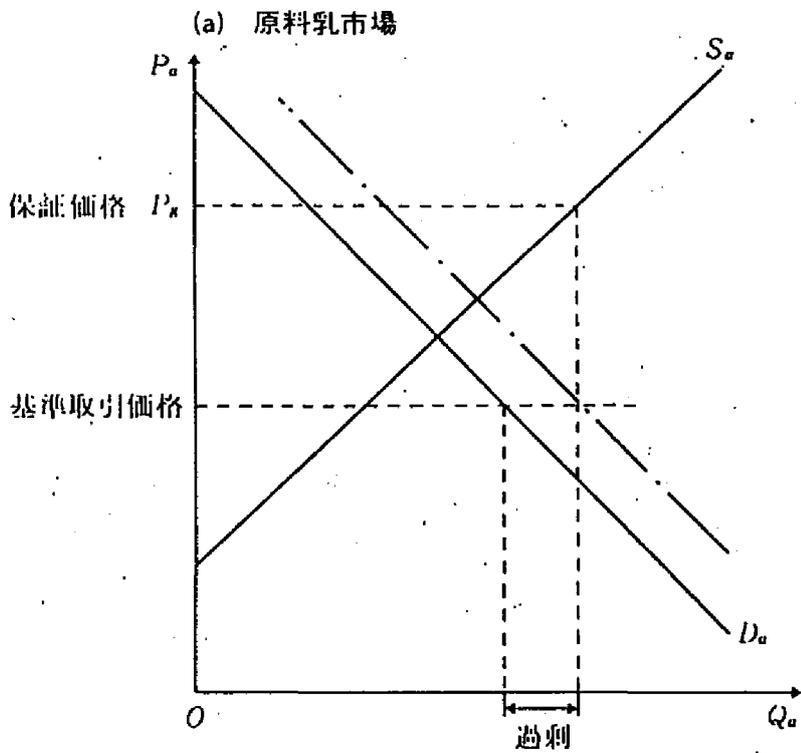


図4-6 加工原料乳価格政策下の需給均衡

—モデル(Ⅱ)—



で市場価格が決定され国内生産量も決まるわけである。一方(a)図は、これと同時に決定される原料乳市場の均衡を示している。 $D_a$ はメーカーのもつ生産関数から派生導出される原料乳に対する需要曲線を示している。この場合、(b)図における均衡生産量を所与としてこの曲線は描かれており、これが変化すればこの $D_a$ もシフトすることとなる。対する $S_a$ は原料乳の供給曲線であり、生産農家の供給反応を示している。ここで原料乳は不足払い制度をとっているのので、保証価格 $P_g$ が提示されれば、市場価格(需要者の支払い価格)と生産量とが決定され、斜線で示した交付金金額も決定することとなるわけである。ここで逆にいえばこの(a)図の均衡を所与として(b)図も描かれているのである。

しかしながら、現実の制度下の均衡はこの図の場合とは少し異なっている。つまり、原料乳の需要者価格は本来の不足払いとは異なり、市場メカニズムによって決定されるのではなく、乳製品の市場価格(=安定指標価格)から政策的に偽装計算されて決定されたものとなっている。そのため原料乳市場では需要量と供給量との間にアンバランスが生まれる可能性が出てくるわけである。そのアンバランスを乳製品市場における在庫操作によって吸収しようとしているのである。このことを示したのが図4-6の(a)および(b)である。

先の図の場合よりも基準取引価格が高く定められたために、本来原料乳の過剰が発生するところを、強制的買い取りによって、乳製品の生産増を生み、輸入を含む乳製品供給曲線が $S_{b''}$ から $S_{b''}$ に右シフトする。この生産増加によって、本来乳製品の価格が低下するところを安定指標価格水準に維持するためには、その生産増加分を在庫買い入れによって調節しなければならないのである。

この原料乳市場における過剰(現実には買入数量制限があるため生乳にも過剰が発生し飲用乳市場が攪乱される)あるいはそのために生まれる乳製品価格低下を食い止める過剰在庫の増加といった問題は、このシステムを前提とするかぎり、つまるところ次のようないくつかの政策価格決定の失敗に基づいている可能性がある。

まず第1は、原料乳価格の保証価格水準がきわめて高すぎるものが考えられる。第2の可能性としては、原料乳の基準取引価格が取引数量の多さのわりに

高すぎるものがあげられる。つまり、加工・販売経費等を低く見積もりすぎていることである。最後に第3としては、安定指標価格が高すぎることも一応考えてよかろうが、この可能性は最も低いといえる。

実際過去に、法律制定期や1970年代前半からの保証価格の大幅引き上げが、タイムラグをもって1969～70年（昭和44～45）や1978～79年（昭和53～54）における生乳の過剰問題を発生させたという経験を本制度はもっている。保証価格を引き下げることが過剰に対する一対策であることは確かなようである。一方、基準取引価格の引き下げという対応は、結局交付金総額を大きくするため、財政負担面で困難となろう。実際そのために高い水準に定めざるをえなかったのではなかろうか。この制度をとりつづけるかぎり、保証価格を引き下げの以外に根本的な対応策はなさそうである。

しかし、財政面で年々厳しくなってくる時代にあつて、いつまでもこの不足払いは可能なのであろうか。同じ財源であれば、むしろ焦点を絞った生産対策への補助金として使用したほうが有効な道があるのではないだろうか。本制度にも、そろそろ本格的にメスが入れられてもよい時期にきているように思われる。

#### 4. 野菜価格制度—市場価格補正型価格政策(Ⅱ)—

つづいて、価格支持機能を持たず価格安定機能のみを持つ第2の市場価格補正型価格政策の代表例として、野菜の価格政策をとりあげる。別名「安値補填制度」とも呼ばれ、類似のものとしては、肉用牛の子牛・子豚・鶏肉およびブロイラー等について、法律にはもとづかないが全国的規模で実施されている。

野菜は、天候等の原因による生産の変動が著しく、価格の変動が不規則でその幅も大きく、暴騰・暴落を繰り返してきたという歴史を持っている。現行制度に類似した野菜価格の暴落時に安値補填をおこなうという試みは、1959年（昭和34）に京都府で実施された「園芸作物計画生産奨励事業」が始まりであり、各都道府県段階でいくつか試行錯誤が繰り返されてきていた。そうした下

から地方からの要求というかたちで生まれ制定されたのが、〈野菜生産出荷安定法〉（1966年）であった。その後展開する野菜行政の出発点となったものである。

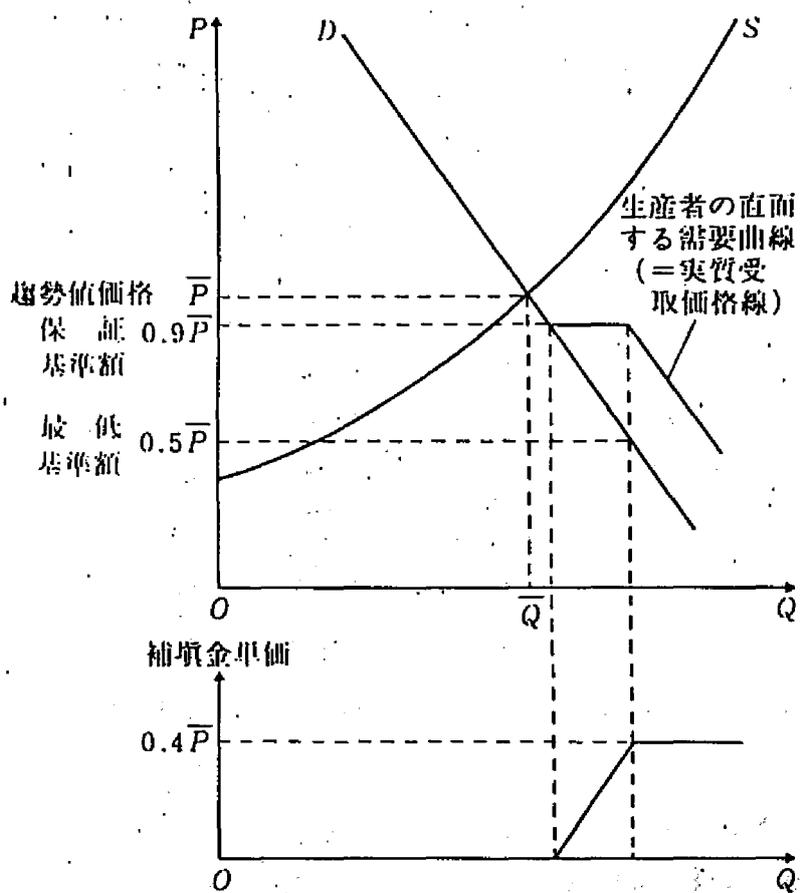
この安値補填制度は、市場価格があらかじめ定められた基準価格をある一定割合以上下回った場合のみ、基準価格と市場価格の差額を支払うもので、平年作の場合は不足払いされず、事後的に豊作となった場合のみ不足払いされる。はじめに価格支持機能を持たない価格安定機能のみの制度とといったのはこの点を指している。またこの制度はそのめざす目的からして他の価格政策とはかなり趣を異にしていた。その目的は、供給の安定を通じて価格の安定を図ることにあり、生産者の所得補償や生産の確保にも1つの目的がある他の農産物の価格政策とは、かなり性質を異にするといつてよい。

一方財源については、生産者の積み立て金と政府からの補助金とを基に運営されてはいるが、補填資金造成の生産者負担率は、8分の1（12.5%）であるから、実質的には政府財源による不足払いと考えてなんら差し支えない。

さて、本制度はこれまで見てきたように他の制度と比較してもかなり個性的であり、それゆえに多くの問題もかかえているといわれているが、その際立つ特徴を整理すれば以下のようなものがあげられると思う。まず第1は、先にも触れた政策意図が需給均衡価格という市場メカニズムを重視する価格の実現にあり、所得補償を第一義的にめざす価格支持ではないという点である。第2の特徴は、この制度を他と比較するとき、品目・産地・市場という三重の指定（指定野菜・指定産地・指定消費地域）という徹底した選別政策がとられているという点である。米・麦などに対する全国一率平等的施策と対照をなしている。第3は、安値時の価格補填金が交付されるのは事前に予約した数量のみに絞られている点があげられる。さらに第4のものとしては、安値時の補填金の交付にいわゆる“足切り”が存在しているという点である。この最後の点を少し説明しておく必要がある。

まず、基本となる保証価格については、「趨勢値価格」を3ヶ年移動平均による1次回帰式で求め、このさらに90%を「保証基準額」とするという算定方

図4-7 指定野菜価格補填制度下の需要曲線の導出



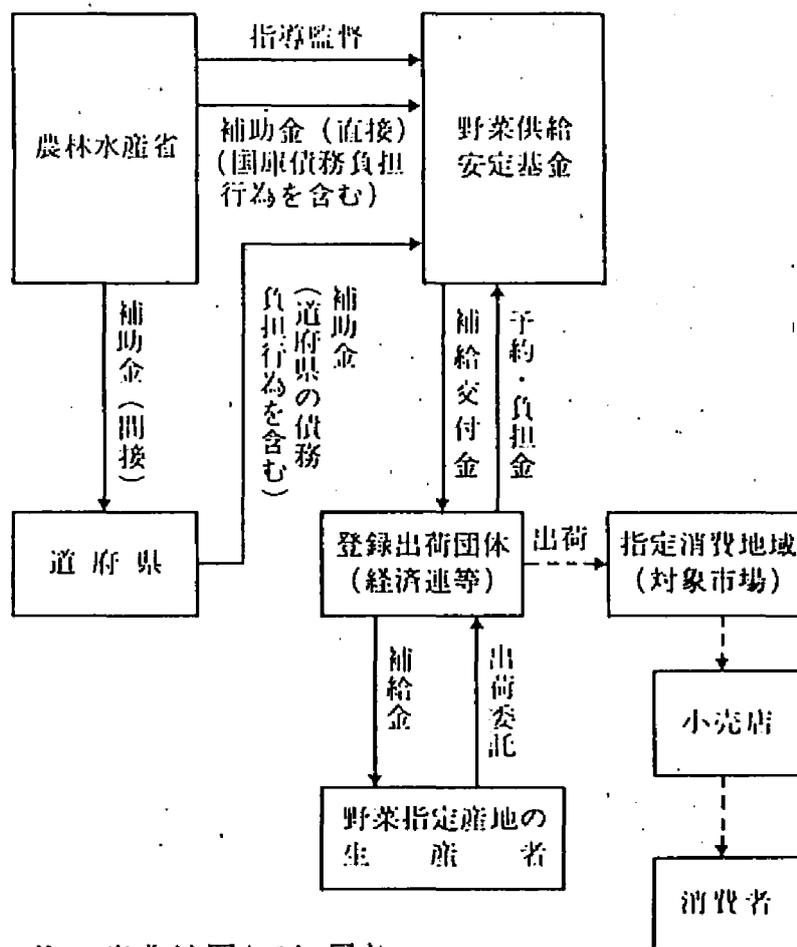
式で決定している。そして、実際に生産者が交付を受けられる額には以下のような制限がつけられている。つまり、「趨勢値価格」の50%を「最低基準額」とし、市場価格が低下しても「最低基準額」を上回れば、「保証基準額」との差額が全額交付されるが、「最低基準額」を下回った場合には「保証基準額」と「最低基準額」との差額のみが交付され、平均販売額と「最低基準額」との差額のほうは交付されず、いわば交付が足切りされるというものである。以上の価格関係から、この補填金の足切りとその水準および生産者の直面する需要曲線、つまり実質受取価格曲線の形状がどうなるかを図示したものが、図4-7である。この足切りは主として財政面からの要請でなされたのであろうが、それ以外に生産者の出荷行動への規制力として期待された側面もあったのではないかと考えられる。

このような制度の概要・特質を前提として、以下では問題点として考えられる点について検討してみよう。

一般的な問題点としては、価格変動を抑止し安定化させる効果の大きさに対して疑問符がつけられる点にある。それは、第1には先に特質として述べた厳しい三重の指定という選別化ゆえに本制度に参加するあるいは参加できる生産者が少なく、価格変動抑制・安定化効果が著しく削減されることに起因している。さらに第2は、本制度が本来上限価格を規制していないという制度の限界によっている。つまり、価格の高騰に対してはこれを抑制する手段はなく、異常低落の場合の生産者の打撃を緩和することによって、生産の減少を防止して、生産の安定をはかり、これによって価格の上昇の防止を期待するというきわめて間接的なあわい効果があるのみである。こうした問題に対しては各地方公共団体がそれぞれ地域のレベルで補完的な対策を講じているのが現状である。

また、制度の実施・運用上の問題点については、趣旨と現実とが乖離し、金銭のばらまきになっている傾向が見られる。図4-8の金銭の流れに注目してもらおう。この図は、指定野菜の価格政策（安値補填制度）のメカニズムを（とくに金銭の流れを中心に）模式化して描いたものである。現実の制度は、各種事業の拡張・変更によって、もつと複雑にはなっているが、そのエッセンスを

図4-8 指定野菜価格補填制度の仕組み



注：出典は図4-1に同じ。

示せばこのように体系化される。この図の安定基金と出荷団体間というよりは、とくに農協に代表される出荷団体と生産者の間の資金の流れに問題が多いようである。その第1は、積み立て金の取り方に関連して、現実には農協があらかじめ立て替えて支払っているため、感覚的には関係者すべてが単なる市場の手数料というかたちになっている点である。第2は、その逆に国から降りてきた金の出し方・払い方である。つまり農家としては知らない間に農協の預金口座に金が入っているというような感覚なのである。どちらの側面でも、生産者は制度に入っているという意識をもたず、プラスあるいはマイナスの手数料というような感覚をもちがちであるという点に問題がある。また、基準価格の決め方が手探りのとも見られるが、これは市場の実勢価格（傾向値）をとる以上ある程度いたし方のないことではなかろうか。

しかし今後を見据えた場合、もっと本質的な問題としては、過剰時代における野菜の価格制度のあり方を本格的に考え直す必要があるのではないかという点であろう。逆にいえば、いままであまりにも安値補填制度に大きすぎる役目を期待しすぎていたのではないかということである。役割の限定が必要な時と思われる。

具体的には、過剰時代においては過剰を抑制し得る価格制度とならなければならず、それには価格補填制度がその役割を限定すべきである。過剰量を人為的な作付け面積の不調整による部分と自然の作用である豊作がもたらす部分とに区別して考えることがまず必要である。慢性化しつつある過剰は、本来価格をパラメーターとした生産者側の自主的な作付け面積の調整によって解消されるべきなのである。

作付け面積の不調整がもたらしている所得問題と、豊凶変動による一時的過剰がもたらしている所得問題とを区別し、価格補填制度は、後者に対するものに本来限定すべきである。しかし現実問題としては、価格が低落したときその要因によって分離することはきわめて困難である。作付け面積の不調整がもたらす過剰分については他の需給調整・計画生産等の対応によってなされるべきであり、その対策とのポリシーミックスによってのみ制度は有効に機能するの

ではないかと考えられる。

#### 第4節 価格政策全般の今後の展開方向

##### 1. 価格政策の総合化

以上前節では、個別価格政策ごとに存在している問題点を考え、その改善方向について検討してきたわけだが、もう1つの重要な問題領域は価格政策相互間の関連性をめぐる問題と、他の農業政策との関係（補完あるいは代替的關係）つまりその整合性に絡む問題とである。

具体的に検討したように、個々の価格政策はその品目の特性や制度が導入・実施されはじめた時代背景およびその社会・経済状況の違いを反映してそれぞれ独自のあり方（政策手段類型・政策価格の算定方式等）で実施されてきている。〈農業基本法〉第11条の「価格政策の総合的検討」は、価格政策を定期的かつ総合的にレビューして、価格政策相互間の調整や全体としての効果をみて、総合性を持たせようとしたものであったが、本格的にはほとんどおこなわれてこなかった。どの品目についても基本的には同一の考えにもとづいて価格支持を行っているEC共通農業政策とは好対照である。

このこと自身は、一面では作物ごとの特性や需給事情や生産・流通事情に応じて多様な対応が可能であり、政策効果を発揮するうえでプラスの側面があったことは否定できない。また、所得補填という機能にウェイトがおかれていた時代には、総農家所得に占める米の重要性からみて米価にのみ目が向けられがちで、他の価格との関係に目が向かなかつたのもいたし方のない面があったことも事実である。しかし、いまやほとんどの農産物において対処すべき問題が過剰対策であり、またこの生産の方向づけや需給調整に価格政策の主たる機能のウェイトがおかれる時代である。いままでのようなわけにはいかないのである。また、水田農業経営の複合化・高度利用の必要がいわれている現在、これ

に対応できる価格政策（経営複合的価格政策）という面からもその必要が求められているのである。（なお、経営の複合化と価格水準の変化との間の関係に対する問題は補章で経済理論的に考察する。）

ところで、いったい総合的とはどういうことなのであろうか。この価格政策相互間の関連性に関する問題は、抽象的なかたちでは価格政策の総合化あるいは総合的価格政策の検討というかたちでこれまでもいろいろな場で議論検討されてきた。ここでいう総合化とは、一般に次に述べるようないくつかの概念に整理可能である。

まず第1は、農産物間の価格バランスをいかにするのか、つまり品目間の相対価格に関する問題である。第2は、価格の決定時期の問題、言葉を換えれば行政価格を同時決定するのかという問題である。第3は、価格算定方式の一元化・共通化の問題、つまり政策目標の類似しているものに関してはできるだけ一元化・共通化していくべきではないかという議論である。第4のものとしては、価格決定機構の問題といわれ、現在品目ごとに別々に議論されて決定されている場を同じ土俵の上にもってきて議論したほうがよいのではないのかという問題があげられる。これに加えてさらに、主幹作物と副次的作物との関係をどう考えるのか、畜産物価格とえさの価格の連動性をどう考えるのか、生産者価格と消費者価格の連動についてはどうするのか、国際価格をどう考えるのか、といった多くの考慮しなければならない問題を含んでいる。そして、これらによって生産誘導効果を大きくし、供給刺激効果の分散をはかろうとするものである。

このように価格政策の総合化と一口でいっても多様な側面を持っており、この限られた紙数のスペース内で議論しつくすことはとうてい不可能である。そこで、このなかからいくつか、重要度の高く注目すべきポイントに焦点を絞って検討をおこなうこととする。

従来、農工間の所得均衡という観点から、農産物と非農産物との間の価格バリエーションとか、家族労働の労働評価に関して雇用労賃とのバリエーションとかのよう、生産物・生産要素を問わず、その農外との価格バランスに対しては、非

常な注意が向けられてきた傾向にある。これに対して、農産物の価格バランスに対しては、無神経と言うべきか、ほとんど注意が払われてこなかった。

これが先の価格バランスの問題である。この問題は、生産政策や構造政策、なかんずく生産政策という生産の大きな枠組みの決定に関するものと強い関連を持つ問題である。つまり、需給の現状とその将来見通し、食料の安全保障といった観点からのそれぞれの品目に関する生産の枠組みの決定という、生産政策のあり方と無関係に相互の政策価格の設定をおこなうことはできないのである。その際、生産抑制あるいは生産刺激といった決定は、相互の相対価格に依存している。またこれは、農家の供給反応の作目ごとの違いをも反映するため、そのところの注意が必要であろう。

もう1つ注目すべきは、価格決定機構にからむ問題である。これは、第一の相対価格の問題とも関係するが、別々の場でいかに議論したところで、他作目との価格バランスが異なれば、生産目標との大きなギャップが生まれてくる。これまでのように所得補償機能にのみ重点がおかれる場合ならそれもよかろうが、需給の調整機能に重点が移ったいま、同じ場で、相互の生産の枠組みを考えながら相対価格を決定することがきわめて重要となってくるのである。その際、当然前提として、一国経済の中における農業という産業のウェイトをどう考えるのか、という基本的な問題が議論される必要がまずあってしかるべきであろう。ただ、こうした場では相対価格は意識しつつも、すべてを高価格にというような潜在的タカリ意識が表に出がちとなる可能性がある。そこで価格政策関係予算の総枠を産業としての農業のウェイト論からはじきだし、あらかじめ一定と決めておいて、その枠内で、それぞれの品目の価格政策・価格水準を決定し割り当てる必要がある。この方法はかなり有効なのではなかろうか。

ところで、価格政策と生産政策あるいは構造政策との関係は、ある意味では補完的であり、ある意味では競合的であるということが出来る。つまり、予算的には当然競合的であり、これまで述べてきたように、価格バランス（相対価格）という価格のシグナル機能に注目すれば、生産政策とはきわめて強い補完関係にあるとあってよい。

## 2. 価格政策と構造政策との関係

では、農業構造を改変し、生産性の向上をはかることを政策目標とする構造政策と価格政策（とくに価格支持政策）との関係はどのようなのであろうか。残念ながらこれは研究者の間でも議論がわかれ、いまだ定説は存在しないといつてよい。たとえば、米価水準と農地の流動化の問題に限ってみても、「これが正解だ」というものは出されていない。ある人は、米価水準の低下は、上層農の資本蓄積を阻害し、地代負担能力を低下させることによって構造政策を阻害するといっているし、また別の人は、コスト割れとなるであろう限界農家の脱農をひきおこすことによって構造政策に寄与するともいっている。あるいは、米価水準の上げ下げと構造政策とは中立的だとする人の存在もある。

ところで、農業構造とはいったいどういう性格をもつものを指すのか、またこの変化はどういう要因によって規定されるものなのか。こうしたことを理論的に把握しておくことが、価格政策の農業構造への影響を考えるに際して最低限必要なことである。

「農業構造」とは広く、農産物の生産、流通、そして消費にいたる農業の産業としての構造、くわえて農業と多産業との相互関連構造までも意味していると考えられる。しかし、一般に農業構造問題あるいは農業構造の変動・調整過程を問題にする時には、もう少し狭い意味でとらえている。つまり、短期的には大きく変化しにくいと考えられる生産要素、耕地面積と労働力との間の関連のしかた、およびその生産要素と産出との関係、さらに投入産出比率（生産性）や生産要素間の結合比率、生産要素や産出の分布状況さらに生産主体間の関係等によって把握できるものであるといえる。

もっと一般的に、経済における構造問題とはと問えば、生産性・収益性等の格差に反して、生産主体間の資源・生産要素の流動性が小さく硬直的・非流動的であるため、生産要素の分布等が最適配分からかけ離れひずんだ状態に長くあることをさすと考えられる。

とすれば、農業の構造問題は、大きく2つのサイドにわけて考えることが可

能であり重要であろう。1つは農業と農業外との関係から規定される問題、もう1つは農業部門内部において規定される問題である。つまり第1のものは労働を中心とする生産要素の部門間移動にかかわる問題であり、第2のものは土地あるいは土地用役を中心とする生産要素の農業部門内部の移動にかかわる問題である。第1の産業間の生産要素の移動は、基本的には農業・非農業間の所得格差に依存し、第2の農業部門内部の生産要素の移動は、基本的には部門内部の農家階層間の収益性の格差に依存していると考えられる。つまり、価格政策の農業構造への影響を考える場合この両者をわけて考えねばならない点が重要である。

垂直的な多数市場間（たとえば生産物市場と投入要素市場の間）の相互関連性について、経済学の一般理論においては、生産物価格の変化の影響を直接受けるのは、その生産の要素需要者である要素需要サイドだけであると特定されている。第1の産業間の要素移動の問題はこれにあてはまり、生産物の価格変化と労働移動の方向とは基本的には特定化されている。（とはいっても、土地に代表される他の生産要素との相互関連性から方向が不定となることも多い。）

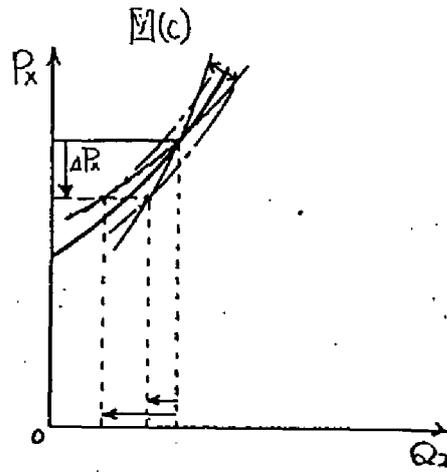
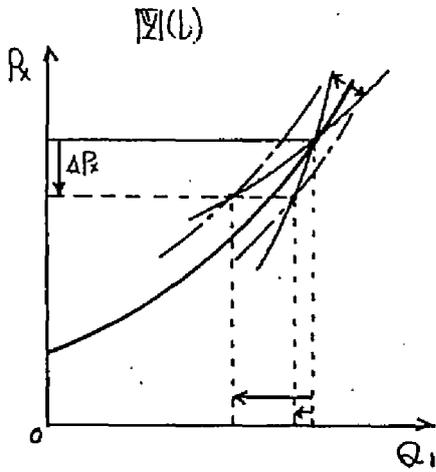
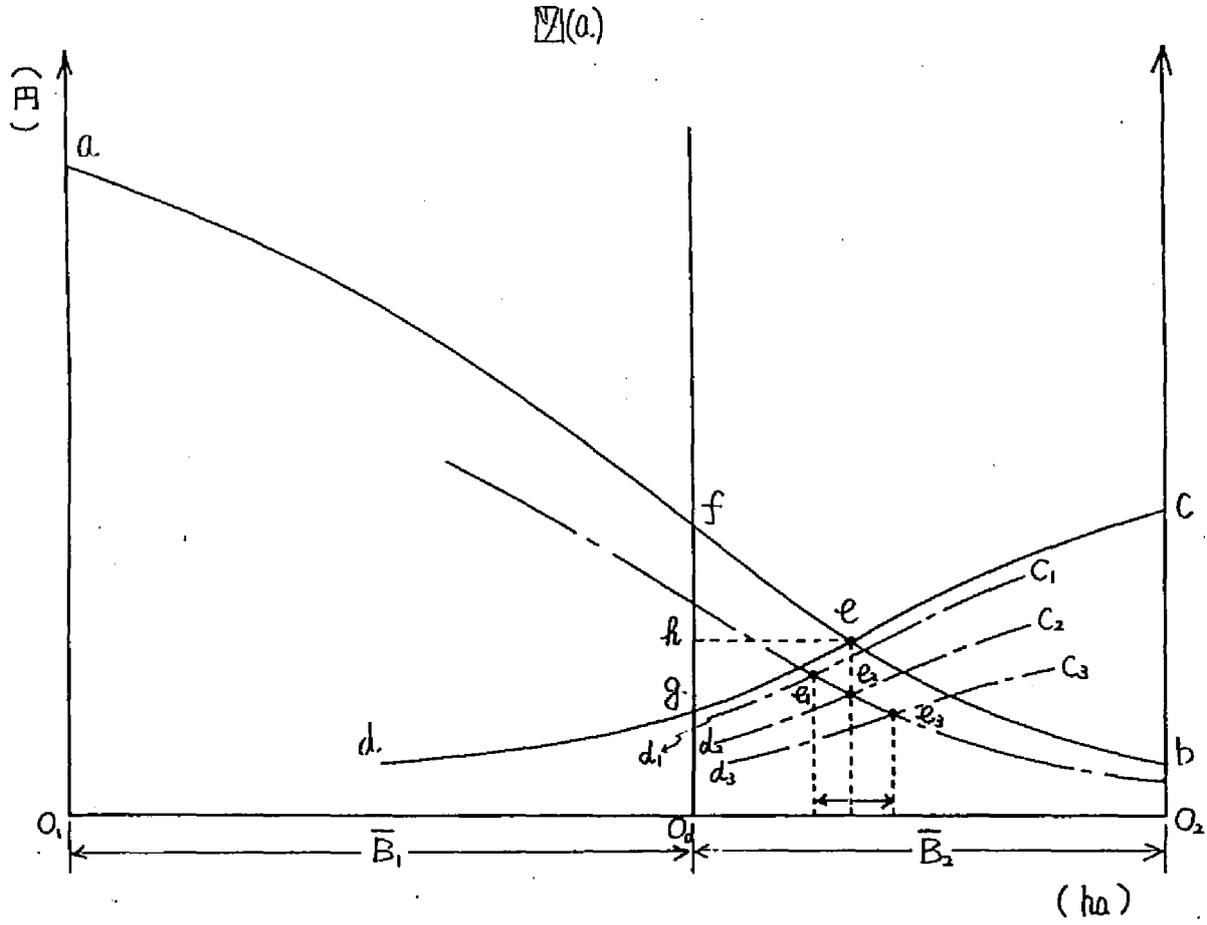
これに対して、第2の場合、つまり農業生産における生産物市場と土地用役市場との関係においては、要素需要者と要素供給者とがともに同じ農家であり、要素需要サイドと要素供給サイドの両サイドに生産物価格変化の影響が及ぶという点で際だった特徴をもっているといわなければならない。それゆえに価格変化による要素市場における変化の方向が問題にされ、前提・条件の違いにより方向が異なってくると考えられるのである。価格政策と構造政策との競合が考えられるのは実は農業構造のこの側面なのである。

以下では、こうした生産物価格水準の変化が農家間にのみ成立する土地用役という要素市場に及ぼす影響について整理・検討しておく。

単純化のために、土地用役供給者である小規模農家と土地用役需要者である大規模農家という2つの階層のみからなると考え、この両者間でのみ土地用役の市場が成立し市場が均衡していると考えることとする。

問題を整理するために、図5-9にそって考えていくことにしよう。

図5-9 生産物市場と土地用役市場の関係



(a)は土地用役市場の需給を、(b)(c)はそれぞれ大規模農家と小規模農家の供給曲線とそのシフトのようすを示したものである。

(a)の a bは大規模農家の土地の限界価値生産力曲線を示しその一部(f b)が土地用役需要曲線を構成している。また c dは小規模農家の土地の限界価値生産力曲線であり土地用役供給曲線(g c)となっている。そしてこの両曲線の交点 e で現在の均衡が示されている。

いま(b)(c)において生産物価格  $P_x$  が  $\Delta P_x$  だけ下落したとしよう。その際土地用役市場における取り引き量が増加するのか減少するのかが結局のところ知りたい点である。そしてまたそれによって生産物のそれぞれの供給曲線にどういう影響が及ぶかに興味をもたれているのである。

生産物価格の下落は、両農家層の土地に関する限界価値生産力をともに低下させ、要素需要曲線も要素供給曲線もともに下方にシフトさせる。そのためそれぞれのシフトの仕方・程度によって市場取り引き量の変動は規定されるのであり、(b)(c)における供給曲線のシフトの方向も規定されるのである。

たとえば、生産物価格の下落によって大規模農家の土地の限界価値生産力曲線が a b から  $a_1 b_1$  に下方シフトしたとする。その時もし小規模農家の土地の限界価値生産力曲線が  $c_1 d_1$  にシフトするならば、土地用役市場の市場均衡点は e から  $e_1$  に移動し、土地用役取り引き量は減少する。一方、 $c_2 d_2$  程度のシフトであれば  $e_2$  に移動し、地代は低下するが取り引き量には変化は起こらない。これに対し、 $c_3 d_3$  といった大幅な下方シフトが起こるのであれば、 $e_3$  に均衡点は移動し、取り引き量は増大、すなわち農地の流動化は進展するといった結果になる。

このような両曲線のシフトのしかたは、生産の意志決定にからむ両農家階層間の違いに端を発していると考えられる。生産関数に違いがあるのかあるいはその変化つまり技術変化に対する対応等に違いがあるのか。それとも農家のもつ効用関数に特質の違いがあるのか。あるいは初期資源賦存量の違いに基づくのであろうか。あるいは、専業農家と兼業農家との反応の違い、それとも常勤兼業農家になるかならないかといった非連続な選択に直面する農家とそうでな

い農家との違いに基づくものであろうか。こうした点に関する理論的検討が必要であろう。<sup>6)</sup>

しかしながら、構造調整問題は、基本的には動学的な問題である。農業構造の変動・調整とは、生産要素の農業部門内部および部門間の移動であり、生産要素の移動速度、移動過程での短期的影響と長期的影響の区別、政策決定やそれに対する経済主体の対応にかかわる動学的な要素など、明示的な動学的分析をおこなうことによってはじめて明らかになる点が多い。

また、構造調整の政策対応を理解するには、効率性だけでなく、所得分配の公正という視点への注意が必要である。構造調整の過程で所得分配がどう変化し、各政策手段が政策手段にどのような影響を及ぼすかを理論的に明らかにすることが重要な課題となる。

以上のように論点は整理できるが、具体的には先にも述べたように定説は存在しないとあってよい。しかし、効果・影響は米価水準の低下の大きさ・スピードによって当然のごとく異なってくるであろうし、またコスト低下を目指す構造政策の最終的目標の階層構造をどういうものと考えているかによっても異なり、それぞれそのあたりのところがとくに現在のところ曖昧である。この点は、今後の緻密に組み立てられ定式化された理論的分析の成果に待たねばならないといえよう。ただ、長期の視点からみれば、構造調整の過程で発生する摩擦に対して対応の時間稼ぎをするという意味もふくめて、米価水準の低下と構造政策とは補完性があるのではないかと推測されよう。

## 第5節 おわりに

以上、本章では価格政策の現在直面している課題を明らかにし、その新たな方向性の示唆をめざし、品目別価格政策と政策相互間の関係という2つの側面から検討をおこなってきた。とくに、品目別価格政策では、米・食肉・加工原料乳・野菜という目的も手段も微妙に異なる4タイプの制度について、その歴

史的経過、現在直面している問題・課題を明らかにし、展開方向を示してきた。

ところで、今後の価格政策は、米価に代表されるように基本的には抑制的に運営されねばならないし、また国内における市場メカニズムをいかにうまく活用できるかに努力を集中させねばならないだろう。

しかし、その調整過程の問題、とくに地域経済政策として所得政策の役割を無視・軽視することはできない。確かに所得補償機能一辺倒の価格政策からの脱皮は必要であり、需給調整機能の重視は必要であり急を要することである。価格政策とは切り離れたかたちで、直接的所得補償政策を所得政策の柱として考えねばならない時にきているのではないだろうか。

価格政策と所得政策の機能分離が、今、求められている。

## 【注】

注1)現在、所得政策という言葉は経済学一般では少し異なった意味で用いられている。たとえば、「所得政策とは、賃金その他の所得（利潤・利子・地代等）の増加率を経済全体の生産性の上昇率以下に抑えることによって一般物価水準を安定させようとする政策である」といったぐあいである。本節で用いる所得政策とは、農家所得の他産業従事者との「所得均衡」＝「所得分配の平等化」を意味するところから、公共政策・公共経済学でいうところの「所得（再）分配政策」を指している。これは、いったん市場メカニズムによって所得分配が決定された後におこなわれている「再分配」のための諸施策と、市場メカニズムにおける分配過程そのものに介入しようとする政策に分けられる。この後者の代表例が農産物価格支持などの価格政策である。

注2)野口悠紀雄著『公共政策』岩波書店，1984年，74～82ページ参照。

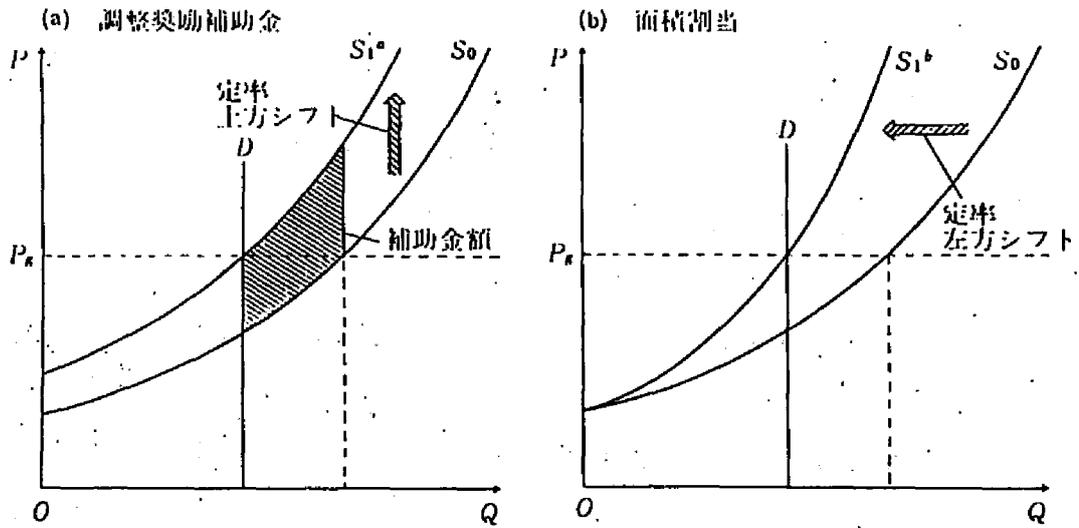
注3)同上書，81～82及び97～101ページ参照。

注4)農林水産省の分類，さらに藤谷築次や加藤一郎等によって分類がなされている。藤谷築次稿「農産物過剰の現代的課題」（梶井功編『農産物過剰－その構造と需給調整の課題－』明文書房，1981年所収）および加藤一郎著『農業法』有斐閣，1985年参照。

注5)わが国の米生産調整政策は，3つの政策手段に分解して考えることが可能である。すなわち，面積割当・調整奨励補助金・買入数量制限の3つである。そのなかで実質的に機能してきたのは，面積割当と調整奨励補助金とであろう。

この2つの政策手段の純経済学的な効果の違いは、図4-10に描かれるような供給反応を示す供給曲線のシフトの仕方の違いにもとづく。つまり、供給曲線を調整奨励金の場合定率上方シフトさせ、面積割当の場合定率左方シフトさせるわけである。調整奨励金に関しては、詳しくは第5章を参照のこと。

図4-10 生産調整の手段と供給曲線のシフト



注6) 本文の中でも述べたように、農家の階層構造の変化を見るのには、本来、時間の要素を考慮して、動学的なモデルを構築して、それを動かして、その動学的安定性ととも、その成長経路を見ることが本筋であろう。しかし、その前に、簡単な以下のような静学的2階層モデルでこれを比較静学のかたちで動かして見る必要がある。といつても、これさえ現在理論的結論を出すことはできない。

例えば、両農家層の違いを次のように考えてみよう。

《仮定1》 ある農村社会は2つの農家階層からなるものと考えことにする。1つは大規模専業農家層（第I階層）、もう1つは小規模常勤兼業農家層（第II階層）である。そして、各階層はそれぞれ1戸の巨大農家で代表させるものとする。

《仮定2》 生産物は1種類Xのみであるとし、その価格（ $P_x$ ）は政策的に決定され、農家にとっては所与一定であるとする。

《仮定3》 X生産に関する技術的關係を示す生産関数は、各農家階層ごとにそれぞれ、

$$\text{第I階層} \cdots \cdots X_1 = F(A_1, B_1)$$

$$\text{第II階層} \cdots \cdots X_2 = \alpha F(A_2', B_2)$$

(ただし、 $0 < \alpha < 1$ )

という2要素からなる形で示されるとする。なお、ここで $A_1$ 及び $A_2'$ は自家農業への家族労働投入量を $B_1$ 及び $B_2$ は経営耕地面積を示している。

また、生産関数に関しては、 $F_A > 0$ 、 $F_B > 0$ 、 $F_{AB} > 0$ 、 $F_{AA} < 0$ 、 $F_{BB} < 0$ 、 $F_{AA}F_{BB} - F_{AB}^2 > 0$ を仮定しておく。

《仮定4》 労働市場は、農外市場のみ存在しており、しかもその農外常勤就業者の年間農外総労働時間（A）は一定である。そして、その賃金率は所与一定（W）であるとする。

《仮定5》 土地用役市場は、この農村社会内部（両階層間）でのみ成立し、完全競争的であるとする。つまり、この土地用役価格 $\delta$ は市場均衡で決

定されるところ。

《仮定6》 土地の売買市場は考慮に入れられないものとする。

《仮定7》 各農家はそれぞれ第I階層は $\bar{B}_1$ 、第II階層は $\bar{B}_2$ の土地を所有しているものとする。(ここで $\bar{B}_1 > \bar{B}_2$ )

《仮定8》 両農家層のもつ選好関係を示す効用関数をまず次のように考えておく。

$$\text{第I階層} \cdots \cdots U = U(A_1, M_1)$$

$$\text{第II階層} \cdots \cdots V = V(A_2, M_2)$$

ただし $A_1, A_2$ は家族労働投入量を、 $M_1, M_2$ は農家所得を示している。

また、効用関数に関しては、ともに無差別曲線が右下がりの下に凸な曲線ということ仮定しておく。

そうすると、農家所得はそれぞれ以下のように表現することができる。

$$M_1 = P_x F(A_1, B_1) + \delta(\bar{B}_1 - B_1)$$

$$M_2 = P_x \alpha F(A_2', B_2) + \delta(\bar{B}_2 - B_2) + W A_2$$

$$(\text{ただし } A_2' + A_2 = A_2)$$

両農家階層は、この所得制約式のもとで、効用関数 $U = U(A_1, M_1)$ 、 $V = V(A_2, M_2)$ の $U, V$ の極大を求めて行動するものとする。

農家の主体均衡条件を求めると、以下のようになる。

第I階層

$$P_x F_{A_1} = \frac{-U_{A_1}}{U_{M_1}} \quad (\equiv Z_1)$$

$$P_x F_{B_1} = \delta$$

第II階層

$$P_x \alpha F_{A_2} = \frac{-V_{A_2}}{V_{M_2}} \quad (\equiv Z_2)$$

$$P_x \alpha F_{B_2} = \delta$$

つまり、

$$\left. \begin{aligned} M_1 &= P_x F(A_1, B_1) + \delta(\bar{B}_1 - B_1) \\ P_x F_{A_1} &= \frac{-U_{A_1}}{U_{M_1}} \quad (\equiv Z_1) \\ P_x F_{B_1} &= \delta \end{aligned} \right\} \begin{cases} A_1 = \phi_1(P_x, \delta, B_1) \\ B_1 = g_1(\quad \quad \quad) \\ M_1 = h_1(\quad \quad \quad) \end{cases}$$

$$\left. \begin{aligned} M_1 &= P_x F(A_1, B_1) + \delta(\bar{B}_1 - B_1) \\ A_2 &= A_2' + A_2 \\ P_x \alpha F_{A_2} &= \frac{-U_{A_2}}{U_{M_2}} \quad (\equiv Z_2) \\ P_x \alpha F_{B_2} &= \delta \end{aligned} \right\} \begin{cases} A_2 = \phi_2(P_x, \delta, B_2, W) \\ A_2' = \psi_2(\quad \quad \quad) \\ B_2 = g_2(\quad \quad \quad) \\ M_2 = h_2(\quad \quad \quad) \end{cases}$$

次に、この両階層の主体均衡を示す連立方程式を前提にして、これを内包する土地用役市場の均衡を示す連立方程式が考えられる。土地用役市場の均衡条件は需給の一致から  $B_1 + B_2 = \bar{B}_1 + \bar{B}_2$  である。この市場均衡の安定条件は、超過需要を考慮することによって、 $[\partial(D-S)/\partial\delta] < 0$  であるから、 $\frac{\partial B_1}{\partial\delta} + \frac{\partial B_2}{\partial\delta} < 0$  となることである。

これは、先の主体均衡を示す連立方程式をもとに、与件変動効果  $\partial B_1 / \partial\delta$ 、 $\partial B_2 / \partial\delta$  をもとめ、計算することによって満足される。

両農家階層の主体均衡と土地用役市場との連立的均衡は、 $A_1 \cdot B_1 \cdot M_1 \cdot A_2 \cdot A_2' \cdot B_2 \cdot M_2 \cdot \delta$  という変数とした8つの連立方程式によって表現できる。この連立方程式のそれぞれの両辺を  $P_x$  に関して微分できた連立方程式を解くことによって、農産物価格変動効果を知ることができる。

(例えば、 $\partial A_1 / \partial P_x$ 、 $\partial A_2' / \partial P_x$ 、 $\partial B_1 / \partial P_x$ 、 $\partial B_2 / \partial P_x$  等)

$B_1 / P_x$  だけについてののみみて見ることにする。

市場均衡の安定条件を  $K$  で示せば、 $\partial B_1 / \partial P_x$  は次のように示される。

$$\begin{aligned}
\frac{\partial B_1}{\partial P_x} = & \frac{1}{K} \left[ P_x F_{A_1} \left( 1 - \frac{P_x F}{Z_1} \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} \right) \left( \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} P_x \alpha F_{A_2'} + \frac{\partial Z_2}{\partial M_2} \right. \right. \\
& - P_x \alpha F_{A_2' A_2'} \left. \left. + P_x \alpha F_{A_2' A_2'} (\bar{B}_1 - B_1) \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right) F_{A_1 B_1} \right. \\
& + P_x F_{B_1} \alpha F_{A_2' B_2} \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} (\bar{B}_1 - B_1) \\
& \left. \left( \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} P_x F_{A_1} + \frac{\partial Z_1}{\partial M} - P_x F_{A_1 A_1} \right) \right. \\
& - P_x \alpha F_{A_1} \cdot \left( 1 - \frac{P_x \alpha F}{Z_2} \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right) \left( \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} P_x F_{A_1} + \frac{\partial Z_1}{\partial M_1} \right) \\
& - P_x F_{A_1 A_1} \left( 1 + \frac{F_1}{F_2} \frac{F_{21}}{F_{11}} \frac{\gamma}{Z_1} (\bar{B}_1 - B_1) \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} \right) \alpha F_{A_2' B_2} \\
& + P_x \alpha F_{B_2} F_{A_1 B_1} \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} (\bar{B}_1 - B_1) \\
& \left. \left( P_x \alpha F_{A_1} \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} + \frac{\partial Z_2}{\partial M_2} - P_x \alpha F_{A_1' A_1'} \right) \right]
\end{aligned}$$

ところが、これまでの生産関数・効用関数の性質からは正負の符号を確定できない。つまり、この単純なモデルに関する限りでは、農産物価格の上昇あるいは低下によって農地の流動化の進展は不確定、他の条件、仮定を導入しない限り決定は不可能である。もっと踏み込んだ仮定の導入が必要となろう。この問題は、今後の残された最大の課題であろう。

## 第5章 価格政策と生産調整政策

### 一 調整奨励補助金の経済効果 に関する理論的考察一

#### 第1節 はじめに

わが国で米の生産過剰が顕在化し、過剰対策が農業政策の中心課題の1つとなつてすでに久しい。生産調整政策が形を変えながらも実施され続けてすでに20年の歳月が経過している。

日本を含む世界の先進諸国で、特に戦後共通してみられるようになったこの農産物供給の過剰及びそれに伴う諸問題は、おもに農産物価格支持政策自身もつ増産効果というマイナスの副産物によつておこされている。

この過剰の対策手段である生産調整政策に理論的再検討を与えることが本章の目的であるが、その前に過剰問題という概念をまずしっかり定義し直しそこから出発することが必要である。そこで、本章では『過剰問題とは、価格支持政策のような政策的な枠組の中で、均衡価格水準よりも高く定められた生産者価格によつて刺激された生産が、停滞傾向にある消費需要を大幅に超過するようになり、その過剰在庫等が財政的に手におえなくなる問題である。』と、スタティックでかつ狭義に定義した。つまり、価格支持政策により生み出された過剰の問題は、資源配分上の不効率の問題とともに直接的には財政の問題と結びつく。わが国の米過剰問題もまさに、食管赤字の問題と表裏の関係にある点はずでに指摘した通りである。そして、この財政負担の圧力が、政府をして生産調整政策をとらせるのである。

このように財政的圧力から解決に急を要するが、政策決定者にとっては、生産者の所得をなるべく下げないで過剰生産の問題を解決しなければならないというジレンマに直面しているのが現実である。

さて、わが国の米生産調整政策は、理論的に3つの政策手段に分解して考え

ることが可能である。すなわち、面積割当・調整奨励補助金・買入数量制限の3つである。過去20年間にもわたる米生産調整政策の調整効果及び調整実績といったものは、この3つの政策手段の各々の効果が複雑にからみあつた複合効果としてあらわれたものである。

本章では、こうした生産調整政策の政策手段の中から、その対象として休耕奨励補助金に焦点をあて、生産者の現実的・短期的反応をもとに構築した基本的モデルを用いて理論的にその経済効果を分析することを課題としている。すなわち、短期的な供給反応に焦点をあてるために、土地の優劣をモデルの基本概念にすえ、奨励補助金のもたらす供給曲線への影響を考察し、これをもとに社会的（国民経済的）な観点からみた損得および政策実施の大きな目的の1つである財政負担に及ぼす影響を厚生経済学的視点から分析を行なうという方法をとっている。さらにまた、奨励金制度の運用に関して、3つの場合を考え、生産調整の安定性や財政負担の大きさに関して、それぞれ比較・評価を行なっている。

まず第2節では、以下で実施する理論分析の基礎となるモデルの基本的フレームワーク、つまり前提となる諸仮定を明らかにしモデルの特質を明確にする。

第3節では、本分析の基本概念となる「限界粗収益曲線」というものを提示し、これをもとに農企業の主体均衡条件を示し、その経済的意味づけについて考察を行なう。

第4節では、この農企業の主体均衡をもとに、図形表示と数式の展開とを併用しながら、奨励金が農産物供給曲線に及ぼす影響を検討しその特質を明らかにする。

第5節では、前節で導出した供給曲線の変化を用いて、生産調整による各関係経済主体及びそのトータルである国民経済的な損得の変化を分析し、その経済的に意味するところを明確にする。

第6節では、政府の財政負担に分析の焦点をあて、最適な奨励金レベルの決定を通じて、政府行動と国民経済的な利益との関係について検討を加える。

第7節では、奨励金の運用方法にメスをいれ、これまでの固定額を支給する

方法に加えて、現実一步近づけた反収にスライドする奨励金というものを考え、さらにその運用についても2つの異なった方法を検討する。そしてこの3者を相互にその経済効果の違いを中心に比較・評価を行ない、そして第8節で本章をしめくくる。

## 第2節 モデルの基本的枠組

まず、肥沃度の異なる耕地に対して単位面積当り一定額の休耕奨励金が政府から支出される基本的モデルの場合について、その枠組・特質から見てゆくことにしよう。理論分析のために、次の12の仮定を設けた。

《仮定1》 農企業によって生産が営なまれている。つまり、生産は利潤極大化原理に基づいて行なわれる。また、簡単化のため、農企業の数 $n$ は1とし、巨大農企業であるとする。

《仮定2》 生産されている農産物はただ一種 $(X)$ である。

《仮定3》 農産物 $(X)$ の生産関数は、生産要素間に代替関係の存在しないレオンティエフタイプの固定係数型生産関数である。

《仮定4》 生産要素は、土地 $(B)$ とこれに結びつけられる諸生産要素の費用合計である土地利用費との2つである。そうすると、仮定3から、単位土地面積当りの土地利用費は一定 $(q)$ となる。

《仮定5》 農産物 $(X)$ の生産者価格 $(P_x)$ は、政府による保証価格 $(\bar{P}_x)$ として与えられている。そして、他に市場が存在せず、生産された農産物は、全量その価格 $(\bar{P}_x)$ で政府に販売せねばならない。

《仮定6》 存在している土地には、地力の差や肥沃度の違いが存在する。だから、合理的な生産者は、肥沃度の低い土地から順に休耕地に振り向けていく。

《仮定7》 土地は自作地で、土地用役市場は存在しない。また、農企業の所

有土地面積は一定 ( $\bar{B}$ ) である。

《仮定8》 休耕に関して、政府や団体による強制や行政指導は存在しない。  
つまり、休耕の意志決定は生産者の自発的・利潤追求的なものによる。

《仮定9》 休耕面積に対して、単位面積当り一定額の休耕奨励金  $\delta$  が政府から生産者に支給される。

《仮定10》 農産物 (X) の社会的需要曲線は、 $D(P_x)$  で与えられている。

《仮定11》 消費者価格は、生産者価格 ( $\bar{P}_x$ ) と等しく、逆ザヤは存在しない。

《仮定12》 政府の財政負担 (赤字) は、農産物 (X) の買入金額と販売金額との差額分と、休耕奨励金として支出される補助金総額との2つだけからなっている。管理コスト等は考慮せず、また農産物 (X) が実質的に貿易品でなく過剰の処分価格はゼロである。

以上12の仮定によりこのモデルは構成されているが、その中でモデルの基本的な軸となる仮定は、仮定3と仮定6とである。

これらは、世界各国での各種作付制限計画の経験から得た、

a) 土地の投入制限に対して、生産者が土地と他の生産要素との投入比率を変化させ、単位面積当りの労働 (or 肥料等) の投入を増やし、生産の減少が作付面積の減少の程度よりも小さくなるという問題。

b) 肥沃度が低く生産力の小さい限界地 (or 劣等地) を放棄し、その土地を休耕にふり向けるために、生産の減少が予想するほどには十分でない可能性があるという問題。

という以上の2つの問題を考慮に入れ検討の後、モデル化したものである。

現実のわが国のパッケージ化した技術をもつ稲作農業においては、休耕に対する短期の生産者の反応を考察する場合には、b)の問題の方がより現実的な意味があると思われる。そこで、b)の問題の影響だけを分離して考察するために、前記のようなモデル (特に仮定3と仮定6) を構築したわけである。

周知の通りレオンティエフ型生産関数の場合、限界生産力は一定値をとり通

減しない。つまり、この生産関数を土地と土地利用費という2要素の場合に適用しても土地の優劣を仮定しない等質な土地の場合には、限界価値生産力も一定値をとりa)の問題を除去して考えることができるのである。

### 第3節 限界粗収益曲線とこれに基づく農企業の主体均衡

仮定6で示した休耕行動を具体的に分析に用いるための1つの概念が、「限界粗収益曲線」である。

この「限界粗収益曲線」とは、肥沃度の高い土地から順に土地を並べて、1単位の土地から得られる粗収益の変化を曲線にしたものである。この曲線を実際に図の形で表現したものが図5-1のa)とb)である。a)の方は離散型で、b)の方は連続型で示している。この曲線にそって、農企業は休耕面積の大きさの意志決定を行なうと考えるのである。

「限界粗収益曲線」を  $y = f(B)$  と一般型で表現すると、当該農企業の利潤  $G$  は、

$$G = \int_0^B f(B) dB - qB + \delta(\bar{B} - B)$$

の形で表現することができる。

ここで、 $B$  をパラメーターとして利潤  $G$  を極大とする条件を求めると以下のようになる。

主体均衡条件は、 $(dG/dB) = 0$  から  $f(B) = q + \delta$  を満足することであり、一方安定条件は、均衡点のまわりで、 $(d^2G/dB^2) < 0$  つまり  $f'(B) < 0$  を満足することである。

この農企業の主体均衡を先の図5-1で見ると、限界粗収益曲線と「 $q + \delta$ 」とが交差する点で均衡し、休耕面積は  $B - B_0$  となることを意味している。そして、受取奨励金総額は 面積 $\times$ 利率、土地粗収益 (=生産額) は 面積 $\times$ 価格、一方土地利用費総額は 面積 $\times$ 利率であり、農企業の得る利潤 (or 利得) は 面

図5-1 限界粗収益曲線と農企業の主体均衡

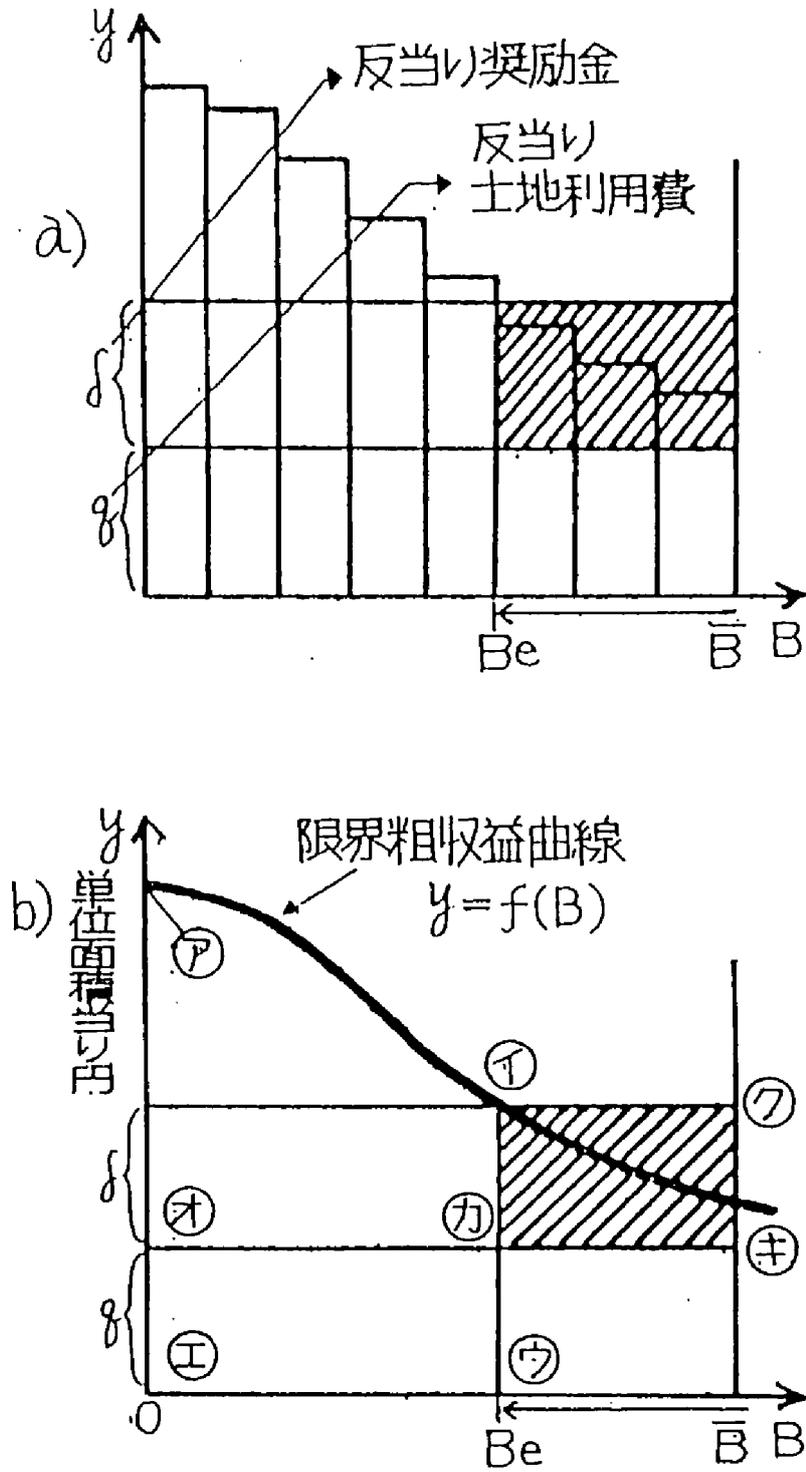
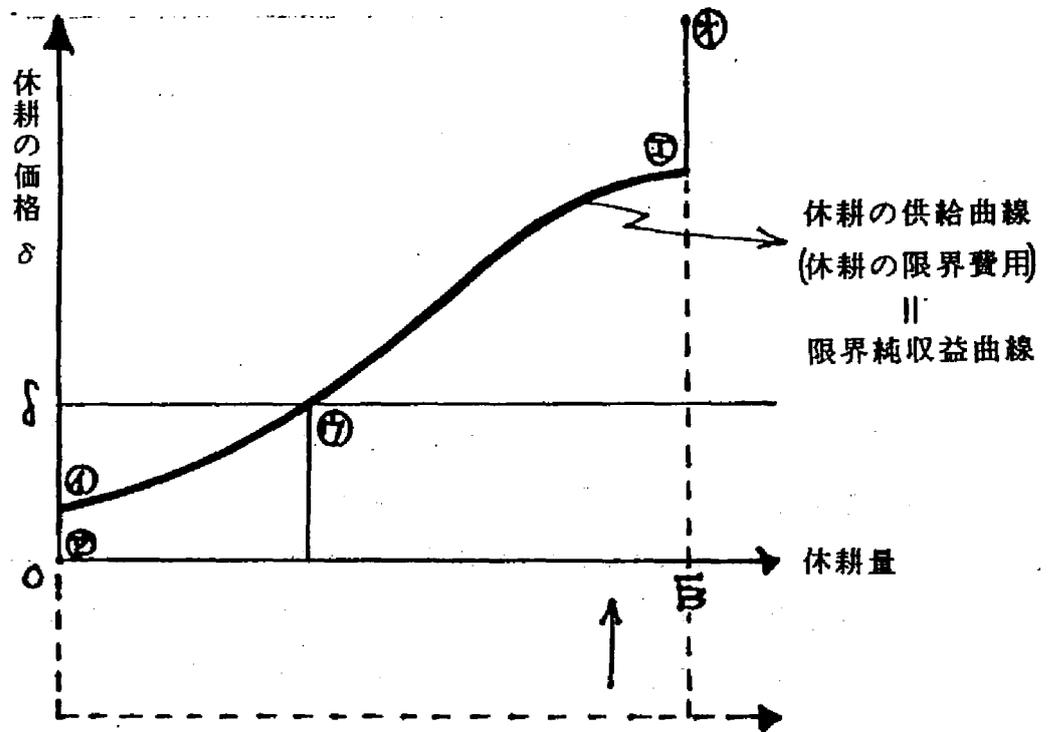


図5-2 休耕財の供給曲線



積 $\bar{Y}$ で表現される。

また、この図の表現は、土地のならべ方を逆にして、つまり肥沃度の低い土地から順にならべると考えることも可能である。「限界粗収益曲線」を反対に肥沃度の低い方からならべ、さらに、横軸を単位面積当り土地利用費  $q$  の大きさだけ上方に平行移動させた一種の限界純収益曲線といったものを考えるのである。これを示したのが図5-2である。この図は、結局のところ、横軸に休耕量、縦軸にいわば休耕の価格をとった休耕の限界費用曲線すなわち供給曲線を示しているのであり、またそれぞれ一単位の土地の純収益が、休耕を供給する供給価格なのである。つまり、この「休耕という財」を社会あるいは政府に供給する際の供給曲線（ $\bar{Y}$ ）と、単位面積当りの奨励金という休耕に対してつく需要価格（ $\delta$ ）との交点で休耕量が決定されることを意味しているのである。

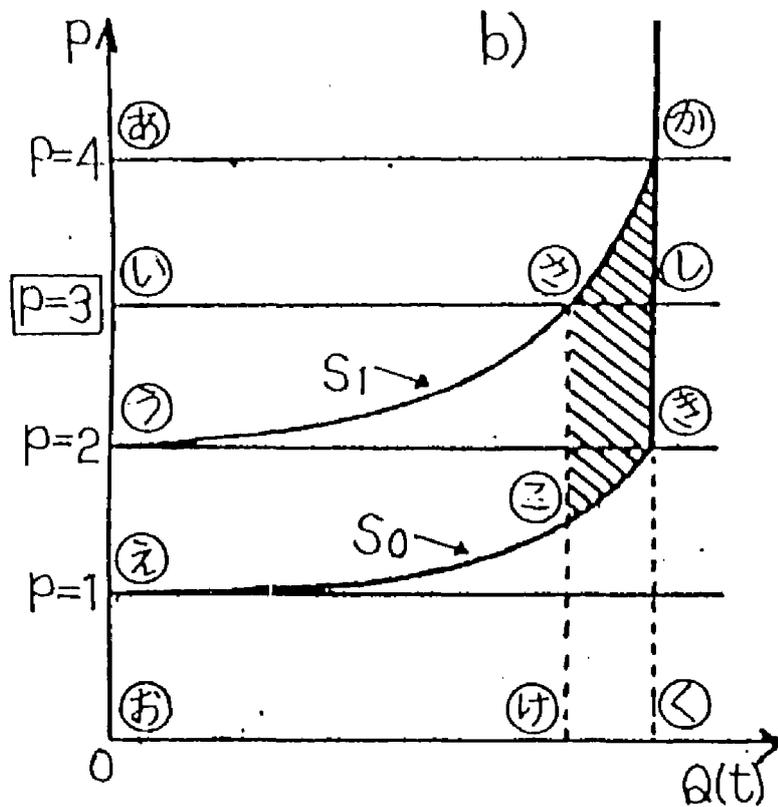
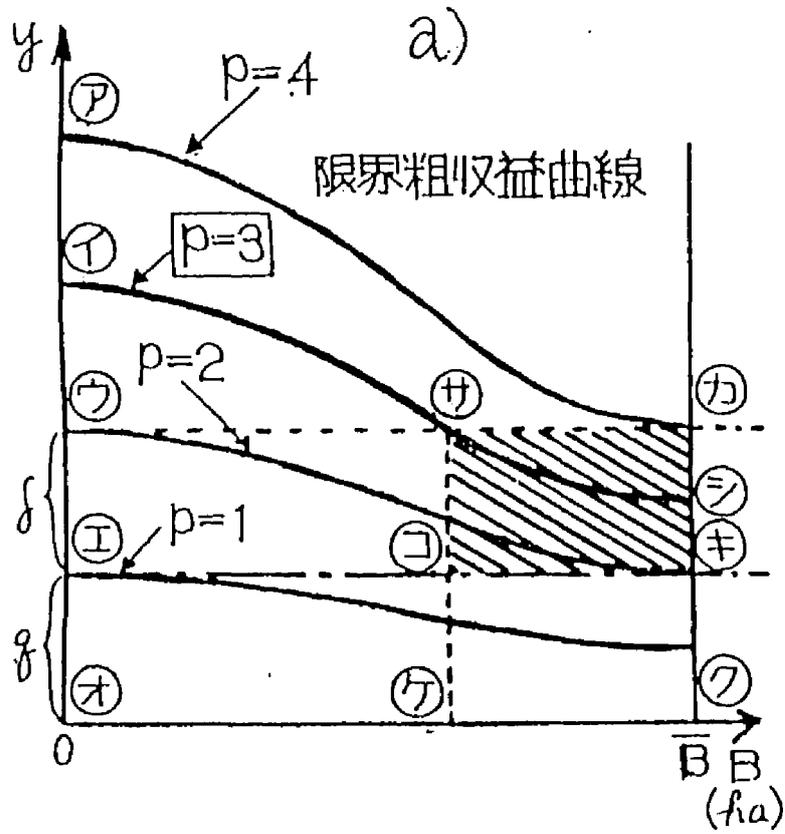
#### 第4節 供給曲線に及ぼす影響

次に、この限界粗収益曲線とこれに基づく農企業の主体均衡をもとに、奨励金の供給曲線に及ぼす影響をみることにする。この右下がりの限界粗収益曲線の概念を用いて、供給曲線に及ぼす影響をみたのが図5-3である。

限界粗収益曲線は、肥沃度の違いによる「限界生産力曲線」に価格を乗じたものであるから、限界粗収益曲線は価格の変化に対応して上下に同率にシフトする。

a)図に示す通り、価格を徐々に上昇させていくと、 $P=1$ の水準に達してはじめて土地を少しだけ耕作しはじめる。そして、価格の上昇につれ、耕作面積が拡大し生産量も増大する。この過程は、 $P=2$ になるまでつづくが、 $P=2$ になると所有面積 $\bar{B}$ の壁にぶつかり、土地を完全に利用しつくして、もうこれ以上生産を拡大できないようになる。そのため、 $P=2$ からどのように価格をあげても、もはや生産量は変わらない。この価格上昇による生産量の変化を示したのがb)図の $S_0$ である。

図5-3 限界粗収益曲線から供給曲線の導出



つまり、a)図での価格変化による均衡点の移動に対応して、b)図で供給曲線及び限界費用曲線として $S_0$ が描ける。別の見方をすれば、肥沃度の高い土地は、単位面積当りの生産量が多く、そのため、一定量当りのコストは小さくなる。このコストを肥沃度の高い土地から順にならべたものが、b)図に示した右上がりの供給曲線 $S_0$ なのである。

一方、この状態に単位面積当り $\delta$  ( $=q$ )の休耕奨励金を出せばどのようなであろうか。この場合には、生産の開始は価格が $P=2$ の水準に達する時である。そして価格の上昇につれて耕作面積も拡大し、 $P=3$ の水準をこえ、 $P=4$ の水準になってやっと所有面積 $\bar{B}$ の壁にぶつかる。この $P=4$ よりさらに価格が上昇した場合には、もう耕地を拡大できず生産量には変化がない。この違い、つまり休耕奨励金を出した場合の供給曲線を示したのが、b)図の $S_1$ である。これは結局、奨励金を出すことによるa)図での均衡点の変化が、b)図における供給曲線の $S_0$ から $S_1$ への上方シフトを生み出したことを意味する。そして、この $S_0$ から $S_1$ へのシフトが、上方への同率シフトであることは、本節の後半部で詳しくは示す点であるが視覚的には明らかなことであろう。

次に、両図の対応関係を検討しておくことにする。a)b)両図ともに面積は金額を示し、a)図のかたかな記号、b)図のひらがな記号のそれぞれ同一記号（例えば、かたかなの $\bar{B}$ とひらがなの $\bar{B}$ ）で囲まれた面積は、それぞれ対応して等しく描いてある。

つまり、例えば $P=4$ の場合に、土地利用費が $q$ であれば、生産コストは、a)図では $q$ と $O\bar{B}$ とでできる四角形 $q\bar{B}$ であり、b)図では $S_0$ より下の面積 $q\bar{B}$ で示すことができる。また、土地利用費が $q+\delta$ であると考え、生産のコストは、a)図では $q+\delta$ と $O\bar{B}$ とでできる四角形 $(q+\delta)\bar{B}$ であり、b)図は $S_1$ より下の面積 $(q+\delta)\bar{B}$ で示すことができる。であるから、a)図の $\delta$ と $O\bar{B}$ とでできる四角形 $\delta\bar{B}$ は、b)図の $S_0$ と $S_1$ とに囲まれた面積 $\delta\bar{B}$ と一致する。

ところで、この四角形 $\delta\bar{B}$ は、生産者が作付けをしなければもらう権利のある補助金の額である。だから、もし少しでも生産を行なえば、その生産（つ

まり作付け)に相当する金額だけ生産者はもらえなくなるから、この面積は一種の機会費用であるといえる。

つまり、生産者は作付面積の大きさの意志決定を行なう前に、前年度の作付実績に相当する 四角形  $abcd$  (=  $ab \times cd$ ) の大きさの補助金を実際には潜在的に手に入れていると考えられるのである。このすでに手に入っている金額を作付けによって失うということは、結局、この失った金額分だけの費用が作付けに必要であるということの意味しているのである。

例えば、ここでこの農産物の価格が  $P = 3$  で与えられたとすると、当該農企業は、所有している土地 ( $\bar{B}$ ) のうち、a)図で示すと、 $ac$  だけ作付けし、 $cd$  の土地については休耕という意志決定を行なう。そして、この  $ac$  という作付けによって、b)図において  $ab$  という量だけの生産を行なう。この場合、粗生産額は 面積  $ab \times cd$  (=  $ab \times cd$ ) で示され、生産の直接のコストは 面積  $cd \times ef$  (=  $cd \times ef$ ) であり、受けとれる奨励金の総額は 面積  $cd \times gh$  (=  $cd \times gh$ ) である。そして、先に述べた作付けの機会費用は 面積  $cd \times ij$  (=  $cd \times ij$ ) で表現することができるのである。

以上図形表示という形で具体的に供給曲線への影響とその特質を検討してきたわけだが、最後に簡単な数式を用いて再確認しておこう。

基礎となる「肥沃度の違いによる限界生産力曲線」を単純化して線形の形で  $x = m - nB$  とすると、「限界粗収益曲線」は  $y = P_x m - P_x n B$  と表わすことができる。そうすると供給曲線  $S_0$  は、以下のように求められる。主体均衡の条件  $q = P_x m - P_x n B$  から、土地の均衡投入量  $B^*$  が

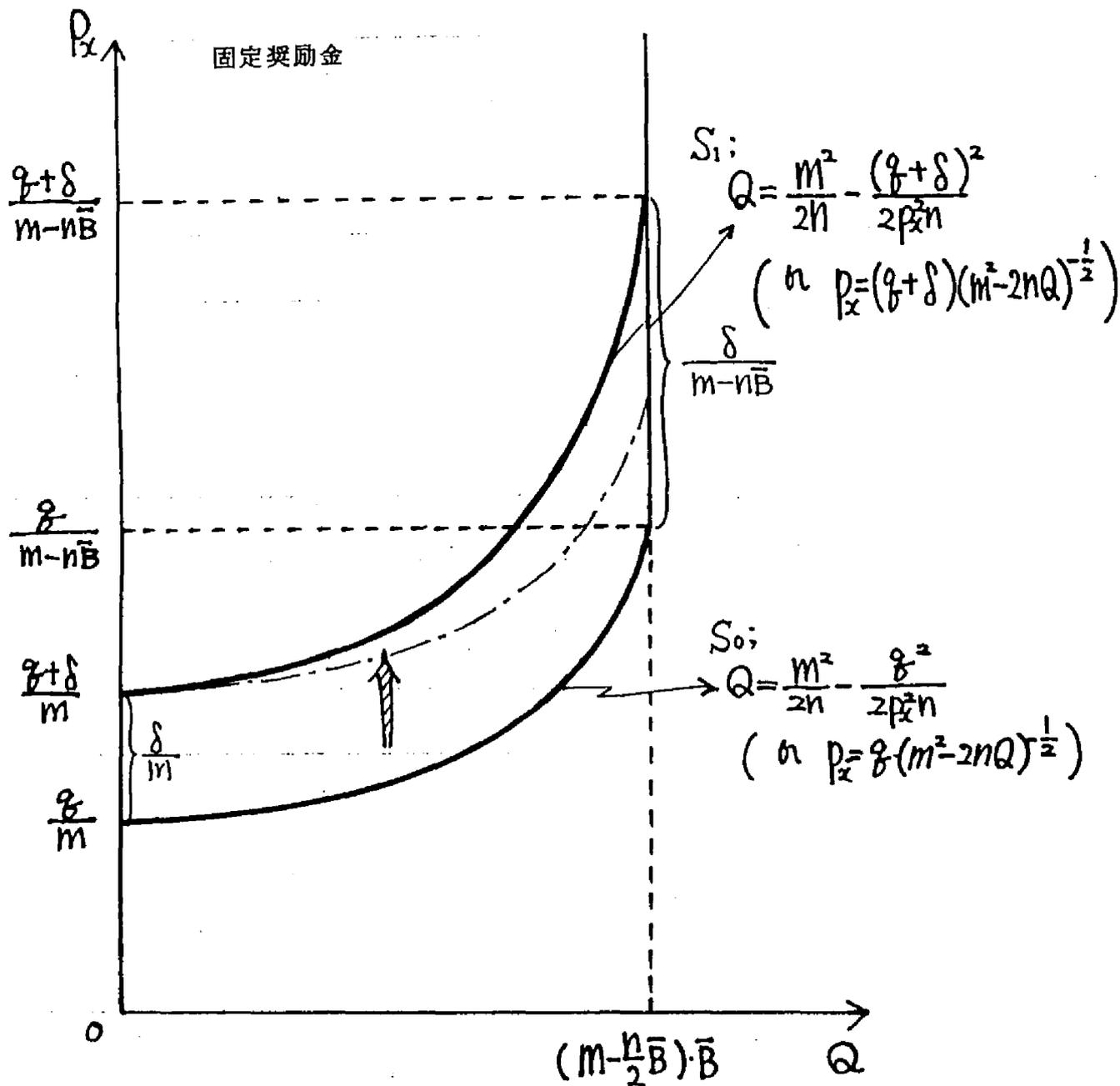
$$B = \frac{P_x m - q}{P_x n} \quad \text{と求められる。}$$

そしてこれを作付地の平均粗生産曲線  $x = m - (n/2)B$  に代入することによって、供給曲線  $S_0$  (同様に  $S_1$ ) の式が求められるのである。

導出された供給曲線は、それぞれ以下の通りである。

$$S_0: Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{q^2}{2P_x^2 n}$$

図5-4 固定額奨励金による農産物供給曲線のシフト



$$S_1; Q = \frac{m^2 (q + \delta)^2}{2n - 2P_x^2 n}$$

そしてこの $S_0$ と $S_1$ との関係を図示したものが、図5-4である。数式と図形のどちらからも先に述べた通り、 $S_1$ は $S_0$ を一定率( $\delta/q$ )だけ上方にシフトさせたものであることが確認できる。つまり休耕奨励金 $\delta$ には、供給曲線を $\delta/q$ という定率上方シフトさせる効果をもっているのである。

### 第5節 食糧の自給自足を基準とした社会的純損失 (Net Social Cost)

さて本節は、前節で導出した供給曲線(or限界費用曲線)を用い、休耕奨励金を支給して生産調整を行なう場合に、国民経済的な損失、つまり社会的純損失(Net Social Cost; 以下 NSC と略する)がどのように変化するかを検討することを目的としている。

その際、本来のNSCをみるには自由貿易による国際価格を基準にとらなければならないが、ここでは、表現を簡単にするため、仮定12に示したように処分価格をゼロとして国内需給均衡を基準としたNSCを用いることにする。

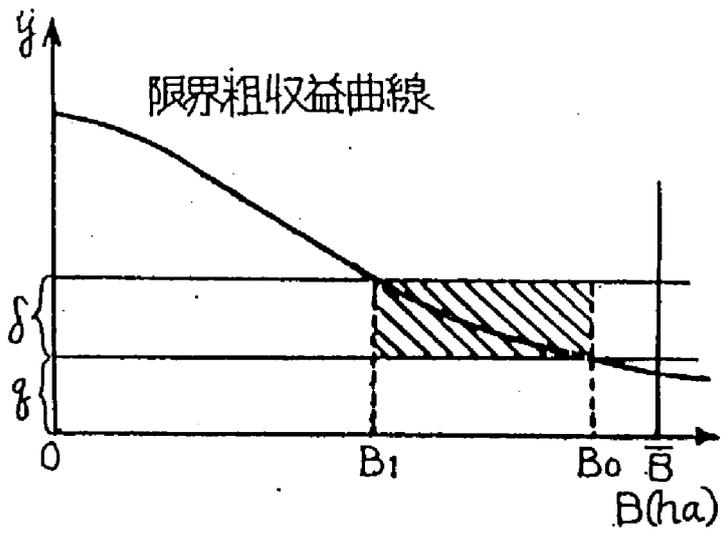
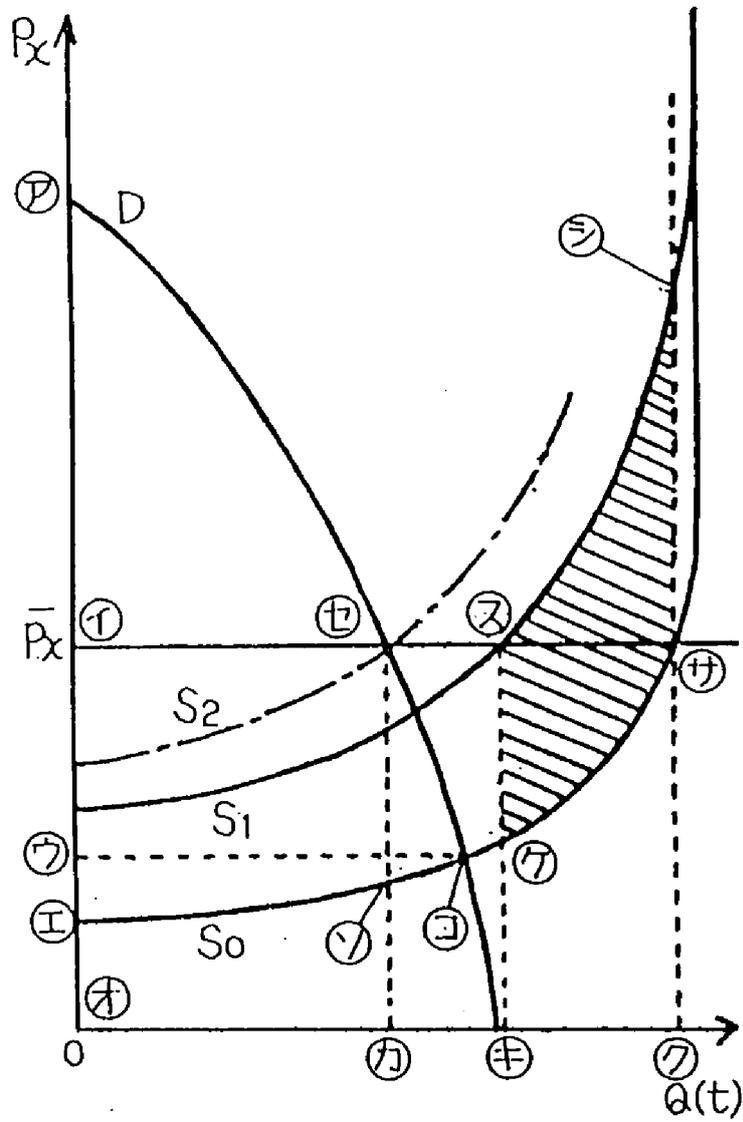
以下、図5-5に基づいて考えていくことにする。

まずはじめに、政府による保証価格 $\bar{P}_x$ の設定(価格支持政策)により過剰を政府がかかえた状態のNSCを考える。

この場合の均衡点は、生産者に関しては $S_0$ と $\bar{P}_x$ との交点 $\bar{Q}$ であり、消費者に関しては $D$ と $\bar{P}_x$ との交点 $\bar{Q}$ である。つまり、 $\bar{Q} = \bar{Q}$ だけの過剰が発生し、それを政府が管理している状態である。過剰在庫の管理費用を考慮の外におくものと仮定すると、この状態は国内需給均衡( $\bar{Q}$ で均衡)を基準としてNSCを測ることができる。対象となる経済主体は、生産者・消費者・政府(納税者)の3者である。

生産者余剰は、三角形 $\bar{Q}S_0P_x$ から三角形 $\bar{Q}S_1P_x$ へ変化し、台形 $\bar{Q}S_0S_1P_x$ の面積だけ増加する。消費者余剰は、三角形 $\bar{Q}DP_x$ から三角形 $\bar{Q}D'P_x$ へ変化し、台形 $\bar{Q}DD'P_x$

図5-5 社会的純損失の変化



の面積だけ減少している。だから、生産者と消費者との余剰合計は、三角形 $\triangle abc$ の面積だけ増大している。一方、国内需給均衡の場合にはマーケットメカニズムにゆだねられていたから政府の財政負担は存在しなかったが、過剰を管理するようになると貯蔵コストを無視しても、政府すなわち一般納税者の負担額として四角形 $abcd$ の面積が発生するようになる。

以上の余剰分析から、市場参加者の余剰合計は三角形 $\triangle abc$ の面積だけ増大するが、政府（一般納税者）は四角形 $abcd$ の面積に相当する額を負担しなければならないことがわかる。つまり、社会全体（国民経済全体）では、 $\{（四角形 $abcd$ ） - （三角形 $\triangle abc$ ） = （ $cdca$ の面積）\}$ だけの純損失（NSC）が発生しているのである。

次に、この状態に対して、図5-5で示すと $Q_1$ だけの生産調整（ $S_0 \rightarrow S_1$ ）を行なうために休耕奨励金を単位面積当り $\delta$ だけ出したとしよう。

奨励金を出すことで、供給曲線は $S_0$ から $S_1$ にシフトし、生産者の均衡点は $e$ から $e'$ に移動して $Q_1$ だけの減産が実現されるのである。

この場合、奨励金を出すことによる需要曲線への影響は全くなく、消費者に関する均衡点 $d$ は動かず変化しないから、消費者余剰にも変化はない。一方、生産者の方は生産を減らしたことにより、生産者余剰は、三角形 $\triangle abc$ から台形 $abce'$ へ三角形 $\triangle abc'$ の面積だけ減少する。しかし、生産者は奨励金という形で四角形 $cdce'$ に相当する金額だけ受け取るので、全体としてみると、生産者は三角形 $\triangle abc'$ の面積だけの利潤（or利得）が増大することになる。

これに対して、政府の財政負担は、奨励金支出の形では四角形 $cdce'$ の面積分だけ増えるが、過剰が減少したことから過剰に関する財政負担の方は四角形 $abcd$ から四角形 $abce'$ に、つまり四角形 $cdce'$ の面積に相当する額だけ軽減される。

この財政負担の増分と減分とのどちらの方が大きいかは、生産調整の大きさによって左右され、一概には決定できない。しかし、一般に現実の政府がとる行動は、財政負担を増やす方向に動くことはないと考えられる。この財政負担に関する詳細な考察は次節にゆずることにするが、一応ここでは、 $\{（四角形$

△(カキ) - (四角形△カキ) = (台形カキ) - (三角形△カキ) } だけ財政負担が減少することにしておく。

以上の余剰分析から、各経済主体の余剰・負担を集計して、国民経済全体を市場均衡状態と比較してみると、社会的純損失(NSC)は、面積△カキの部分で示すことができる。これを先に示した生産調整を実施する前の段階、つまり価格支持政策により膨大な過剰をかかえた状態の場合のNSC(=面積△カキ)と比較することによって、ネットの国民経済への生産調整政策の影響があきらかとなる。

NSCは、前段階と比較すると、台形カキの面積だけ減少しているのは直ちにわかる。つまり、休耕奨励金 $\delta$ を出すという形でなされる生産調整政策は、膨大となっていたNSCを台形カキの面積だけ減少させ、この観点からみれば、社会の構成状態は若干なりとも改善されているといえる。

また、別の見方をすれば、この面積部分(NSCの減少部分)は、生産縮小による生産コストの減少分を表わしている。だから、供給曲線の上方あるいは左方シフトの仕方にNSCの変化は依存せず全く影響されない。ただ調整量の大きさともとの供給曲線( $S_0$ )のスロープとにのみ依存する。つまり、奨励金制度の運用方法や奨励金の配分方法を変化させても、同一の生産調整を行なう際のNSCの変化は全く同一なのである。

なお、三角形△カキの部分は、ネットの政府から生産者へのトランスファーとみなすべきものである点は詳細の必要もなからう。

厚生状態は政策により改善されはしたが、この奨励金レベル $\delta$ の場合、まだ面積△カキで示されるNSCが存在している。では、過剰がなくなるまで生産調整(カキ)を行なった場合はどうなるのか。最終的にDと $S_2$ とで需給均衡させる場合に、なお残っているNSCは三角形△カキの部分である。これ以上、NSCを減らすことは、奨励金という手段を用いて生産調整を行なう政策では不可能である。しかも現実には、過剰が完全になくなるまで生産調整を行なうことは、政府の財政負担を逆に増大させるおそれもあり、そこまで政府がこの方法で調整を進めることはないと考えられる。

## 第6節 財政負担に関して最適な奨励金レベルの決定

前節においては、奨励金を出して生産調整を行なう場合に財政負担が減少するかどうかは一概には決められないと述べた。しかし、実際に政府がとるであろう行動としては、財政負担を増やす方向に動くことはないであろうとも述べた。本節では分析の焦点をこの財政負担の問題にあてることにする。

一般に、どういう状況下で、政府が生産調整政策をとりはじめるのであろうか。次のように考えることができるだろう。つまり、過剰が膨大となり、そのため財政負担に耐えられなくなり、他の農業政策費等にも予算がとりづらくなるという危機的な財政圧力から奨励金を出して生産制限・削減を行なうというのが普通のプロセスであろう。とすれば、過剰を減らす目的で奨励金を出す場合に、財政負担を最小とするような意志決定が政府よってなされると考えることは、決して不合理ではないと考えられる。

そこで、次の仮定を新たに追加して財政負担に関して最適な奨励金レベルを決定することにする。つまり、財政負担を最小にする奨励金のレベル決定のための条件が求めれば、その時には必ず財政負担が減少するといえるのである。

《仮定13》 政府は、財政負担を最小にするように行動する。つまり、政府にとってのコスト・ミニマム原理を採用する。そして、政府の動かせる政策手段は奨励金のレベルだけであると考ええる。

この行動仮説をもとに、巨大農企業のもつ限界粗収益曲線を図5-6のように  $y = f(B)$  として、この図にそって考察していくことにする。

粗収益 (= 総生産額) は、 $\int_0^B f(B) dB$  で、そして補助金の総額は、

$\delta(\bar{B} - B)$  で示すことができ、政府の極小化すべき財政負担  $H$  は、仮定12から次のように表現することができる。

$$H = \int_0^{\bar{B}} f(B) dB - \bar{P}_x D(\bar{P}_x) + \delta(\bar{B} - B)$$

つまり、買入金額 (= 総生産額) から販売金額を差し引いた残りに奨励金総額を加えたものである。<sup>1)</sup>

ここで、耕作面積  $B$  は奨励金のレベル  $\delta$  に基づき、農企業の主体均衡によって決定される。ゆえに、農企業の主体均衡条件；  $q + \delta = f(B)$  を変形した  $\delta = f(B) - q$  を  $H$  に代入して、

$$H = \int_0^{\bar{B}} f(B) dB - \bar{P}_x D(\bar{P}_x) + \{f(B) - q\}(\bar{B} - B)$$

と書き直すことができる。

$H$  極小化の必要条件は、  $(dH/dB) = 0$  であるから、

$$\begin{aligned} \frac{dH}{dB} &= f(B) + f'(B)(\bar{B} - B) - \{f(B) - q\} \\ &= q + f'(B)(\bar{B} - B) \end{aligned}$$

から、  $q = -f'(B)(\bar{B} - B)$  が必要条件として求められる。

また、十分条件は均衡点の近傍で  $(d^2H/dB^2) > 0$  を満たすことであるから、

$$\frac{d^2H}{dB^2} = f''(B)(\bar{B} - B) - f'(B) > 0$$

より、  $f''(B) > \frac{f'(B)}{\bar{B} - B}$  を満足することが必要となる。

ところで、この  $H$  極小化の必要・十分条件は図形上さらに経済学的にはどういうことを意味しているのだろうか。

必要条件  $q = -f'(B)(\bar{B} - B)$  の左辺は単位面積当りの土地利用費であるが、右辺のうち  $f'(B)$  は限界粗収益曲線の均衡点での接線の傾きを、 $(\bar{B} - B)$  は休耕面積の大きさを示している。だから、先の図5-6でみると、単位面積当りの土地利用費の大きさ  $q$  (綫) と限界粗収益曲線の接線と休耕面積の大きさによってできる 三角形 (綫) の高さ (綫) とが等しくなる時、 $\delta$  は政

図5-6 最適奨励金レベルと農企業の主体均衡図形表示

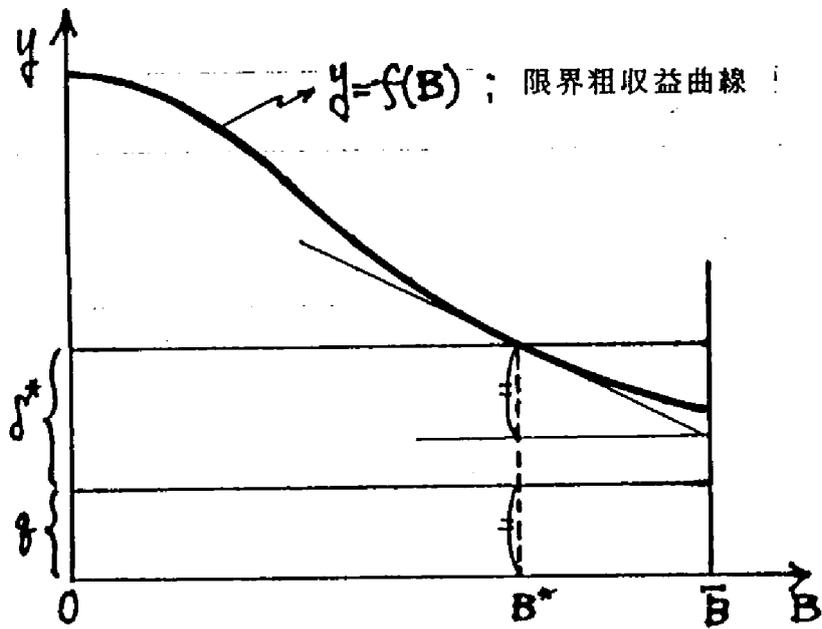
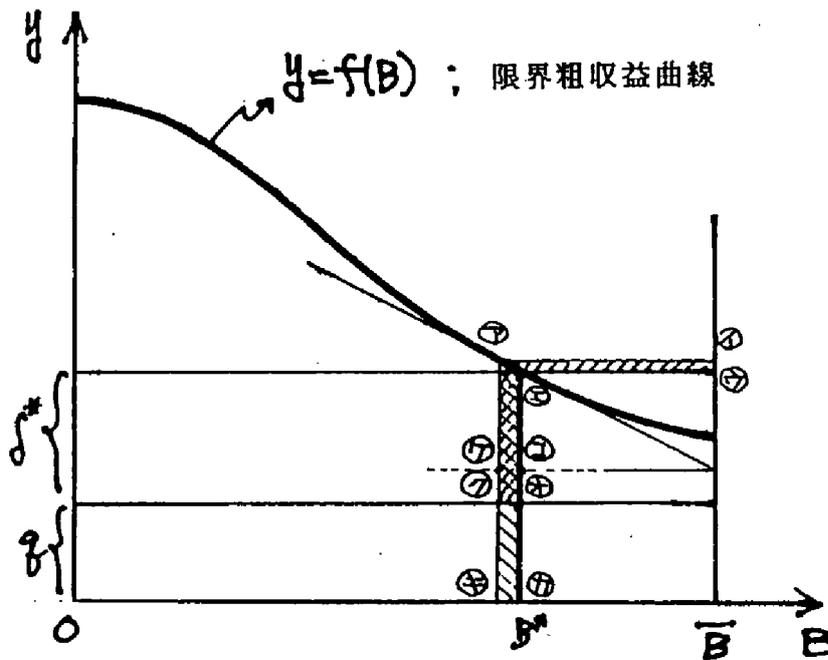


図5-7 最適奨励金レベルの経済的意味



府にとって最適なレベルであることを意味している。

また、 $f'(B)$ は  $(dy/dB)$  であるから、先の条件は、

$$dB \cdot q = -dy(\bar{B} - B)$$

のように書き直すことができ、これをもとに経済学的な意味を示したのが図5-7である。この図は、 $B$ から1単位だけ休耕面積を増やした場合の、財政負担の増分と減分とを具体的に示したものである。財政負担の増分は、 $Y_{10}$ の面積で、そして減分は  $Y_{11}$  の面積で示される。これらの面積には共通部分として  $Y_{12}$  が存在しているので、ネットの負担増は  $Y_{13}$ 、ネットの負担減（この場合コストの減少分に対応）は  $Y_{14}$  となる。ところで、 $dB \cdot q$  は、 $Y_{10}$  の面積と、 $dy(\bar{B} - B)$  は  $Y_{11}$  の面積と対応している。つまり、上記の条件式は、限界的なネットの財政負担の増分が限界的なネットの負担の減分と等しい時、財政負担が極小であることを意味しているのである。<sup>2)</sup>

1単位面積だけ休耕を増やすのに要する奨励金という限界費用 ( $Y_{10}$ ) が、過剰による財政負担が軽減するという限界便益 ( $Y_{11}$ ) とが等しくなる時、あるいは等しくなるようなレベルに奨励金を定めれば、その時が政府（納税者）にとって最適な選択をした時といえるのである。

以上のような最適奨励金レベルの決定条件の検討だけからも、次のようなことが示唆されよう。必ずしも需給を完全に一致させ過剰をなくすまで調整を行なうことが、財政面から見て政府にとってベストな政策ではないという点が明らかとなったということ。そしてこの政策を決定実施する経済主体自身のもつ財政という直接的な利害による最適化と、国民経済全体でみた効率性（資源配分）の最適化との間にはギャップが発生・存在している点への注目が必要であろうということである。

## 第7節 反収にスライドする奨励金と農産物供給曲線

さて、前節までの分析では、仮定9に基づいて、単位面積当り一定額の奨励

金が出される場合について検討を重ねてきた。本節では奨励金支給の運用に関して、土地の生産力（反収）の違いが考慮に入れられこれに一応スライドする形で制度が運用されてきたという事実に基づき、現実的一步近づけた場合について考察を加えることにする。<sup>3)</sup>

そこで、仮定9を次のように変更する。

《仮定9'》 休耕面積に対して支給される単位面積当りの休耕奨励金の額は、一定ではなく、その休耕する土地の単位面積当り収量（反収）に比例するものとする。

ここで、制度の運用の方法の違いからモデルを[ $\alpha$ ]と[ $\beta$ ]との2つに分けて考えていくことにする。そしてここで、[モデル $\alpha$ ]とは、休耕する土地の一筆ごとの反収に比例した金額の奨励金が支給される場合（ $\alpha$ 型奨励金）を、そして[モデル $\beta$ ]とは、休耕する土地全体の平均反収に比例した金額の奨励金が支給される場合（ $\beta$ 型奨励金）をさすことにする。

#### 1. $\alpha$ 型奨励金の場合

まず、休耕地の一筆ごとの反収に比例して奨励金が支給される[モデル $\alpha$ ]の場合から、その主体均衡と供給曲線に与える影響を考察してゆくことにする。

図5-8は、この場合の奨励金の支給と限界粗収益曲線による農企業の主体均衡を示したものである（なおこの図でa)は離散型でb)は連続型で示している）。まず第1象限には右下がりの「限界粗収益曲線」が描かれている。一方、第2象限には、縦軸にそれぞれの土地の粗収益をとり、横軸には単位面積当りの奨励金をとって、原点を出発点とする直線で反収に比例する奨励金直線を表現している。そして、この第2象限には、縦軸上の  $y = q$ （単位面積当り土地利用費）のところ ( $0'$ ) から45度線を引いて、各土地の粗収益に対応して横軸に表われる奨励金のレベル  $\delta$  を第1象限に再導入できるようにしている。<sup>4)</sup>

このプロセスを各土地ごとに行なっていくと、限界粗収益曲線に対して、 $0'$  を原点として第1象限に「限界奨励金収入曲線」とでも呼べる右下がりの曲線

を導出することが可能となる。この曲線は、その土地を1単位ごとに休耕して得られる奨励金収入の軌跡を表わしたものである。

つまり、この「限界奨励金収入曲線」が「限界粗収益曲線」より上方に位置している農地については休耕した方が得になり、逆に下方にある農地については休耕せず作付けした方が得となることを意味しており、両曲線の交差する点がすなわち農企業の主体均衡点である。そして、図5-8において $(\bar{B} - B)$ の量だけ休耕することが農企業の利潤を極大とする行動であり、奨励金総額は図の斜線部分で示すことができる。前節までの一定額の奨励金というのは「限界奨励金収入曲線」がスローブのない横軸に平行な特殊な場合だったのである。

つづいて、この主体均衡に基づいて、 $\alpha$ 型の奨励金が供給曲線に及ぼす影響を検討してみる。

第4節の一定額奨励金の場合に仮定したのと同様に、ここでも単純化のために、「限界粗生産曲線」を  $x = m - nB$  と線形に特定化しておく、と、「限界粗収益曲線」が  $y = P_x m - P_x n B$  となることは明らかであろう。また、奨励金を反収1kg当り  $a$ 円とすると、 $\delta = a x$  そして  $\delta = (a / P_x) y$  となる。

一方、図5-9をみればわかるように、「限界奨励金収入曲線」は、2点  $(0, q + a m)$   $(\bar{B}, q + a(m - n\bar{B}))$  を結ぶ直線  $y = (q + a m) - a n B$  で示すことができる。

「限界粗収益曲線」： $y = P_x m - P_x n B$  と「限界奨励金収入曲線」： $y = (q + a m) - a n B$  とを連立方程式として解けば、土地の均衡投入量が、

$$B = \frac{m}{n} - \frac{q}{(P_x - a)n}$$

で求められる。

この土地の均衡投入量と、作付地の平均粗生産曲線： $x = m - (n / 2) B$  とから生産量  $Q$  が次式のように導出される。

$$S_2; Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{q^2}{2(P_x - a)^2 n}$$

図5-8  $\alpha$ 型奨励金の支給と農企業の主体均衡

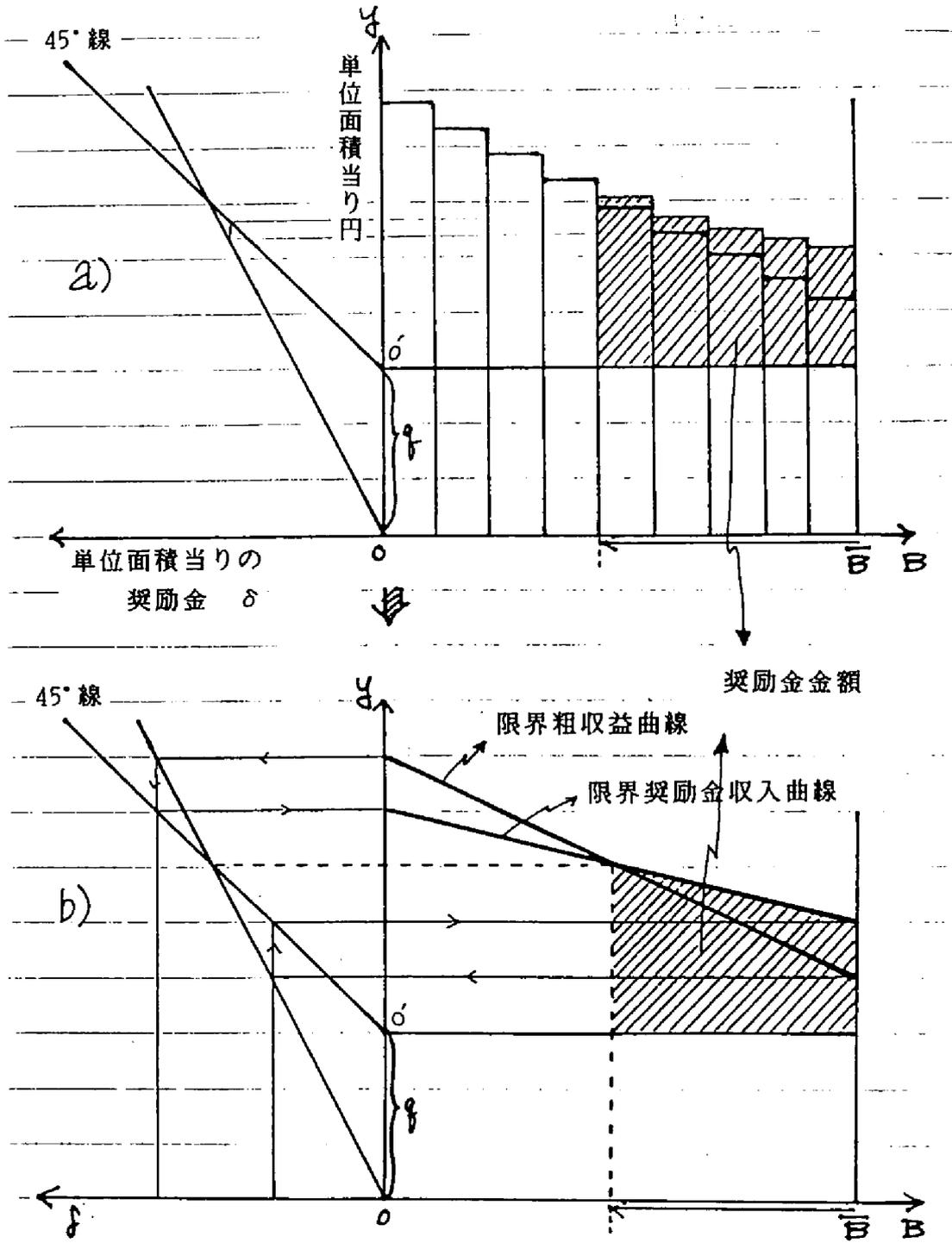


図5-9 農産物供給曲線の導出過程 -  $\alpha$ 型奨励金の場合 -

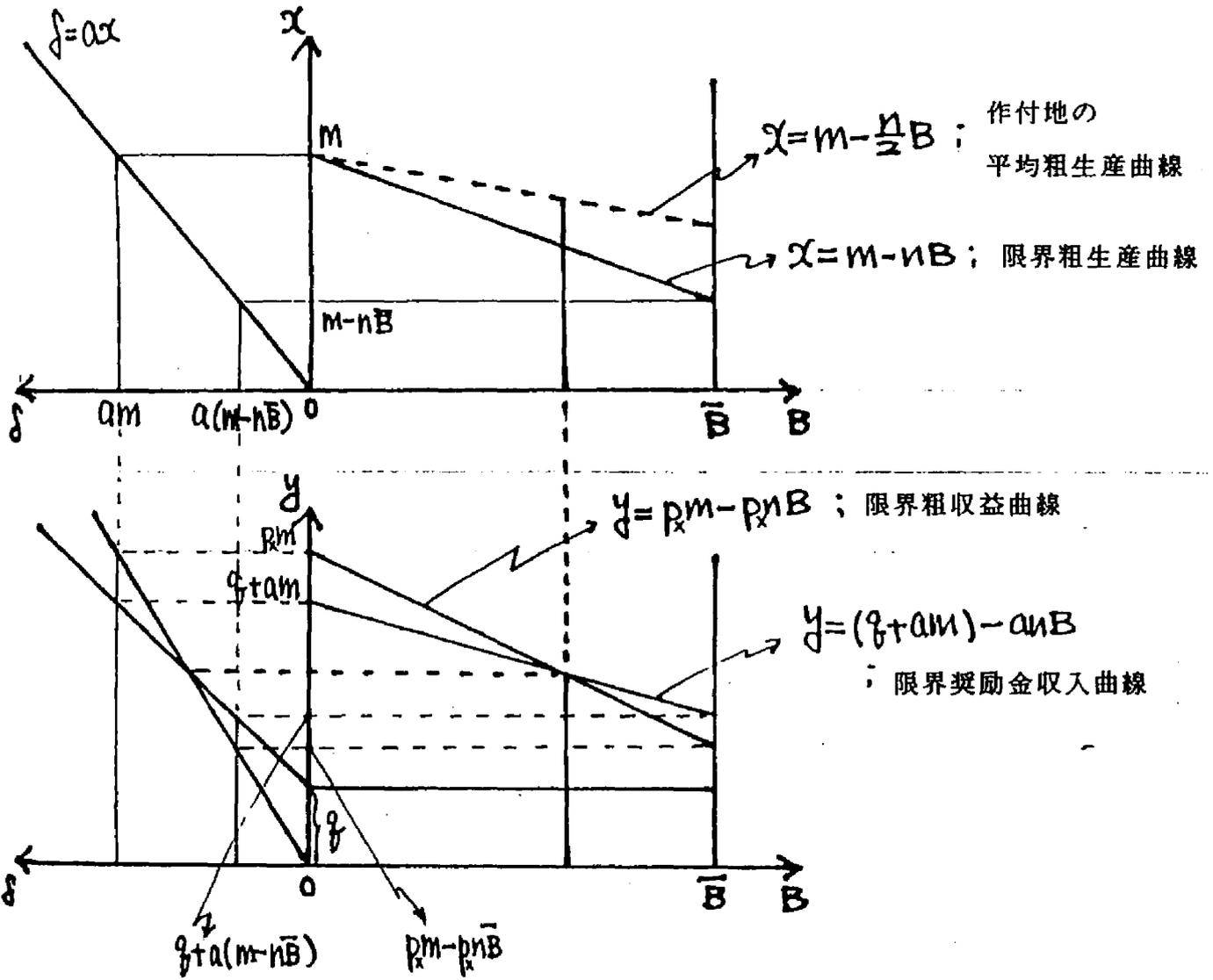
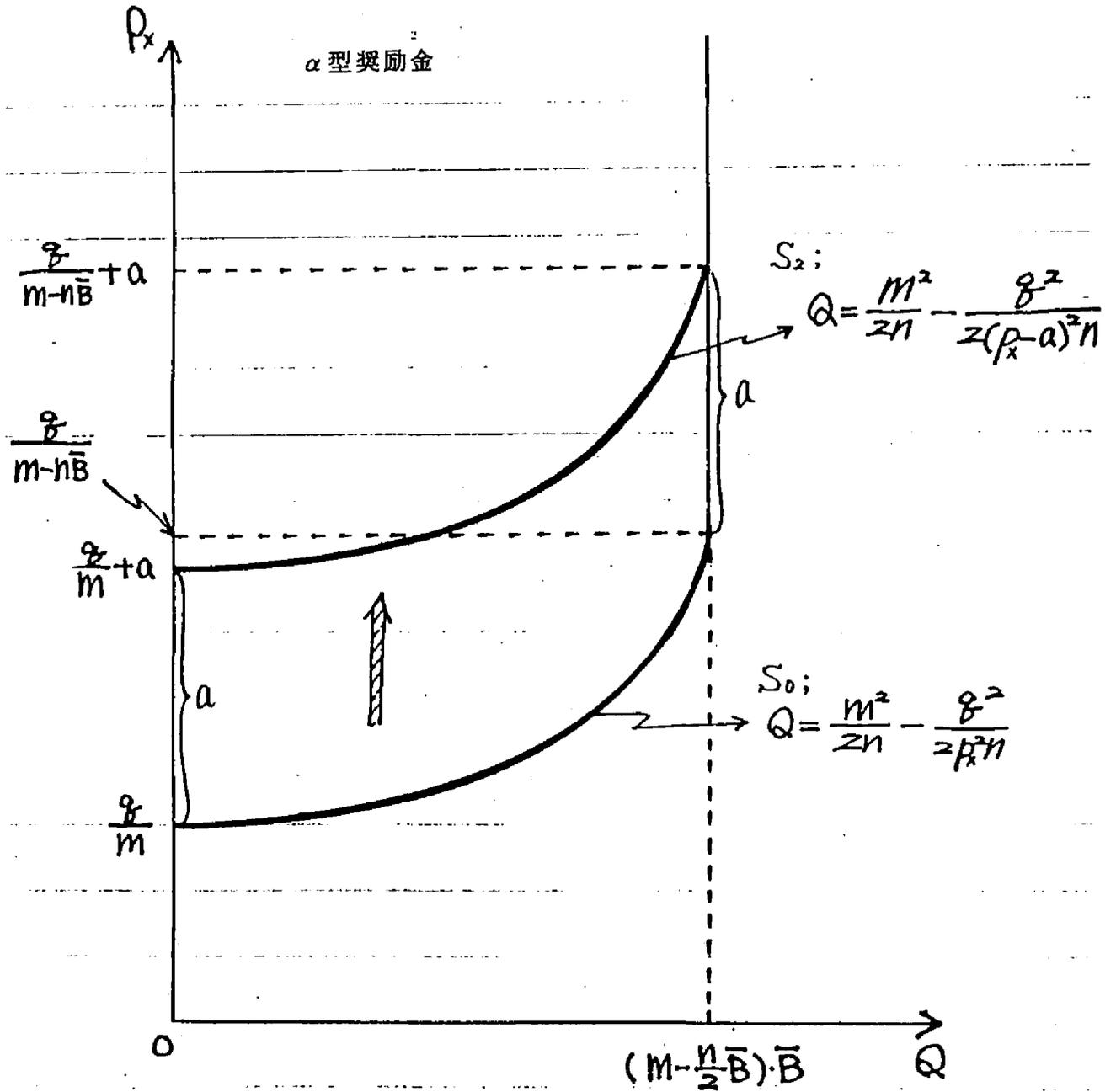


図5-10  $\alpha$ 型奨励金による農産物供給曲線のシフト



これが、休耕奨励金を反収 1 kg 当り a 円として  $\alpha$  型で運用した場合の供給曲線 ( $S_2$ ) の式である。

奨励金を全く出さない時の供給曲線 ( $S_0$ ) が、

$$Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{q^2}{2P_x^2 n} \quad \text{であったから、この両者を比較するため図示した}$$

のが、図5-10である。両者 ( $S_2$  と  $S_0$ ) の関係は、数式からも図形からもわかるように、この  $\alpha$  型の奨励金には、一定額 a だけ上方に供給曲線を押し上げシフトさせる効果をもっている点である。つまり、前節までの一定額奨励金の場合、一定率 ( $\delta/q$ ) だけ上方シフトさせていたのに対して、この  $\alpha$  型の反収スライド奨励金は一定額 a の大きさだけ上方にシフトさせることが大きく異なっているところである。<sup>5)</sup>

## 2. $\beta$ 型奨励金の場合

続いて、休耕する土地全体の平均反収に比例して奨励金が支給される [モデル  $\beta$ ] に目を移すことにする。

この  $\beta$  型の奨励金が先の  $\alpha$  型の奨励金と根本的に違う点は、休耕する土地を集めてその平均的な反収に基づいて奨励金のレベルを決定するところである。そこで「休耕地の平均粗収益曲線」を求めることがまず必要となる。

図5-11に沿って ( $\bar{B} - B_1$ ) だけの休耕をすると仮定してみよう。限界粗収益曲線を右下がりの直線とした場合、この休耕地の平均粗収益は、 $\bar{B}$  点と  $B_1$  点との中点である  $\bar{B}_1$  点の粗収益で表わすことができる。そしてこの粗収益の大きさを  $B_1$  のところに移した  $\bar{B}_1$  点が、 $B_1$  だけ作付けをし休耕を ( $\bar{B} - B_1$ ) とする時の休耕地の平均粗収益の大きさを示す点である。そして、この  $B_1$  を連続的に動かしていった時の  $\bar{B}_1$  点の軌跡が、「休耕地の平均粗収益曲線」である。この場合、結局、 $\bar{B}_1$  点を出発点として限界粗収益曲線の勾配の半分の勾配をもつ直線で示される。

このように「休耕地の平均粗収益曲線」が導出されれば、作付面積の決定に対応して、休耕奨励金のレベルがあきらかとなる。このプロセスを示したのが

図5-11 休耕地の平均粗収益曲線の導出

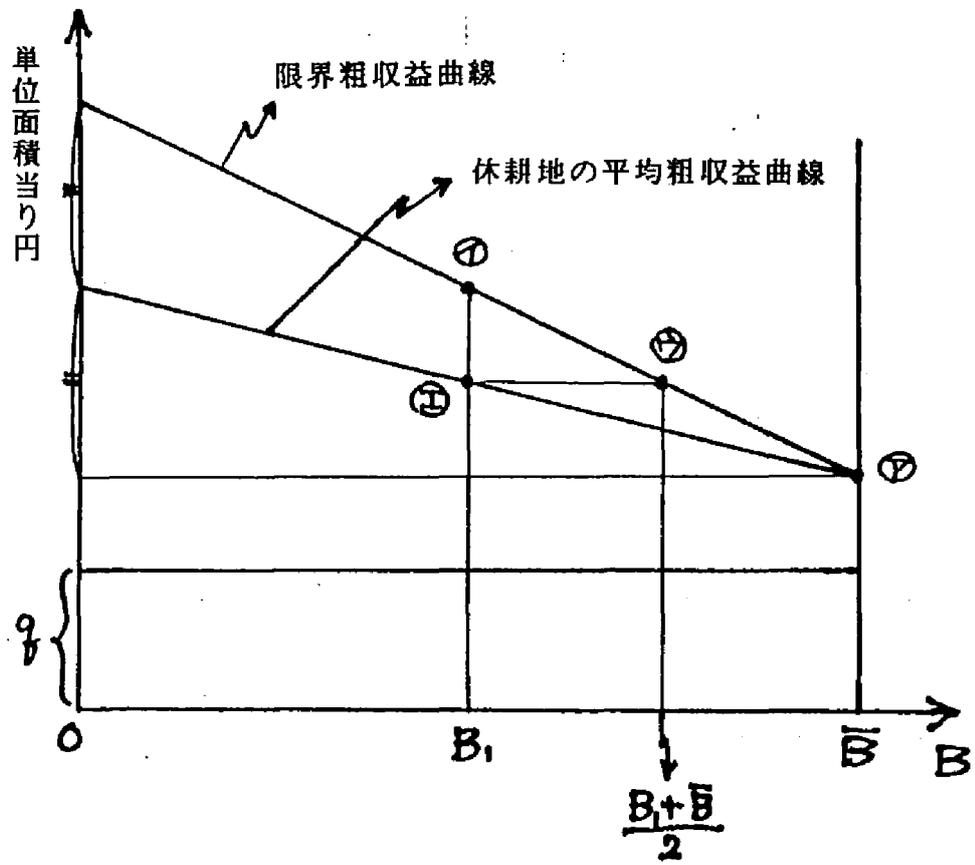


図5-12  $\beta$ 型奨励金の支給と休耕地の平均粗収益曲線

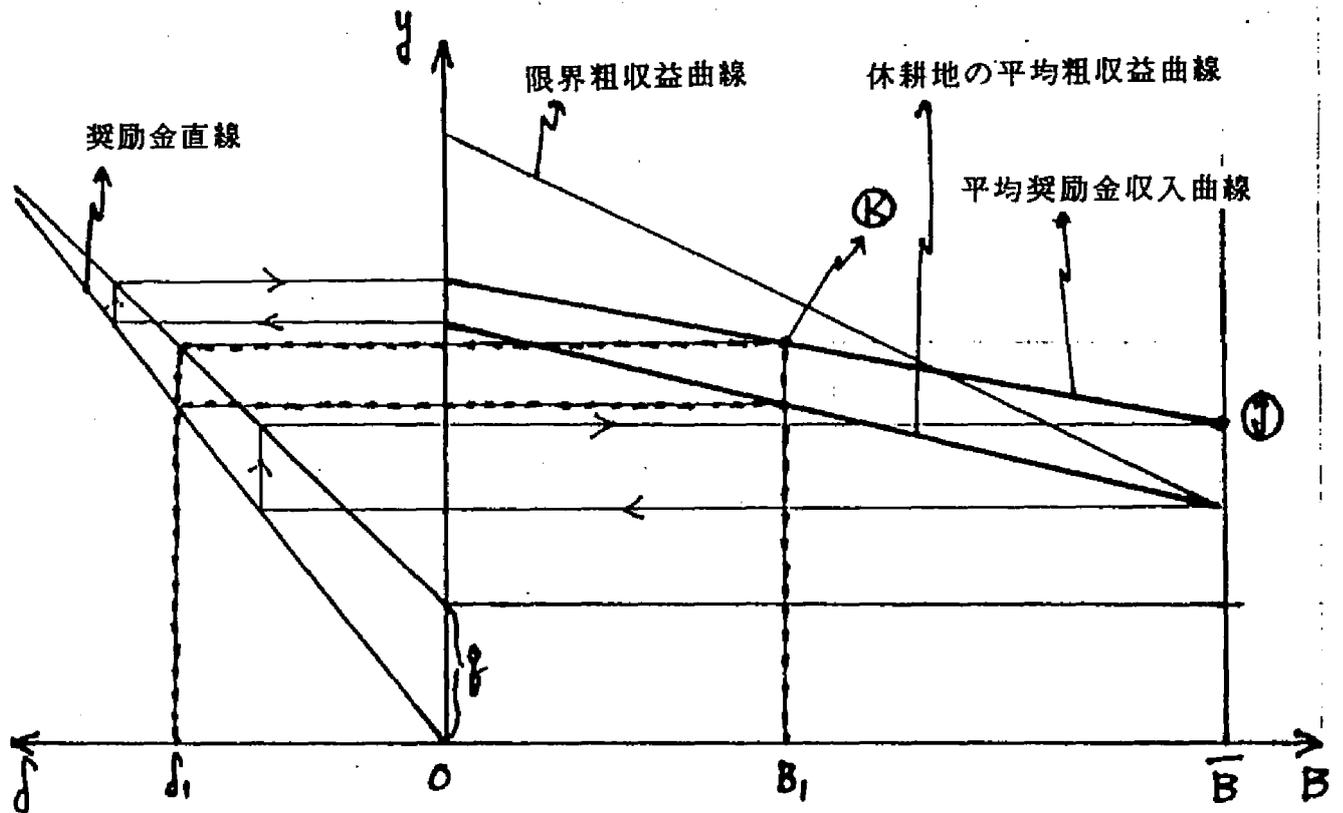


図5-12である。例えば、作付面積が $B_1$ の時、休耕地の平均粗収益は先に導いた曲線により直ちに求められ、これがわかると第2象限の奨励金直線から $\delta_1$ が求められるのである。こうして、作付面積 $B_1$ に対応する奨励金レベル $\delta_1$ の点 $\bar{X}$ がわかるのである。そして、この $B_1$ を連続的に0から $B$ まで動かして得られる $\bar{X}$ 点の軌跡が1つの直線として描くことができる。これは、各作付面積を決定する際に得ることのできる休耕奨励金のレベルを示しているので、「平均奨励金収入曲線」と呼ぶことにする。この命名は、先に $\alpha$ 型の奨励金支出の際、限界粗収益曲線から導出したものを「限界奨励金収入曲線」と名づけたことに対応させたものである。「平均奨励金収入曲線」と「限界奨励金収入曲線」との関係は、 $B$ に関する点 $\bar{X}$ を共有して、「限界」の勾配が「平均」の勾配の2倍となっていることにある。

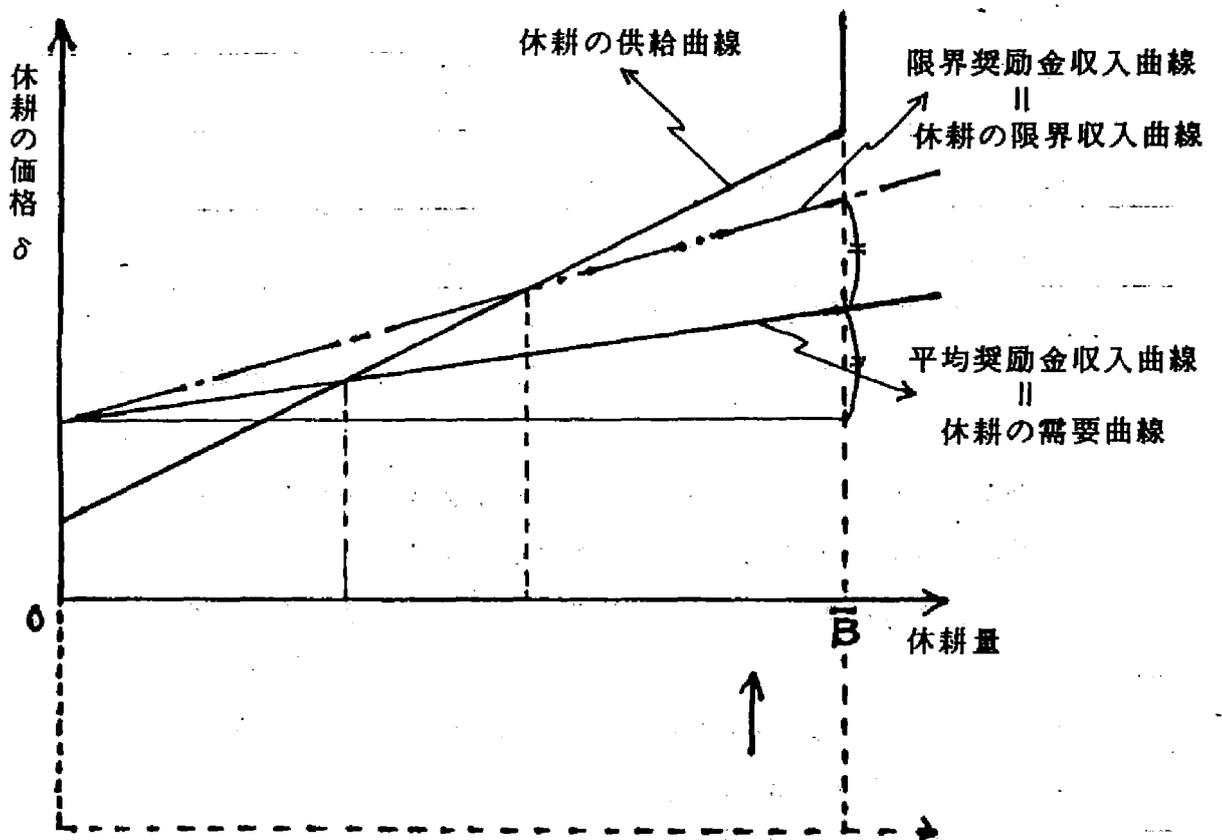
この関係は、第3節の最後に少し触れた「休耕量の需要と供給」という考え方をを用いればよりあきらかとなる。この「休耕量に関する売買市場」という概念で再整理したのが図5-13である。地力の低い方からならべた「限界粗収益曲線」が「休耕の供給曲線」に、「平均奨励金収入曲線」が「休耕の需要曲線」に、そして「限界奨励金収入曲線」は、独占理論でいうところの「休耕の限界収入曲線」に対応していることは改めて詳細の必要もなからう。

だから、生産者がどれだけの休耕量を社会（or政府）に提供するかは、この需要曲線のスケジュールについてどの程度の情報・知識を生産者が持っているかに依存している。

これまで前提としてきた仮定10のように、巨大農企業を仮定していれば、自分の土地のおおよその反収は把握しているだろうし、制度に関する情報の理解度とも関連するが、休耕の需要曲線のスケジュールを不完全ながらも知っている可能性がある。この場合には、供給独占企業と同じように限界収入曲線に基づいて行動し、先の $\alpha$ 型の奨励金の場合と同じ結果となるであろう。

しかし、もし、より現実に接近して、多数の農企業からなる場合を考える場合には問題は少し異なってくる。そこで次のように仮定10を変更する。

図5-13 休耕量に関する売買市場 -  $\beta$ 型奨励金の場合 -



《仮定10'》 農企業の数 $n$ 個で、各々の農企業の所有する土地の面積はすべて同一であり、またすべて同一の生産関数をもっている。しかし、他の各々の農企業の所有している土地の質に関する情報・知識は保有していないものとする。

この新たな仮定に変更しても、 $n$ 個をまとめて考えると先の各曲線にはなんら変更は起こらない。この場合、個々の農企業は、自分の休耕する土地の平均反収については知っているが、他の農企業がどれだけ休耕するかや全体としての平均反収がどの程度になるか等はわからない。つまり、休耕の需要曲線自体が各生産者にはわからないのである。こうした場合には、休耕の市場では需要と供給とによって均衡すると考えられる。そして市場で定まった休耕価格（＝奨励金レベル）を所与として各農企業は行動すると考えられる。

この $n$ 個の農企業を1単位として考えると、もとの限界粗収益曲線の図にもどることができる。 $\beta$ 型の奨励金の場合、限界粗収益曲線と平均奨励金収入曲線とによって作付面積と奨励金レベル及びその総額があきらかとなるのである（図5-14参照）。

つづいて、この $\beta$ 型の奨励金が農産物（ $X$ ）の供給曲線に与える影響を考察することにする。考え方は、先の $\alpha$ 型の奨励金の場合と同様である。異なる点は、限界粗収益曲線と連立させる相手が、平均奨励金収入曲線に置き換えられるだけである。

平均奨励金収入曲線の式は、限界奨励金収入曲線； $y = (q + a m) - a n B$ から導くことができる。つまり、共通点 $\{\bar{B}, q + a(m - n \bar{B})\}$ を通り勾配が $(-a n / 2)$ の直線； $y = (q + a m - a n \bar{B} / 2) - a n B / 2$ が平均奨励金収入曲線の式を示しているのである。

この平均奨励金収入曲線の式と限界粗収益曲線の式とを連立すれば、土地の均衡投入量が、

$$B = \frac{P_x - q - a m + a n \bar{B} / 2}{n(P_x - a / 2)}$$

図5-14  $\beta$ 型奨励金の支給と農企業の主体均衡

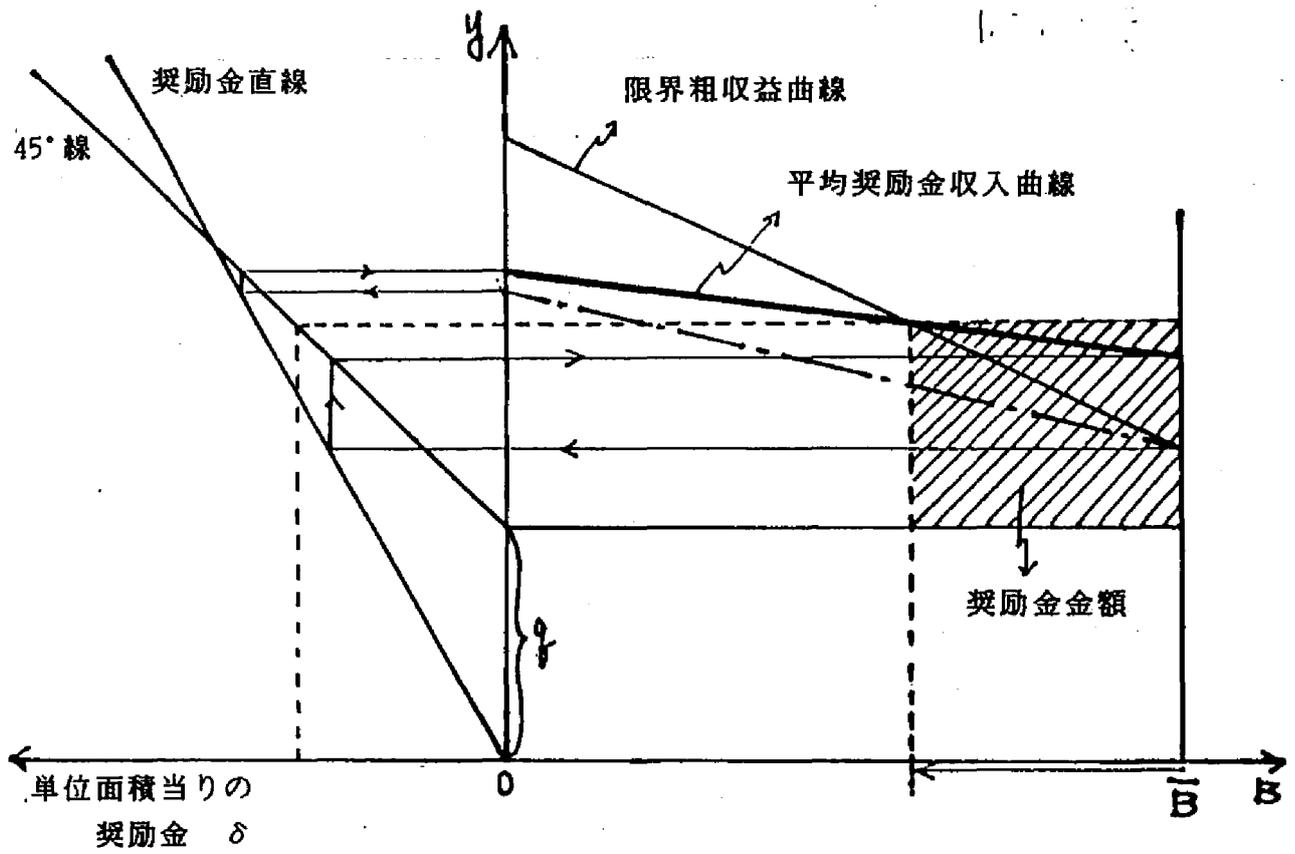


図5-15 農産物供給曲線の導出過程 -  $\beta$ 型奨励金の場合 -

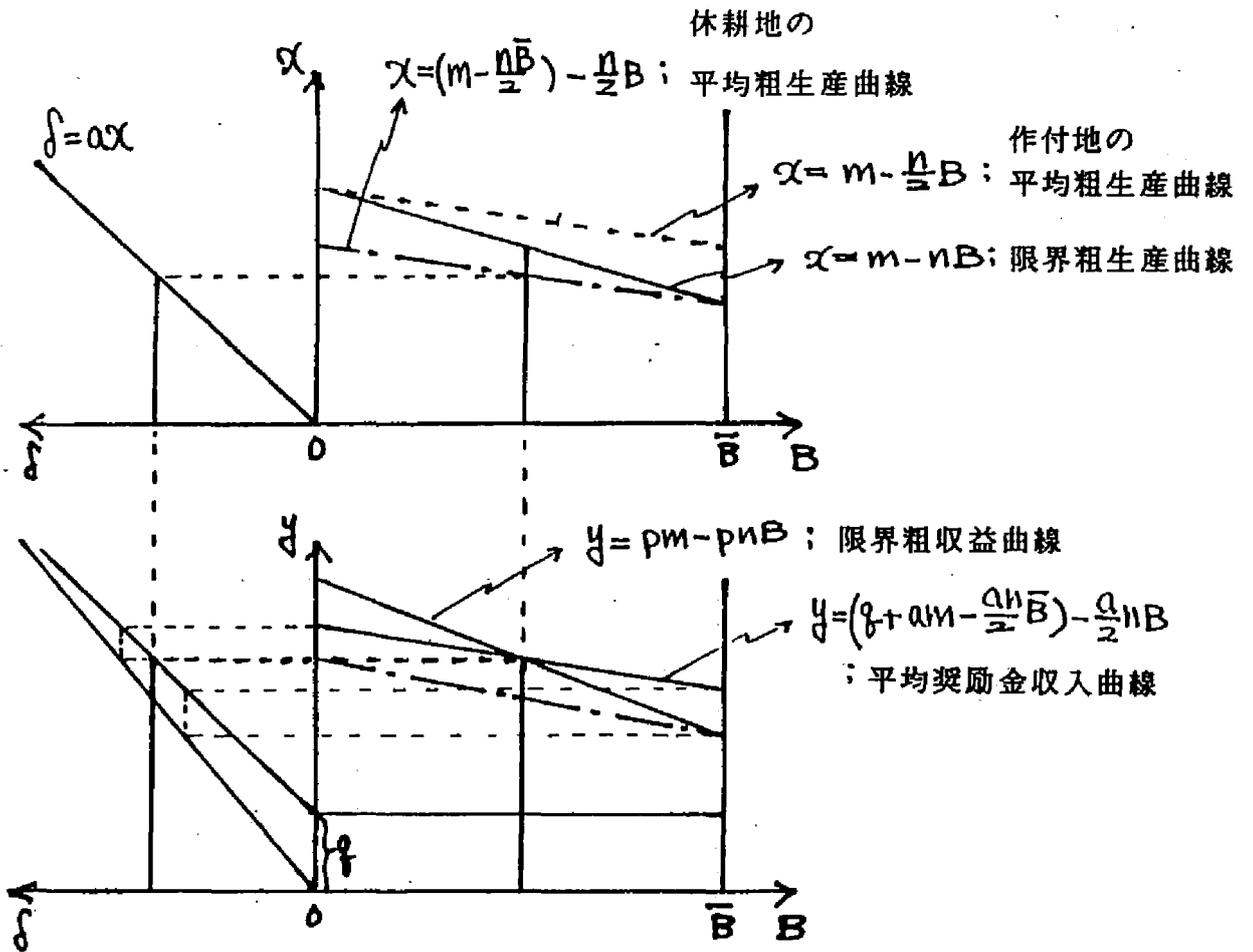
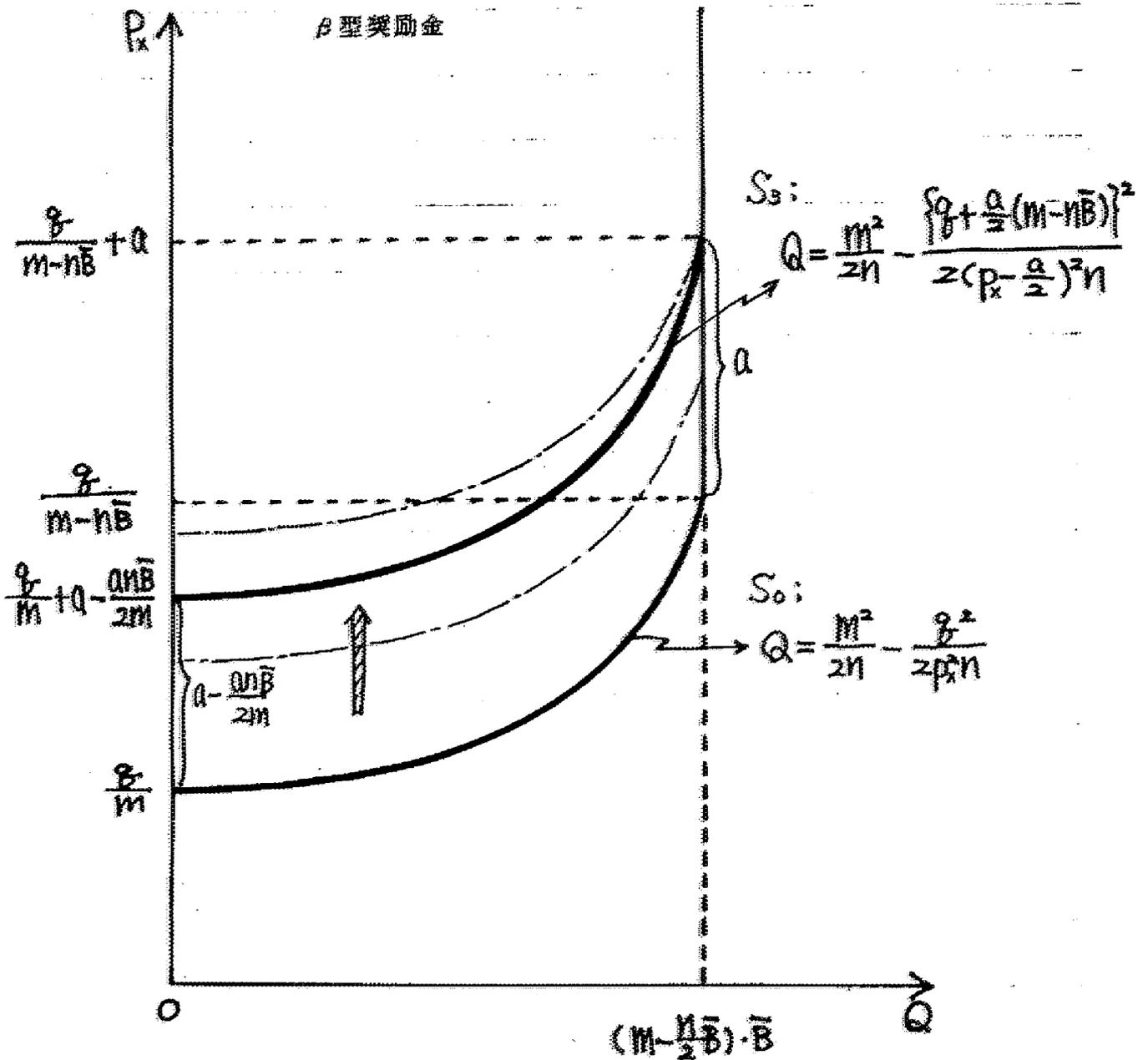


図5-16  $\beta$ 型奨励金による農産物供給曲線のシフト



と求められる。そして、これと作付地の平均粗生産曲線； $x = m - nB/2$ の知識から、 $\beta$ 型の奨励金の場合の供給曲線（ $S_3$ ）が次のように求められる。

$$S_3; Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{\{q + a(m - n\bar{B})/2\}^2}{2n(P_x - a/2)^2}$$

奨励金を出す以前の供給曲線（ $S_0$ ）が、

$$Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{q^2}{2P_x^2 n} \quad \text{であったから、どの程度、どういうルールで上方}$$

シフトしたかをみるために図示したのが、図5-16である。

この図形と数式とから、 $\beta$ 型の奨励金による供給曲線の上方シフト効果は、2つの要素からなっていることがわかる。つまり、もとの供給曲線（ $S_0$ ）からの一定率  $\frac{a(m - n\bar{B})}{2q}$  の上方シフトと一定額  $\frac{a}{2}$  の上方シフトとの合成されたものとしての上方シフト効果をもっているのである。

別の表現を借りれば、固定額奨励金； $\{a(m - n\bar{B})/2\}$ 円と $\alpha$ 型奨励金で $kg$ 当り（ $a/2$ ）円支出するものとをともに並行して出した場合に対応している。

### 3. 固定額奨励金と反収スライド奨励金との比較

休耕奨励金の支給には、3種の異なった方法を考えてきた。単位面積当り一定額を出す固定奨励金、休耕地の一筆ごとの反収にスライドした金額の奨励金（ $\alpha$ 型奨励金）、及び地域の休耕地全体の平均反収によってレベルが決定される奨励金（ $\beta$ 型奨励金）、以上の3つである。

本項では、これらを次の2点に関して比較評価することにする。すなわち、

- ① 価格変化に対する休耕（さらに減産）インセンティブの反応性の強さの比較
  - ② 同一水準の生産調整効果をもつのに必要な財政負担の大きさの比較<sup>6)</sup>
- 以上2つの比較である。

まずはじめに、①の点の比較を考えることにしよう。

価格変化に対する減産効果の反応性の強さをみるには、奨励金によってシフトした供給曲線の価格弾力性を比較しなければならない。

これを検討するためには、ある点を3つの曲線が共有するような状態を表わす図を描いてみることによって、各方法の効果は簡単に比較可能となる。そこで、これまでに用いてきた供給曲線を再度描いてみる。

図5-17に示すように、共有する点を、 $(\frac{n}{2}\bar{B}, \frac{q}{m-n\bar{B}}+a)$

にとるものとする。この点を通る供給曲線は、反収にスライドする奨励金の場合、 $\alpha$ 型でも $\beta$ 型でも、kg当り $a$ 円の奨励金で共通している。この供給曲線の式は、先に導き出した通り、 $\alpha$ 型の $S_2$ も $\beta$ 型の $S_3$ もそれぞれ、

$$S_2; Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{q^2}{2(P_x - a)^2 n}$$

$$S_3; Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{\{q + a(m - n\bar{B})/2\}^2}{2n(P_x - a/2)^2}$$

の形で示すことができる。

一方、固定額の奨励金 $\delta$ の場合、一定率 $\delta/q$ だけ供給曲線が上方にシフトするわけであるから、共有点を通るためには、 $\delta$ の値が $\delta = a(m - n\bar{B})$ でなければならない。つまり、この場合の供給曲線( $S_1$ )の式は、

$$S_1; Q = \frac{m^2}{2n} - \frac{\{q + a(m - n\bar{B})\}^2}{2n P_x^2}$$

で示すことができるのである。

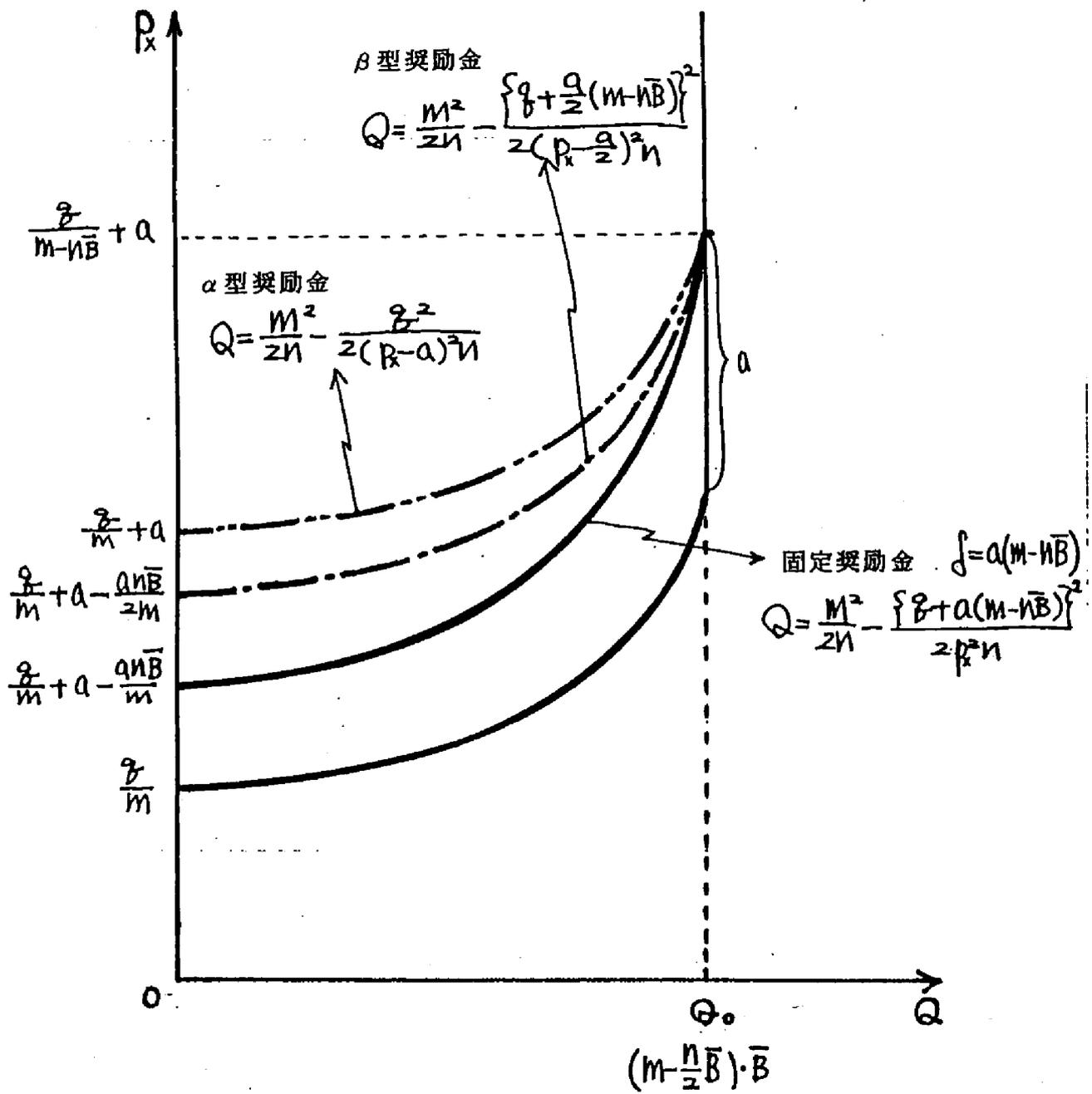
この3つの供給曲線( $S_1, S_2, S_3$ )の関係を図に表わしてみたのが、先の図5-17である。

この図は一見するだけで直ちに、3つの供給曲線の弾力性の大小関係は明らかとなるであろう。

つまり、 $\alpha$ 型の場合が最も弾力的で、次に $\beta$ 型がつづき、固定奨励金の場合が最も供給曲線の立った形態、つまり非弾力的であることがわかるのである。

以上のことから、①の比較結果は次のように評価できる。

図5-17 3制度間の農産物供給曲線のシフト比較



$\alpha$ 型の場合は、供給曲線が最も弾力的になるため、価格変化に対する減産効果の反応性は非常に強い。価格が低下すれば、非常に大きな減産効果を発揮するが、一方逆に価格が上昇した場合、すぐに減産をやめ増産に向かう傾向も強い。大幅な減産は実現可能であるが、その安定性という面からは問題点も考えられるのである。

固定奨励金の場合は、ちょうどこの $\alpha$ 型の場合と逆の関係に位置している。供給曲線がより非弾力的であるから、大幅な減産効果実現には困難が伴うが、目標とした減産の実現後は価格変動（政策価格の変更）に対しては最も安定性があると考えられる。

$\beta$ 型の奨励金の場合は、ちょうどこの両者（固定型と $\alpha$ 型）の中間の性格・特徴を有していると考えればよいであろう。

次に、同一水準の生産調整を実現するのに必要な財政負担の比較、つまり②の点の比較について考えてみよう。

比較を行なう前に、おのおの3つの場合の奨励金総額が、供給曲線を描いた図においてどの部分になるかをまずはつきりさせることから始める。

固定奨励金の場合と $\alpha$ 型の場合とは、前にも述べたように簡単に示すことができる。

固定奨励金は、図5-18のa)にあるように、 $Y_1Y_2$ の面積は $Y_1Y_2$ の面積で示すことができる。 $\alpha$ 型奨励金も、b)図のように、 $Y_1Y_2$ の面積は $Y_1Y_2$ の面積で示すことができる。また、この場合、 $Y_1Y_2$ の面積は $Y_1Y_2$ の面積とも等しいので、奨励金総額を $Y_1Y_2$ の面積で示すことも可能である。

しかしながら、 $\beta$ 型奨励金の場合には、それほど簡単に示すことは困難である。図5-19において、奨励金総額を示す $Y_1Y_2$ の面積は、 $Y_1Y_2$ の面積とは等しくない。むしろ、 $Y_1Y_2$ の面積と等しいのは、平均奨励金収入曲線より下の部分である $Y_1Y_2$ の面積である。

この図において、 $\beta$ 型の場合に導出される供給曲線 $S_1$ というのは、固定奨励金の場合の供給曲線 $S_1^*$ が、奨励金レベルを徐々に変化させていった時に現われる $S_1^*$ の軌跡であると考えられる。

図5-18 固定奨励金と $\alpha$ 型奨励金の奨励金金額の比較

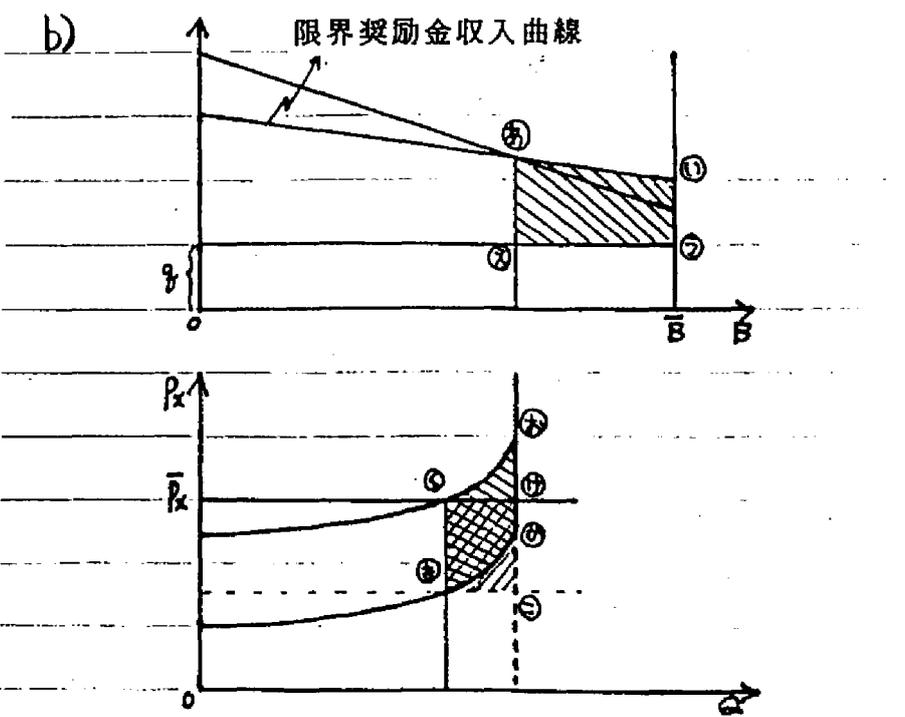
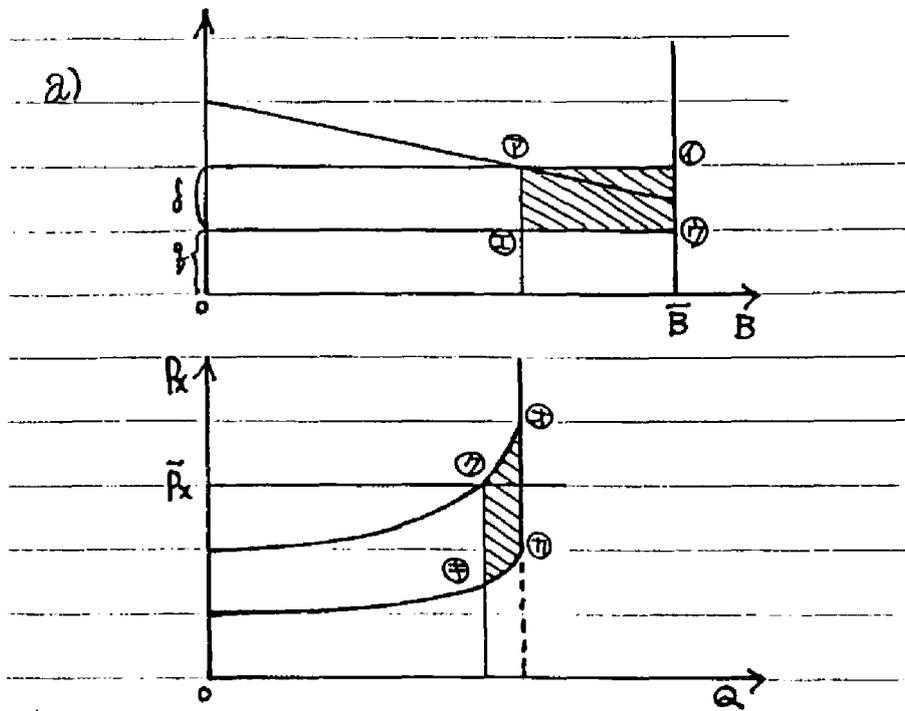


図5-19  $\beta$ 型奨励金の場合の奨励金総額の導出

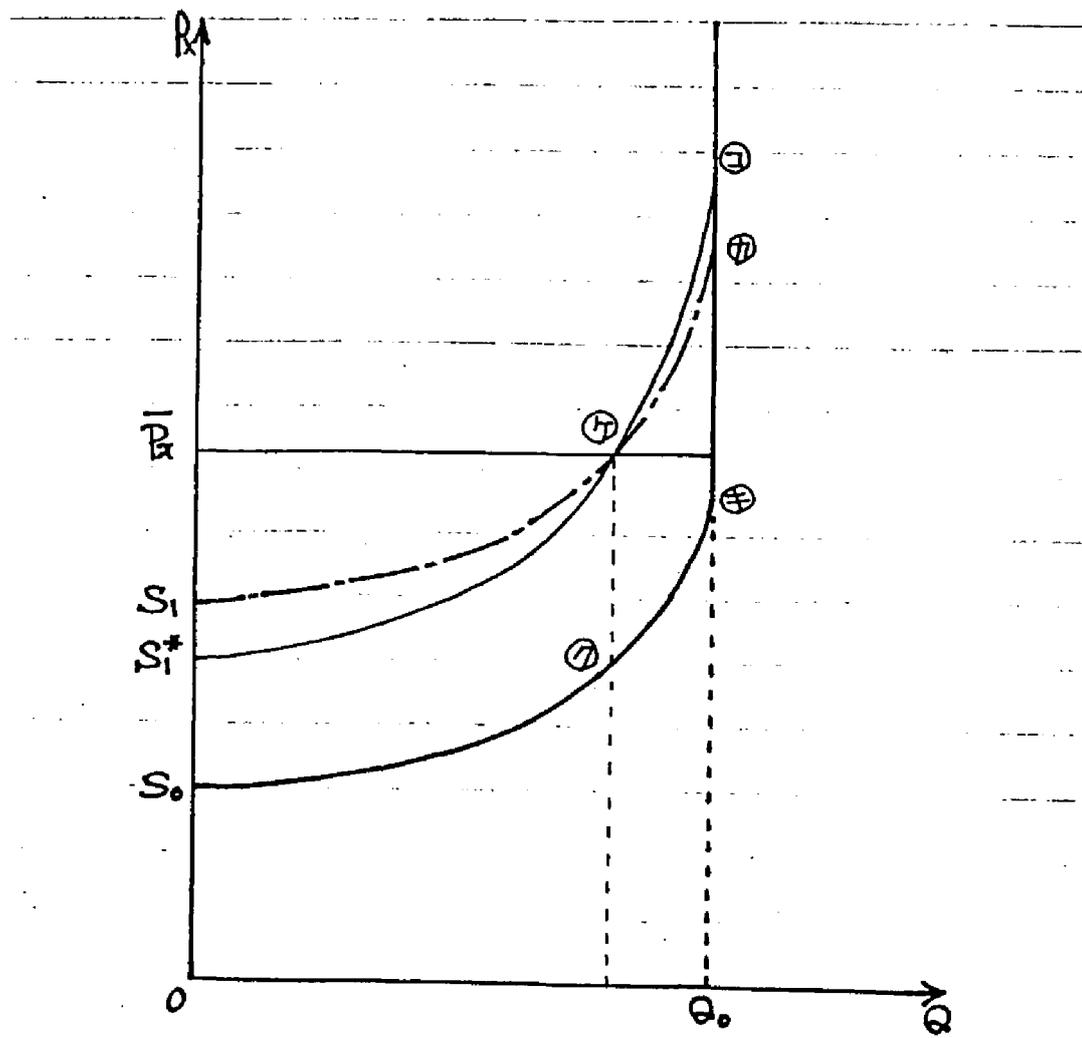
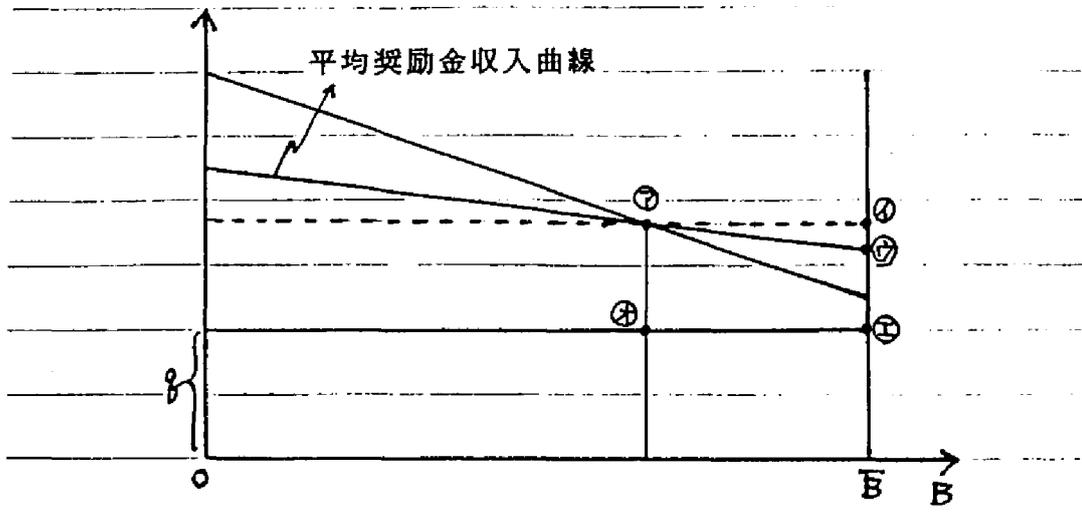
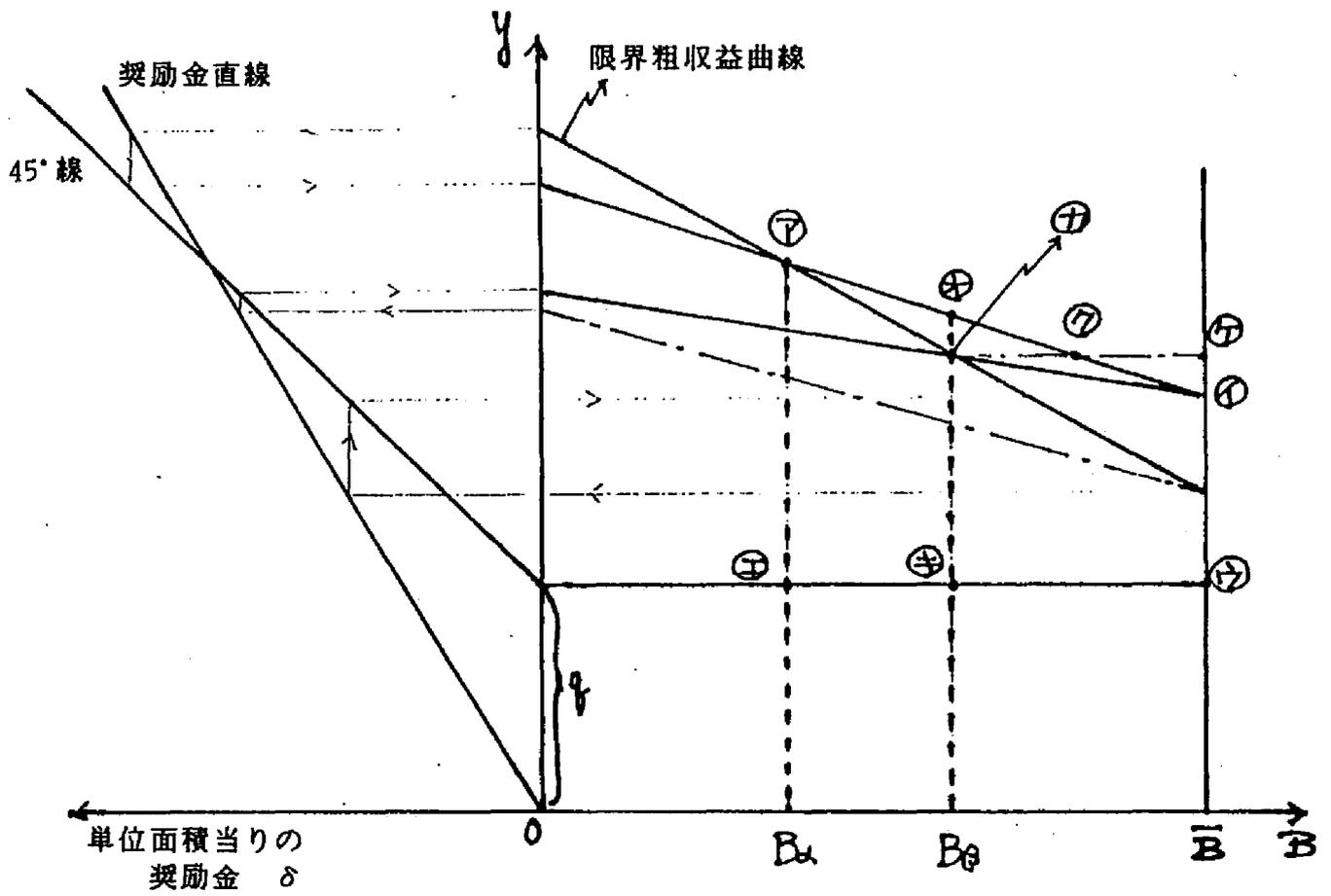


図5-20  $\alpha$ 型と $\beta$ 型の主体均衡の比較



だから、 $\beta$  幅の固定奨励金を出した場合の供給曲線  $S_1^*$  ともとの供給曲線  $S_0$  との間のできる  $YIYI$  の面積が、 $YIYI$  の面積と等しいのである。財政負担に関しては、同一水準の生産調整を行なうのに、固定奨励金と  $\beta$  型奨励金との間に優劣は存在しないのである。

また、 $\beta$  型を  $\alpha$  型との関係からみたのが、図5-20である。これは、kg 当り  $a$  円という同一水準の奨励金を出す場合の農企業の主体均衡を示したものである。

$\alpha$  型の場合、休耕面積  $IK$  ( $=\bar{B} - B_\alpha$ ) で奨励金総額は  $YIYI$  の面積であり、 $\beta$  型の場合、休耕面積  $IK$  ( $=\bar{B} - B_\beta$ ) で奨励金総額は  $YIYI$  の面積である。

限界奨励金収入曲線と平均奨励金収入曲線との勾配等の関係から、 $IK=IK$  と  $IK=IK$  とが示され、 $YIYI$  の面積と  $YIYI$  の面積とが等しいことがあきらかとなる。そしてこの  $YIYI$  の面積は、もともと  $\alpha$  型の場合に  $\bar{B} - B_\alpha$  の大きさの休耕をするのに必要だった奨励金の金額を示しているのである。

このことを供給曲線の図の上でみたものが、図5-21である。つまり、 $\beta$  型奨励金の場合に  $Q_0$  から  $Q_\beta$  まで減産するのに要する補助金費用は、 $\alpha$  型の場合の供給曲線ともとの供給曲線  $S_0$  との間のできる  $YIYI$  の面積で示すことができるのである。またこれは、 $YIYI$  の面積としても表わすことができる。

これで、ようやく  $\beta$  型奨励金の場合の補助金費用を、他の場合と比較容易な形に表現し直すことができたのである。

では、まとめて、3つの制度の財政負担を比較評価しよう。図5-22において  $Q_0$  から  $Q^*$  に減産する場合を考える。

まず、 $\alpha$  型の財政負担は 四角形  $ABCD$  の面積であり、 $\beta$  型の財政負担は 四角形  $ABEF$  の面積で示される。一方、固定奨励金の場合の財政負担は、 $\beta$  型の場合と同じであるから 四角形  $ABEF$  の面積部分となる。面積の大小関係は、明らかに  $ABCD$  の面積の方が  $ABEF$  の面積より小さくなっている。つまり、一筆ごと反収にスライドする  $\alpha$  型奨励金の場合が最も安上がりで、他の2つについては同一水準で  $\alpha$  型よりもコストがかかるということがわかるのである。

以上①と②という2種類の比較評価だけからわかることをまとめてみると、次のように整理できるであろう。

図5-21  $\beta$ 型奨励金による財政負担の図形表示

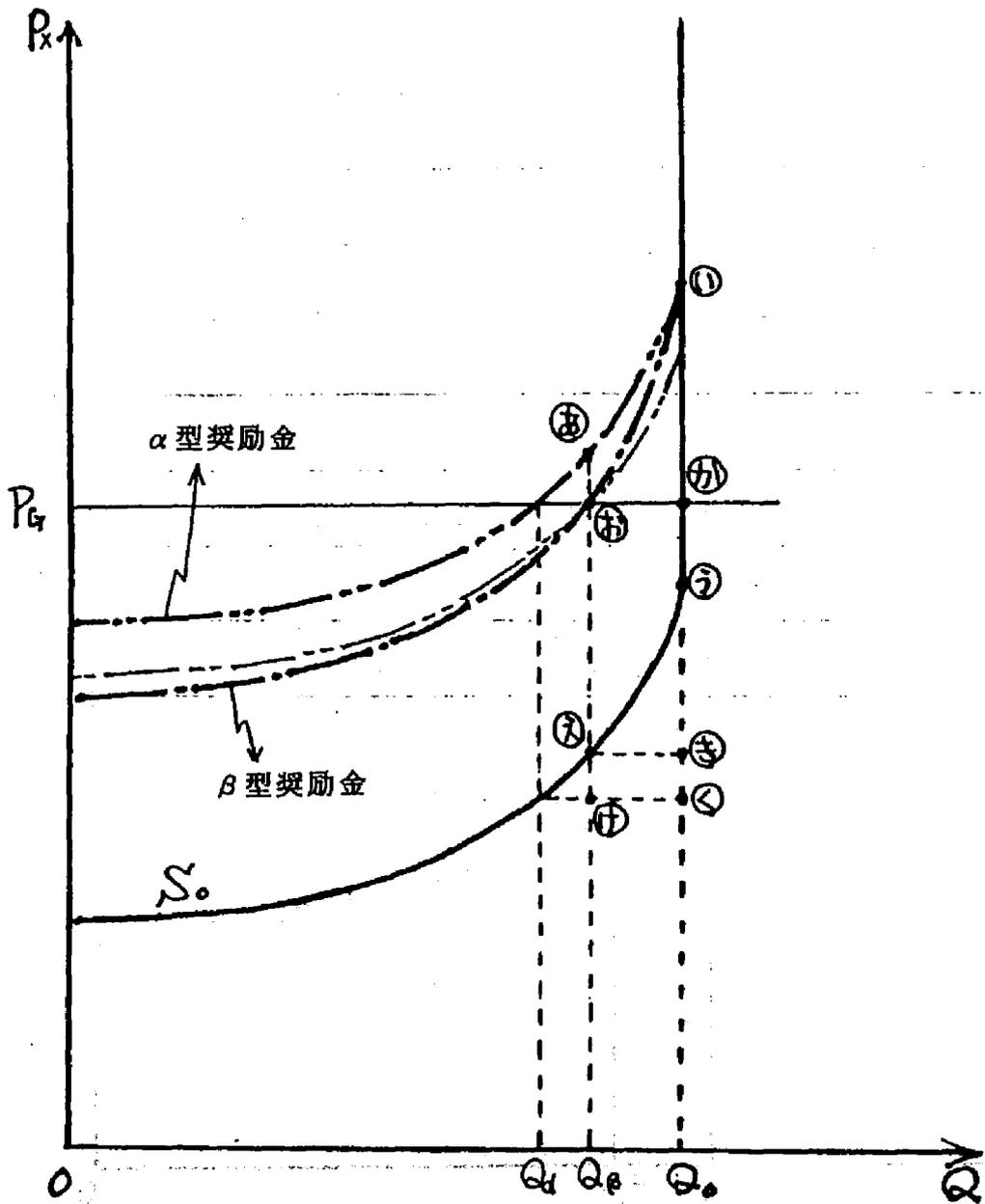
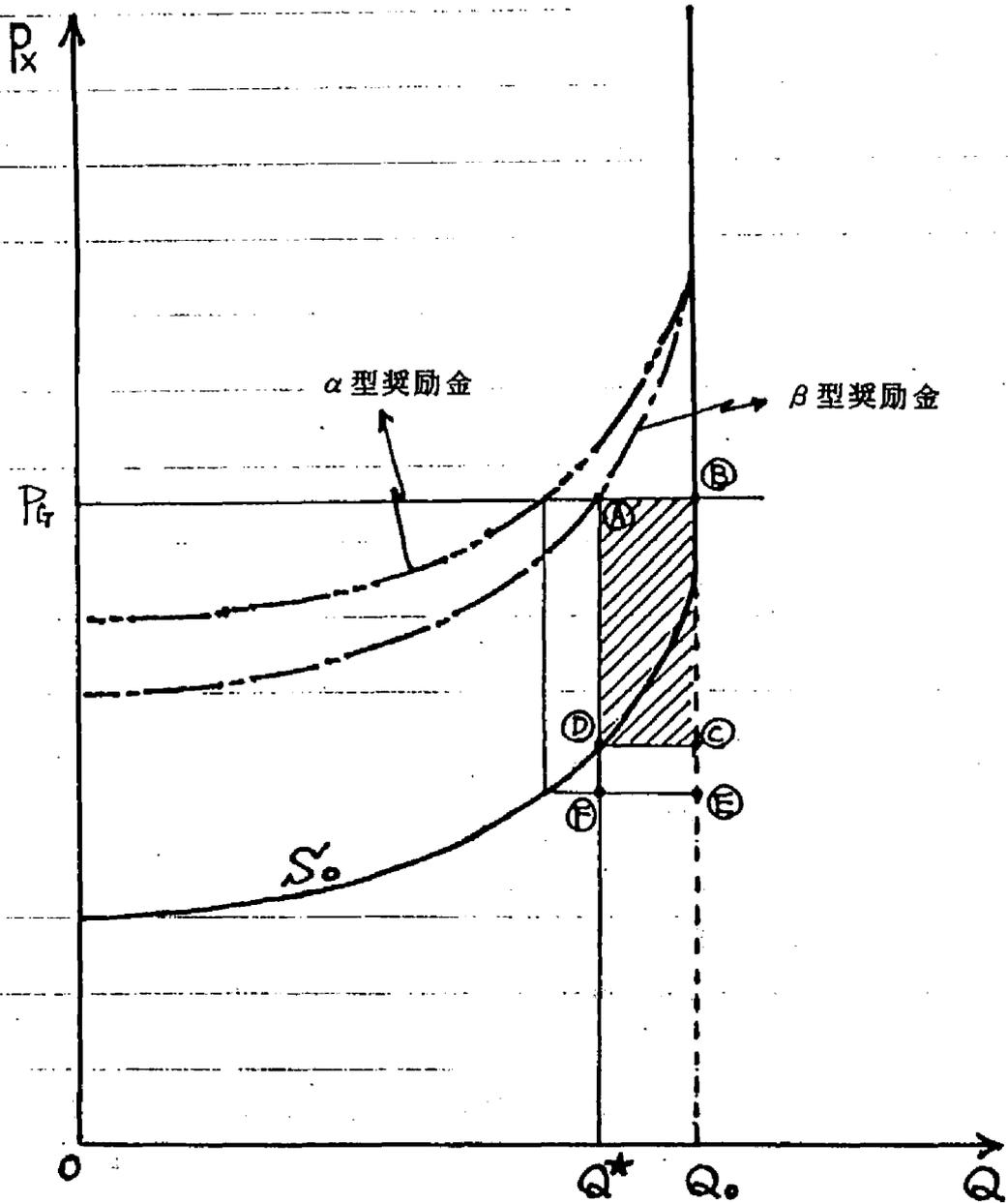


図5-22 3 制度間の財政負担の比較



1) 固定奨励金制度は、 $\alpha$ 型奨励金よりも財政負担が大きく、大幅減産を行なうには困難が大きいという欠点を有しているが、減産の安定性という面では、他の2制度よりも優れている。

2) 休耕する土地の一筆ごとの反収に比例する $\alpha$ 型奨励金制度の場合は、財政負担が最も小さくてすみ、大幅減産が可能であるという長所を持っているが、減産の安定性という面では最も不安定だという欠点も存在する。

3) 地域の休耕地全体の平均反収に比例する $\beta$ 型の奨励金制度の場合は、 $\alpha$ 型より財政負担が大きく、減産の安定性という面でも、 $\alpha$ 型よりは安定的だが固定奨励金制度と比較するとやや不安定であるといえる。

他の要素を考慮しないこれらの分析だけからは、一概にどの制度が最も優れているとはいえない。しかしながら、 $\beta$ 型奨励金が、財政負担については固定奨励金制と同じで、安定性は固定奨励金制よりも劣っていることから、この側面だけから判断して、 $\beta$ 型奨励金は固定奨励金制度よりも劣っている方法であるとはいえそうである。

## 第8節 おわりに

本章において、筆者は、休耕に関する農企業の現実的・短期的反応をもとに、生産者の単純な主体均衡モデルを構築し、それに基づいて休耕奨励金の支給による市場均衡の変化を見ることによって、市場における各経済主体の損得と国民経済全体の損得とを総合的に理解するための1つの試みを提示した。つまり、休耕奨励金を用いて行なう生産調整政策に理論的再評価を与えようとしたものであった。

本章における考察・分析の特徴及びこの分野にしるした役割といったものは、以下の諸点に整理できる。

まず第1に、本分析のベースになっている農企業の主体均衡の中心概念に、「土地の肥沃度の違い」というものを明示的にすえたことであろう。つまり、

等質な土地という一般の仮定から一步現実的な考えに近づけたことである。

第2点は、これまでの生産調整政策に対する評価が、理論・実証をとわず、農家経済等に対する影響のみを研究・分析の対象としたものに偏りがちであったのに対して、本章の考察では国民経済的な観点から政策の評価を行なったことである。特に、ミクロレベルの生産反応をもとに政策が農産物供給曲線へ及ぼす影響を分析し、これをもとに余剰分析により社会的純損失（NSC）の変化をみた点に大きな特徴がある。この際、印象的なことは、生産調整によりNSCが減少するという事実よりも、NSCの変化が調整量の大きさともとの供給曲線のスロープとにのみ依存し、供給曲線の上方あるいは左方シフトの仕方には全く依存しないということの発見であった。

第3点は、考察の中に政策発動の出発点である政府の財政負担というものに1つの焦点を当てたことである。これは、その過程で、国民経済全体でみた資源配分上の効率性の最適化と財政面からの最適化とにはギャップが発生するという指摘となって現われている。

さらに第4点としては、先に指摘したようにNSCにおいては同値であるところの異なる奨励金制度の運用（奨励金の配分）方法について、政策コストとその政策効果の安定性という2つの観点から比較・評価を行なった点があげられる。

本章における分析をステップとして、今後の課題としては次の点が残されていると考えられる。つまり、かなり抽象化したこのモデルを可能な限り現実に接近させ、現実の生産調整の問題への適用をより容易にすることとともに、むしろそれ以上に、生産調整に対する政府の行動（政策決定メカニズム）そのものを理論分析の対象として、これと国民経済的な利益との関係をより明らかにしていくことが必要であろう。

## 【注】

注1)当然のことであるが、Hを極小にするかわりに、財政負担の減少額 $\Delta H$

$$\Delta H = \int_B^B f(B) dB - \delta(B - B)$$

ができる。

注2)また、これは前記図形上の意味とも一致する。 $\Delta \text{休耕} = \Delta \text{接線}$  また  $\Delta \text{休耕} = \Delta \text{接線}$  ゆえに  $\text{休耕}$  の面積は  $\text{接線}$  の面積と等しい。 $\text{休耕} = \text{接線}$  だから  $\text{休耕} = \text{接線}$  が成立する。つまり休耕面積と接線とによってできる三角形の高さとqとは等しいのである。

注3)現実にわが国において米生産調整政策として実施されてきた内容は、その調整の対象となる土地の生産力(反収)の違いが考慮に入れられて、奨励金のレベルを決定し、これをもとに支給されてきたのである。およそ始めの10年間においては、農業共済の基準収穫量(10a当り収量)に基づいて、例えば1970年ならば1kg当り81円で計算して10a当り奨励金金額が一筆ごとに支給される仕組みを基本としていた。一般に反当りに何万円といわれるのは、平均的な反収をあげる土地の奨励金レベルをさしているのであった。この初期の奨励金の支給方法の1つの特徴は、土地の一筆ごとに奨励金レベルの計算が行なわれる点にあったといえる。ところが、1978年(“水田利用再編対策”開始の年)以降は、計算のベースになる基準収穫量が、事務の簡素化を図る目的で統一基準収穫量の設定という方向に変更された。つまり、原則として市町村を設定単位として、設定単位内に住居を有する農業者の当該年度の生産調整水田についての前年度産水稻に係る各筆ごとの基準収穫量の平均をとって、統一基準収穫量とするのである。以上2つの異なった方法で、反収にスライドする奨励金制度が運用されてきたといえるのである。この点に注目してこの第7節のモデルは構築されている。

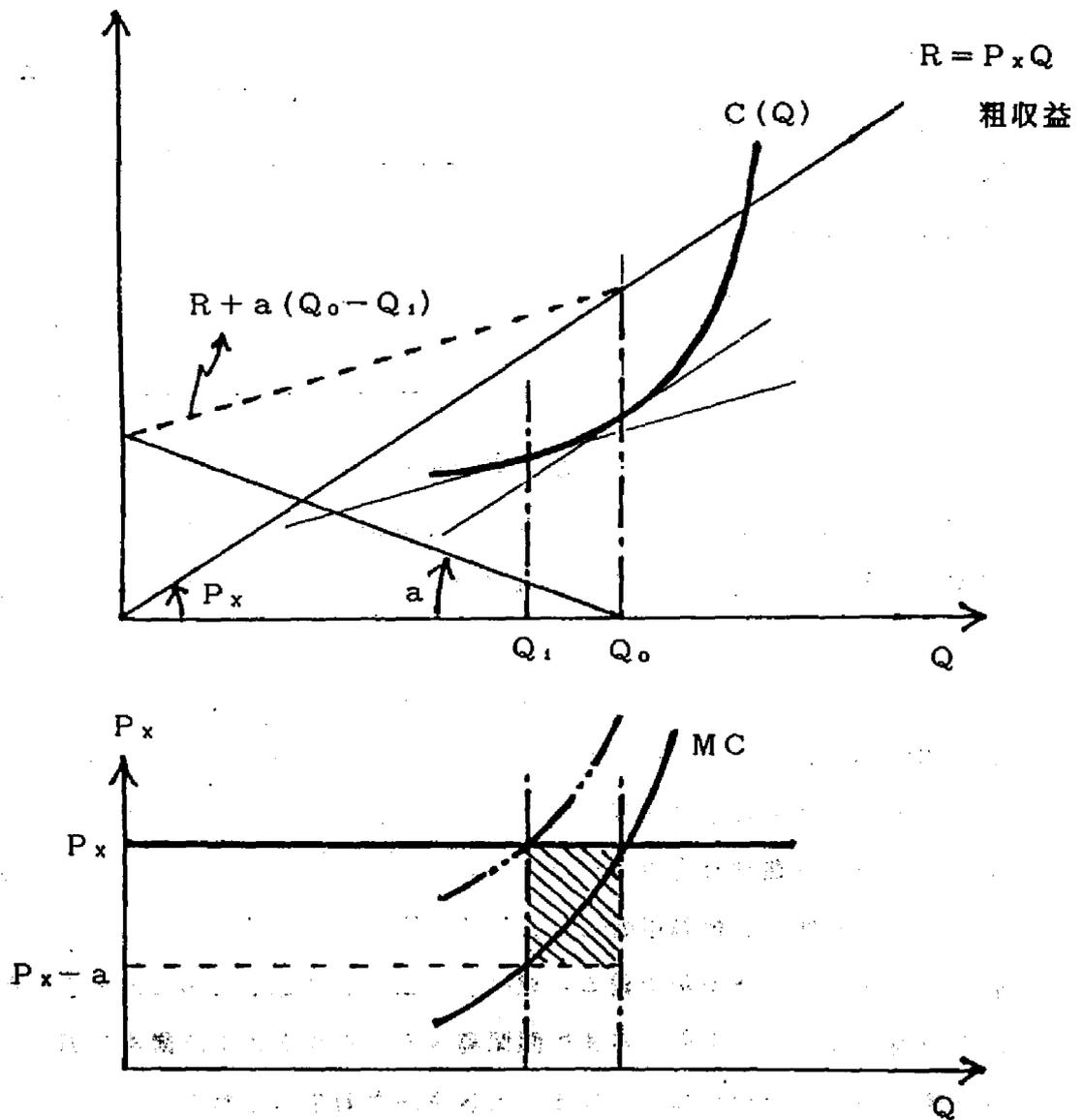
注4)例えば、図5-8a)の最も生産力の低い土地にどれだけの奨励金 $\delta$ が出されるかは、次のようにして確認することができる。この土地の粗収益は、図に

示すように横軸に直線を引き縦軸にぶつかる時の値である。そしてその直線が奨励金直線とぶつかると $\delta$ 軸に $\delta_1$ という奨励金レベルがわかる。それがわかると、それを45度線により第1象限の図にもつてくると、その土地の地片の奨励金総額がわかるのである。

注5)この $\alpha$ 型奨励金の考え方は、生産調整量自身に補助金を出す「出荷割当奨励金」の場合と基本的になんら変わりはない。図5-23に示すように供給曲線に及ぼす影響も全く同じである。ただ、この出荷割当奨励金の場合には作柄変動の影響大きく受けるのに対して、 $\alpha$ 型奨励金の考えは、過去の実績に基づくという点でより現実可能性をもっていると考えられる。しかし、本章のモデルでは無視したが、生産者が生産要素間の配分を変更し、労働投入等を増やすような行動に出る可能性が大きい場合には、出荷割当奨励金の方が優れているかもしれない。

注6)ここでは、新たな財政負担とは休耕奨励金支払い総額だけであると仮定し考えてきた。しかし、現実には、この制度実施のための事務経費がかかり、これを政府（納税者）は財政負担しなければならない。この場合、一筆ごとの反収にスライドさせる $\alpha$ 型奨励金において最大の事務経費がかかり、ついで $\beta$ 型、そして固定奨励金の場合が最も安上がりとなる。現実の政府財政負担を検討する際には、この点を含めて考えねばならないであろう。

図5-23 出荷割当奨励金による供給曲線のシフト



## 第6章 価格変化と経営の複合化

### — 二毛作の意志決定に対する 農家主体均衡論的接近 —

#### 第1節 はじめに

わが国の農産物価格政策の特徴の1つは、農産物ごとに縦割りの、政策目的や政策価格の性格が、制度的に異なった体系となっている点にあることは、先の第4章で述べた通りである。そしてこのことが、作物間の相対価格のアンバランスの一因となり、生産政策と相互補完的な総合的価格政策の構築がいま求められているわけである。これは市場における需給関係のみではなく、作物間の収益性を問題にする経営の複合化という視点からも、経営複合的価格政策という名でその必要性が指摘されている。

ところで、土地利用の高度化、経営の複合化が話題にのぼる頻度に反して、その生産の意志決定メカニズムに経済理論的なメスを入れたものはきわめて少ないといえよう。本来、これなくして価格政策と経営の複合化との関係を論じることなど意味をなさないといつてよい。

そこで、本章では、農家の意志決定に経済理論の洗礼を与えた「農家主体均衡論」に、農業生産の季節性の問題をとりいれるというかたちで、時間概念を導入し、経営の複合化に対応可能な方向に主体均衡論を拡張することを第1の課題としている。<sup>1)</sup>そして、ここで明らかとなった複合経営農家の行動メカニズムをもとに、価格変化に対する反応を考察し、価格政策との関係について検討することを第2の課題としている。その際、本質を示すためにモデルを単純化し、一般に農繁期である夏季半年と農閑期である冬季半年とに同一耕地で二毛作を行なっている農家の主体均衡を考え、その《生産物価格》変動効果をみることによって、価格の変化と経営の複合化との関係を経済理論的に明らかにするという方法をとっている。

まず第2節では、労働市場の存在しない最も単純な基本モデルの農家について、モデル構築のための諸仮定の設定とその特質・意味づけを検討する。

第3節では、こうして構築される基本モデルの農家の主体均衡条件を示すとともに、その経済学的意味づけ、さらにこれらの幾何平面上での表現のされ方、とくに経済余剰との関係について考察を行なう。

第4節では、基本モデルの仮定の一部を変更し、現実とのより対応を考えた「完全競争的な日雇い労働市場に直面する農家」について、主体均衡条件およびその経済的意味さらに図形上の特徴を、基本モデルの場合と比較しつつ検討を行なう。

そして最後に第5節では、この両モデルの農家について、生産物価格が変化・変動した場合の影響・効果を、比較静学的手法により明らかにし、その意味するところを検討する。そして、政策価格の変化と経営複合化との関係を理論的に明らかにする。

## 第2節 基本モデルに関する諸仮定

まず、労働市場の存在しない最も単純な基本モデルの農家についてみていくことにしよう。そのために、次の15の仮定を設けた。

《仮定1》 生産を営んでいるのは農家である。つまり、生産はあとで示す農家のもつ効用関数をもとに、効用極大化原理に基づいて行われる。

《仮定2》 農業生産のシーズンを夏季半年と冬季半年との2シーズンにわけて考える。そして、農家が生産する生産物は、夏季半年では $X_1$ のみ1種類、冬季半年では $X_2$ のみ1種類の計2種類だけであるとする。さらに、その生産物市場はともに完全競争的で、それぞれの価格( $P_1$ 及び $P_2$ )は農家にとって所与であり、農家はその価格で両生産物の全量を販売する。

《仮定3》 生産要素は、土地と労働だけである。

《仮定4》 農家の経営農地は自作地であって、その面積は所与一定( $\hat{B}$ )で

ある。つまり、土地市場も土地用役市場も存在せず、地代の受け取りも支払もないのである。そして、この土地を夏季は $X_1$ 作に、冬季は $X_2$ 作に投入し、しかもこのような2毛作によって生産に影響（地力低下等による単収低下の影響）はないものとする。

《仮定5》 労働市場も存在しない。したがって、自家農業のために利用可能な労働は家族労働だけである。

《仮定6》 夏季の労働投入量 $A_1$ と冬季の労働投入量 $A_2$ とは、時期的に全く重ならず独立である。

《仮定7》 農家の生産関数は、

$$\begin{aligned} \text{夏季 } X_1 \text{ 作} \cdots X_1 &= F(A_1; \hat{B}) \\ \text{冬季 } X_2 \text{ 作} \cdots X_2 &= \phi(A_2; \hat{B}) \end{aligned} \cdots \cdots (1)$$

であり、ともに所与である。またこれら生産関数は、 $F_{A_1} > 0$ ,  $F_{A_1 A_1} < 0$ ,  $\phi_{A_2} > 0$ ,  $\phi_{A_2 A_2} < 0 \cdots \cdots (1-1)$  という性質（限界生産力逓減）を持つものとする。

《仮定8》 また、上記の夏作生産関数と冬作生産関数との関係は、以下のように入れておくことにする。

$$P_1 F(A_1; \hat{B}) = P_2 \phi(A_2; \hat{B}) = 0$$

where  $A_1 = A_2 = 0$

かつ

$$P_1 F_{A_1}(A_1; \hat{B}) > P_2 \phi_{A_2}(A_2; \hat{B}) \cdots \cdots (1-2)$$

where  $A_1 = A_2 > 0$

つまり、一般に農閑期である冬作の限界価値生産力の方が、農繁期の夏作の場合より小さいことを仮定しておくのである。これは、数式展開上というよりも、むしろ現実との整合性及び図の表現上のために取り入れた仮定である。

《仮定9》 農家は、夏作意志決定と冬作の意志決定とを同時に行なう。つまり、夏作と冬作とを同時に両方を含めた年間総生産の意志決定として、年間を通して行動すると考えるのである。これはまた、非常に経済合理的な行動仮定であろうと思われる。

《仮定10》 さくがら変動は考えないものとする。

《仮定11》 夏季と冬季という期間の違いを問題にするけれども、ここでは利子に関する問題を無視することにする。つまり、利子所得はうまないと考え、(Bohm Bawerk のいうところの) 耐忍は考えないと仮定する。

《仮定12》 農家の効用関数は、次のように所与であるとする。

$$U = U (A_1, A_2, M)^{2)} \dots \dots \dots (2)$$

ただし、ここでMは年間農家所得、 $A_1$ 及び $A_2$ は先述のようにそれぞれ夏季作の労働投入量及び冬季作の労働投入量である。つまり、所得に関しては、夏に1万円増えることも冬に1万円増えることも年間所得が1万円増えることに変わりがなく、年間農家所得の関数であるのに対して、労働に関しては夏労働と冬労働との関数であると考え。また、労働に伴う苦痛に関しては、夏労働と冬労働との間に違いはないものと考えている。

《仮定13》 「家族労働量の生理的上限」は夏季と冬季とで相等しく、

$$\bar{A}_1 = \bar{A}_2 (=1/2 \bar{A}) \text{ である。}$$

《仮定14》 農家の年間「最低生存所得」を想定し、各図の  $M_0M_0'$  線で表わされるものとする。

《仮定15》 夏労働  $A_1$  と年間所得Mとに関する無差別曲線図表と冬労働  $A_2$  と年間所得Mとに関する無差別曲線図表とは形が全く同じであり、2つの図の同じ位置にある無差別曲線の効用水準は等しいと考える。無差別曲線の形とともにこのことを効用関数の性質で定式化すれば以下のようなになる。<sup>3)</sup>

$$U_{A_1} < 0, U_{A_2} < 0, U_M > 0 \dots \dots \dots (2-1)$$

$$U_{A_1 A_2} = 0 \quad (\text{仮定6より}) \dots \dots \dots (2-2)$$

$$(2-2) \text{式から、} \frac{\partial}{\partial A_2} \left( \frac{-U_{A_1}}{U_M} \right) = 0 \text{ 及び } \frac{\partial}{\partial A_1} \left( \frac{-U_{A_2}}{U_M} \right) = 0$$

も導かれる。つまり各無差別曲線の傾きは他期の労働投入量から全く影響を受けないことを意味している。

また、

$$U_{A_1} = U_{A_2} \text{ where } (A_1, M) = (A_2, M) \dots \dots \dots (2-3)$$

さらに、両無差別曲線の形に関しては、  
 $0 \leq A_1 < \bar{A}_1$ ,  $0 \leq A_2 < \bar{A}_2$  の範囲について、  
 $YM_0'$  線より下の領域では、

$$\frac{-U_{A_1}}{U_M} = \alpha, \quad \frac{-U_{A_2}}{U_M} = \alpha (> 0)$$

(つまり、一定の傾き  $\alpha$  の右上がりの直線)

$YM_0'$  線より上の領域では、

$$\begin{aligned} \frac{-U_{A_1}}{U_M} > \alpha, \quad \frac{\partial}{\partial A_1} \left( \frac{-U_{A_1}}{U_M} \right) > 0, \quad \frac{\partial}{\partial M} \left( \frac{-U_{A_1}}{U_M} \right) > 0 \\ \frac{-U_{A_2}}{U_M} > \alpha, \quad \frac{\partial}{\partial A_2} \left( \frac{-U_{A_2}}{U_M} \right) > 0, \quad \frac{\partial}{\partial M} \left( \frac{-U_{A_2}}{U_M} \right) > 0 \end{aligned}$$

(つまり、右上がりの下に凸な曲線)

という性質をもっていると仮定する。一方、 $A_1 = \bar{A}_1$ ,  $A_2 = \bar{A}_2$  という生理的上限においては、無差別曲線の勾配(労働の限界評価)は無有限大であるとする。

### 第3節 主体均衡とその図形表示

以上のような諸仮定のもとにある基本モデルの農家にとって、農家所得  $M$  (= 農業所得) は、

$$M = \underbrace{P F_1(A_1; \hat{B})}_{M_1} + \underbrace{P_2 \phi(A_2; \hat{B})}_{M_2} \dots \dots \dots (3)$$

(夏作から得られる所得)
(冬作から得られる所得)

であらわされる。この式の右辺第1項は、夏作から得られる農業所得を、第2項は、冬作から得られる農業所得を示している。

夏季に $X_1$ 作、冬季に $X_2$ 作という二毛作を行ないうる農家の経済活動の目標は、農家所得を示す上記(3)式を予算制約式として、効用関数(2)式の $U$ を極大化することである。この場合、農家が自由に動かさうるのは、各季の労働投入量 $A_1$ と $A_2$ とであるから、 $U$ 極大の必要条件、すなわち主体均衡条件として、

$$P_1 F_{A_1} = \frac{-U_{A_1}}{U_M} \quad (\equiv Z_1) \dots\dots\dots(4)$$

及び

$$P_2 \phi_{A_2} = \frac{-U_{A_2}}{U_M} \quad (\equiv Z_2) \dots\dots\dots(5)$$

が得られる。そしてこの両式の意味するところは、1つは、

$$(\text{夏季 } X_1 \text{ 作労働の限界価値生産力}) = (\text{夏季家族労働の限界評価})$$

であり、もう1つは、

$$(\text{冬季 } X_2 \text{ 作労働の限界価値生産力}) = (\text{冬季家族労働の限界評価})$$

ということである。

そして、この両主体均衡条件(4)式と(5)式及び予算制約式(3)式という3つの式からなる連立方程式の解として、 $A_1$ ・ $A_2$ および $M$ の均衡値( $A_1^*$ ・ $A_2^*$ および $M^*$ )が同時に決定されるのである。

さてこのモデルにおける主体均衡を図形表示したのが、図6-1-1a～図6-1-2bの4つの図である。図補-1-1aと図補-1-1bとは夏季の均衡を、図6-1-2aと図6-1-2bとは冬季の均衡を示している。そしてまた、この4つの図を整理し、夏季の均衡図と冬季の均衡図とを重ね合わせたものが図6-2aと図6-2bとである。

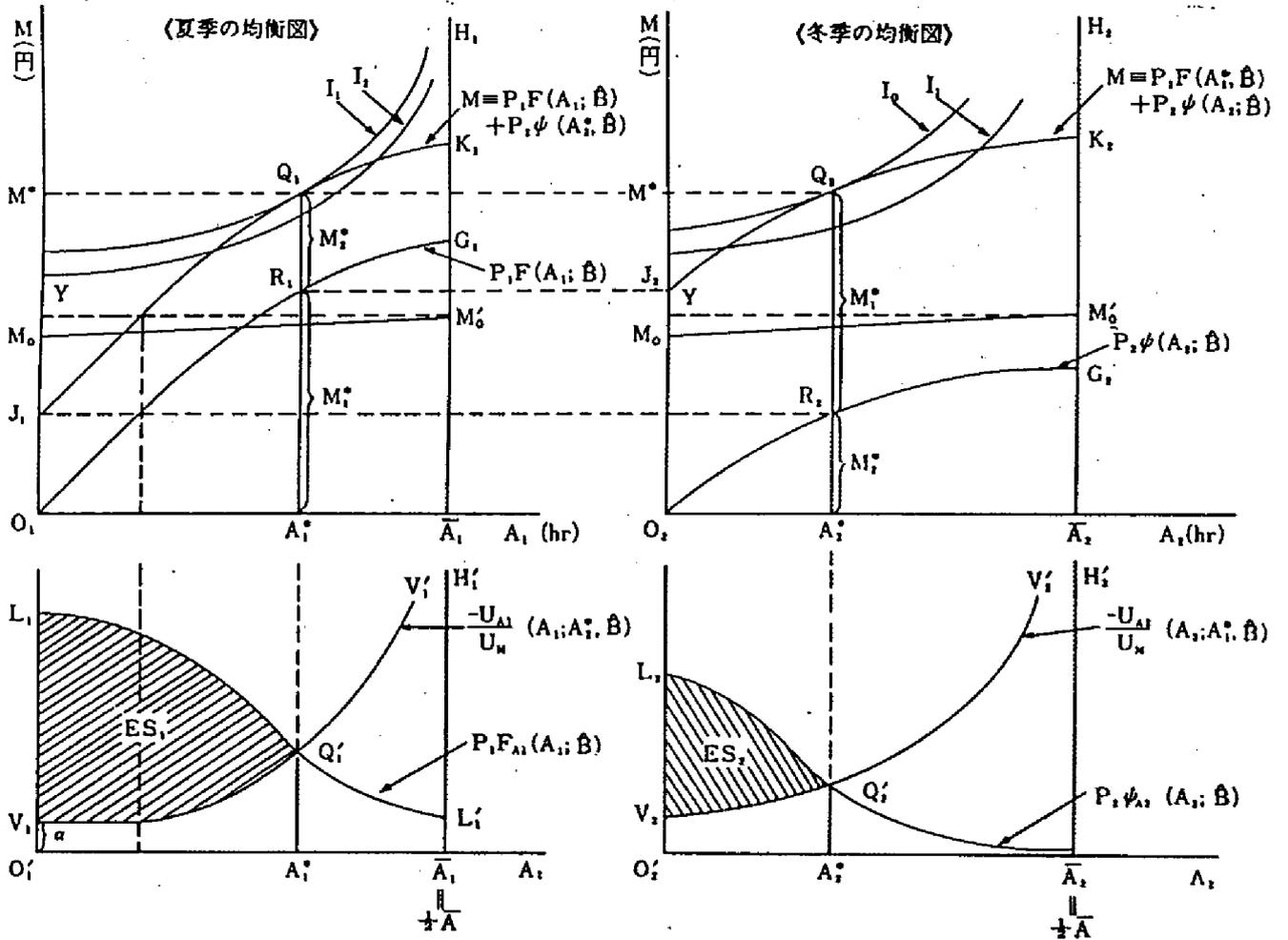
まず、図6-1-1a及び図6-1-2aにおいて、横軸はそれぞれ夏季と冬季との家族労働投入量( $A_1$ 及び $A_2$ )を、縦軸はともに年間の農家所得( $M$ )を表わす。また、 $H_1 \bar{A}_1$ 及び $H_2 \bar{A}_2$ は、それぞれ各季の家族労働の生理的上限線であり、 $M_0 M_0'$ は年間最低生存所得線である。

ところで、この両図をみる場合に注意しておかねばならないのは、両図とも別の期間の均衡労働投入量がすでに決まっているとして図が描かれているとい

図6-1 二毛作農家の主体均衡図 (I)

左上=図6-1-1a 右上=図6-1-2a

左下=図6-1-1b 右下=図6-1-2b



う点である。もっとわかりやすくいえば、夏季の均衡を示す図6-1-1aにおいては、すでに冬季における均衡労働投入量  $A_2^*$  が（さらにこれにより冬季に得られる所得  $M_2^*$  も）決まっているとして図が描かれており、同様に冬季の均衡図 図6-1-2aは、 $A_1^*$ （さらには  $M_1^*$ ）が決まっているとして描かれているのである。これは、同時（連立）方程式体系による均衡点の決定を平面図で幾何学的に表現しようとする際には必ずとられる、またとらねばならない手法である。

図6-1-1a図6-1-2aにおいて、 $O_1G_1$ は夏作の価値額で示した生産曲線であり、また  $O_2G_2$ は冬作の価値額表示の生産曲線である。これらはまた、この場合、各季におけるそれぞれ半年の農家所得曲線でもある。

次に、 $J_1K_1$ 曲線と  $J_2K_2$ 曲線とについてみてみよう。この両曲線は、それぞれ年間の農家所得曲線をあらわしている。 $J_1K_1$ は、冬季における均衡労働投入量  $A_2^*$  がすでに決まっており、そしてまたそのため冬季における均衡農家所得  $M_2^*$  が決まっているとして、 $O_1G_1$ 曲線を上方に  $M_2^*$  だけ平行移動してつくられた曲線である。つまり、すでに  $O_1J_1 = M_2^*$  という一種の財産所得をもっているのと同様に、冬季の所得を所得をすでにもっているとして、 $J_1$ 点を出発点として年間農家所得曲線  $J_1K_1$  が描かれているのである。そしてまた、農家の夏季における労働投入量  $A_1$  の決定の際に考慮に入れられるパスは、この  $J_1K_1$  である。この  $J_1K_1$  と無差別曲線  $I_1$  との接点  $Q_1$  が夏季における労働投入量の主体的均衡点である。つまり、この  $Q_1$  で(4)式が満足されているのである。

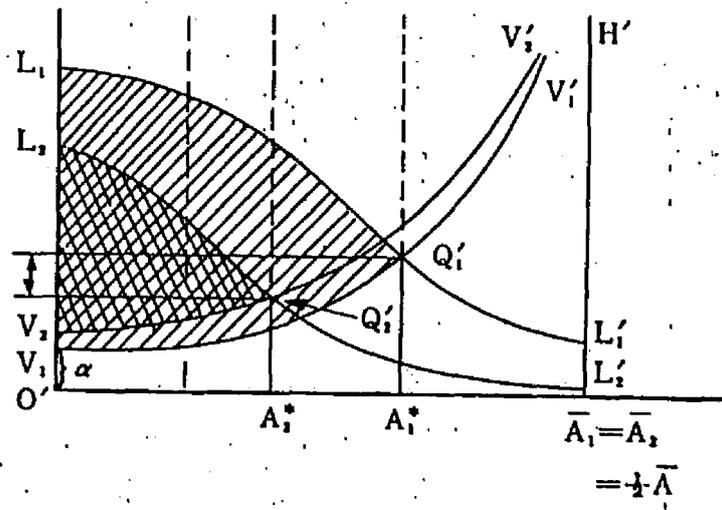
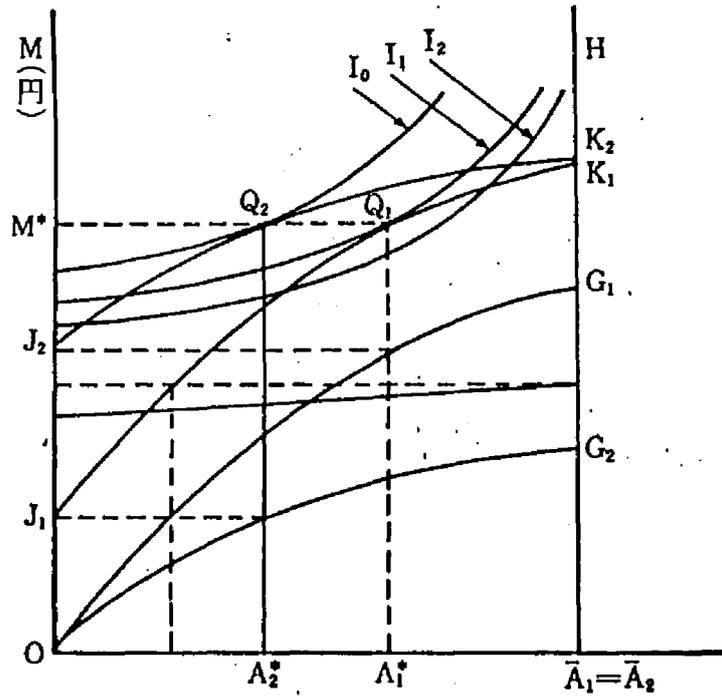
同様にして、図6-1-2aにおいて  $J_2K_2$  曲線は、夏季における均衡労働投入量  $A_1^*$  が決まり、夏季の所得  $M_1^*$  が決まっているとして、 $O_2G_2$  を  $M_1^*$  だけ上方に平行移動させたものである。そして、この  $J_2K_2$  が冬季における  $A_2$  決定の際のパスである。 $J_2K_2$  と無差別曲線  $I_0$  との接点  $Q_2$  が、この冬季における主体的均衡点であり、この点で(5)式が満たされているのである。

おのおの、下のb図の方に目を転じてみよう。 $L_1L_1'$  は夏作労働の限界価値生産力曲線を、また  $L_2L_2'$  は冬作労働の限界価値生産力曲線を示している。

図6-2 二毛作農家の主体均衡図 (II)

上 = 図6-2a

下 = 図6-2b



一方、 $V_1V_1'$ は、農家所得曲線 $J_1K_1$ 上を切る各無差別曲線の傾きの大きさを横軸からの高さで示すところの夏季の家族労働の限界評価曲線である。同様に、 $V_2V_2'$ は、 $J_2K_2$ をパスとして考えられる冬季家族労働の限界評価曲線である。そして、 $L_1L_1'$ と $V_1V_1'$ との交点 $Q_1'$ および $L_2L_2'$ と $V_2V_2'$ との交点 $Q_2'$ が、(4)式および(5)式を満足するそれぞれ各季の主体的均衡点である。

ところで、両季における限界評価曲線を比較してみると、いくつかの興味ある点が目にとまるだろう(図6-2aおよび図6-2b参照)。

まず第1には、常に冬季の限界評価曲線 $V_2V_2'$ の方が夏季の $V_1V_1'$ 曲線より上方にあるという点である。<sup>4)</sup>これに対して、第2点としては、均衡点 $Q_1'$ と $Q_2'$ とについて比較してみると、 $Q_1'$ 点の方が $Q_2'$ 点より上方にあるという点である。

一般に農繁期である夏作における主観的労働費は高く、農閑期である冬作の場合の主観的労働費は低いだろうと想像される。そのため、それぞれの時点の限界的な主観的労働費を示す $V_1V_1'$ の方が $V_2V_2'$ より上にあるように思われがちだが、この図をみればわかるように決してそうではないのである。我々が感覚として感じているのは、均衡点における限界的な主観的労働費の高い低いということなのである。このあたりまえだが非常に重要なことを、この図は示しているのである。

さて、図6-1-1aや図6-1-2aにおいて長さで表わされたものは、図6-1-1b及び図6-1-2bでは面積で、同様に勾配は長さで表わされる。

たとえば、夏作から得られる所得は、図6-1-1aでは $R_1A_1^*$ の長さ、図6-1-1bでは面積 $L_1O_1'A_1^*Q_1'$ の大きさを示される。同様に冬作による所得は、それぞれ $R_2A_2^*$ の長さおよび面積 $L_2O_2'A_2^*Q_2'$ の大きさを示すことができる。

ところで、 $V_1V_1'$ や $V_2V_2'$ は、それぞれ各期の家族労働の限界評価曲線であるが、これは先に示したように言葉を換えて主観的限界(家族)労働費曲線と呼ぶことができる。そうすると、この曲線の下面積は生産を行なうに際しての主観的労働費の総額を示す。この主観的家族労働費を農家所得から差し引

いた残りが、経済余剰（中嶋によれば自己雇用・生産者余剰）である。

そして、この場合の極大経済余剰を示すと次のようになる。

夏季における極大経済余剰（ $ES_1^*$ ）<sup>5)</sup>

$$= \int_0^{A_1^*} \left\{ P_1 F_{A_1} - \left( \frac{-U_{A_1}}{U_M} \right) \right\} dA_1$$

（限界経済余剰）

$$= P_1 F(A_1^*; \hat{B}) - \int_0^{A_1^*} \left( \frac{-U_{A_1}}{U_M} \right) dA_1$$

$$= [\text{面積 } L_1 O_1' A_1^* Q_1'] - [\text{面積 } V_1 O_1' A_1^* Q_1']$$

$$= [\text{面積 } L_1 V_1 Q_1']$$

冬季における極大経済余剰（ $ES_2^*$ ）

$$= \int_0^{A_2^*} \left\{ P_2 \phi_{A_2} - \left( \frac{-U_{A_2}}{U_M} \right) \right\} dA_2$$

$$= P_2 \phi(A_2^*; \hat{B}) - \int_0^{A_2^*} \left( \frac{-U_{A_2}}{U_M} \right) dA_2$$

$$= [\text{面積 } L_2 O_2' A_2^* Q_2'] - [\text{面積 } V_2 O_2' A_2^* Q_2']$$

$$= [\text{面積 } L_2 V_2 Q_2']$$

そして、年間の極大経済余剰は、

$$ES^* = ES_1^* + ES_2^* \\ = [\text{面積 } L_1 V_1 Q_1'] + [\text{面積 } L_2 V_2 Q_2']$$

で示される。

以上の図における対応関係や経済余剰の大きさ等を整理したものが表6-1である。

表6-1 生産・所得・費用及び経済余剰の図形対照表  
 —基本モデル農家の場合—

		《夏作 X <sub>1</sub> 》	《冬作 X <sub>2</sub> 》	《年間》
		M <sub>1</sub> <sup>*</sup>	+ M <sub>2</sub> <sup>*</sup>	= M <sup>*</sup>
生産額    所得	図1-1a	R <sub>1</sub> A <sub>1</sub> <sup>*</sup>	( J <sub>1</sub> O <sub>1</sub> = Q <sub>1</sub> R <sub>1</sub> )	Q <sub>1</sub> A <sub>1</sub> <sup>*</sup>
	図1-2a	( J <sub>2</sub> O <sub>2</sub> = Q <sub>2</sub> R <sub>2</sub> )	R <sub>2</sub> A <sub>2</sub> <sup>*</sup>	Q <sub>2</sub> A <sub>2</sub> <sup>*</sup>
	図1-1b	面積 L <sub>1</sub> O <sub>1</sub> A <sub>1</sub> <sup>*</sup> Q <sub>1</sub>		
	図1-2b	面積 L <sub>2</sub> O <sub>2</sub> A <sub>2</sub> <sup>*</sup> Q <sub>2</sub>		
主観的家族労働費		面積 V <sub>1</sub> O <sub>1</sub> A <sub>1</sub> <sup>*</sup> Q <sub>1</sub>	面積 V <sub>2</sub> O <sub>2</sub> A <sub>2</sub> <sup>*</sup> Q <sub>2</sub>	
(極大) 経済余剰		面積 L <sub>1</sub> V <sub>1</sub> Q <sub>1</sub>	面積 L <sub>2</sub> V <sub>2</sub> Q <sub>2</sub>	

#### 第4節 「完全競争の日雇い労働市場に直面する農家」の場合

さて、本節では、前節で考察した農家経済活動における基本モデルに関する仮定の一部を変更して、「完全競争の日雇い労働市場に直面する農家」について、基本モデルの場合との違いに視点をおいて少しみてみることにする。

仮定5を変え、農家は完全競争的な日雇い労働市場に直面していると仮定しよう。すなわち、農家は与えられた市場賃金率において、任意の量だけ労働を売ることも買うことも可能であると仮定し、そうした農家の主体均衡を以下では考察しようというものである。

そして、記号を次のように定めることにする。《家族労働量》を夏季； $A_1$ 、冬季； $A_2$ で表わし、《自家農業投入労働量》を夏季； $A_1'$ 、冬季； $A_2'$ で表わすことにする。そうすると、たとえば、夏季の場合について、 $A_1 > A_1'$ なら雇われ兼業農家、 $A_1 < A_1'$ なら雇い入れ農家であることを意味している。また、労働市場での賃金率は、夏冬を問わず $W$ で所与一定であるとする。<sup>6)</sup>

そうすると、農家のもつ効用関数は、

$$U = U(A_1, A_2, M) \dots\dots\dots(2)$$

と変わりはないが、一方農家の年間所得は、

$$\begin{aligned} M = & P_1 F(A_1'; \hat{B}) + (A_1 - A_1') W \\ & + P_2 \phi(A_2'; \hat{B}) + (A_2 - A_2') W \dots\dots\dots(6) \\ & (\equiv M_1 + M_2) \end{aligned}$$

というかたちで表わされる。

この農家が自由に動かし得るのは、 $A_1 \cdot A_1' \cdot A_2 \cdot A_2'$ の計4変数であるから、(6)式を予算制約式として(2)式の $U$ を極大化することにより、下記の4つの主体均衡条件が導き出される。

$$P_1 F_{A_1'} = W \dots\dots\dots(7)$$

$$P_2 \phi_{A_2'} = W \dots\dots\dots(8)$$

$$(Z_1 \equiv) \frac{-U_{A_1}}{U_M} = W \dots\dots\dots(9)$$

$$(Z_2 \equiv) \frac{-U_{A_2}}{U_M} = W \dots \dots \dots (10)$$

これらの経済的意味は、(7)・(8)両式が、

$$(\text{各季の自家農業投入労働の限界価値生産力}) = (\text{市場賃金率})$$

ということであり、まさに農企業の均衡条件である。

また、(9)・(10)両式は、

$$(\text{各季の家族労働の限界評価}) = (\text{市場賃金率})$$

ということであり、つまり労働者家計の均衡条件と一致する。

このモデルの場合、(7)式～(10)式と(6)式とは連立方程式を構成しない。つまり、第1段階として、それぞれ(7)式から  $A_1^*$  が、(8)式から  $A_2^*$  が決まり、両季の生産量が決定される。つづいて、この  $A_1^* \cdot A_2^*$  の値を所与として、第2段階として、(9)式・(10)式と(6)式とが連立方程式を形成し、その解として  $A_1$ 、 $A_2$ 、 $M$  の均衡値が同時に決定されるのである。

そこで、この均衡を図形表示したのが、図6-3aおよび図6-3bである。これは、前節の図6-2a・図6-2bと同様に夏季の均衡図と冬季の均衡図とを重ね合わせたタイプの図で示している。

図6-3aにおいて、まず生産量の均衡点  $R_1$  (夏) と  $R_2$  (冬) とが決定される。この際、仮定より、 $P_1 F_{A_1} > P_2 \phi_{A_2}$  where  $A_1 > A_2$  であるから、均衡点について  $R_1$  は  $R_2$  より右にある。つまり、 $A_1^* > A_2^*$  である。この第1段階の企業としての生産量の決定を所与として、 $(\partial Z_1 / \partial M) > 0$  及び  $(\partial Z_2 / \partial M) > 0$  という無差別マップの性質より、夏冬とも同一の農家所得曲線  $JK$  が決まる。そして、この  $JK$  と無差別曲線との接点  $Q$  で、夏冬同一量の家族労働量 ( $A_1^* = A_2^*$ ) が決定されるのである。

なお、この場合、夏と冬との農家所得曲線はともに  $JK$  となり完全に一致するため、図6-3bにおいて、家族労働の限界評価曲線も基本モデルの場合とは異なり夏と冬とでは同一の  $VV'$  となる。これは市場賃金率が季節を問わず一定 ( $W$ ) の場合の大きな特徴であろう。

この図6-3bにおいて、生産量の均衡点は夏は  $L_1 L_1'$  と  $WW'$  との交点  $R_1'$ 、

図6-3 二毛作農家の主体均衡図 (Ⅲ)

上 = 図6-3a

下 = 図6-3b

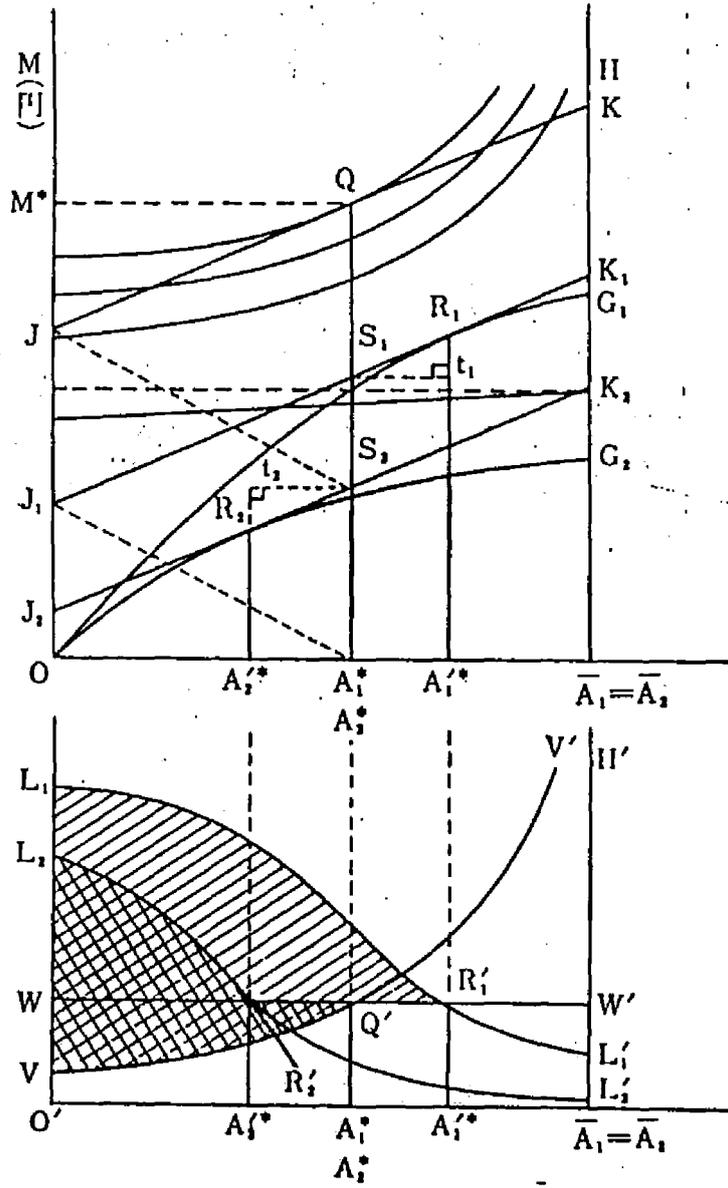


表6-2 生産・所得・費用及び経済余剰の図形対照表  
 —完全競争の日雇い労働市場に直面する農家の場合—

		《夏季》	《冬季》	《年間》
生産額	図3 a	$R_1 A_1^*$	$R_2 A_2^*$	
	図3 b	面積 $L_1 O A_1^* R_1$	面積 $L_2 O A_2^* R_1$	
支払い賃金	図3 a	$R_1 t_1$		
	図3 b	面積 $Q A_1 A_1^* R_1$		
受け取り賃金	図3 a		$t_2 R_2$	
	図3 b		面積 $R_2 A_2^* A_2^* Q$	
農家所得	図3 a	$S_1 A_1^* (= J J_2)$	$S_2 A_2^* (= J J_2)$	$Q A_1^* (Q A_2^*)$
	図3 b	面積 $L_1 O A_1^* Q R_1$	面積 $L_2 O A_2^* Q R_2$	
主親的家族労働費		面積 $V O A_1^* Q$	面積 $V O A_2^* Q$	
(極大) 経済余剰		面積 $L_1 V Q R_1$	面積 $L_2 V Q R_2$	

冬は $L_2L_2'$ と $WW'$ との交点 $R_2'$ であり、ここで(7)・(8)式が満たされている。  
また、家族労働量の均衡点は夏冬とも $VV'$ と $WW'$ との交点 $Q'$ であり、こ  
こで(9)・(10)式が満たされているのである。

一方、経済活動を行なうことにより得られる極大経済余剰は、

$$ES_1^* = [\text{面積 } L_1WR_1'] + [\text{面積 } WVQ']$$

$$ES_2^* = \underbrace{[\text{面積 } L_2WR_2']}_{\text{(生産者余剰)}} + \underbrace{[\text{面積 } WVQ']}_{\text{(労働者余剰)}}$$

から、

$$ES^* = ES_1^* + ES_2^*$$

$$= [\text{面積 } L_1WR_1'] + [\text{面積 } L_2WR_2'] + 2[\text{面積 } WVQ']$$

で示すことができる。

以上のような経済余剰の大きさや生産額等について、少し整理しておいたの  
が表6-2である。

## 第5節 主体均衡の《生産物価格》変動効果

前節までは、「労働市場の存在しない基本モデルの農家」と「完全競争的日  
雇い労働市場に直面する農家」という各モデルについて、どのような主体均衡  
が成立するか、そしてそれを図示すればどのようなになるかという問題を考  
えてきた。本節では、各モデルについて、主体均衡のパラメーター変動効果、その  
なかでも《生産物価格》の変化が主体均衡に及ぼす影響にしばって考察してゆ  
くことにする。

主として基本モデルの農家の場合についてみてゆくわけであるが、《生産物  
価格》の変動効果に入る前に、その準備段階として、まず《財産所得》変動効  
果について考えてみることにする。

そのために、農家の《財産所得》を表わす $[E]$ という項を加えて、農家所  
得 $M$ の定義式を次のように変更する。

$$M = P_1 F(A_1; \hat{B}) + P_2 \phi(A_2; \hat{B}) + E \dots \dots \dots (3')$$

そうすると、農家の主体均衡を表わす連立方程式は、

$$M = P_1 F(A_1; \hat{B}) + P_2 \phi(A_2; \hat{B}) + E \dots \dots \dots (3')$$

$$P_1 F_{A_1}(A_1; \hat{B}) = \frac{-U_{A_1}}{U_M} (\equiv Z_1) \dots \dots \dots (4)$$

$$P_2 \phi_{A_2}(A_2; \hat{B}) = \frac{-U_{A_2}}{U_M} (\equiv Z_2) \dots \dots \dots (5)$$

のようになり、この解として  $A_1$ ・ $A_2$  及び  $M$  の均衡値が決定されるわけであるが、この関係は見方を変えれば、 $A_1$ ・ $A_2$  及び  $M$  がそれぞれパラメーター  $P_1$ ・ $P_2$ ・ $B$  及び  $E$  という 4 変数の陰伏的な関数であることを示している。

そこで、この連立方程式のそれぞれの両辺を  $[E]$  に関して微分して得た下記の連立方程式を解くことによって  $E$  変動効果 ( $\partial A_1 / \partial E$ ,  $\partial A_2 / \partial E$ ,  $\partial M / \partial E$ ) を知ることができる。

$$\left\{ \begin{array}{l} P_1 F_{A_1} \frac{\partial A_1}{\partial E} + P_2 \phi_{A_2} \frac{\partial A_2}{\partial E} - \frac{\partial M}{\partial E} = -1 \dots (11) \\ (P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1}) \frac{\partial A_1}{\partial E} - \frac{\partial Z_1}{\partial M} \frac{\partial M}{\partial E} = 0 \dots (12) \\ (P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2}) \frac{\partial A_2}{\partial E} - \frac{\partial Z_2}{\partial M} \frac{\partial M}{\partial E} = 0 \dots (13) \end{array} \right.$$

この連立方程式の左辺の係数からつくられる行列式を  $D$  であらわすと、

$$D = \begin{vmatrix} P_1 F_{A_1} & , & P_2 \phi_{A_2} & , & -1 \\ P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} & , & 0 & , & -\frac{\partial Z_1}{\partial M} \\ 0 & , & P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} & , & -\frac{\partial Z_2}{\partial M} \end{vmatrix}$$

である。

またこのDの値が負値 ( $D < 0$ ) となることは主体均衡の安定条件でもあるが、これは、生産関数および効用関数の性質に関する仮定より満足され、 $D < 0$  である。

クラームルの公式を用いて、上記連立方程式の解をもとめると、

$$\frac{\partial A_1}{\partial E} = \frac{1}{D} \left\{ -\frac{\partial Z_1}{\partial M} \left( P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right) \right\} < 0 \dots\dots\dots(14)$$

$$\frac{\partial A_2}{\partial E} = \frac{1}{D} \left\{ -\frac{\partial Z_2}{\partial M} \left( P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} \right) \right\} < 0 \dots\dots\dots(15)$$

$$\frac{\partial M}{\partial E} = \frac{1}{D} \left\{ -\left( P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1} \right) \left( P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right) \right\} > 0 \dots\dots\dots(16)$$

となり、すべて符号は確定する。

この《財産所得》変動効果の結果を頭に残しておいて、次に本論の《生産物価格》変動効果に目を移すことにする。夏作価格  $P_1$  の効果と冬作価格  $P_2$  の効果とはシンメトリーであるから、ここでは夏作価格  $P_1$  の変動だけを見てゆくことにする。

第3節で示したように、

$$\begin{cases} M \equiv P_1 F(A_1; \hat{B}) + P_2 \phi(A_2; \hat{B}) \dots\dots\dots(3) \\ P_1 F_{A_1}(A_1; \hat{B}) = \frac{-U_{A_1}}{U_M} (\equiv Z_1) \dots\dots\dots(4) \\ P_2 \phi_{A_2}(A_2; \hat{B}) = \frac{-U_{A_2}}{U_M} (\equiv Z_2) \dots\dots\dots(5) \end{cases}$$

という連立方程式の解として  $A_1 \cdot A_2$  及び  $M$  の均衡値が決定されるわけであるが、これは、さきの(3)式～(5)式の場合と同様に、 $A_1 \cdot A_2$  及び  $M$  の均衡値がパラメーターたる  $P_1 \cdot P_2$  及び  $\hat{B}$  の関数であることを暗に示している。

そこで、夏作価格  $P_1$  について、 $P_1$  で上記連立方程式を偏微分して得た下記の連立方程式

$$\left\{ \begin{aligned} P_1 F_{A_1} \frac{\partial A_1}{\partial E} + P_2 \phi_{A_2} \frac{\partial A_2}{\partial E} - \frac{\partial M}{\partial E} &= -F \dots (17) \\ (P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1}) \frac{\partial A_1}{\partial E} - \frac{\partial Z_1}{\partial M} \frac{\partial M}{\partial E} &= F_{A_1} \dots (18) \\ (P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2}) \frac{\partial A_2}{\partial E} - \frac{\partial Z_2}{\partial M} \frac{\partial M}{\partial E} &= 0 \dots (19) \end{aligned} \right.$$

を解くことによって、 $P_1$ 変動効果 ( $\partial A_1 / \partial P_1, \partial A_2 / \partial P_1, \partial M / \partial P_1$ ) の符号をみることができる。そして先の《財産所得》変動効果の結果を用いて整理すると次のようになる。

$$\begin{aligned} \frac{\partial A_1}{\partial P_1} &= \frac{F_{A_1} (P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2})}{D} + \frac{-P_2 \phi_{A_2} F_{A_1} \frac{\partial Z_2}{\partial M}}{D} \\ &+ \frac{-F \frac{\partial Z_1}{\partial M} (P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2})}{D} \\ &= \frac{F_{A_1} (P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2})}{D} + \frac{-P_2 \phi_{A_2} F_{A_1} \frac{\partial Z_2}{\partial M}}{D} + F \left( \frac{\partial A_1}{\partial E} \right) \geq 0 \\ &\quad \begin{matrix} (+) & (+) & (-) \text{ (不定)} \\ SE_1 & SE_2 & IE \end{matrix} \\ &\dots\dots\dots(20) \end{aligned}$$

$$\frac{\partial A_2}{\partial P_1} = \frac{P_1 F_{A_1} F_{A_1} \frac{\partial Z_2}{\partial M}}{D} + \frac{-F \frac{\partial Z_2}{\partial M} (P_1 F_{A_1 A_1} - \frac{\partial Z_1}{\partial A_1})}{D}$$

$$= \frac{P_1 F_{A_1} F_{A_1} \frac{\partial Z_2}{\partial M}}{D} + F \left( \frac{\partial A_2}{\partial E} \right) < 0 \dots \dots \dots (21)$$

(-)
(-)

SE
IE

$$\frac{\partial M}{\partial A_1} = \frac{P_1 F_{A_1} F_{A_1} \left( P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right)}{D} +$$

$$+ \frac{-F \left( P_1 F_{A_1 A_1} \frac{\partial Z_1}{\partial A_2} \right) \left( P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right)}{D}$$

$$= \frac{P_1 F_{A_1} F_{A_1} \left( P_2 \phi_{A_2 A_2} - \frac{\partial Z_2}{\partial A_2} \right)}{D} + F \left( \frac{\partial M}{\partial E} \right) > 0 \dots \dots \dots (22)$$

(+)
(+)

SE
IE

さらに、 $\frac{\partial A_1}{\partial P_1} \geq 0$  より  $\frac{\partial X_1}{\partial P_1} \geq 0 \dots \dots (23)$ , また  $\frac{\partial A_2}{\partial P_1} < 0$  より

$\frac{\partial X_2}{\partial P_1} < 0 \dots \dots (24)$  と  $\frac{\partial M_2}{\partial P_1} < 0 \dots \dots (25)$ , そして  $\frac{\partial M}{\partial P_1} > 0$  と上記

$\frac{\partial M_2}{\partial P_1} < 0$  より  $\frac{\partial M_1}{\partial P_1} > 0 \dots \dots (26)$  がそれぞれ導き出されるのである。

ところで、(20)式は「夏作物の価格  $P_1$  の変化が夏作への家族労働投入量  $A_1$  に及ぼす効果」を表わすものであるが、この効果は、(20)式の右辺第1項で表わされる《第1(直接的)代替効果》( $SE_1$ )と第3項の《所得効果》(I

E) と、さらに第2項で示される冬作との代替関係によっておこる冬作の所得変化を補償しようとするリバーカッションを示す《第2(間接的)代替効果》( $SE_2$ )とも呼ぶべき効果という3つの効果に分解される。第1項および第2項は正值、第3項は負値であるから、全体としては正負不定となり、符号は各効果のどれが優勢であるかに依存する。ただ、一毛作の場合と比べた場合、第2項で示される《第2代替効果》の項目が新たに加わっているのが特徴的である。

そして、その分解されたそれぞれの効果の経済的な意味は、まず、《所得効果》については、『夏作物の価格  $P_1$  が上昇すると、農家は財産所得が増したのと同様に豊かになり、苦痛をとまなう労働、この場合、夏季家族労働投入量  $A_1$  を減らそうとする』ということである。

また、《第1代替効果》の方は、『夏作物の価格  $P_1$  が上昇すると、夏作に関する限界報酬が増し、働き甲斐が増すため、夏季の家族労働投入量  $A_1$  を増加させようとする』ということを示している。

これに対して、《第2代替効果》の意味するところは少し複雑である。つまり、『まず、夏作物の価格  $P_1$  が上がることにより、冬作の価格が相対的に下がったと感じられ、冬作への労働意欲が減退し、冬作への労働投入が減少する。これにより冬作の生産が減少し、その所得減少分を夏作の方でカバーしようとして夏作への家族労働投入量  $A_1$  を増加させようとする』効果である。

つづいて、(21)式の冬作への家族労働投入量  $A_2$  に及ぼす効果も(22)式の年間農家所得  $M$  に及ぼす効果も、ともに第1項《代替効果》と第2項《所得効果》とに分解されるが、この場合、両式とも2つの分解された効果の符号が一致するため、(21)式は負、(22)式は正と符号は確定している。

これら夏作  $X_1$  の価格  $P_1$  の変化が均衡に及ぼす影響を、今まで計算して示した基本モデルの農家の場合だけでなく、第4節で考えた「完全競争的日雇い労働市場に直面する農家」の場合をもくわえて、整理して符号関係を明らかにしたものが表8-3である。なおこの中で「±」となっているのは符号正負不定を、「0」となっているのは変化なし、つまり影響は全くないことを、それぞれ示

表6-3 夏作  $X_1$  の価格  $P_1$  変動効果の符号

	夏 季				冬 季				年間所得
	自家農業 投入労働量	家族労働 投入量	生産量	農 家 所 得	自家農業 投入労働量	家族労働 投入量	生産量	農 家 所 得	
「基本モデルの 農家」	$\frac{\partial A_1}{\partial P_1}$		$\frac{\partial X_1}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M_1}{\partial P_1}$	$\frac{\partial A_2}{\partial P_1}$		$\frac{\partial X_2}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M_2}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M}{\partial P_1}$
	±		±	+	-		-	-	+
「完全競争的日雇 い労働市場に直面 する農家」	$\frac{\partial A_1'}{\partial P_1}$	$\frac{\partial A_1}{\partial P_1}$	$\frac{\partial X_1}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M_1}{\partial P_1}$	$\frac{\partial A_2'}{\partial P_1}$	$\frac{\partial A_2}{\partial P_1}$	$\frac{\partial X_2}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M_2}{\partial P_1}$	$\frac{\partial M}{\partial P_1}$
	+	-	+	+	0	-	0	-	+

している。

この表からは色々なことが読みとれるだろう。たとえば、夏作の価格  $P_1$  が上昇した場合には、夏作  $X_1$ 、冬作  $X_2$  をとわず兼業労働量が減ったり、雇用労働量が増えたりすることなどが読みとれる。

なかでも特に興味をひかれるのは、冬作生産に及ぼす影響 ( $\partial X_2 / \partial P_1$ ) に関してである。これについて少し考察して本章をしめくくりにする。表補-3に示す通り、基本モデルの場合、この値は負の値、つまり夏作価格の上昇は冬作生産の減少をうむという結果が出ている。これは、たとえば戦後日本農業におこった米麦二毛作での冬作放棄の1つの要因と考えられるかもしれない。一方、日雇い労働市場を考慮に入れたモデルの場合には、全く冬作生産に影響は及ばないと出ている。また、この表には表わしていない常勤兼業農家の場合には、基本モデルの場合と同じく負の値となっている。つまり、 $\partial X_2 / \partial P_1$  の値は常に  $[\partial X_2 / \partial P_1] \leq 0$  となり、 $[\partial X_2 / \partial P_1] > 0$  となる場合は存在しない。夏作価格  $P_1$  の上昇（下落）は、冬作生産  $X_2$  を増加（減少）させたりはしないのである。

ところで、実際に  $[\partial X_2 / \partial P_1] > 0$  となるような場合は存在しないのであろうか。たとえば、夏作価格  $P_1$  の下落に反応して、常勤兼業を行なうか行なわないかの選択のような、非連続な選択に農家が直面する場合には起こる可能性があるのではないかと考えられる。

まずはじめに、ある価格体系下で、常勤兼業農家になるよりも専業農家にとどまった方が効用が高く有利であったとする。この時、夏作の価格  $X_1$  の価格  $P_1$  が低下して逆に常勤兼業農家となった方が有利となり、常勤兼業農家となることをこの農家が選択したとすれば、この時には、夏作だけでなく、冬作への自家農業投入労働量も当然のごとく減少し、冬作生産自身が減少すると考えられる。このような場合には、 $[\partial X_2 / \partial P_1] > 0$  となるであろう。

## 第6節 おわりに

以上、本章は、経営の複合化の意志決定メカニズムに経済理論的なメスを入れ、これをもとに政策価格の変化に対してとる経営体の生産反応を分析して、価格政策と経営の複合化との関係あるいは及ぼす影響といったものを理論的に明らかにしようとしたものであった。

本章における分析の意味づけあるいは特徴、さらにこの研究分野にしるした貢献は、多数あげることができようが、整理して示せば以下のように表現することができるだろう。

農家の意志決定に対して経済理論の洗礼を与えた理論結晶といわれている「農家主体均衡論」のもつ欠点の1つ、期間・時間の違いに対する考慮の欠如に対して、「農業生産の季節性」という問題を組み込む形で時間の要素を入れ、現在直面している各種の問題に応用度の高い形に理論を大幅に拡張し、新たな境地を開いた点に大きな特徴を持っている。

つまり、従来の農家主体均衡論は、瞬間生産・意志決定を基本とし、期間の違い、言葉を変えていえば生産要素に関して直接時間的に競合関係にない意志決定に関しては問題にしてこなかった。そのため、同一時期に2種3種の作物を競合的に作付・生産する農家に関しては分析することができるが、裏作を行なうか否かとか、土地条件の制約のもとで多毛作化によって土地利用率を高めて収益を上げるという方向の意志決定等を説明さらには分析の土俵の上に乗せることはできなかつた。さらに、労働ピークをゆるやかにするための品種選択の問題に関しても適用にかなりの困難を要した。しかしながら、「農業生産の季節性」の問題を主体均衡論の中に取り入れた、本章でのモデルの枠組を用いれば、本章で行なったような価格政策との関係はもちろんのこと、この問題以外にも、新たな方向へのさらなる応用が容易に可能となるという点でこの研究分野に大きな貢献を与えたといえよう。

価格政策と経営の複合化との関係という課題に限った場合には、表6-3に整理して示したように、生産物価格変動効果を比較静学によって、複数のモデル

の場合に関して検討し明らかにしている点に大きな貢献があろう。ただ本文の最後に部分でコメントしているように、この手法を用いる限り、非連続な選択に農家が直面する場合の可能性をすつきりとしたかたちで表現することができない。今後に残された課題といえそうである。

#### 【注】

注1) 農業生産の特質として考えられるものを大別すると、①農業生産の技術的特質、②農産物の商品的特質、③農業生産を営む主体的特質、という以上3つのものに整理できる。このうちの①の技術的特質の一つの大きなファクターとして、ここで取り上げた生産の季節性がある。また一方、「農家主体均衡論」は、その名が示す通り、本質的には他の特質を捨象し、生産主体が効用極大化行動をとる農家であるという3番目の主体的特質に焦点をあて、これを精緻な説明モデルとして理論化したものである。

注2) 効用関数を  $U = U(A_1, A_2, M_1, M_2)$  と考えて分析を進めていくことは可能であろう。しかしながら、まず年間通しての意志決定という重要な仮定とパラレルであるという点で  $M$  で考えた方がよいと思われる。つづいてまた、変数を増やすことによつてただでさえ複雑な効用関数に関する仮定がさらに増え、しかしながらそれに対するメリットはほとんど考えられなれないと思われる。できるだけ変数の数は少なく単純化させる方がベターであろうと考えられる。

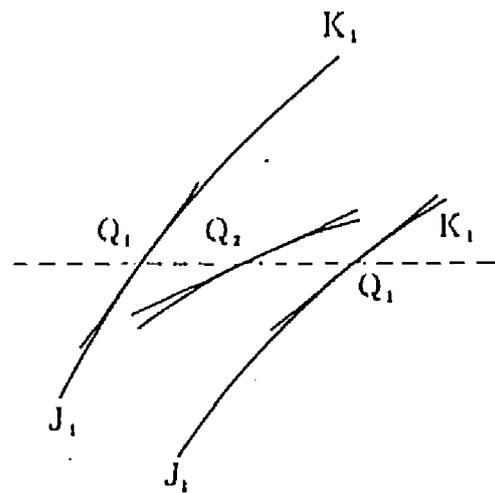
注3) 図形上での仮定と数式上の仮定とがどうもしっくり一致していない。筆者は、これに対してできるだけ工夫を加えたが、まだ十分ではないように思う。この対応関係を今後の1つの課題としたい。

注4)もし、 $J_1K_1$ が $Q_2$ 点上あるいは $Q_2$ 点の上方を通ると仮定した場合、生産関数の性質 (1-2)  $P_1 F_{A_1} > P_2 \phi_{A_2}$  where  $A_1 = A_2 > 0$  と (1-1)  $F_{A_1 A_1} < 0$  より、  
 $(Q_1 \text{における勾配}) < (Q_2 \text{における勾配})$  となる。

これは、無差別曲線の性質 ( $[\partial Z_1 / \partial M] > 0$ ,  $[\partial Z_2 / \partial M] > 0$ ) に矛盾する。

つまり、 $J_1K_1$ は $Q_2$ 点の下方を必ず通り、均衡点より左側では必ず $J_2K_2$ の方が $J_1K_1$ より上方に位置している。また、均衡点については、 $Q_1$ は $Q_2$ の右側にくる、つまり  $A_1^* > A_2^*$  である。

図6-4



注5)この極大経済余剰に関して気がつくのは、夏季における $ES_1^*$ の方が冬季の $ES_2^*$ より大きくなっていることである。1つは限界価値生産力曲線について夏季 $L_1L_1'$ の方が $L_2L_2'$ より常に上方にある点から、もう1つは限界評価曲線については逆に夏季の $V_1V_1'$ の方が $V_2V_2'$ より常に下方にあるという2つの意味で二重に夏季の経済余剰を示す面積が大きくなっている。

注6)もし、労働市場で賃金率が、夏 $W_1$ 、冬 $W_2$ と異なっている場合には、主体均衡を示す連立方程式は、

$$M = P_1 F + (A_1 - A_1') W_1 + P_2 \phi + (A_2 - A_2') W_2$$

$$P_1 F_{A_1'} = W_1$$

$$P_2 \phi_{A_2'} = W_2$$

$$\frac{-U_{A_1}}{U_M} = W_1$$

$$\frac{-U_{A_2}}{U_M} = W_2$$

となり、これを  $W_1 > W_2$  の場合について図形表示したのが、図6-5a及び図6-5bである。特徴としては、再び限界評価曲線が夏冬で異なってくる点であろうか。あとは図を見て考えてもらえば理解していただけると思う。

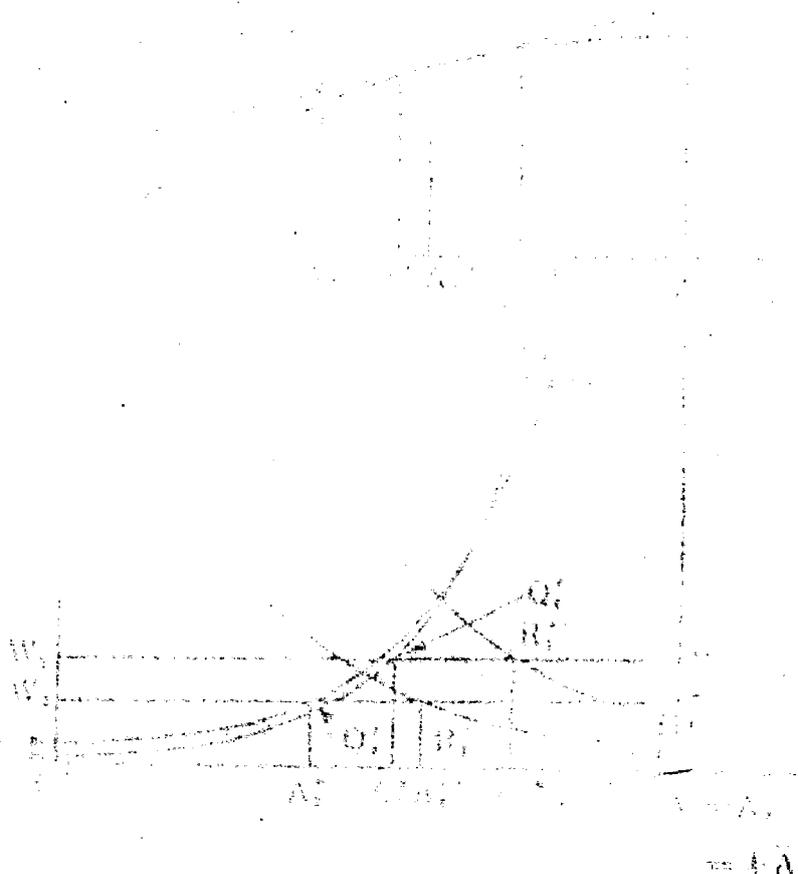
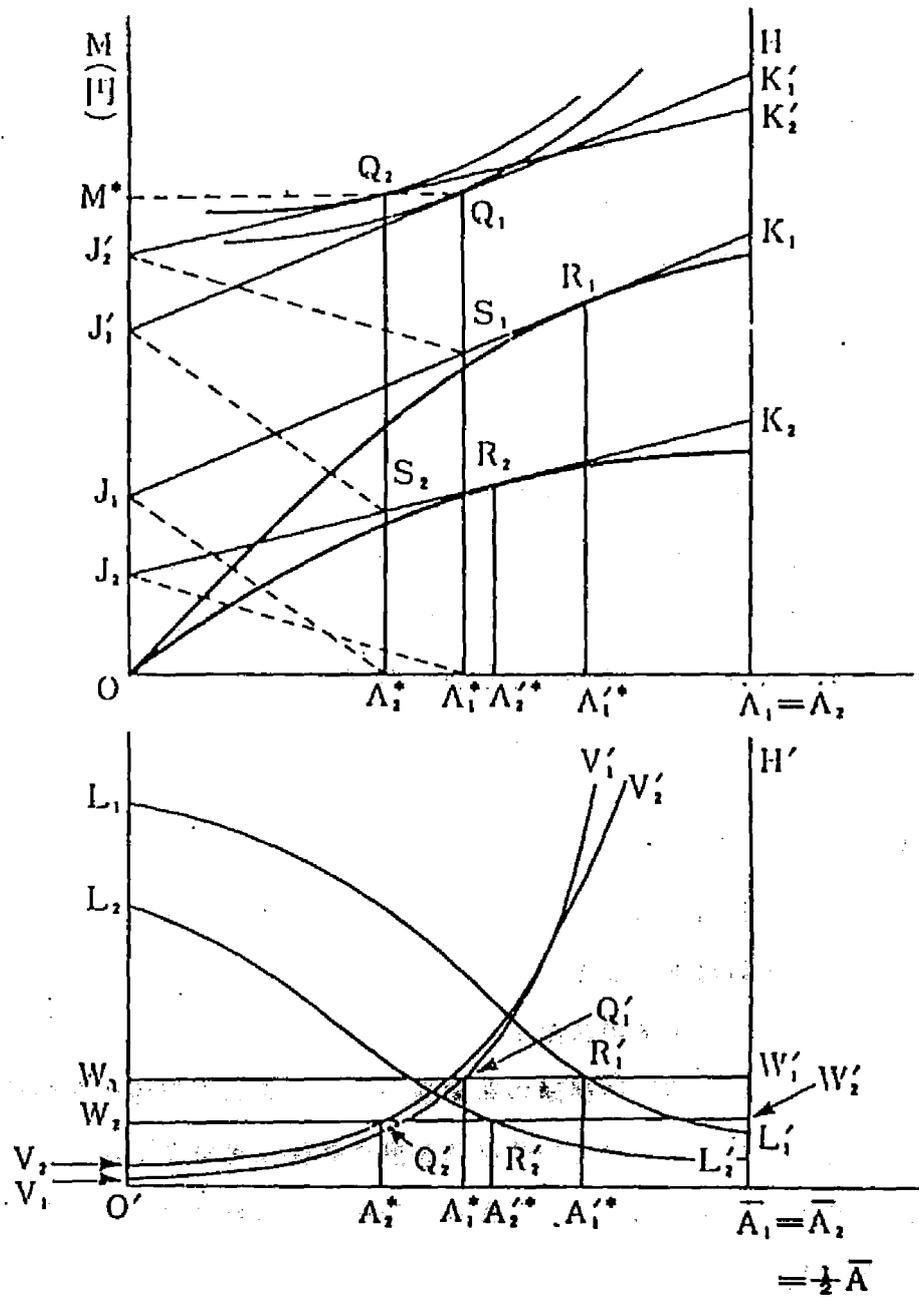


図6-5 二毛作農家の主体均衡 (IV)

上 = 図6-5a

下 = 図6-5b



## 終章 要約と結論

本論文は、日本経済における農業の役割・位置付けが不明確なまま農政の方向が揺れ動いている点に日本農業の弱点があるという問題意識から、わが国農業さらに農業政策の果たすべきあるいは果たさねばならない役割を明らかにし、今後の農政、なかでもとくに揺れに揺れ見直しがせまられている価格政策をめぐる問題に対して、経済学の立場から本格的な分析・検討を行なうことを目的としていた。

本論文の主要な内容を以下のように要約することで結論とすることにする。

まず第1章では、戦後期における農政論の展開を検討することを課題とした。その際、戦後期をその中心的政策課題によって、農業部門内部問題対応期、農工間問題対応期、国際間問題対応期という3期において、対象とする政策分野別に、各期の焦点となった農政論の流れを明らかにしていくという方法をとった。

まず戦後第1期—農業部門内部問題対応期—（1945～60年）では、食料問題の解決をめぐる展開された農政論を取りあげた。そこで1項では、食料増産政策およびMSA協定の受け入れをめぐる論争を取り扱った。ついで2項では、価格政策をめぐる農政に目を転じ、食糧管理制度、米価水準の決め方、農業保護関税などの論点について考察した。さらに3項の農地制度・政策をめぐる農政論、および4項の農業における過剰就業をめぐる農政論について論評した。

次に戦後第2期—農工間問題対応期—（1960～75年）では、高度経済成長にともなって、農業問題が食料問題から農業調整問題へと転化し、それに対応して、農工間の所得格差・生産性格差を是正することを目標として、基本法農政が登場した段階の農政論を取り扱った。1項の生産・貿易政策に関しては、食料需要構造の近代化に適合した生産構造の転換が問題になり、さらに農産物輸入自由化をめぐる論争が萌芽を見せた時期の、種々のビジョン論などをとりあげた。2項の価格政策については、米過剰時代に突入して、米価凍結論、食糧制度改革の論議が盛んになってきた時期の代表的著作を取りあげた。3項の農

地制度・政策をめぐる論点としては、自作農主義から借地農主義への転換、地価高騰と農地の資産的保有をめぐる農政論争を検討した。4項の産業調整政策をめぐる農政論としては、農家労働力の流出によつて、過剰就業が解消されていくメカニズムに関する研究をとりあげた。

第3は、1975年（昭和50）を転機とする戦後第3期—国際間問題対応期—の諸著作・諸論争を検討した。この時期は、安定経済成長期にはいり、全産業的に生産の効率化が要請され、さらに農産物輸入自由化にかんする内外からの圧力も強まって、農業の国際間問題対応が問題になった時期である。そこで、1項の生産・貿易政策をめぐる農政論としては、農産物、とくに牛肉・オレンジの輸入自由化のもたらす便益や農業保護費用の計測と、その評価に関する論争、農業への行政投資や農業技術の開発・普及に関する評価などを検討した。2項の価格政策については、農産物の過剰と需給調整、食管制度の社会的費用や便益などに関する論点を示した。3項の農地制度・政策については、1975年の農用地利用増進事業に始まる借地農主義の強化、および集落営農の推進などによる、農業構造の再編をめぐる論調を検討した。最後に、4項の産業調整問題をめぐる論点としては、産業連関分析による農業の位置づけ、労働の産業間移動に及ぼす農産物価格政策の影響、兼業農家の農政上の位置づけを考察した。

つまり、国民経済の成長・発展及び農業・農村の変化に対応して、農業問題の変貌と農政の展開が見られたわけであるが、農業経済学者・農政研究者はこの揺れ動く政策をどう認識・評価し、また政策提案・政策手段の提示を行なってきたのかを、戦後における農政論の流れと研究業績のトレースを通じて見ることにより政策分析の到達点を明らかにしてきたのが第1章であった。

この第1章において明らかとなった農業・農政を取り巻く論調の変化・流れをもとに、そこからさらに一步踏み込んで、第2章では、戦後における日本経済・産業構造の展開と今後の方向を明らかにし、その経済のダイナミックな流れの中に農業さらに農政をどう位置づけてゆくのかを考察した。

技術革新と経済の成熟化とをベースとした長期的な構造転換の方向、急速な円高の進行がもたらす早急な構造調整の必要性の高まり、こうしたなかで、経

済成長の成果を国民生活の質の向上に振り向けることができるような新たな産業構造の姿と、そこへ至るスムーズな道筋を示すことが求められている。

こうした経済の大きな枠組みのなかで、わが国農業をどう位置づけていくのか、また新しい産業構造のなかで各種の社会経済的役割をどう果たしていくのか、またそれは可能なのか、ということを探り考えていくことがこの第2章の主たる課題であった。つまり、今後の望まれる経済構造の転換方向を見据えながら、そのなかで農業という産業部門が存在しうる道を考える手がかりを探りだそうとしたわけであった。

まずはじめに、わが国の戦後経済を産業構造の質的变化の過程と産業立地の移動という2つの側面から概観した。そしてこうした過去の傾向をもとに、現在のわが国産業構造には2つの変化の流れが見られること、さらに今後の産業構造は4つの基本的要因によって変わっていくだろうということを指摘し、産業構造の将来展望を行なった。そしてここにいたる産業調整過程での農業・農政の対応についても考察を行なった。

農業政策は、農業の国民経済における役割をどう評価するか、またそれはどの程度果たされているか、にもとづいて推進されるべきものであるが、つづいて行なったのは、農業の社会経済的役割の検討であった。つまり、農業が国民経済において果たしてきた役割を歴史的に振り返りつつ、望まれる新しい産業構造のなかで今後果たすべき、あるいは果たしうる社会経済的役割とは何かという点について検討・考察を行なった。

さらに前段の農業の役割論の検討を前提として、農業のもつ地域性、地域基盤産業という特性ゆえに、国土空間構造の利用再編成の必要性を指摘した。そして、農業の役割のなかで「緑の空間と国土・自然環境の保全」という役割が、将来ますます重要になることを明らかにし、そのためにはいま何をしなければならぬかを考察した。結局、①食料の安定的・効率的供給、②活力ある地域経済・社会形成の基盤、③緑の空間の提供と国土・自然環境の保全、という3つに農業の役割は要約可能であるが、新しい農業政策は、これら3つの役割をバランスよく総合的に実現することを課題とし、そのためには、これまで不十

分であった第2、第3の役割の達成を補強することにも力点をおき、都市政策と有機的に関連づけ、調整をとりながら推進しなくてはならない点を強調した。

一方、農政の問題を考える場合、この第2章で行なった農業の役割論の検討から導かれる農政の方向性ととも、政策目標と手段との関係という政策体系の特質を理解しておくことが欠くべからざるもう1つの大きな問題である。このことを課題としたのがつづく第3章であった。

現在行なわれている農業政策はどのような内容で、またどのような方向を向いているのか、つまり政策としての現状はどのような状態にあるのか。また、目的-手段の複合的体系といわれる政策体系は、どのような特質をわが国の場合もっているのかまた変化してきているのかを問題にし把握しておくことが必要である。第3章では、この点に注目し、わが国の農業政策がどのように展開され現状がどうであり、どのような問題点を抱えているかに焦点を定め、現行農業政策の体系とのかかえる基本的問題点を明らかにした。つまり、〈農業基本法〉以降の農業政策を対象に、農業政策の現状とその特質を述べるとともにこれを批判的に検討し、その基本的諸問題を抽出し、今後の農業政策のあり方を展望するための基本的視点の明確化を試みた。

まず、〈農業基本法〉以後農業法制がどのように変わってきたか、農業に対する財政支出構造がどのように変化してきたかを解明した。後者については、1981年度（昭和56）以降農業予算総額が停滞・低下してきていること、一般会計予算に占める農業予算が1975年度（昭和50）以降すでに低下してきていること、政策別配分比率からみれば1971年度（昭和46）以降価格政策費の比率が低下し、生産・構造政策費の比率が上昇していること、支出別にみれば1970年度（昭和45）以降移転支出が減少し、とくに1980年代に入って資本形成が増大していることを指摘した。これらの点からみるかぎりでも、農業政策は転換しつつあるとみてよい。

ついで、わが国農業政策の現状と特質とを、構造政策、生産政策、価格政策、国境調整措置、食品産業政策という5つの分野ごとに整理し述べた後、現行農業政策の目的と政策手段の特質ならびにその政策体系の構造とを明らかにした。

そこで、わが国農業に課せられた本源的制約条件によつて農政に要請される基本目標は、「国内食料を安定的に供給するために、必要な農地資源と農業労働力を確保しつつ、生産性の高い農業を育成し、あわせて農業従事者に妥当な所得を保証させること」であるとした。そして、その実現のためにいくつかの下位目標を設定してきたが、農業を1つの産業として確立させるという目標に対しては十分な調整・誘導機能を発揮できなかつたという点をとくに指摘した。さらに現行農業政策の特質を、目的—手段の相互関係との関連で検討し、理念の一貫性の欠如、目的—手段の不整合という問題点を指摘した。

そして、最後に今後の農政の基本方向を示す農政審議会報告の特徴を述べ、安全保障視点の欠落、地域の諸条件と実態の軽視、社会政策的視点からする政策展開の方向性の欠如といった点を、この報告に対する主要な批判点として強調した。

ここで確認したように農業政策の政策体系は、本来目標と手段の複合的体系といわれているように、目標と手段とが螺旋的累積・重層構造をもち、高次の目標—手段関係の手段が下位の目標となりこれがまた目標—手段の関係を形成しているものである。そして、個々の農業政策は自己完結的ではなく、さまざまな波及効果を持ち影響し合っているという意味において、相互依存関係にある。ある場合には補完関係となり政策効果を増幅し、また別の場合には競合関係となり政策効果を打ち消し合うといった具合である。以下の第4章からは、農業政策の中から焦点を価格政策にしぼり、これを中心に他の政策との関係を考慮しながら農政の課題と展開方向を考察した。

第4章では、農産物価格政策そのものを対象に選び、現行価格政策の批判的検討と対案の提示とを行なつた。つまり、品目別価格政策という側面と政策相互間の関係という2つの側面から検討を行ない、農産物価格政策の課題とそれに答えるために採択される政策の将来の展開方向を提案した。

まず、価格政策の農業政策における位置づけとその役割をその機能面に焦点を当てながら経済学的に明らかにした。その際、公共経済学でいうところの「所得分配政策」のいくつかの評価基準に照らして、価格政策と所得政策との

関係を明らかにし、生産・構造政策との関係・考慮の必要を強調した。

このことを前提として、主要品目別価格政策の直面している問題について考察を行なった。ここでは価格政策を市場への介入の程度の強弱にもとづいて「市場統制型」「市場価格誘導型」「市場価格補正型」という3つのタイプに分け、その代表例として、米・食肉・加工原料乳・野菜という4つの品目を取りあげた。米価政策については、現在の論点を大きく3つに整理し、そのなかをさらに細分化してそれぞれに検討・分析を加えた。そして長期的には、市場メカニズムをいかした「国境保護・国内自由化」の方向を指向しつつも、さらに重要なのは移行プロセス、手順、そのスピードという調整過程の問題であることを強調した。食肉政策については、安定帯価格政策の長所・短所の指摘とともに、食肉政策の制度としての構造特性の検討を行ない、これをもとに安定帯への価格の復元力の弱さという問題点を指摘した。そしてその要因として4つの可能性を考えそれぞれについて検討を加えた。加工原料乳価格政策については、その制度を政策手段からみて4つの柱からなるものとして把握した。そのなかで、特に重要と思われる原料乳に対する不足払い制度と乳製品に対する国境保護措置（輸入割当制度）という2つの側面に焦点をあて、単純化した理論的モデル分析を行なった。原料乳の保証価格水準の高位性あるいは原料乳の基準取引価格の見積もりの際の加工・販売経費等の低評価とが、構造的過剰を生んできた重要な要素であることを指摘し、この改善の必要を強調した。野菜の価格政策については、これを価格支持機能を持たず価格安定機能のみをもつ制度と位置づけ、他の制度と比較した構造的な特性として4つの点を指摘した。そしてこの特性を前提として、価格安定効果の大きさ、価格高騰時の対応、さらに制度の実施・運用上の問題について検討を行なった。さらに過剰時代における制度の姿についての展望も行なった。

一方政策相互間の関係という側面からのアプローチとしては、まず価格政策相互間の関係さらに生産政策との関係として、価格政策の総合化の問題を取りあげた。価格のもつ資源配分のシグナルとしての機能を重視する総合的価格政策の概念の整理と、そのなかでも作目間の価格バランスの問題と価格決定機構

にからむ問題に考察の焦点をおいた。つぎに構造政策と価格政策との関係について経済理論的な考察を行なった。その際、構造問題を農業と農業外との関係に規定される問題と農業部門内部において規定される問題という両サイドにわけて考え、価格政策と間で相互関係が複雑でありそして重要なのは、後者であることを指摘し、このことを理論的に整理し経済的に考察を行なった。さらに今後重要となってくるのは、所得分配面をも考慮した、いわゆる調整過程にたいする動学的理論分析であることを強調した。

つづいて、以下の第5章・第6章では、第4章で行なった考察に直接つながる問題の本質をさらに詳細に経済理論のメスで明確にしようとしたものである。つまり、価格政策をめぐる発生してくる問題、他の政策との関係に注目した問題を分析対象としているわけである。

まず第5章では、価格政策のマイナスの副産物といってよい生産過剰に対処する生産調整政策（これそのものは、供給曲線をシフトさせる政策という意味で生産政策に分類されるべきものであるが）を分析対象として、経済理論的に再検討・再評価を与えようとしたものであった。

ここでは、休耕に関する農企業の現実的・短期的対応をもとに、つまり経済理論的知識と技術的先験情報に基づいて、生産者の単純化した主体均衡モデルをまず構築した。その際、農企業の主体均衡の中心概念に「土地の肥沃度の違い」というものを明示的にすえた点に大きな特徴がある。つまり、等質な土地という一般の仮定から現実一步近づけた点である。

このモデルをベースとして、奨励金の支給による農産物市場の市場均衡の変化を見ることによって、市場における各経済主体の損得と国民経済全体の損得とを総合的に理解・判断そして評価するための試みの提示というのが本章の最大の課題といってよかった。

これまでの生産調整政策に対する評価が、理論・実証をとわず、農家経済等に対する影響のみを研究・分析の対象としたものに偏りがちであったのに対して、ここでの考察では国民経済的な観点から政策の評価を行なったことである。特に、ミクロレベルの生産反応をもとに政策が農産物供給曲線へ及ぼす影響を

分析し、これをもとに余剰分析により社会的純損失（NSC）の変化をみた点に大きな特徴があった。この際、印象的なことは、生産調整によりNSCが減少するという事実よりも、NSCの変化が調整量の大きさともとの供給曲線のスロープとにのみ依存し、供給曲線の上方あるいは左方シフトの仕方には全く依存しないということの発見であった。

さらに、考察の中に政策発動の出発点である政府の財政負担というものに1つの焦点を当てたことに大きな特徴を持っている。これは、その過程で、国民経済全体でみた資源配分上の効率性の最適化と財政面からの最適化とはギャップが発生するという指摘となって現われている。

また、先に指摘したようにNSCにおいては同値であるところの異なる奨励金制度の運用（奨励金の配分）方法について、現実の運用から3つの場合を考え、政策コストとその政策効果の安定性という2つの観点から比較・評価を行なった点がこの研究分野にしるした貢献としてあげられる。

最後に、第6章では第4章の総合的価格政策に関連して、経営の複合化と価格政策の関係について理論的な考察を行なった。これもいわば経営の複合化という生産政策と重なり合う問題との関係領域である。総合的価格政策には市場における需給関係という側面とともに、経営複合的価格政策という側面からも現在大きな注目をあびている問題である。

しかしながら、土地利用の高度化、経営の複合化が話題にのぼる頻度に反して、その意志決定メカニズムに経済理論のメスを入れたものは皆無といっても言い過ぎではない。そこで、ここではまず、農家の意志決定に経済理論の洗礼を与えた「農家主体均衡論」に、農業生産の季節性の問題をとりいれるというかたちで、時間の要素を導入し、経営の複合化に対応可能な方向に主体均衡論を拡張し、新たな境地を開いた点に大きな特徴を持っている。そして、明らかとなったこの複合経営農家の行動メカニズムをもとに、価格変化に対する反応を検討し、価格政策との関係を考察している。

従来の農家主体均衡論は、瞬間生産・意志決定を基本とし、期間の違い、言葉を変えていえば生産要素に関して直接時間的に競合関係にない意志決定に関

しては問題にすることができなかつた。そのため、同一時期に2種3種の作物を競合的に作付・生産する農家に関しては分析することはできるが、裏作を行なうか否かとか、土地条件の制約のもとで多毛作化によって土地利用率を高めて収益を上げるという方向の意志決定を分析の土俵の上にのせることは不可能であつた。

そこで、この第6章の分析においては、まず本質を示す労働市場の存在しない最も単純な基本モデルの農家について、モデル構築のための諸仮定の設定とその特質・意味づけを検討した。つまり、モデルの基本的フレームワークを明確にしたのである。具体的には、効用関数の性質の特定化の工夫によって、一般に農繁期である夏季半年と農閑期である冬季半年とに同一耕地で二毛作を行なっている農家を考えたわけである。

そして、こうして構築された基本モデルの農家の主体均衡条件をこの効用関数の極大化によって示すとともに、その経済学的意味づけ、さらにこれらの幾何平面上での表現のされ方、とくに経済余剰との関係について考察を行なつた。

つぎには、基本モデルの仮定の一部を変更し、現実との対応をより詳細に考慮した「完全競争的な日雇い労働市場に直面する農家」について、同様の分析を行ない、基本モデルの場合と比較・検討を行なつた。

そして最後に、この両モデルの農家について、生産物価格が変化・変動した場合の影響・効果を、比較静学的手法により明らかにし、その経済的な意味を検討し、政策価格の変化と経営複合化との関係を理論的に明確なものとした。

以上が本論文の各章ごとの要約であるが、重要ではあるが不十分な分析しかしきれず、問題点の指摘のみに終わつた、いわば今後に残された課題を提起して本論文をしめくくることにする。

それは一言でいってしまえば価格政策と構造政策との関係である。

論点そのものはすでに第4章で明確にしているのであらためて繰り返しはしないが、政策価格水準の農業構造に及ぼす影響の方向と大きさおよびその変化の経路とが、そのおかれた条件ごとに違い、それらの関係を明らかにすることが必要なのである。

今後さらに進展する農業の国際化と内外価格差の拡大という状況下において、わが国の農業が生き残るためには、結局のところ、農産物価格の引き下げは避けられず、また長期的にみても必要不可欠なことであろう。しかしながら、問題となるのはその移行のプロセス、手順、そしてスピードをどうするのかという点であり、構造調整の過程で発生する社会的・経済的摩擦をいかに円滑に小さくできるかということが重要なのであり、この点に関しては、先の農業構造との関係の解明なくして答えは曖昧な形でしか表現できそうにない。

この問題の解決に関して、著者は、農業構造の中心的特性を示す理論モデルをいかに操作可能な形で構築するかという点と調整過程を重視するという意味でその動学化にかかっていると考えている。今後に残された課題としたい。

さて、最後に、市場メカニズムを媒介として発生する価格政策相互間あるいは他の政策との間に生じる相互依存性の重要性を再確認して本論文をしめくくことにしよう。ある場合には補完関係となり政策効果を増幅し、また別の場合には競合関係となり政策効果を打ち消し合う。こうしたことはすべて市場メカニズムを媒介として発生している。価格は市場における資源配分のシグナルであり、所得はもちろんのこと生産や構造といった側面のすみずみに大きな波及効果を持っている。市場メカニズムが価格メカニズムといわれるゆえんである。

著者は、基本的に、政策的介入・干渉を市場メカニズムの補完的役割を果たすものと位置づけている。そして、機能面からみて市場メカニズムに代替可能なものとは位置づけない立場に立っている。

市場メカニズムのもつ弱点・限界を補正する意味で実施される政策的介入は、逆に市場メカニズムを通して起こる政策間の相互依存性に壁となって立ちほだかれるおそれが存在している。政策学を研究するものにとって市場メカニズムへの注意は常に怠ることのできない問題とってよかろう。

## 文献目録

- 1) 荏開津典生著『日本農業の経済分析』大明堂，1985年
- 2) 荏開津典生著『農政の論理をただす』農林統計協会，1987年
- 3) 藤谷築次編『農業政策の課題と方向』（現代農業政策論 第3巻）家の光協会，1988年
- 4) 藤岡幹恭，増田俊二共著『日本のコメと農業をどう変えるか』日本実業出版社，1987年
- 5) 逸見謙三・加藤譲編『基本法農政の経済分析』明文書房，1985
- 6) 逸見・梶井編『農業経済学の軌跡』農林統計協会，1981年
- 7) ハレット著，三沢嶽郎監修・田代洋一訳『農業政策の経済学』（Hallett G., The Economics of Agricultural Policy）大明堂，1972年
- 8) 速水佑次郎著『農業経済論』岩波書店，1985年
- 9) 本間正義稿「日本の農業財政支出の構造」『農業経済研究』第58巻4号（1987年3月）
- 10) 井上龍夫著『農産物価格の理論と政策』大明堂，1967年
- 11) 今村奈良臣著『補助金と農業・農村』家の光協会，1982年
- 12) 犬塚昭治編『農産物価格論』（昭和後期農業問題論集11）農山漁村文化協会，1982年
- 13) 今村奈良臣編『土地制度論』（昭和後期農業問題論集7）農山漁村文化協会，1983年
- 14) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎著『産業政策の経済分析』東京大学出版会，1988年
- 15) 叶芳和著『コメをどうする－農政改革のこころ－』日本経済新聞社，1987年
- 16) 梶井功編『農産物過剰』明文書房，1981年
- 17) 北出俊昭著『農畜産物の価格』富民協会，1980年
- 18) 北出俊昭著『食糧制度と米価』農林統計協会，1986年

- 19)加藤一朗著『農業法』有斐閣, 1985年
- 20)小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会, 1984年
- 21)経済企画庁総合計画局編『21世紀への基本戦略－経済構造調整と日本経済2の展望－』東洋経済新報社, 1987年
- 22)経済企画庁『経済白書』大蔵省印刷局, 1987年。
- 23)経済企画庁『国民生活白書』大蔵省印刷局, 1987年
- 24)柏谷通・松崎昭稿「農業の変貌と農業政策」(エコノミスト編集部『戦後日本経済研究の成果と展望』上, 毎日新聞社, 1970年)
- 25)近藤康男・梶井功編『戦後農政への証言』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ, 御茶ノ水書房, 1984年
- 26)是永東彦・紙谷貢編『農業保護と農産物貿易問題』農林統計協会, 1985年
- 27)近藤康男編『食糧管理制度論』(昭和後期農業問題論集10)農山漁村文化協会, 1982年
- 28)北出俊明著『農畜産物の価格－軌跡と展望－』富民協会, 1980年
- 29)北出俊明著『食糧制度と米価』農林統計協会, 1986年
- 30)国際食料農業協会『国際農業技術情報 45』(各種農業所得支持政策の影響)国際食料農業協会, 1985年
- 31)国際食料農業協会『農業振興のための構造的調整－戦後日本における経験から－』国際食料農業協会, 1985年
- 32)梶井功著『現代農政論』柏書房, 1986年
- 33)梶井功編著『日本農業再編の戦略』柏書房, 1982年
- 34)柏祐賢・坂本慶一編著『戦後農政の再検討』ミネルヅァ書房, 1978年
- 35)国土庁・調整局 四全総研究会『第四次全国総合開発計画 40の解説』時事通信社, 1987年
- 36)武藤和夫監修『野菜の需給動向と需給対策』筑波書房, 1985年
- 37)宮出秀雄著『日本の農業政策』教育出版, 1970年
- 38)三沢徹郎著『転換期の農業政策』大明堂, 1973年

- 39)宮崎勇著『日本経済 これからこうなる』PHP研究所, 1987年
- 40)宮沢健一著『産業の経済学』東洋経済新報社, 1975年
- 41)森島賢稿「農業経済の計量分析における近年の動向」『農業経済研究』  
第39巻4号(1968年3月)
- 42)中嶋千尋著『農家主体均衡論』国民協会, 1983年
- 43)中嶋千尋著『私の「土地」政策 「コメ」政策』中央公論社, 1987年
- 44)農林漁業基本問題調査事務局『農業の基本問題と基本対策—解説版—』農  
林統計協会, 1960年
- 45)野口悠紀雄著『公共政策』岩波書店, 1984年
- 46)農林水産省大臣官房企画室監修『21世紀へ向けての農政の基本方向—農業  
の生産性向上と合理的な農産物価格の形成を目指して—』創造書房, 1986年
- 47)中谷巖著『ポータレス・エコノミー』日本経済新聞社, 1987年
- 48)農林水産省『図説 農業白書』農林統計協会, 1987年
- 49)日本経済新聞社編『ゼミナール 日本経済入門』日本経済新聞社, 1985年
- 50)日本経済学会連合会編『経済学の動向』中巻, 東洋経済新報社, 1975年
- 51)日本経済学会連合会編『経済学の動向』第2集, 東洋経済新報社, 1982年
- 52)中安定子稿「転換せまられる農業分析」(エコノミスト編集部『戦後日本  
経済研究の成果と展望』下, 毎日新聞社, 1970年)
- 53)中安定子編『農村人口論・労働力論』(昭和後期農業問題論集5)農山漁村  
文化協会, 1983年)
- 54)農政研究センター「特集 総合的価格所得政策」(『食料政策研究』第33号)  
農政研究センター, 1983年
- 55)日本経済新聞社編『ホルダーズ 農業改革 過剰との闘い』日本経済新聞社,  
1988年
- 56)OECD編 農業問題研究グループ訳『世界の農業補助政策—補助削減への  
OECD勧告』日本経済新聞社, 1987年
- 57)OECD編 日本経済調査協議会訳『積極的調整政策—先進国における産業  
構造調整への提言—』金融財政事情研究会, 1984年

- 58)大川一司・川野重任編『現代農業分析の展望』大明堂，1958年
- 59)佐伯尚美著『食糧制度—変質と再編—』東京大学出版会，1987年
- 60)篠原泰三・逸見謙三編『農業政策講義』青林書院，1971年
- 61)シェファード著，川野重任監修『農産物価格政策と農業所得政策』  
(Shepherd G. S., Agricultural Price and Income Policy) 農林水産業生  
産性向上会議，1959年
- 62)篠原三代平著『産業構造論』筑摩書房，1976年
- 63)佐貫利雄著『産業構造』日本経済新聞社，1981年
- 64)六戸寿雄稿「農業における近代経済理論」(綿谷・西村編『農業理論の現  
状と展望』東洋経済新報社，1960年
- 65)阪本楠彦編『土地価格論』(昭和後期農業問題論集8)農山漁村文化協会，  
1982年
- 66)総務庁行政監察局編『食糧管理の現状と問題点』大蔵省印刷局，1987年
- 67)関口末夫編『日本の産業調整』日本経済新聞社，1981年
- 68)崎浦誠治編著『米の経済分析』農林統計協会，1984年
- 69)戸田博愛著『現代日本の農業政策』農林統計協会，1986年
- 70)常磐政治著『農産物価格政策』家の光協会，1978年
- 71)土屋圭造稿「日本農業の計量分析：展望」『季刊 理論経済』第17巻3号  
(1967年3月)
- 72)土屋圭造稿「日本農業の計量分析：展望」(建元正弘・市村真一編『日本  
経済の計量分析』東洋経済新報社，1970年)
- 73)田中裕稿「農業計量経済学の最近の動向」『農林業問題研究』第71号  
(1983年6月)
- 74)竹中久二雄・西山久徳著『農業政策と農業法制—戦後農政の展開と農業関  
係法—』
- 75)玉井虎雄編『国際市場論』(昭和後期農業問題論集14)農山漁村文化協会，  
1982年
- 76)土屋圭造稿編『農業の計量分析論』(昭和後期農業問題論集6)農山漁村文

- 化協会，1984年
- 77)暉峻衆三編『農地改革論Ⅱ』（昭和後期農業問題論集2）農山漁村文化協会，  
1986年
- 78)東畑精一・大川一司編『日本の経済と農業—成長分析』岩波書店，1956年
- 79)東畑精一・大川一司編『日本の経済と農業—構造分析』岩波書店，1956年
- 80)寺本博美著『公共支出の経済分析』成文堂，1985年
- 81)梅津和郎著『産業調整（P A P）と貿易政策』新有堂，1980年
- 82)ウェタム著，大川一司監修・増井幸夫，庄谷邦幸共訳『農業政策の経済的  
背景』（Whetham E. H. The Economic Background to Agricultural Policy）  
大明堂，1963年
- 83)山本修編『農業政策の展開と現状』（現代農業政策論 第2巻）家の光協会，  
1988年
- 84)頼平編『農業政策の基礎理論』（現代農業政策論 第1巻）家の光協会，  
1987年
- 85)湯沢誠編『農産物市場論Ⅱ』（昭和後期農業問題論集13）農山漁村文化協  
会，1984年
- 86)全国農協中央会編『アグリレポート 国民にとって農業とは』家の光協会，  
1984年